

兵庫県公報

平成28年3月31日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月31日

兵庫県監査委員

小西隆紀
藤川泰延
山本亮三
松本隆弘

平 成 27 年 度
包括外部監査結果報告書

＜テーマ＞

兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する
財務事務の執行及び運営の管理について

兵庫県包括外部監査人
公認会計士 坂井 浩史

目次

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	7
II. 選定した特定の事件（テーマ）	7
III. 事件を選定した理由	7
IV. 監査の対象期間	9
V. 監査の着眼点及び実施した手続	9
VI. 監査対象の県立学校の選定方法、監査の概要	11
VII. 監査の実施期間及び補助者	12
1. 監査の実施期間	12
2. 補助者	12
VIII. 利害関係	12

第2章 兵庫県の県立学校の概要

I. 県立学校とは	13
1. 定義	13
2. 県立高等学校	13
3. 県立特別支援学校	34
4. 県立中等教育学校	40
II. 県立学校の推移分析	42
1. 学校数	42
2. 生徒数	45
3. 高等学校の志願倍率、入学定員倍率	47
4. 教職員数	52
III. 県立学校の施設の状況	53
1. 耐震化の状況	53
2. 長寿命化改修	58
3. 施設管理計画の策定	59
IV. 県立学校の生徒数予測	60
1. 県立高等学校	60
2. 県立特別支援学校	61

第3章 県立学校を所管する兵庫県教育委員会の概要

I. 教育委員会制度	62
1. 意義	62
2. 特性	63
3. 仕組み	63
4. 組織のイメージ	64
5. 組織体制	64
6. 我が国の義務教育制度における国、県、市町村の職務分担	67
7. 教育行政における職務権限	68
8. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要	69
II. 兵庫県教育委員会の組織	72
1. 組織図	72
2. 教育委員の構成	73
3. 教育委員会の会議	73
4. 教育委員会の権限に属する事務	77
5. 教育委員会事務局の職員数	80
III. 兵庫県教育委員会の予算、決算	81
1. 予算の推移（過去10年間）	81
2. 決算の推移（過去10年間）	83
3. 平成26年度の人件費決算額内訳	83
IV. 兵庫県教育委員会が推進する第2期「ひょうご教育創造プラン」の概要	87

第4章 県立学校に関する財務事務等の概要

I. 請負・委託関係事務	89
1. 執行部署	89
2. 一括契約を実施している請負・委託事務一覧	90
3. 根拠規定に基づく事務フロー	90
4. 事務に関するマニュアル	92
5. 請負・委託関係事務に係るフロー	92
6. 兵庫県発注の建設工事に係る入札・契約制度	98
7. 建設工事の入札における最低制限価格等の改定	99

II. 教職員給与関係事務	101
1. 関係法令	101
2. 県立学校教職員の給与体系	103
3. 県立学校教員の勤怠管理資料	106
III. 公有財産・物品関係等事務	108
1. 公有財産の管理	108
2. 物品（備品）の管理	110
3. 未利用及び今後未利用となる校地、校舎、備品等の利用及び処分計画	111
4. 学校運営費の月別執行状況	113
5. 生徒等の個人情報保護に関わる情報関連機器等の管理方針	115
IV. 学校経理事務	117
1. 授業料	117
2. 奨学資金貸付金の貸付状況・滞納状況	119
3. 学校徴収金について	124
4. 学校事務一元化・集約化のためのシステム導入	130

第5章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評	136
1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理	136
2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理	138
II. 指摘事項及び意見	139
1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理	139
(1) 高額物品の調達契約について	139
(2) 耐震補強工事について	145
(3) 県立学校施設の老朽化対策費用について	153
(4) 緊急修繕・環境整備工事の執行状況について	158
(5) その他計画整備事業について	160
(6) 一括契約を実施している請負・委託契約について	162
(7) 学校徴収金の管理について	164
(8) 教職員の勤務時間の適正化について	171
(9) 備品の管理について	174
(10) 望ましい規模と配置の在り方について	175

2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理	179
〔1〕 兵庫県立神戸高等学校	179
〔2〕 兵庫県立神戸商業高等学校	185
〔3〕 兵庫県立阪神昆陽高等学校	192
〔4〕 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校	198
〔5〕 兵庫県立西宮高等学校	204
〔6〕 兵庫県立農業高等学校	211
〔7〕 兵庫県立姫路工業高等学校	225
〔8〕 兵庫県立日高高等学校	232
〔9〕 兵庫県立芦屋国際中等教育学校	240
別 添 指摘事項及び意見のまとめ	245

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

「兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する財務事務の執行及び運営の管理について」

III. 事件を選定した理由

県立学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で県が設置するものをいう。このうち、兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が所管するのは、兵庫県立の高等学校（平成27年度136校）、特別支援学校（同26校）、中等教育学校（同1校）である。

兵庫県（以下「県」という。）の平成27年度一般会計予算約2兆円のうち、県立学校関連予算である**教育費は、費目別では最大の4,433億円（23.1%）^(※)**である。そのうち、**教育委員会の予算は3,988億円（20.7%）**で、**契約や財産管理、人事管理、経理等の事務は、予算規模においてもより適切な対応が必要となる。**

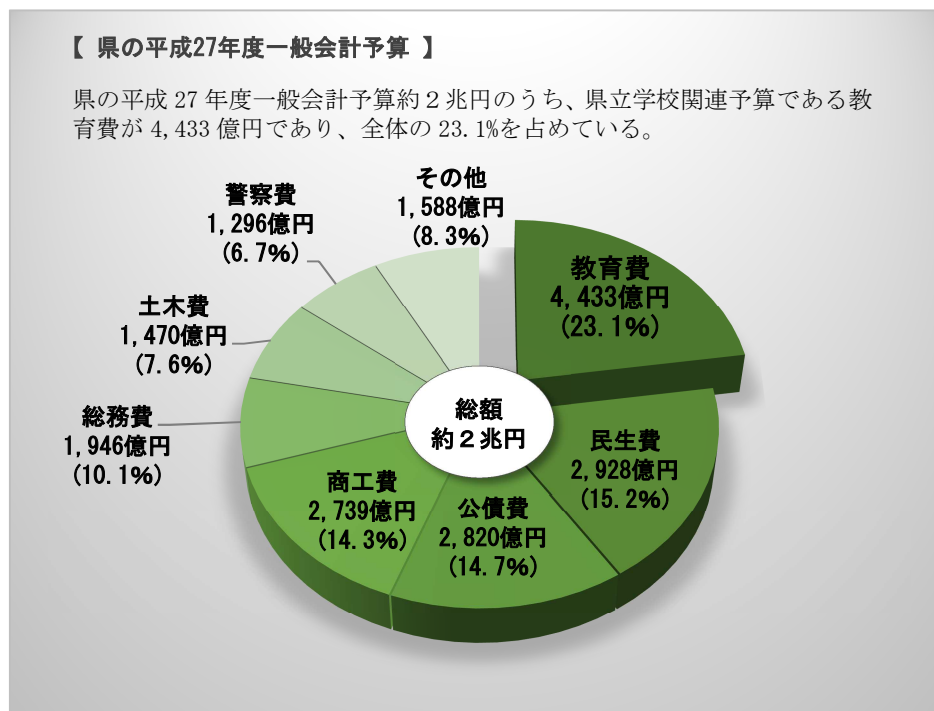
また、県内では、平成27年度より県立及び市立の高等学校の**通学区域を従来の16学区から5学区に再編し、新通学区域における入学者選抜が実施**されたところである。この再編は、平成20年2月に策定された「県立高等学校教育改革第二次実施計画」に基づき検討が始まり、生徒・保護者の高等学校を多様に選択できる権利を保障することを目的とした通学区域の拡大と捉えることができるが、結果として、生徒・保護者がこの再編をどのように評価しているのか、再編前後で各県立高等学校、市立高等学校、私立高等学校の入学者数等にどのような影響が出たのかについては、**県民の重要な関心事となっている。**

さらに、県では、平成27年度一般会計予算において学校整備費73億円を計上している。この主な内容は、校舎等の耐震補強工事費であり、県立学校については平成30年度末に耐震化完了を目指して計画的に事業を進めているところであるが、一方で、**校舎等の老朽化対策や緊急性を要する修繕・改修工事については着工の遅れが目立っている。**県教育委員会では、文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を参考に、「県立学校施設管理計画（仮称）」を策定し、長寿命化改修（58頁参照）について検討を始めたところである。**長寿命化改修については、長期的には**

改築よりも大幅なコストダウンが見込まれるものの、初期段階には単年度コストが増大することが見込まれるため、今後どのような考え方を示すのかについては大変注目される場所である。

これらのことから、「兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する財務事務の執行及び運営の管理について」をテーマとして、県立学校に関する財務事務及び運営の管理に関し、耐震補強工事を含む請負契約及び委託契約の入札から支払までにいたる事務は適切に行われているか、校地、校舎等の公有財産及び事務機器等の物品の管理事務は適切に行われているか、勤怠管理を含む教職員の人事関係事務が適切に行われているか、生徒会費等の学校徴収金の管理を含む学校経理事務が適切に行われているかという観点、将来に向けての課題として、校舎等の老朽化対策や緊急性を要する修繕・改修工事、課程・学科等のバリエーションをどのように考えるべきかという観点から、指摘並びに意見をすることは、大きな意義があると考えられるため、特定の事件として選定した。

(※) 県の平成 27 年度一般会計予算の内訳



教育費予算 4,433 億円と教育委員会の予算 3,988 億円との差額 445 億円の内訳は、企画県民部が所管する私立学校費 348 億円、大学費 93 億円、教育総務費 4 億円である。

IV. 監査の対象期間

原則として平成26年度（必要に応じて、平成25年度以前の各年度及び平成27年度についても対象とした。）。

V. 監査の着眼点及び実施した手続

監査の着眼点及び実施した手続は以下のとおりである。

着 眼 点 (1)	耐震補強工事を含む請負契約及び委託契約の入札から支払までにいたる事務 を適切に行っているか。
監 査 手 続	<ul style="list-style-type: none"> (1) 請負契約及び委託契約の一覧表を入手するとともに、入札関係書類や契約関係書類をサンプリングにより確認し、契約関係書類が適切に整理され、保管されているかを確認する。 (2) 入札関係書類や契約関係書類を閲覧し、入札手続や契約手続が「会計事務点検マニュアル」や財務規則等の各規則に従い適正に実施されているかをサンプリングにより確認する。

着 眼 点 (2)	校地、校舎等の公有財産及び事務機器等の物品の管理事務 は適切に行われているか。
監 査 手 続	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公有財産台帳等を閲覧し、校地、校舎等が適切に計上されているかを確認するとともに、登記簿謄本と照合する。また、必要に応じて、学校施設の視察を行う。 (2) 行政財産の目的外使用許可、借受不動産の一覧表を入手するとともに、関係する契約書等を閲覧し、契約手続が規程等に基づき適切に行われているかを確認する。また、学校施設の目的外使用許可について、規則に従い適切に使用料が徴収されているかをサンプリングにより確認する。 (3) 財務会計出力帳票や支出個別表等を閲覧し、主な収支について根拠資料（納品書、検収書、請求書等）をサンプリングにより照合し、収支が適切に把握されているかを確認する。特に、前年度納入、翌年度納入等に該当する取引がないかを確認する。 (4) 生徒等の個人情報保護に関わる情報関連機器、備品、図書等について、管理状況等を質問、視察等により把握し、管理方針に従い適切に管理されているかを確認する。

着 眼 点 (3)	勤怠管理を含む 教職員の人事関係事務 が適切に行われているか。
監 査 手 続	(1) 出勤簿等の勤怠管理資料を閲覧し、教職員の勤怠管理が適切に行われているかを確認する。 (2) 教職員の給与等について、給与明細、期末勤勉手当等の給与計算資料をサンプリングにより検証し、「公立学校教育職員等の給与に関する条例」、「職員の給与等に関する条例」等に従い、適切に計算されているかを確認する。

着 眼 点 (4)	生徒会費等の 学校徴収金の管理を含む学校経理事務 が適切に行われているか。
監 査 手 続	(1) 授業料等の徴収や減免、就学支援金等の事務について、関連する書類(入金資料、授業料減免申請書等)をサンプリングにより閲覧し、「兵庫県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱」等に従い適切に行われているかを確認する。また、滞納授業料等の有無を質問等により確認し、督促等の手続が適切に行われているかを確認する。 (2) 入試手続について、入学願書、合否判定資料等を閲覧し、適切に行われているかを確認する。 (3) 生徒会費等の学校徴収金の出納簿や関係する請求書等を閲覧し、学校徴収金の管理が適切に行われているかを確認する。

着 眼 点 (5)	校舎等の老朽化対策や緊急性を要する修繕・改修工事のバリエーション をどのように考えるべきか。
監 査 手 続	(1) 校舎等の老朽化対策や緊急性を要する修繕・改修工事について、国の指針、県の方針等を踏まえた上で県教育委員会と協議し、県がどう対処すべきかを検討する。

着 眼 点 (6)	課程・学科等のバリエーション をどのように考えるべきか。
監 査 手 続	(1) 学区再編前後で各県立高等学校、市立高等学校の受検者数、入学者数等にどのような影響が出たのかについて、受検者数・入学者数の比較資料、保護者や生徒のアンケート結果等の閲覧や県教育委員会との協議により把握し、課程・学科等のバリエーション等について、県が今後どのように取り組むべきかを検討する。

VI. 監査対象の県立学校の選定方法、監査の概要

7頁に記載のとおり、県教育委員会が所管する県立学校は、兵庫県立の高等学校（平成27年度136校）、特別支援学校（同26校）、中等教育学校（同1校）である。各県立学校の校長をはじめとした関係者へのヒアリング、各県立学校施設の視察、会計帳簿を中心とした関係書類の閲覧等を通じて、各県立学校における財務事務の執行状況を把握する必要があると判断したことから、生徒数等をはじめとした**規模の重要性**、学区再編により県内が5学区（第1学区～第5学区）に分けられたが、各学区内から少なくとも1校ずつ選定するという**地域性に関する方針**、16頁から18頁にかけて記載のとおり、兵庫県立高等学校に関しては、「県立高等学校教育改革第二次実施計画」の趣旨を踏まえ、様々な課程、学科、さらには単位制が設置されていることから、監査対象として**出来る限り多くのパリエーションの県立学校を選定するという方針**のもと、以下の**県立学校9校（高等学校：7校、特別支援学校：1校、中等教育学校：1校）を監査対象の県立学校として選定**した。その上で、選定した県立学校については、以下のとおり、各県立学校を訪問し、9頁から10頁にかけての着眼点（1）から（6）までに記載の監査手続を実施した。

【 監査対象とした県立学校及び監査の実施状況 】

学校の 所在地域	県立学校名	課程等	学 科	平成27年 5月1日現在		往 査 日
				クラス数	生徒数	
第1学区	神戸高等学校	全日制	普通科・総合理学科	27	1,078	11月24日 25日
	神戸商業高等学校	全日制	商業科・情報科・会計科	21	813	8月26日 9月2日
第2学区	阪神昆陽高等学校	多部制	普通科1部・2部・3部	28	753	9月29日 10月7日
	阪神昆陽特別支援学校	高等部	職業科	18	143	9月9日
	西宮高等学校	全日制	普通科（単位制）・音楽科（単位制）	27	1,073	9月8日 10日
第3学区	農業高等学校	全日制	農業科・園芸科・動物科学科・食品科学科・ 農業環境工学科・造園科・生物工学科	21	831	9月30日
		定時制	普通科	7	217	10月8日
第4学区	姫路工業高等学校	全日制	機械科・電気科・工業化学科・ デザイン科・溶接科・電子機械科	21	812	9月17日 28日
第5学区	日高高等学校	全日制	看護科・福祉科	6	223	9月15日 16日
		専攻科	看護専攻科	2	71	
—	芦屋国際中等教育学校	全日制	普通科	12	474	9月18日 25日

（※）芦屋国際中等教育学校の課程等及び学科は後期課程のもの

Ⅶ. 監査の実施期間及び補助者**1. 監査の実施期間**

平成27年4月1日から平成28年3月10日まで

2. 補助者

公認会計士	井 堂 信 純
公認会計士	高 橋 潔 弘
公認会計士	井 堂 裕 功
公認会計士	岡 村 新 平
公認会計士	成 田 将 吾

Ⅷ. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注2) 本報告書の表及び図

本報告書における表及び図は、県教育委員会から提出された資料に基づき包括外部監査人が作成した。

第 2 章 兵庫県 の 県立 学校 の 概要

第 2 章では、当包括外部監査において、監査の対象とした兵庫県の県立学校について定義し、学校数、生徒数等の推移分析、耐震化等の施設の状況、生徒数予測に関する概要説明を行っている。

I. 県立学校とは

1. 定義

「県立学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条^(注)に規定する学校で、県が設置するものをいう。

当包括外部監査のテーマにある「**兵庫県教育委員会所管の県立学校**」には、**兵庫県立高等学校、兵庫県立特別支援学校、兵庫県立中等教育学校（芦屋国際中等教育学校 1 校のみ）が該当する。**

(注) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条〔学校の範囲〕

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

2. 県立高等学校

(1) 設置の根拠

「兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例」（昭和 35 年 12 月 27 日条例第 67 号）の第 1 条（設置）において、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すため、兵庫県立高等学校を置く。」とされている。

(2) 県立高等学校教育改革第二次実施計画の概要

① 実施期間

平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間であるが、当分の間は延長し、学区再編の状況を見た上で、次期実施計画を検討する予定となっている。

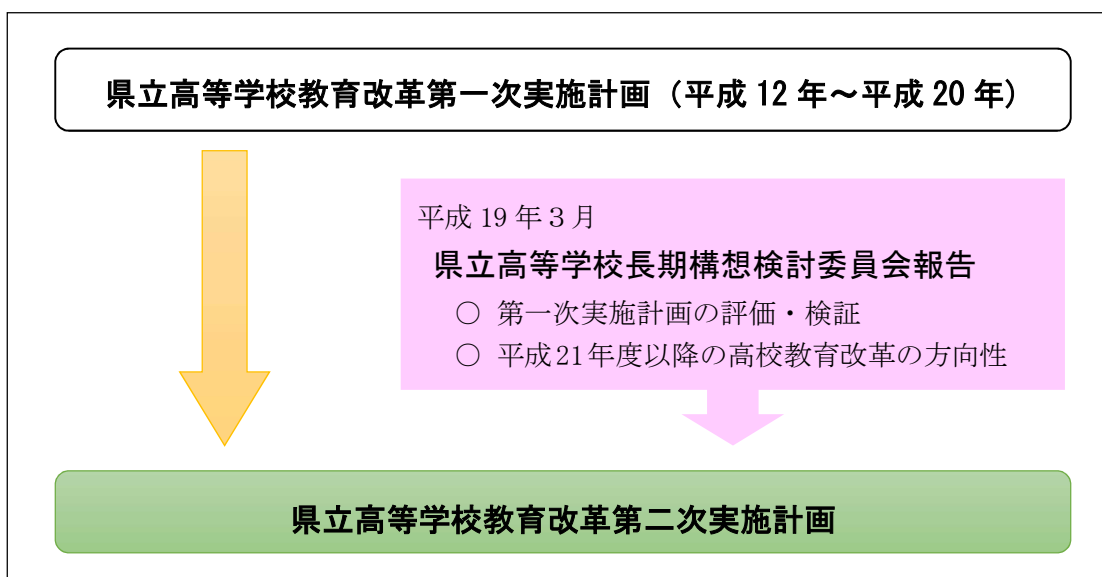
② 計画の趣旨

県立高等学校長期構想検討委員会の報告に基づき、「第一次実施計画」（平成 12 年～平成 20 年）の基本理念を踏まえ、県立高等学校の教育改革を推進するにあたっての改革の方向と推進計画を示したものである。

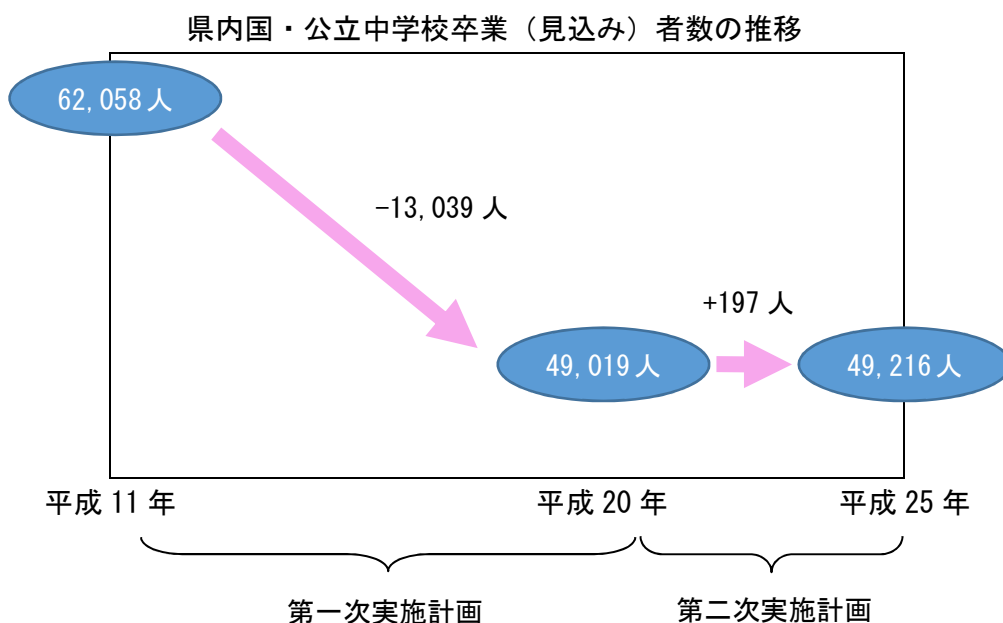
③ 第二次実施計画の4つの柱

- ・ 魅力ある学校づくりを一層推進する。
- ・ 今後の生徒数等の状況を見据えた県立高等学校の望ましい規模の確保と配置の適正化を進める。
- ・ 学びたい学校を選択できる入学者選抜制度・方法の改善を図る。
- ・ 多様な学習ニーズ等に対応した定時制・通信制高校の活性化と望ましい配置を推進する。

【 県立高等学校教育改革第二次実施計画の成り立ち 】



【 県立高等学校教育改革第二次実施計画までの生徒数動向 】



【 兵庫県の高校教育改革について 】

【社会情勢の変化】
 ・高校進学率 97%
 ・少子・高齢化
 ・国際化
 ・情報化
 ・科学技術の進展 等

生徒数が減少する中で、高校の教育活動の水準を維持する観点から、規模と配置の適正化が必要

生徒の多様な能力・適正・興味・関心、進路希望等に対応した特色ある高校教育を用意することが必要

本県では3つの選抜制度が併存
 【単独選抜(9学区)、総合選抜(5学区)、連携校方式(2学区)】
 →生徒が主体的に学校を選択できる選抜制度に統一していくことが必要

定時制に通う生徒の変化(全日制中退者や不登校経験者の増加)への対応が必要

【中学校卒業生数の推移】
 (ピーク H1 約 87,000 人)
 H11 約 62,000 人
 ↓
 H20 約 49,000 人
 約 13,000 人の減少
 (すべての学区で減少)
 【地方分権の推進】
 市町合併の推進
 H11 21市 70町
 ↓
 H20 29市 12町
 91市町が 41市町に減少

計画策定前	(1) 望ましい規模と配置			(2) 魅力ある学校づくり			(3) 入学者選抜制度・方法の改善	(4) 定時制・通信制高校の活性化	
	発展的統合	分校募集停止等	通学区域見直し	総合学科	全日制単位制	特色ある専門学科	中高一貫教育校	複数志願選抜・特色選抜の導入	多部制単位制高校の設置
12				神戸甲北、香寺、淡路、和田山	尼崎稲園	社(体育科)、県西宮(音楽科)、明石(美術科)、宝塚北(演劇科)、県立大付属(総合科学科)			
13				伊丹北、有馬	加古川南				
14				須磨友が丘	北須磨 三田祥雲館	舞子(環境防災科)			西宮香風(定時制4校の再編)
15	武庫荘総合 豊岡総合			武庫荘総合 豊岡総合	姫路東	国際(国際科)、尼崎小田(サイエンスリサーチ科) 明石西(国際人間科)	芦屋国際(中等教育学校)	神戸第三学区(単独選抜学区)	飾磨工業(定時制3校の再編)(白鷺工業、姫路産業技術、城北を募集停止)
16									
17		浜坂温泉校	神戸第一学区・芦屋学区の統合		県芦屋			姫路・福崎学区(単独選抜学区)	
18				三木東	加古川北			加印学区(単独選抜学区)	
19	神戸鈴蘭台 淡路三原			西宮今津 明石南、太子		神戸(総合理学科)	県立大附属中学(併設型)	北播学区(単独選抜学区)	
20	龍野北	八鹿大屋校						尼崎学区 明石学区(総合選抜学区)	
合計	5組 10校	2分校	17学区→16学区	14校	6校	10校(10学科)	2校	6学区/16学区(単独選抜4学区、総合選抜2学区)	2校

【中学校卒業生数の推移】
 H20 約 49,000 人
 ↓
 H27 約 49,000 人
 ↓
 H30 約 47,000 人
 県全体ではほぼ横ばい
 ただし、地域ごとでは
 状況が異なる。
 ・増加
 神戸第一・芦屋、西宮
 ・大きく減少
 丹有、但馬、淡路

21	(予定なし)	洲本実業東浦校 淡路一宮校	全県の通学区域の在り方を検討	(予定なし)				西宮学区 伊丹学区(総合選抜学区)	西脇北(北条(定時制)を募集停止)
22			全県の通学区域の在り方を検討			加古川東(理数科)	千種(連携型)	神戸第一学区、芦屋学区 神戸第二学区(単独選抜学区) 宝塚学区(総合選抜学区)	
23		篠山産業東雲校 →本校化 篠山東雲	全県の通学区域の在り方を検討		県西宮	豊岡(理数科) 鳴尾(国際文化情報学科)		西播学区(単独選抜学区) 特色選抜を丹有学区、北但学区、南但学区、淡路学区に先行導入	
24		川西宝塚良元校				尼崎小田(国際探求学科) 明石北(自然科学科)	氷上西(連携型)		阪神昆陽(川西、川西宝塚良元、伊丹市立を募集停止)(宝塚教室、川西教室設置 H26 まで)
25									
26		篠山産業丹南校				宝塚北(グローバルサイエンス科)		村岡(地域アウトドアスポーツ類型)	
27			16学区→5学区 新通学区域導入			龍野(総合自然科学科)		複数志願選抜を全県(5学区)に導入	
28						兵庫(創造科学科) 三木(国際総合科)			

(3) 課程・学科等のバリエーション

兵庫県立高等学校に関しては、「県立高等学校教育改革第二次実施計画」の趣旨を踏まえ、様々な課程、学科、さらには単位制が設置されている。

① 課程

学校で学ぶ時間帯や学び方の違いによって、全日制、定時制、多部制、通信制の課程に分かれている。

全日制

授業や学校行事、部活動などの教育活動が昼間に行われる。各高等学校の特色に応じて、時間割やクラス編成などが工夫されている。

定時制

昼間や夜間の特別な時間帯に教育活動が行われる。午後1時頃から4時頃まで学ぶ昼間定時制と午後5時頃から9時頃まで学ぶ夜間定時制がある。

多部制

複数の時間帯に教育活動が行われる。午前(1部)、午後(2部)、夜間(3部)の3つの部があり、いずれかの部に所属して学習する。それぞれの生活スタイルに合わせ、部をこえて時間割を組み、学習することもできる。

通信制

通信の方法による教育活動が行われる。レポートの提出や年間に定められたスクーリング(教室などで、先生から直接指導を受けること)などによって単位を修得できる。

② 学科

各課程において、学習する内容の違いにより、普通科、総合学科、職業教育を主とする学科(職業学科)、特色ある専門学科が設置されている。

普通科

普通科では、国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語などの教科を中心に学ぶ。生徒の進路希望や興味・関心に応じて系統的に教科・科目が選択できるよう、文系、理系以外にも、芸術類型、生命科学類型、福祉ボランティア類型、教育類型などの特色ある「類型」が設置されている高等学校もある。

また、類型にかかわらず、幅広い学習ニーズにこたえるため、「情報処理」や「社会福祉基礎」など、専門科目を含めた幅広い選択科目も設置されている。さらに、地域の実態、生徒の学習ニーズ等を踏まえ、それぞれの分野や

領域に関する学習を取り入れた、国際文化系コース、自然科学系コース、健康福祉系コース、総合人間系コースが設置されている高等学校もある。

総合学科

総合学科では、生徒の興味・関心、進路希望などに応じて、共通科目と専門科目の両方から自分自身で科目を選び、学習することができる。

将来の職業や生き方について考える科目「産業社会と人間」をはじめ、様々な科目を学習することを通じて、自分自身の進路に対する意識や関連した知識等を高めることができる。

多様な選択科目は、「系列」と呼ばれるグループに分けられており、各高等学校において、多くの特色ある系列が設置されている。

職業教育を主とする学科（職業学科）

農業や工業、商業など、各分野におけるスペシャリストを目指して、専門的な内容を学習する。バイオテクノロジーやコンピュータなど、時代の先端を担う科目が数多く設置されている。また、建築や簿記、情報処理等、それぞれの専門分野に合わせた多くの資格を取得することもできる。農業に関する学科、工業に関する学科、看護に関する学科等がこれに該当する。

特色ある専門学科

職業学科の他にも、一人一人の多様な個性に対応した様々な専門学科が設置されている。スポーツや芸術、科学、防災など、各分野において専門的な技術・知識を身につけるとともに人間性を養い、将来、社会の各分野で活躍できる人材を育成する。理数科、国際科、環境防災科、音楽科、演劇科、体育科等がこれに該当する。

③ 単位制

学年ごとに単位を認定し、上の学年に進級する学年制のしくみに加えて、**平成6年度から、新たに単位制という柔軟な学びのシステムを導入**している。「単位」とは、学習の量をあらわす基準のことで、一定時間の授業を継続して受け、高等学校の定める出席や成績の条件を満たすことによって認定される。これを「単位の修得」と呼ぶ。

学年の区別なく、必要な単位を修得することによって卒業が認められるのが単位制高等学校の特徴である。なお、総合学科においても、単位制のしくみを取り入れている。

④ 中高一貫教育校

中学校と高等学校の6年間で接続し、弾力的な教育活動を展開する中で、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的としている。

中高一貫教育校には、(1)一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う「中等教育学校」、(2)同一設置者による中学校と高等学校を接続し、中等教育学校に準じて中高一貫教育を行う「併設型中高一貫教育校」、及び(3)既存の市町立中学校と県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する「連携型中高一貫教育校」がある。

県教育委員会所管の県立学校としては、(1)の「中等教育学校」として、兵庫県立芦屋国際中等教育学校が設置されている。(3)の「連携型中高一貫教育校」として、兵庫県立千種高等学校(連携校:宍粟市立千種中学校)、及び兵庫県立氷上西高等学校(連携校:丹波市立氷上中学校及び青垣中学校)が設置されている。

(4) 新通学区域

① 新通学区域導入の流れ

平成20年 2月	県立高等学校教育改革第二次実施計画
平成21年 7月	兵庫県高等学校通学区域検討委員会の設置
平成22年 4月	検討委員会中間まとめの公表
平成23年 6月	検討委員会報告素案の公表
平成23年11月	検討委員会報告の提出
平成24年 1月	新通学区域の基本方針の決定・公表
平成24年 9月	全県新通学区域中・高連絡会議設置
平成24年12月	新通学区域に係る公立高等学校入学者選抜の改善について決定・公表
平成27年2・3月	新通学区域における公立高等学校入学者選抜の実施

② 通学区域の見直しについて

(ア) 見直し前にあった課題

- ・ 高校数が少ない学区では選択幅が制限されている。
- ・ 学区間で選択できる高校数に差がある。
- ・ 生徒数が急増、急減する学区では学区内での対応が困難である。
- ・ 選択できる高校数が少ないため、学びたい高校を志願するという複数志願選抜の趣旨が生かされていない学区がある。
- ・ 市町合併によって市町域において異なる学区がある。
- ・ 自由学区について、高校選択に不公平感が多数存在している。

(イ) 見直しにあたっての考え方

見直しにあたっては、高校の魅力・特色づくりを一層進めるとともに、生徒・保護者の高校を多様に選択できる権利を保障していくことが重要であり、このため、生徒数の今後の推移も見据えつつ、学びたいことが学べる高校への志願を目的とする複数志願選抜制度を前提として、通学区域を拡大する観点から、以下の考えを基本として具体案を検討する。

- ・ 現行学区を分割せずに統合により拡大
- ・ 同一市町は同一通学区域に設定
- ・ 自由学区の見直し

(ウ) 通学区域の再編

(イ)「見直しにあたっての考え方」に基づき、**新しい通学区域は、16学区を以下の5学区として再編**する。

第1学区

同一市町は同一の通学区域に設定すること、及び現行学区を分割しないという原則に立って、**神戸第一・芦屋学区と神戸第二学区、神戸第三学区を統合**する。

淡路学区は選択できる学校数が少ないこと、交通機関のつながりを考慮し神戸市と統合する。

第2学区

交通機関のつながり、現行の行政区分、西宮市や三田市等の今後の生徒数の増減、**宝塚学区**は選択できる学校数が少ないことを考慮し、**阪神地域の尼崎学区、西宮学区、伊丹学区、宝塚学区及び丹有学区を統合**する。

第3学区

加古川流域を中心とした生活圏や文化圏、交通機関のつながりを考慮するとともに、**明石学区**は選択できる学校数が少ないこと、かつて加印学区と同じであったという歴史的なつながりを考慮し、**明石学区と加印学区、北播学区を統合**する。

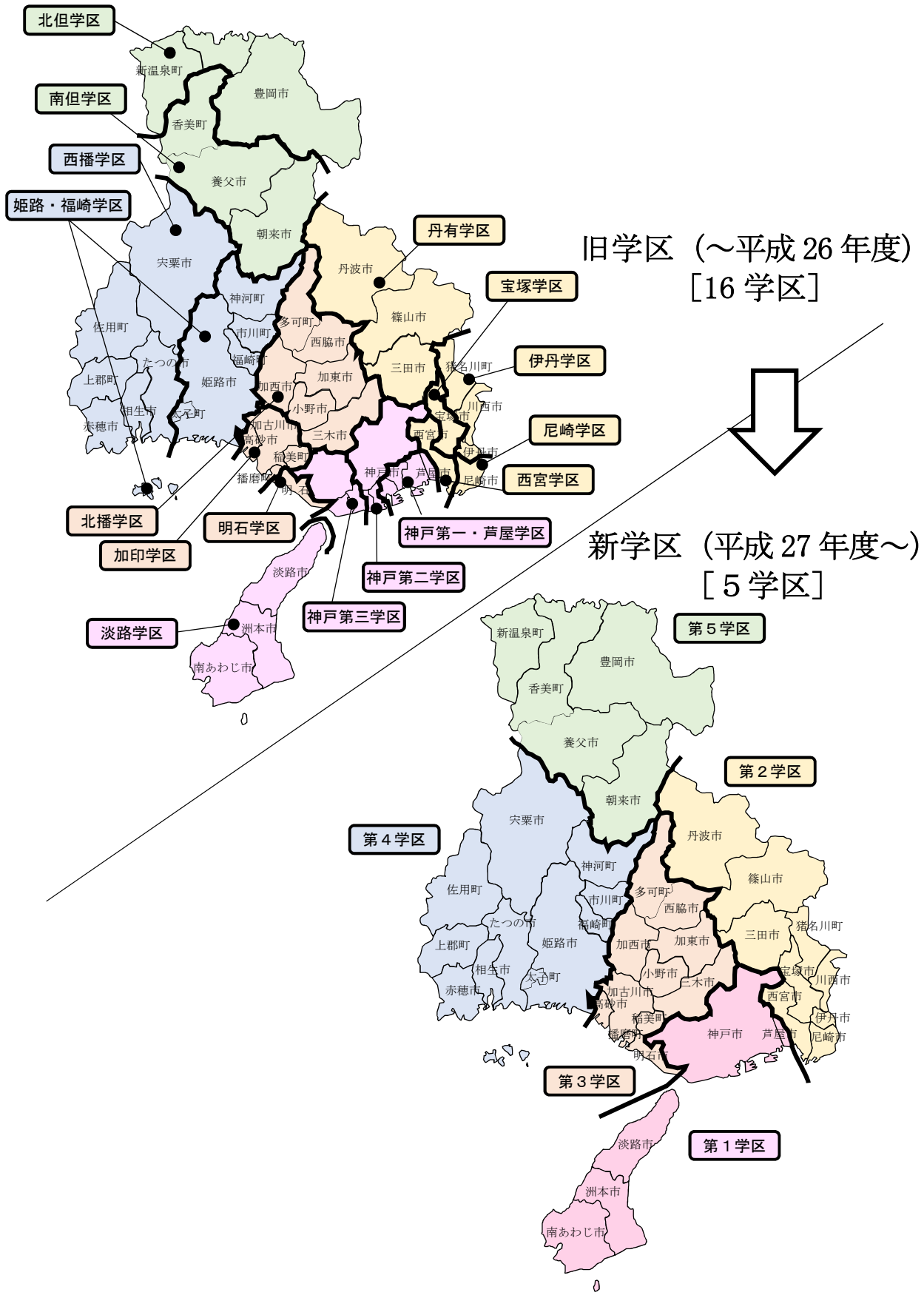
第4学区

生活圏や文化圏、交通機関のつながりを考慮し、**姫路・福崎学区と西播学区を統合**する。

第5学区

同一市町は同一の通学区域に設定すること、及び但馬地域としての生活圏や文化圏のつながり、選択できる学校数が少ないことを考慮し、**北但学区と南但学区を統合**する。

【見直し前後の通学区域（学区）】



【新しい通学区域(学区)の概要】

【第4学区】

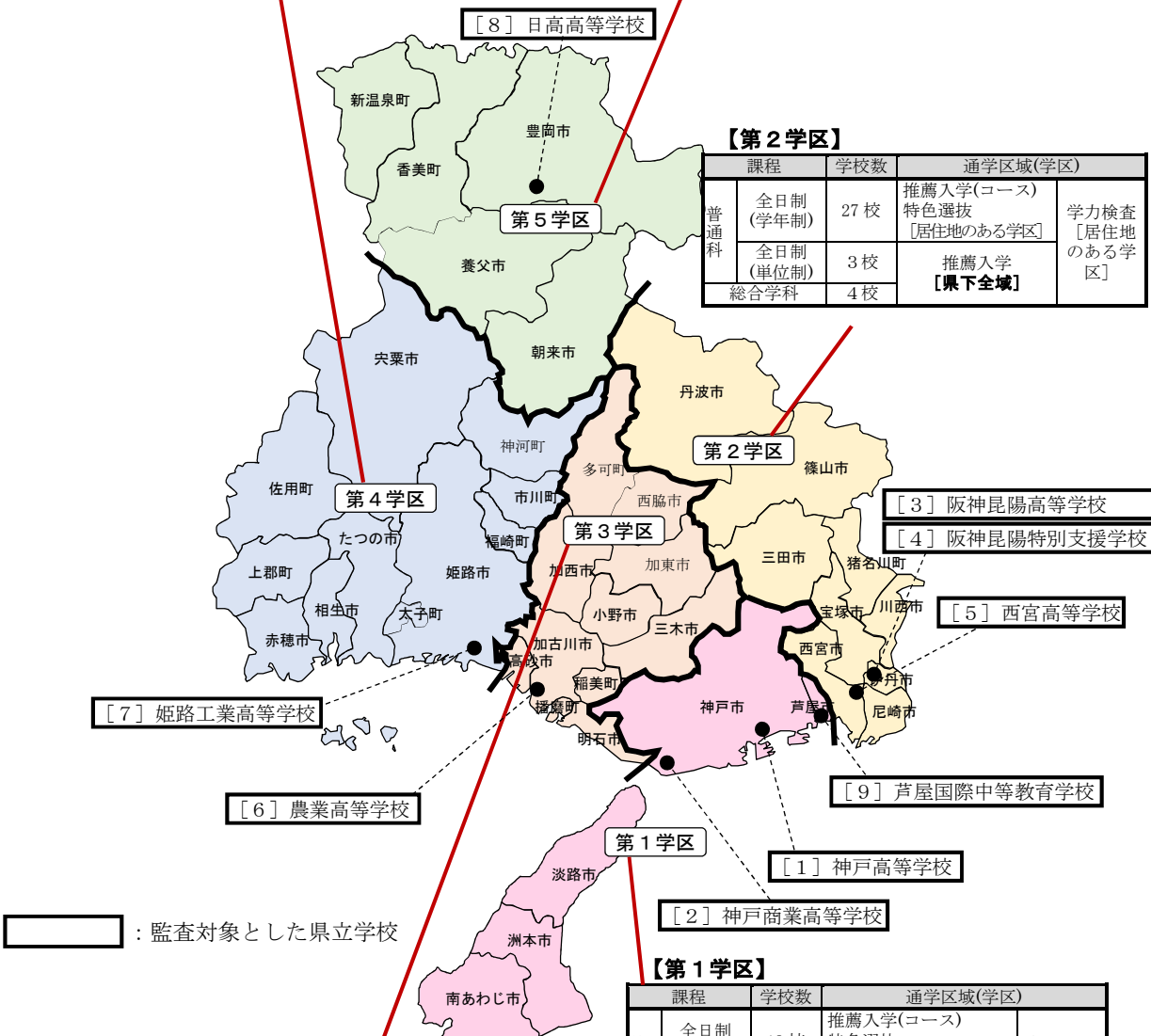
課程		学校数	通学区域(学区)	
普通科	全日制(学年制)	19校	推薦入学(コース) 特色選抜 [居住地のある学区]	学力検査 [居住地のある学区]
	全日制(単位制)	1校		
	総合学科	2校	推薦入学 【県下全域】	

【第5学区】

課程		学校数	通学区域(学区)	
普通科	全日制(学年制)	7校	推薦入学(コース) 特色選抜 [居住地のある学区]	学力検査 [居住地のある学区]
	全日制(単位制)	0校		
	総合学科	2校	推薦入学 【県下全域】	

【第2学区】

課程		学校数	通学区域(学区)	
普通科	全日制(学年制)	27校	推薦入学(コース) 特色選抜 [居住地のある学区]	学力検査 [居住地のある学区]
	全日制(単位制)	3校		
	総合学科	4校	推薦入学 【県下全域】	



□ : 監査対象とした県立学校

【第3学区】

課程		学校数	通学区域(学区)	
普通科	全日制(学年制)	20校	推薦入学(コース) 特色選抜 [居住地のある学区]	学力検査 [居住地のある学区]
	全日制(単位制)	1校		
	総合学科	3校	推薦入学 【県下全域】	

【第1学区】

課程		学校数	通学区域(学区)	
普通科	全日制(学年制)	18校	推薦入学(コース) 特色選抜 [居住地のある学区]	学力検査 [居住地のある学区]
	全日制(単位制)	3校		
	総合学科	4校	推薦入学 【県下全域】	

【全学区共通】

学科・課程	学校数	通学区域(学区)
職業学科を主とする学科	34校	推薦入学・学力検査 【県下全域】 ^(※)
特色ある専門学科	20校	
定時制	19校	学力検査 【県下全域】
多部制	4校	I期試験(面接・作文) II期試験A(学力検査・面接) 【県下全域】
通信制	2校	面接 【県下全域】

下表の居住市区町からは、隣接区域への出願が認められる。

居住市区町	隣接区域	居住市区町	隣接区域
神戸市北区	西宮市	明石市	神戸市西区
	三田市		淡路市
	三木市		神戸市北区
神戸市西区	明石市	三木市	神戸市西区
	三木市		高砂市
西宮市	神戸市北区	姫路市	高砂市
三田市	神戸市北区	神河町	朝来市
淡路市	明石市	朝来市	神河町

(※) ただし、明石市立明石商業高校(商業科)については、別に定められている。(平成27年3月現在)

【 公立全日制高等学校普通科・総合学科の通学区域〈学力検査に係るもの〉 】

学区	学校数	所属区域	出願を認める隣接区域		旧学区（～平成 26 年度）	
			居住市区町	隣接区域	学 区	所属区域
第 1 学区	25	神戸市 芦屋市 洲本市 南あわじ市 淡路市	神戸市 北区	西宮市	神戸第一 ・ 芦 屋	東灘区 灘区 中央区 兵庫区のうち神戸生田中及び湊翔楠中の区域 芦屋市
				三田市		
				三木市		
			神戸市 西区	明石市 三木市	神戸第二	兵庫区（神戸第一・芦屋学区の所属区域を除く） 北区 長田区（神戸第三学区の所属区域を除く） 須磨区のうち雲雀丘中の区域
淡路市	明石市	神戸第三	長田区のうち西代中、高取台中及び太田中の区域 須磨区（神戸第二学区の所属区域を除く） 垂水区 西区			
第 2 学区	34	尼崎市 西宮市 宝塚市 伊丹市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡	西宮市	神戸市 北区	尼 崎	尼崎市
					西 宮	西宮市
					宝 塚	宝塚市
			三田市	神戸市 北区	伊 丹	伊丹市 川西市 川辺郡
					丹 有	三田市 篠山市 丹波市
					明 石	明石市
第 3 学区	24	明石市 加古川市 高砂市 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 加古郡 多可郡	明石市	神戸市西区	明 石	明石市
				淡路市		
			三木市	神戸市北区	加 印	加古川市 高砂市 加古郡
				神戸市西区	北 播	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
第 4 学区	22	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	姫路市	高砂市	姫路・福崎	姫路市 神崎郡
			神崎郡 神河町	朝来市	西 播	相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
第 5 学区	9	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	朝来市	神崎郡 神河町	北 但	豊岡市 新温泉町 香美町のうち香住区の区域
					南 但	養父市 朝来市 香美町のうち小代区及び村岡 区の区域
全 県	2	県下全域			全 県	県下全域

(※ 1) 出願を認める隣接区域：居住市区町欄の区域の者は、右の隣接区域に設置されている学校への出願が可能

(※ 2) 学校数は平成 27 年 4 月 1 日現在

(5) 県立高等学校一覧 (中等教育学校含む)

学校名	全定	学科	コース	通学区域 ^(※)	所在市町	学校名	全定	学科	コース	通学区域 ^(※)	所在市町
神戸	全	普通科 総合理学科		第1学区 全県	神戸市灘区	尼崎小田	全	サイエンスリサーチ科 国際探求学科		全県	尼崎市
御影	全	普通科	総合人文	第1学区	神戸市東灘区	尼崎稲園	全	普通科(単位制)		第2学区 推薦は全県	尼崎市
東灘	全	普通科		第1学区	神戸市東灘区	伊丹	全	普通科		第2学区	伊丹市
兵庫	全	普通科	未来創造	第1学区	神戸市長田区	伊丹西	全	普通科		第2学区	伊丹市
夢野台	全	普通科		第1学区	神戸市長田区	伊丹北	全	総合学科		第2学区 推薦は全県	伊丹市
神戸鈴蘭台	全	普通科	国際コミュニケーション	第1学区	神戸市北区	川西緑台	全	普通科		第2学区	川西市
神戸甲北	全	総合学科		第1学区 推薦は全県	神戸市北区	川西明峰	全	普通科		第2学区	川西市
神戸北	全	普通科		第1学区	神戸市北区	川西北陵	全	普通科		第2学区	川西市
長田	全	普通科		第1学区	神戸市長田区	猪名川	全	普通科		第2学区	川辺郡猪名川町
星陵	全	普通科		第1学区	神戸市垂水区	西宮	全	普通科(単位制) 音楽科(単位制)		第2学区 推薦は全県	西宮市
舞子	全	普通科	環境防災科	第1学区 全県	神戸市垂水区	鳴尾	全	普通科 国際文化情報 学科		第2学区 全県	西宮市
北須磨	全	普通科(単位制)		第1学区 推薦は全県	神戸市須磨区	西宮北	全	普通科		第2学区	西宮市
須磨東	全	普通科		第1学区	神戸市須磨区	西宮南	全	普通科		第2学区	西宮市
須磨友が丘	全	総合学科		第1学区 推薦は全県	神戸市須磨区	西宮今津	全	総合学科		第2学区 推薦は全県	西宮市
伊川谷	全	普通科		第1学区	神戸市西区	西宮甲山	全	普通科		第2学区	西宮市
伊川谷北	全	普通科		第1学区	神戸市西区	宝塚	全	普通科		第2学区	宝塚市
神戸高塚	全	普通科		第1学区	神戸市西区	宝塚東	全	普通科		第2学区	宝塚市
兵庫工業	全	建築科		全県	神戸市兵庫区	宝塚北	全	普通科	グローバル サイエンス 演劇科	第2学区	宝塚市
		都市環境工学科						(募集停止)			
		総合理化学科						全県			
		デザイン科									
		機械工学科									
		電気工学科									
		電子工学科									
情報技術科											
神戸商業	全	商業科		全県	神戸市垂水区	芦屋	全	普通科(単位制)		第2学区 推薦は全県	芦屋市
		情報科									
		会計科									
湊川	定	普通科		—	神戸市長田区	国際	全	国際科(単位制)		全県	芦屋市
神戸工業	定	機械科		—	神戸市兵庫区	尼崎工業	全	機械科		全県	尼崎市
		電気科									
		建築科									
		情報技術科									
長田商業	定	商業科		—	神戸市長田区	武庫荘総合	全	総合学科		第2学区 推薦は全県	尼崎市
青雲	通	普通科		—	神戸市長田区	西宮香風	多	普通科1部 普通科2部 普通科3部		—	西宮市
尼崎	全	普通科	教育と絆	第2学区	尼崎市	阪神昆陽	多	普通科1部 普通科2部 普通科3部		—	伊丹市
尼崎北	全	普通科		第2学区	尼崎市	神崎工業	定	機械科 電気科		—	尼崎市
						柏原	全	普通科	知の探究	第2学区	丹波市

(※) 「—」は、通学区域を設けていない。

 : 監査対象とした県立高等学校

学校名	全定	学科	コース	通学区域 ^(※)	所在市町	学校名	全定	学科	コース	通学区域 ^(※)	所在市町
篠山鳳鳴	全	普通科	総合科学	第2学区	篠山市	北条	全	普通科		第3学区	加西市
有馬	全	人と自然科		全県	三田市	小野	全	普通科	科学総合	第3学区	小野市
	定	総合学科		第2学区 推薦は全県							
	定	普通科		—							
北摂三田	全	普通科		第2学区	三田市	三木	全	普通科	国際経済科	全県	三木市
三田西陵	全	普通科		第2学区	三田市						
三田祥雲館	全	普通科(単位制)		第2学区 推薦は全県	三田市						
氷上	全	営農科		全県	丹波市	三木東	全	総合学科		第3学区 推薦は全県	三木市
		食品加工科				三木北	全	普通科		第3学区	三木市
		生活科				吉川	全	普通科		第3学区	三木市
		商業科									
篠山産業	全	生活科		全県	篠山市	農業	全	農業科		全県	加古川市
		機械科						園芸科			
		電気科						動物科学科			
		土木科						食品科学科			
		商業科						農業環境工学科			
(丹南校)	全	普通科		(募集停止)	篠山市						
篠山東雲	全	地域農業科		全県	篠山市	定	普通科		—		
明石	全	普通科		第3学区	明石市	播磨農業	全	農業経営科		全県	加西市
		美術科		全県				園芸科			
明石南	全	総合学科		第3学区 推薦は全県	明石市			畜産科			
明石北	全	普通科		第3学区	明石市	東播工業	全	機械科		全県	加古川市
		自然科学科		全県				電気科			
明石西	全	普通科		第3学区	明石市			建築科			
		国際人間科		全県				土木科			
明石清水	全	普通科		第3学区	明石市	西脇工業	全	機械科		全県	西脇市
明石城西	全	普通科	グローバル探究	第3学区	明石市			電気科			
								工業化学科			
加古川東	全	普通科		第3学区	加古川市			情報・繊維科			
		理数科		全県				総合技術科			
加古川西	全	普通科		第3学区	加古川市	小野工業	全	機械科		全県	小野市
加古川南	全	総合学科		第3学区 推薦は全県	加古川市			金属工業科			
加古川北	全	普通科(単位制)		第3学区 推薦は全県	加古川市			電子科			
高砂	全	普通科		第3学区	高砂市	定	機械科		—		
松陽	全	普通科		第3学区	高砂市	錦城	定	普通科		—	明石市
		商業科		全県		西脇北	多	普通科1部		—	
		生活文化科						普通科2部			
定	普通科		—			普通科3部					
東播磨	全	普通科		第3学区	加古郡稲美町	姫路東	全	普通科(単位制)		第4学区 推薦は全県	姫路市
播磨南	全	普通科		第3学区	加古郡播磨町	姫路西	全	普通科		第4学区	姫路市
西脇	全	普通科		第3学区	西脇市	姫路南	全	普通科		第4学区	姫路市
		生活情報科		全県		網干	全	普通科		第4学区	姫路市
多可	全	普通科		第3学区	多可郡多可町	通	普通科		—		
社	全	普通科		第3学区	加東市	姫路別所	全	普通科		第4学区	姫路市
		生活科学科		全県		姫路飾西	全	普通科	グローバル・コミュニケーション	第4学区	姫路市
		体育科									

学校名	全定	学科	コース	通学区域(※)	所在市町	学校名	全定	学科	コース	通学区域(※)	所在市町		
姫路飾西	全	普通科	サイエンス・サーベイ	第4学区	姫路市	龍野北	全	総合福祉科		全県	たつの市		
福崎	全	普通科	総合科学	第4学区	神崎郡福崎町		定	商業科		—			
神崎	全	普通科		第4学区	神崎郡神河町	相生産業	専攻科	看護専攻科		全県	相生市		
香寺	全	総合学科		第4学区 推薦は全県	姫路市			全	機械科			全県	
夢前	全	普通科		第4学区	姫路市		定	電気科		—			
家島	全	普通科		第4学区 特色類型(推薦)は全県	姫路市		定	商業科		—			
龍野	全	普通科		第4学区	たつの市	姫路商業	全	商業科		全県	姫路市		
		総合自然科学科	総合自然科学(募集停止)	全県			情報科学科						
太子	全	総合学科		第4学区 推薦は全県	揖保郡太子町	姫路北	定	普通科(単位制)		—	姫路市		
相生	全	普通科	自然科学	第4学区	相生市		豊岡	全	普通科		第5学区	豊岡市	
赤穂	全	普通科		第4学区	赤穂市	日高	全	看護科		全県	豊岡市		
		普通科		—			福祉科						
上郡	全	普通科		第4学区	赤穂郡上郡町	出石	専攻科	看護専攻科		全県	豊岡市		
		農業科		—				普通科				第5学区	
		園芸科		全県				普通科				第5学区	
佐用	全	普通科		第4学区	佐用郡佐用町	香住	全	普通科		全県	美方郡香美町		
		農業科学科		—				普通科		第5学区			
		家政科		—				海洋科学科		全県			
山崎	全	普通科		第4学区	宍粟市	浜坂	全	普通科		第5学区	美方郡新温泉町		
		森林環境科学科		全県		村岡	全	普通科		第5学区 特色類型(推薦)は学区なし	美方郡香美町		
伊和	全	普通科		第4学区	宍粟市	八鹿	全	普通科	自然科学	第5学区	養父市		
		生活創造科		—				普通科	科学探究	第5学区	朝来市		
千種	全	普通科		全県 連携型選抜は連携中のみ	宍粟市	但馬農業	全	農業科		全県	養父市		
姫路工業	全	機械科		全県	姫路市		豊岡総合	全	畜産科		全県	豊岡市	
		電気科				生活科							
		工業化学科				電機応用工学科							
		デザイン科				環境建設工学科							
		溶接科				総合学科			第5学区 推薦は全県				
飾磨工業	全	電子機械科		全県	姫路市	和田山	全	総合学科		第5学区 推薦は全県	朝来市		
		機械工学科(単位制)						全	普通科	第1学区	洲本市		
		電気工学科(単位制)										総合科学	
		エネルギー環境工学科(単位制)										サイエンス	
		IT工学科(単位制)										普通科	
		健康科学工学科(単位制)										基礎工学1部	
基礎工学2部		—											
龍野北	全	電気情報システム科		全県	たつの市	洲本実業	全	基礎工学3部		全県	洲本市		
		環境建設工学科						機械科					
		総合デザイン科						電気科					
		看護科				芦屋国際中等教育	全	普通科(単位制)		全県	芦屋市		

(6) 市立高等学校、私立高等学校との関係

① 市立高等学校

(ア) 設置の根拠

高等学校については、教育の普及及び機会均等のため、都道府県がその配置及び規模の適正化に努めることとされている。

高等学校の設置については、法令により、都道府県に義務付けされ、一定以上の規模の市町村においても設置が可能とされていた。しかし、平成13年に当該規定が廃止され、**現在では全市町村で設置可能となっている。**

なお、市町村が高等学校を設置する際には、都道府県の認可が必要であるが、指定都市については、平成27年度から届出でよいこととされた。

【 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年） 】

第3条 **公立の高等学校は、都道府県が設置するものとする。**

2 政令で定める基準に該当する市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）は、高等学校を設置することができるものとする。

【政令で定める基準】

人口がおおむね10万以上、かつ、高等学校を設置するのに十分な財政上の能力を有すると認められる市町村

【学校教育法第4条】

市町村による高等学校の設置には、都道府県の認可が必要（指定都市については、平成27年度から届出）

第4条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

平成13年に第3条が削除された

(イ) 県における市立高等学校の成り立ち

高等学校の設置義務については、上述のとおり、本来、都道府県に存するが、県内では多くの市立高等学校が設置されている。その多くは、戦前の市立又は当時の町立の旧制中学校、女学校や商業学校を起源とするものであり、長い歴史と特色を有している。

また、戦後の学制改革後、普通科と職業学科の統合・分離などの高校再編成が活発に行われた時期には、県立高等学校と市立高等学校の統合も行われている。

【 現在設置されている市立高等学校の沿革（全日制） 】

- ・神戸市立六甲アイランド高校（明治45年市立高等女学校、大正12年市立第三神港商業学校）
- ・神戸市立科学技術高校（昭和13年市立松野実業学校）
- ・神戸市立葺合高校（昭和14年市立中学校）
- ・神戸市立神港高校（明治40年私立神港商業学校）
- ・神戸市立兵庫商業高校（昭和3年私立北神商業学校）
- ・神戸市立須磨翔風高校（大正11年市立第二高等女学校、昭和21年市立第二中学校、昭和23年市立西神高校）
- ・姫路市立姫路高校（昭和14年市立鷺城中学校）
- ・姫路市立琴丘高校（大正2年市立実科女学校）
- ・姫路市立飾磨高校（昭和17年兵庫県飾磨高等女学校）
- ・尼崎市立尼崎高校（昭和18年市立高等女学校）
- ・尼崎市立尼崎双星高校（大正5年住友私立職工養成所、昭和38年市立尼崎東高校）
- ・西宮市立西宮高校（大正9年町立西宮高等女学校）
- ・西宮市立西宮東高校（昭和38年市立西宮東高校）
- ・伊丹市立伊丹高校（明治40年町立伊丹裁縫学校）
- ・明石市立明石商業高校（昭和28年市立明石商業高校）

(ウ) 兵庫県教育委員会、市教育委員会との関係

【 高等学校に係る兵庫県教育委員会と市教育委員会の役割 】

役割	県立高等学校	市立高等学校	根拠
①学校の設置廃止	県	市 〔 指定都市は県への届出、 その他市は県の認可が必要 〕	学校教育法第 2 条、4 条
②学科の設置廃止	県	市 〔 指定都市は県への届出、 その他市は県の認可が必要 〕	学校教育法第 4 条、 学校教育法施行令第 23 条
③学級編制基準	国の標準に 基づき県が 基準を策定	国の標準に基づき 市が基準を策定	公立高等学校の適正配置及び 教職員定数の標準等に関する 法律第 6 条
④人事（任免・配置）	県	市：全日制の全職種及び定時制 の養護教諭、 実習助手、事務職員 県：定時制の校長、教頭、主幹教 諭、教諭 〔ただし、指定都市においては、上 記すべて指定都市〕	地方教育行政の組織及び運営 に関する法律 37 条
⑤給与負担	県	市：全日制の全職種及び定時制 の養護教諭、 実習助手、事務職員 県：定時制の校長、教頭、主幹教 諭、教諭 〔ただし、指定都市においては、上 記すべて指定都市〕	市町村立学校職員給与負担法 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第 42 条
⑥教職員定数	県	市 〔 指定都市はすべて市 その他市の全日制は市 その他市の定時制の校長、 教頭、主幹教諭、教諭は県 〕	市町村立学校職員給与負担法 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第 41 条
⑦研修	任命権者（県）	指定都市及び中核市は市 その他の市は任命権者 〔 全日制は市 〕	教育公務員特例法 21 条 地方教育行政の組織及び運営 に関する法律 58、59 条
⑧服務監督権者	県	市	地方教育行政の組織及び運営 に関する法律 43 条
⑨学校への教育内容 等の指導	県	市	学校教育法 5 条

(エ) 生徒募集定員

公立高等学校の募集定員については、県内国公立中学校卒業見込者数の増減と、これまでの進学状況、学校の規模、学科の設置状況等を考慮するとともに、市立高等学校を設置する市教育委員会等と協議を行い、市立高等学校を含めた公立高等学校の募集計画として策定している。

(オ) 入学者選抜

入学者選抜については、生徒の学校選択や中学校の進路指導が適切に行えるよう、県教育委員会において、県市協調のもと、県内すべての公立高等学校を対象とした「入学者選抜要綱」を定め、実施している。

この中で、県立と市立は入学者選抜を統一の日程で実施するとともに、3月に実施する学力検査においては、相互の志願変更を認めるほか、同一の検査問題を使用、複数志願選抜実施校では合同で管理委員会を設け合否判定を行うなど、一体となった入学者選抜を実施している。

(カ) 近年における市立高等学校の県立高等学校への移管

平成 13 年 4 月 西宮市立西宮西高校（定時制）を、新設する県立多部制高等学校（県立西宮香風高校）に移管・統合

平成 24 年 4 月 伊丹市立高校（定時制）を、新設する県立多部制高等学校（県立阪神昆陽高校）に統合

② 私立高等学校

(ア) 設置の根拠

(i) 法律

学校教育法及び私立学校法により、**私立高等学校は学校法人のみが設置することができる**とされている。

【学校教育法】

第 1 条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第 2 条 **学校は、国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第 3 条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。**

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、**私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。**

【私立学校法】

第 3 条 この法律において「**学校法人**」とは、**私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。**

(※) 兵庫県条例では、私立学校の設置根拠に係るものはない。

(イ) 県における私立高等学校の成り立ち

(i) 私立学校の特性

私立学校法第 1 条ではその目的を「私立学校の特性にかんがみ、この自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」と規定している。

この「私立学校の特性」とは、国公立の学校と異なり、私立学校が私人の寄附財産等によって設立・運営されることを原則とするものである。

この特性に根ざし、私立学校においては、建学の精神や独自の教育方針が強調されたり、所轄庁による規制ができるだけ制限されている。

(ii) 県内私立学校の歴史的経緯

県内の学校法人（小中高を持つ 53 法人）のうち、戦前に設立された法人は 37 法人であり、その内、100 年以上の歴史を持つ法人が 15 法人ある。

いずれの学校も、創設者の教育に対する理念や宗教の教えに根ざした建学の精神に基づき、それぞれが特色ある教育を展開している。

(iii) 生徒急増期の対応

昭和 50 年代からの高校の生徒急増期においては、急増する高校進学希望者の受入れを公立高等学校とともに推進するため、私立高等学校 3 校が新設された。

(ウ) 県との関係

【 私立高等学校に対する権限 】

学校の新設・廃止、 学科再編	高等学校の設置廃止、学科の設置廃止、収容定員に係る学則変更には、都道府県知事の認可を要する。(学校教育法第 4 条、同法施行令第 23 条)
教職員の給与負担	私立学校の教職員給与を含む経常的経費については、私立学校経常費補助により、国及び県からの補助を実施。(私立学校振興助成法第 9 条)
人事、研修	私立学校の教職員は、学校設置者である学校法人が直接雇用しており、その人事、研修等は個々の学校法人が独自に判断。
教育内容、学校運営に関する指導	<p>法令上の権限</p> <p>①学校閉鎖命令 (学校教育法第 13 条)</p> <p>②報告書の提出 (私立学校法第 6 条)</p> <p>③措置命令、役員解任勧告 (私立学校法第 60 条)</p> <p>④学校法人の解散命令 (私立学校法第 62 条)</p> <p>⑤報告及び検査 (私立学校法第 63 条)</p> <p>上記はいずれも法令違反や不適切な運営があった場合に認められる措置であり、私学教育課では日常的に教育内容や学校運営について把握に努め、問題があれば相談や助言により適切な対応を求めている。</p>

(※ 1) 上記に記載の各法令 (記載順のとおり)

(※ 2) 私立学校の所轄庁は都道府県知事 (県では、企画県民部管理局私学教育課が担当)

【 学校教育法 】

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

- 1 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 2 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 3 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

【 学校教育法施行令 】

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

- 1 市町村の設置する特別支援学校の位置の変更
 - 2 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第10号及び第24条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止
 - 3 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止
 - 4 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更
 - 5 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設
 - 6 私立の大学の学部の学科の設置
 - 7 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第104条第1項に規定する課程をいう。次条第1項第1号において同じ。）の変更
 - 8 高等専門学校の学科の設置
 - 9 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止
 - 10 高等学校の広域の通信制の課程（法第54条第3項（法第70条第1項において準用する場合を含む。第24条及び第24条の2において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更
 - 11 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更
- 2 法第4条の2に規定する幼稚園に係る法第4条第1項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

【 私立学校振興助成法 】

（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

【 学校教育法 】

第 13 条 第 4 条第 1 項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 1 法令の規定に故意に違反したとき
- 2 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 3 6 箇月以上授業を行わなかつたとき

【私立学校法】

(報告書の提出)

第 6 条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

(措置命令等)

第 60 条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(略)

- 9 学校法人が第 1 項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。

(解散命令)

第 62 条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(報告及び検査)

第 63 条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

③ 県立・市立・私立の学校数・生徒数・教職員数比較

【高等学校比較】

年度	学校数			生徒数			教職員数		
	県立	市立	私立	県立	市立	私立	県立	市立	私立
平成17年度	145	27	52	101,371	16,190	38,638	8,532	1,771	2,726
平成18年度	144	26	52	98,428	15,570	37,837	8,390	1,732	2,768
平成19年度	145	23	52	95,875	15,160	37,033	8,255	1,652	2,772
平成20年度	146	23	52	94,454	15,059	36,791	8,193	1,649	2,758
平成21年度	142	24	52	93,553	15,029	36,349	8,052	1,670	2,692
平成22年度	141	24	52	94,309	15,177	36,150	8,038	1,648	2,662
平成23年度	138	23	52	94,192	15,163	35,958	7,998	1,607	2,646
平成24年度	138	23	52	95,014	15,067	36,238	8,024	1,606	2,669
平成25年度	138	22	52	94,834	14,863	36,243	8,080	1,580	2,677
平成26年度	138	22	52	95,434	14,771	36,839	8,102	1,564	2,721
平成27年度	136	21	52	95,613	14,795	36,642	8,068	1,558	2,697
平成27年度 /平成17年度	93.8%	77.8%	100.0%	94.3%	91.4%	94.8%	94.6%	88.0%	98.9%
コメント	10年で県立は9校、市立は6校減少している。ほとんどは、生徒数の減少等に伴う統廃合によるものである。一方私立は学校数を維持している。			生徒数は全体的に減少している。			県立・市立学校は学校数の減少とともに、教職員数も減少している。一方私立は教職員数を維持している。		

3. 県立特別支援学校

(1) 設置の根拠

「兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例」（昭和39年4月1日条例第57号）第1条（設置）において、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるため、兵庫県立特別支援学校を置く。」とされている。

(2) 県立特別支援学校一覧

学校名	種別	設置学部					所在市町
		幼稚部	小学部	中学部	高等部		
					本科	専攻科	
視覚特別支援学校	視覚障害	○	○	○	○	○	神戸市
神戸聴覚特別支援学校	聴覚障害	○	○	○	○	○	神戸市
こばと聴覚特別支学校	聴覚障害	○					西宮市
姫路聴覚特別支援学校	聴覚障害	○	○	○	○	○	姫路市
豊岡聴覚特別支援学校	聴覚障害	○	○	○			豊岡市
のじぎく特別支援学校	知的障害 肢体不自由	○	○	○	○		神戸市
神戸特別支援学校	知的障害 肢体不自由		○	○	○		神戸市
阪神特別支援学校	知的障害		○	○	○		西宮市
芦屋特別支援学校	知的障害		○	○	○		芦屋市
こやの里特別支援学校	知的障害		○	○	○		伊丹市
阪神昆陽特別支援学校	知的障害				○		伊丹市
上野ヶ原特別支援学校	知的障害 病弱		○	○	○		三田市
高等特別支援学校	知的障害				○		三田市
氷上特別支援学校	知的障害		○	○	○		丹波市
いなみ野特別支援学校	知的障害		○	○	○		加古郡稲美町
東はりま特別支援学校	知的障害		○	○	○		加古郡播磨町
北はりま特別支援学校	知的障害		○	○	○		多可郡多可町
姫路特別支援学校	知的障害		○	○	○		姫路市
姫路しらさぎ特別支援学校	知的障害		○	○	○		姫路市
播磨特別支援学校	知的障害 肢体不自由				○		たつの市
西はりま特別支援学校	知的障害		○	○	○		たつの市
赤穂特別支援学校	知的障害		○	○	○		赤穂市
出石特別支援学校	知的障害		○	○	○		豊岡市
出石特別支援学校みかた校	知的障害		○	○	○		美方郡香美町
和田山特別支援学校	知的障害 肢体不自由		○	○	○		朝来市
あわじ特別支援学校	聴覚障害 知的障害	○	○	○	○		洲本市

(※) 豊岡聴覚特別支援学校については、平成 28 年度より種別を「聴覚障害」から「聴覚障害 知的障害」に変更予定

 : 監査対象とした県立特別支援学校

(3) 入学者選考

障害のある生徒の後期中等教育充実の観点から、**各校において高等部入学希望者数を把握し、希望者は全員が入学できる**こととなっている。ただし、職業科を設置する3校（県立高等特別支援学校、県立阪神昆陽特別支援学校、県立播磨特別支援学校）は一定の生徒定員を設けている。これらの学校が不合格となった場合は、再募集で他校受験が可能である。

(4) 市立特別支援学校との関係

① 設置の根拠

学校教育法第80条では、「都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第75条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。」と定められており、**特別支援学校の設置義務を都道府県に課している。**

設置主体 \ 学部	小学部	中学部	高等部
都道府県	義務	義務	任意
市町	任意		

なお、盲・聾学校は、戦前より都道府県に設置義務を課している（昭和23年度から義務制）。一方で、養護学校については昭和54年度から義務制となり、それにあわせて、都道府県に設置義務が課されている。

近年、知的障害特別支援学校在籍児童生徒数が急増しており、県教育委員会と神戸市教育委員会との間で協議し、平成29年度には県立神戸西部新設高等特別支援学校（仮称）を開校する予定である。

【 県立神戸西部新設高等特別支援学校(仮称)管理・普通教室棟その他建築工事 】

< 工事概要 >

工事場所：神戸市西区押部谷町高和 1557 番 1 の一部
(神戸ワイナリー農業公園内)

敷地面積：約 19,000 m²



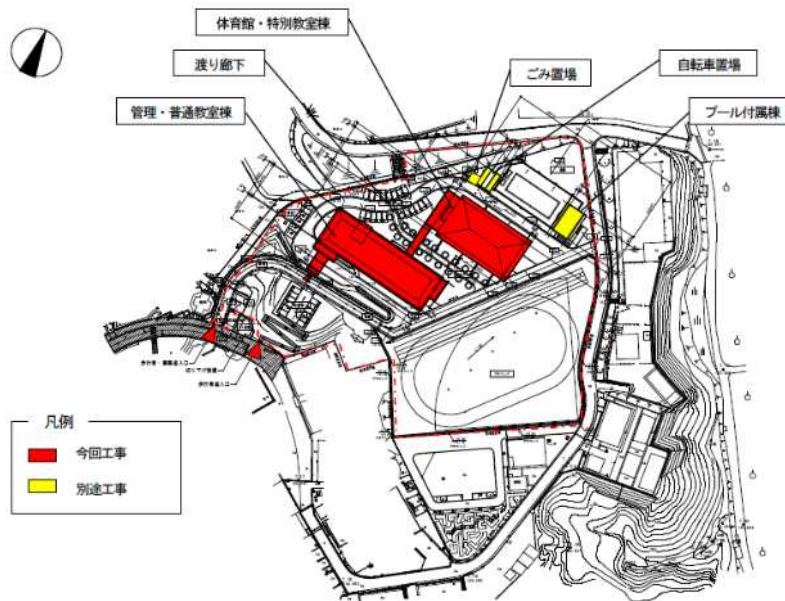
建物名称	構造	規模	延床面積	主な部屋
管理・普通教室棟	R C 造	3 階建	3,663.96 m ²	普通教室 (18 教室)、校長室、事務室、職員室、保健室、図書室他
体育館・特別教室棟	R C 造 一部W造	2 階建	1,802.34 m ²	バレーボールコート1面、食品加工室、調理室、福祉実習室他
渡り廊下	S 造	2 階建	—	(建築面積 63.86 m ²)
【別途工事】				
プール附属棟	R C 造 一部W造	平屋建	116.00 m ²	プール (25m : 4 コース)、更衣室、倉庫、ポンプ室
自転車置場 (2 棟)	S 造	平屋建	40.11 m ²	
ごみ置場 (2 棟)	S 造	平屋建	13.68 m ²	

< 整備スケジュール >

建設工事：平成 27 年 10 月から平成 29 年 1 月末まで

供用開始：平成 29 年 4 月より

<配置図>



<完成イメージ図>



【 関係規定（学校教育法） 】

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

第76条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

② 県における市立特別支援学校の成り立ち

各市においては、下表のとおり特別支援学校を設置している。

昭和 54 年度以降、小・中学校段階児童生徒の特別支援学校の設置義務は県となったが、それまでは、各市が下表のとおり養護学校等を設置してきた経緯があり、県教育委員会と各市教育委員会で役割分担をしている。

なお、平成 21 年度開校の神戸市立青陽須磨支援学校は、昭和 54 年に設置された神戸市立青陽高等養護学校を廃止し、同敷地に小・中・高等部を設置する特別支援学校として新設された。また、平成 27 年度に設置された三田市立ひまわり特別支援学校については、市独自の取組である肢体不自由特別支援学級のセンター校の課題解決に向け、市の検討会において、市立小・中学校との併設型の特別支援学校設置の方向性が示されたことから設置された。

【 現在設置されている市立特別支援学校の沿革 】

設置者	学校名	設置年	幼	小	中	高
(視覚障害)						
神戸市	盲学校	昭和 13 年	○	○	○	○
(知的障害)						
神戸市	青陽東養護学校	昭和 47 年		○	○	○
	青陽西養護学校	昭和 38 年		○	○	○
三木市	三木特別支援学校	昭和 49 年		○	○	
小野市	小野特別支援学校	昭和 50 年		○	○	
加西市	加西特別支援学校	昭和 51 年		○	○	○
(知的障害、肢体不自由)						
神戸市	青陽須磨支援学校	平成 21 年		○	○	○
(肢体不自由)						
神戸市	垂水養護学校	昭和 51 年	○	○	○	○
尼崎市	尼崎養護学校	昭和 33 年		○	○	○
西宮市	西宮養護学校	昭和 34 年		○	○	○
伊丹市	伊丹特別支援学校	昭和 47 年		○	○	○
宝塚市	宝塚市立養護学校	昭和 48 年		○	○	○
川西市	川西養護学校	昭和 53 年		○	○	○
三田市	ひまわり特別支援学校	平成 27 年		○	○	○
篠山市	篠山養護学校 ^(※1)	昭和 49 年	○	○	○	○
明石市	明石養護学校	昭和 46 年		○	○	○
加古川市	加古川養護学校	昭和 40 年	○	○	○	○
姫路市	書写養護学校	昭和 35 年		○	○	○
(肢体不自由、知的障害、病弱)						
神戸市	友生支援学校	昭和 32 年	○ ^(※2)	○	○	○

(※1) 平成 28 年度より、障害種別が「肢体不自由」から「知的障害、肢体不自由」に変更予定

(※2) 肢体不自由部門のみ

③ 兵庫県教育委員会、市教育委員会との関係

【 特別支援学校に係る兵庫県教育委員会と市教育委員会の役割 】

役割	県立特別支援学校	市立特別支援学校	根拠
①学校の設置廃止	県	市 〔指定都市は県への届出 ^(※) 、 その他市は県の認可が必要〕	学校教育法第2条、4条
②学科の設置廃止	県	市 〔指定都市は県への届出 ^(※) 、 その他市は県の認可が必要〕	学校教育法第4条、 学校教育法施行令第23条
③学級編制基準	国の標準に基づき県が基準を策定	国の標準に基づき県が基準を策定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第6条
④人事（任免・配置）	県	県 （ただし、指定都市を除く）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条
⑤給与負担	県	県	市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条
⑥教職員定数	県	県	市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条
⑦研修	任命権者（県）	指定都市及び中核市は市 その他の市は任命権者	教育公務員特例法第21条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第58、59条
⑧服務監督権者	県	市	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条
⑨学校への教育内容等の指導	県	市	学校教育法第5条

(※)学校教育法の改正により、平成28年4月1日から県への届出に変更

4. 県立中等教育学校

(1) 設置の根拠

「兵庫県立中等教育学校の設置及び管理に関する条例」（平成14年12月20日条例第60号）第1条（設置）において、「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すため、兵庫県立中等教育学校を置く。」とされている。

(2) 中高一貫教育校の種類

中高一貫教育校とは、中学校と高等学校の6年間を接続し、弾力的な教育活動を展開する中で、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的としている。

中高一貫教育校には、①一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う「**中等教育学校**」、②同一設置者による中学校と高等学校を接続し、中等教育学校に準じて中高一貫教育を行う「**併設型中高一貫教育校**」、及び、③既存の市町立中学校と県

立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する「**連携型中高一貫教育校**」がある。

県教育委員会所管の県立学校としては、①の「中等教育学校」として、**兵庫県立芦屋国際中等教育学校**が設置されている。

Ⅱ. 県立学校の推移分析

1. 学校数

(1) 県立高等学校

平成17年度に145校あった高等学校が平成27年度には136校と10年で9校減少している。分校の本校化により、単独高校として設置された高校が1校あるものの、ほとんどは、多様な学習ニーズへの対応や生徒数の減少等に伴う発展的統合によるものである。

【 学校数の推移 】

(単位：校)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全日制単独(本校)	115	115	117	117	113	113	114	114	114	114	114
全日制単独(分校)	6	6	5	5	5	4	1	1	1	1	1
全定併置	11	11	11	12	12	11	11	10	10	10	10
全通併置	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
定時制単独(本校)	10	9	9	9	9	10	9	10	10	10	9
定時制単独(分校)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
通信制単独	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	145	144	145	146	142	141	138	138	138	138	136

(※) 県立大学附属高等学校、芦屋国際中等教育学校は除く。併置校は1校とし、分校は別とする。

【 新設・統廃合の状況（過去 10 年間） 】

年度	増減	理由
平成 18 年度	定時制単独（本校）△ 1	平成 18 年 3 月 31 日 白鷺工業高等学校閉校
平成 19 年度	全日制単独（本校）+ 2	平成 19 年 4 月 1 日 神戸鈴蘭台高等学校開校 平成 19 年 4 月 1 日 淡路三原高等学校開校
	全日制単独（分校）△ 1	平成 19 年 3 月 31 日 浜坂高等学校温泉校閉校
平成 20 年度	全定併置 + 1	平成 20 年 4 月 1 日 龍野北高等学校開校
平成 21 年度	全日制単独（本校）△ 4	平成 21 年 3 月 31 日 鈴蘭台高等学校閉校
		平成 21 年 3 月 31 日 鈴蘭台西高等学校閉校
		平成 21 年 3 月 31 日 三原高等学校閉校
		平成 21 年 3 月 31 日 志知高等学校閉校
平成 22 年度	全日制単独（分校）△ 1 全定併置 △ 1 定時制単独（本校）+ 1	平成 22 年 3 月 31 日 八鹿高等学校大屋校閉校
		平成 22 年 3 月 31 日 龍野実業高等学校全日制課程廃止
		平成 22 年 4 月 1 日 龍野実業高等学校定時制課程のみとなる
平成 23 年度	全日制単独（本校）+ 1 全日制単独（分校）△ 3 定時制単独（本校）△ 1	平成 23 年 4 月 1 日 篠山東雲高等学校開校
		平成 23 年 4 月 1 日 篠山産業高等学校東雲校の本校化
		平成 23 年 3 月 31 日 淡路高等学校一宮校閉校
		平成 23 年 3 月 31 日 洲本実業高等学校東浦校閉校
		平成 23 年 3 月 31 日 龍野実業高等学校閉校
平成 24 年度	全日制単独（本校）± 0 全定併置 △ 1 定時制単独（本校）+ 1	平成 24 年 3 月 31 日 新宮高等学校（専攻科）閉校
		平成 24 年 4 月 1 日 北条高等学校全日制課程のみとなる
		平成 24 年 3 月 31 日 北条高等学校定時制課程廃止 平成 24 年 4 月 1 日 阪神昆陽高等学校開校
平成 27 年度	定時制単独（本校）△ 1 定時制単独（分校）△ 1	平成 27 年 3 月 31 日 川西高等学校閉校
		平成 27 年 3 月 31 日 川西高等学校宝塚良元校閉校

(注) ① 発展的統合

- 平成 15 年 4 月 1 日 県立飾磨工業高等学校多部制設置
(姫路産業技術高等学校、白鷺工業高等学校、城北高等学校を発展的統合)
- 平成 19 年 4 月 1 日 県立神戸鈴蘭台高等学校開校
(鈴蘭台高等学校、鈴蘭台西高等学校を発展的統合)
- 県立淡路三原高等学校開校
(三原高等学校、志知高等学校を発展的統合)
- 平成 20 年 4 月 1 日 県立龍野北高等学校開校
(龍野実業高等学校、新宮高等学校を発展的統合)
- 平成 24 年 4 月 1 日 県立阪神昆陽高等学校開校
(川西高等学校、同宝塚良元校、伊丹市立高等学校を発展的統合)

② 分校の本校化

- 平成 23 年 4 月 1 日 県立篠山東雲高等学校開校
(篠山産業高等学校東雲校の本校化)

③ 閉校等

- 平成 19 年 3 月 31 日 県立浜坂高等学校温泉校閉校
(平成 17 年 4 月 1 日募集停止)
- 平成 22 年 3 月 31 日 県立八鹿高等学校大屋校閉校
(平成 20 年 4 月 1 日募集停止)
- 平成 23 年 3 月 31 日 県立淡路高等学校一宮校閉校
(平成 21 年 4 月 1 日募集停止)
- 県立洲本実業高等学校東浦校閉校
(平成 21 年 4 月 1 日募集停止)
- 平成 24 年 3 月 31 日 県立北条高等学校定時制課程廃止
(平成 21 年 4 月 1 日募集停止)

(2) 県立特別支援学校

平成 17 年度に 23 校あった特別支援学校が平成 27 年度には、本校、分校を合わせて 26 校に増加している。平成 20 年度の淡路視覚特別支援学校閉校及び平成 23 年度の淡路聴覚特別支援学校の統合に伴う閉校はあるものの、知的障害特別支援学校在籍児童生徒数の増加に伴い、平成 21 年度からほぼ毎年のように新設されている。

【 学校数の推移 】

(単位：校)

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
本校	23	23	23	22 (△ 1)	23 (+ 1)	24 (+ 1)	23 (△ 1)	24 (+ 1)	24	25 (+ 1)	25
分校											1 (+ 1)

【 新設・統廃合の状況 (過去 10 年間) 】

年度	増減	理由
平成 20 年度	△ 1	平成 20 年 3 月 31 日 淡路視覚特別支援学校閉校
平成 21 年度	+ 1	平成 21 年 4 月 1 日 東はりま特別支援学校開校
平成 22 年度	+ 1	平成 22 年 4 月 1 日 芦屋特別支援学校開校
平成 23 年度	△ 2	平成 23 年 3 月 31 日 淡路聴覚特別支援学校閉校
		平成 23 年 3 月 31 日 淡路特別支援学校閉校
	+ 1	平成 23 年 4 月 1 日 あわじ特別支援学校開校
平成 24 年度	+ 1	平成 24 年 4 月 1 日 阪神昆陽特別支援学校開校
平成 26 年度	+ 1	平成 26 年 4 月 1 日 姫路しらさぎ特別支援学校開校
平成 27 年度	分校 + 1	平成 27 年 4 月 1 日 出石特別支援学校みかた校開校

2. 生徒数

(1) 県立高等学校

平成27年5月1日現在の県立高等学校に在籍する生徒数は95,613人で、最も多い地区は神戸地区の18,124人(全体の19.0%)、続いて東播磨地区の15,647人(全体の16.4%)となっている。最も少ないのは丹波地区の2,564人(全体の2.7%)で、次に少ないのは淡路地区の3,043人(全体の3.2%)となっている。

平成27年度の県全体の生徒数は10年前の94.3%となっている。最も減少率の高いのは、丹波地区の73.8%、続いて淡路地区の78.5%となっている。一方、阪神南、阪神北、中播磨地区では、若干増加している。

【 県立高等学校の生徒数推移 】

(単位：人)

年度 地区	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成27年度 /平成17年度
神 戸	19,122	18,477	18,070	17,961	17,834	18,156	18,112	17,971	17,804	17,987	18,124	94.8%
阪神南	12,499	12,229	11,840	11,680	11,711	11,872	11,897	12,115	12,306	12,755	13,085	104.7%
阪神北	12,898	12,519	12,237	12,031	12,039	12,314	12,540	12,867	12,915	13,086	13,369	103.7%
東播磨	16,441	15,989	15,580	15,534	15,388	15,514	15,511	15,701	15,715	15,769	15,647	95.2%
北播磨	9,001	8,719	8,496	8,349	8,224	8,120	8,077	8,074	8,009	7,897	7,838	87.1%
中播磨	10,459	10,378	10,169	10,091	10,090	10,326	10,355	10,534	10,505	10,562	10,478	100.2%
西播磨	8,183	7,793	7,560	7,280	7,124	7,047	7,073	7,141	7,220	7,213	7,206	88.1%
但 馬	5,421	5,243	5,129	5,011	4,944	4,862	4,659	4,576	4,418	4,394	4,259	78.6%
丹 波	3,473	3,333	3,199	3,059	2,959	2,890	2,847	2,845	2,805	2,646	2,564	73.8%
淡 路	3,874	3,748	3,595	3,458	3,240	3,208	3,121	3,190	3,137	3,125	3,043	78.5%
計	101,371	98,428	95,875	94,454	93,553	94,309	94,192	95,014	94,834	95,434	95,613	94.3%

(2) 県立特別支援学校

平成27年5月1日現在の県立特別支援学校に在籍する児童生徒数は3,870人で、そのうち高等部は2,207人で全体の57.0%を占めている。また、全体で10年前の約1.5倍となるなど、各学部で増加傾向にある。

【 県立特別支援学校の幼児児童生徒数推移 】

(単位：人)

年度 学部	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成27年度 /平成17年度
高 等 部	1,434	1,452	1,536	1,591	1,698	1,800	1,965	2,062	2,179	2,162	2,207	153.9%
中 学 部	537	580	621	667	707	781	792	819	796	814	833	155.1%
小 学 部	511	511	524	520	572	623	652	658	678	713	732	143.2%
幼 稚 部	61	60	61	68	67	67	52	64	69	64	61	100.0%
保育相談部	31	33	40	36	33	34	38	30	29	34	37	119.4%
計	2,574	2,636	2,782	2,882	3,077	3,305	3,499	3,633	3,751	3,787	3,870	150.3%

3. 高等学校の志願倍率、入学定員倍率

学校名	学科	コース又は 特色ある類型 (生徒定員は普通科を含む)	平成25年受検者数				平成26年受検者数				平成27年受検者数				
			推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	
			倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率	
神戸	普通科				1.16	100.00%				1.28	100.00%			1.14	100.00%
	総合理学科		2.43			100.00%	2.85				100.00%	2.53			100.00%
御影	普通科	総合人文			1.06	100.00%			1.17	100.00%			1.1	100.00%	
東灘	普通科	医療・看護・保育		1.5	0.97	98.93%		2.13	1.21	99.69%		1.78	0.88	100.00%	
兵庫	普通科	総合科学		2.28	1.1	100.00%			1.03	100.00%			1.21	100.00%	
		未来創造					1.78			100.00%	2.1				
夢野台	普通科	教職		1.64	1.07	99.64%		1.32	1.08	99.64%		2.04	1.07	100.00%	
神戸	普通科				0.94	100.00%			1.17	100.00%			1.05	100.00%	
鈴蘭台		国際コミュニケーション	1.03			100.00%	0.93			92.50%	1.28				
神戸甲北	総合学科		1.21		1.04	100.00%	1.23		1.17	100.00%	1		1.04	100.00%	
神戸北	普通科	福祉ボランティア		1.6	1.2	99.50%		1.73	1.06	99.50%		1.23	1.06	100.00%	
長田	普通科	人文・数理探究		1.65	1.09	100.00%		1.55	1.23	100.00%			1.8	100.00%	
星陵	普通科	生命科学		1.94	1.21	100.00%		1.5	1.05	100.00%		1.75	1.12	100.00%	
舞子	普通科	先進理工		1.42	1.15	100.00%		1.67	1.28	100.00%		0.42	1.15	100.00%	
	環境防災科		1.95			100.00%	1.65			100.00%	1.55			100.00%	
北須磨	普通科(単位制)		1.9		1.28	100.00%	2.06		1.33	100.00%	1.17		1	100.00%	
須磨東	普通科	リーガルマインド			0.99	100.31%			0.95	100.00%		2.5	0.86	90.94%	
須磨友が丘	総合学科		1.82		1.43	100.00%	1.73		1.13	100.00%	1.3		1.33	100.00%	
伊川谷	普通科	情報・国際理解・			1.23	1.07	100.00%		1.48	1.1	99.64%		0.7	0.9	100.00%
		コミュニケーション													
伊川谷北	普通科	芸術		2.43	0.98	100.00%		2.39	1.17	100.00%		2.57	0.97	100.00%	
神戸高塚	普通科	科学探求、スポーツ、ボランティア		1.94	0.97	100.00%		1	0.98	100.00%		2.67	1.14	100.00%	
兵庫工業	建築科		2.1		1.2	100.00%	1		1.09	100.00%	1.6		1.1	100.00%	
	都市環境工学科		1.1				1.3			0.65					
	総合理化学科		1.5				1.2			1.95					
	デザイン科		1.75				1.9			0.3					
	機械工学科		2.1	1.35	100.00%	1.95	1.07	100.00%	1.5		1.2	100.00%			
	電気工学科		1.35				0.8			1.05					
	電子工学科		1.1				1.15			1.05					
	情報技術科		1.5				1.05			1.5					
神戸商業	商業科		1.24		1.27	100.00%	1.32	1.25	100.00%	1.27			100.00%		
	情報科		0.88			87.50%	1.25			100.00%	0.88		87.50%		
	会計科		1.23			100.00%	1.05			100.00%	1.13	1.31	100.00%		
湊川	普通科	定時制			0.33	43.75%			0.4	52.50%			0.64	78.75%	
神戸工業	機械科	定時制			1.03	95.00%			0.65	67.50%			0.68	92.50%	
	電気科	定時制			0.25	35.00%			0.5	60.00%			0.4	52.50%	
	建築科	定時制			0.53	67.50%			0.3	40.00%			0.48	67.50%	
	情報技術科	定時制			0.5	65.00%			0.53	55.00%			0.3	40.00%	
長田商業	商業科	定時制			0.85	92.50%			0.4	47.50%			0.3	37.50%	
尼崎	普通科	教育総合							0.96	98.44%		1.35		99.64%	
		教育と絆	1.25	0.95	100.00%	0.88			0.00%	1.38			100.00%		
尼崎北	普通科	環境		2.4	1.05	100.00%		2.6	1.25	100.00%		2	0.84	93.44%	
尼崎西	普通科	スポーツ・コミュニケーション		2.42	1.19	100.00%		1.5	1.21	100.00%		2.5	1.53	100.00%	
尼崎小田	普通科	看護医療・健康		1.9	1.26	100.00%		1.47	1.16	100.00%		1.36	1.14	100.00%	
	サテライト科		1.53			100.00%	1.03			100.00%	1.53			100.00%	
	国際探求学科		1.08			100.00%	1			100.00%	1.33			100.00%	
尼崎稲園	普通科(単位制)		1.74		0.76	87.50%	2.01		0.99	99.29%	1.98		1.26	100.00%	
伊丹	普通科	自然科学		2.19	1.14	100.00%		1.15	1.18	100.00%		1.55	1.05	99.69%	
伊丹西	普通科	総合ヒューマン		1.44	1.09	100.00%		1.31	1.13	100.00%		1.81	1.13	100.00%	
伊丹北	総合学科		1.14		0.96	97.92%	1.18		0.85	92.50%	1.58		1.06	100.00%	
川西緑台	普通科	数理探究		1.98	1.14	100.00%		1.03	1.06	100.00%		2.3	1.19	100.00%	
川西明峰	普通科	国際情報		1.07	0.78	100.00%		0.71	0.73	100.00%		1.63	1.01	100.00%	
川西北陵	普通科	探究と表現		2.4	0.94	100.00%		1.05	0.87	100.00%		1.48	0.94	100.00%	
猪名川	普通科	教育コミュニケーション		1.27	0.88	100.00%		1.2	1.04	100.00%		0.83	0.79	100.00%	

学校名	学科	コース又は 特色ある類型 (生徒定員は普通科を含む)	平成25年受検者数				平成26年受検者数				平成27年受検者数			
			推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者
			倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率
西宮	普通科(単位制)		1.86		1.16	100.00%	2.03		1.29	100.00%	2.09		1.59	100.00%
	音楽科(単位制)		1.48			100.00%	0.9			90.00%	1.2			100.00%
鳴尾	普通科	総合人間			1.09	99.64%			1.3	100.00%		1.75	1.21	100.00%
	国際文化 情報学科		1.38			100.00%	1.1			100.00%	1.43			100.00%
西宮北	普通科	科学探究・社会探究		2.9	1.16	100.00%		1.33	0.94	100.00%		2.07	0.93	100.00%
西宮南	普通科	環境とコミュニケーション		1.78	0.92	100.00%		1.1	0.66	100.00%		2.29	0.85	100.00%
西宮今津	総合学科		1.5		1.09	100.00%	1.78		1.53	100.00%	1.41		1.32	100.00%
西宮甲山	普通科	教育総合		2.1	0.88	100.00%		1.07	0.76	100.00%		1.5	0.8	100.00%
宝塚	普通科	人間探究・科学探究・ ヒューマンサイエンス		1.71	1.29	100.00%		2.21	0.98	100.00%		1.86	0.84	99.64%
		総合健康		2.07	1.04	100.00%		1.25	1.05	100.00%		1.59		100.00%
宝塚西	普通科				1.14	100.00%			1.17	100.00%			1.04	100.00%
		国際教養	1.05				1.28				1.48			
宝塚北	普通科				1.08	100.42%			1.37	100.00%			1.06	100.00%
		グローバル・サイエンス	1.6			100.00%								
		グローバル					2.3			100.00%	1.65			100.00%
		サイエンス科 演劇科	1.48			100.00%	1.63			100.00%	1.78			100.00%
芦屋	普通科(単位制)		1.79		1.2	100.00%	1.3		1.05	100.00%	1.62		1.3	100.00%
国際	国際科(単位制)		1.31			100.00%	1.32			100.00%	1.17			100.00%
尼崎工業	機械科 電気科 電子科 建築科		1.85		1.74	100.00%	1.38		1.24	100.00%	1.8		1.88	50.00%
			1.2				0.85				1.3			
			0.95				0.8				1.25			
			1		0.95	97.50%	1.15		0.95	97.50%	1.6		1.5	100.00%
武庫荘総合	総合学科		1.57		1.18	100.00%	1.44		1.16	100.00%	1.33		1.19	100.00%
西宮香風	普通科1部			2.5	1.88	100.00%		2.06	1.5	100.00%		2.02	1.19	100.00%
	普通科2部		1.67		1	100.00%		2.02	2.31	100.00%		1.88	1.31	100.00%
	普通科3部		0.77	0.77	89.58%		0.98	1.35	100.00%		0.67	0.68	86.46%	
阪神昆陽	普通科1部		2.21		1.19	100.00%		2.4	1.56	100.00%		2.21	1.63	100.00%
	普通科2部		1.98		2	100.00%		1.65	1.63	100.00%		2.08	2.25	100.00%
	普通科3部		0.89	1.05	100.00%		0.81	0.57	85.42%		0.8	0.93	94.79%	
神崎工業	機械科	定時制			0.53	91.25%			0.83	93.75%			0.83	100.00%
	電気科	定時制			0.6	97.50%			0.45	62.50%			0.65	92.50%
柏原	普通科	知の探求		0.93		0.97	96.07%		0.95		1	99.17%		96.79%
氷上西	普通科		1.03		1.2	100.00%	0.67		0.95	97.50%	0.93		1	100.00%
篠山鳳鳴	普通科				0.96	96.00%			0.96	97.00%			0.98	93.13%
		総合科学	0.98			0.00%	1			0.00%	0.73			0.00%
有馬	人と自然科		1.5		1.45	100.00%	2.05		1.85	100.00%	1.75		1.95	100.00%
	総合学科		1.4		1.23	100.00%	1.35		1.3	100.00%	1.57		1.34	100.00%
	普通科	定時制			0.8	95.00%			0.88	97.50%			0.75	97.50%
北摂三田	普通科	人間科学		1.13	1.03	100.00%		0.98	1	99.64%		1.38	1.03	100.00%
三田西陵	普通科	子どもみらい		0.89	1.04	100.00%		1.03	1.11	100.00%		1.39	1	100.00%
三田祥雲館	普通科(単位制)		1.53		1.19	100.00%	1.24		1.05	100.00%	1.31		1.39	100.00%
氷上	営農科		0.95		1.19	100.00%		1.2	1.1	100.00%	1.05		1.35	100.00%
	食品加工科		1.15		1	100.00%	1.35		1	100.00%	1.15		1.05	100.00%
	生活科		1.55		1.05	100.00%	1.35		0.95	97.50%	1.3		1	100.00%
	商業科		1.5		0.85	92.50%	0.9		0.91	95.00%	1.3		1.05	100.00%
篠山産業	生活科		1.9		1.1	100.00%	1.4		1.05	100.00%	1.05		1.2	100.00%
	機械科		1.3		1	100.00%	1		1.1	100.00%	1.35		1	100.00%
	電気科		1		1.15	100.00%	0.65		0.96	97.50%	0.8		0.96	97.50%
	土木科		0.65		0.93	95.00%	0.35		0.85	87.50%	0.2		1	100.00%
	商業科		0.83		1.02	100.00%	1.3		0.8	90.00%	1.55		1.05	100.00%
(丹南校)	普通科				0.95	95.00%								
篠山東雲	地域農業科		0.85		1	100.00%	0.6		1.11	100.00%	1.15		1.05	100.00%
明石	普通科	理数探究		1.2	1.23	100.00%		0.8	1.15	100.00%		0.85	1.07	100.00%
	美術科		1.8			100.00%	1.45			100.00%	1.15			100.00%
明石南	総合学科		1.54		1.29	100.00%	1.53		1.29	100.00%	1.32		1	100.00%

学校名	学科	コース又は 特色ある類型 (生徒定員は普通科を含む)	平成25年受検者数				平成26年受検者数				平成27年受検者数			
			推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者
			倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率
明石北	普通科				1.01	100.00%			1.12	100.00%			1.03	100.00%
	自然科学科		1.18			100.00%	1.4			100.00%	1.35			100.00%
明石西	普通科	教育		1.28	0.92	100.00%		1.75	1.01	100.00%		1.85	1.23	100.00%
	国際人間科		1.1			100.00%	1.23			100.00%	1.58			100.00%
明石清水	普通科	人と環境		1.23	0.91	100.00%		1.88	1.17	100.00%		2.45	1.37	100.00%
明石城西	普通科				1.16	100.00%			1.07	100.00%			1.13	100.00%
		グローバル探究	1.05			100.00%	1.33				1.5			
加古川東	普通科				1.05	100.00%			1.1	100.00%			1.14	100.00%
	理数科		1.35			100.00%	1.83			100.00%	1.75			100.00%
加古川西	普通科	文理探究・国際市民		1.25	0.97	100.00%		0.93	0.94	100.00%		1.08	1.09	100.00%
加古川南	総合学科		1.69		1.33	100.00%	1.27		1.03	100.00%	1.08		0.97	100.00%
加古川北	普通科(単位制)		1.41		1.08	100.00%	1.31		1.04	100.00%	1.09		0.88	99.38%
高砂	普通科	スポーツ・看護医療		2.15	1.15	100.00%		2.03	1.07	100.00%		2.25	0.96	100.00%
高砂南	普通科	総合文化・自然科学探究・文理探究	1.33	0.84	100.00%		1.75	0.99	100.00%		1.98	0.84	91.07%	
松陽	普通科	地域スポーツ	1.89	1.5	100.00%		1.78	1.41	100.00%		1.89	1.49	100.00%	
	商業科		1.45		1.48	100.00%	1.35		1.43	100.00%	2.2		1.7	100.00%
	生活文化科		2.4		1.75	100.00%	2.45		1.7	100.00%	1.95		1.35	100.00%
	普通科	定時制			0.93	97.50%			0.84	98.75%			0.9	97.50%
東播磨	普通科	自然科学・コミュニケーション・自然と人間探究	1.48	1.06	100.00%		1.9	1.14	100.00%		2.4	0.94	100.00%	
播磨南	普通科	芸術保育	1.19	1.17	100.00%		1.28	1.03	100.00%		1.47	1.11	100.00%	
西脇	普通科	科学教育	1.57	0.99	99.64%		1.21	1.01	100.00%		1.11	1	100.00%	
	生活情報科		1.7		1	100.00%	1.8		1.1	100.00%	1.55		1	100.00%
多可	普通科	福祉ボランティア	1.33	0.92	95.83%		1.67	1.11	100.00%		1.44	0.93	100.00%	
社	普通科	看護医療	1.79	1.05	100.00%		1.17	1.15	100.00%		1.29	1.32	100.00%	
	生活科学科		2.3		1.1	100.00%	1.2		0.95	97.50%	1.6		1.1	100.00%
	体育科		1.65			100.00%	1.53			100.00%	1.68			100.00%
北条	普通科	教育		1.46	1.01	100.00%		1.63	0.9	95.63%		1.42	1.1	100.00%
小野	普通科				1.06	100.00%			1.14	100.00%			1.08	100.00%
		科学総合	1.35			100.00%	1.48			100.00%	1.1			100.00%
	商業科		1.6		1.05	100.00%	1.55		1.05	100.00%	1.85		1.05	100.00%
	国際経済科		1.85		1.05	100.00%	2		1	100.00%	2		1	100.00%
三木	普通科				1.12	100.00%			0.96	100.00%			1.02	100.00%
		国際コミュニケーション	1.03			100.00%	1.23			100.00%	1.53			100.00%
三木東	総合学科		1.18		1.16	100.00%	1.11		1.05	100.00%	0.95		1.27	100.00%
三木北	普通科	人と環境		2.2	0.97	100.00%		2.05	1	100.00%		2.05	0.97	100.00%
吉川	普通科	情報キャリア	1.25	0.84	100.00%		1.25	0.97	99.17%		0.5	0.84	100.00%	
農業	農業科		1.15		1.6	100.00%	1.55		1.55	100.00%	2.45		1.55	100.00%
	園芸科		2.05				1.55			100.00%	1.45		1.45	100.00%
	動物科学科		2.25		1.45	100.00%	2.6		1.75	100.00%	2.7		1.65	100.00%
	食品科学科		2.4		1.5	100.00%	2		1.4	100.00%	2.3		1.3	100.00%
	農業環境工学科		1.2		1.75	100.00%	1.3		1.65	100.00%	1.35		1.4	100.00%
	造園科		1.3		1.7	100.00%	0.9		2.09	100.00%	1.6		1.55	100.00%
	生物工学科		1.15		1.25	100.00%	2		1.4	100.00%	1.35		1.15	100.00%
普通科	定時制			1.18	98.75%			1.04	98.75%			1.28	100.00%	
播磨農業	農業経営科		1.7		1.25	100.00%	1.1		1.28	100.00%	1.25		1.75	100.00%
	園芸科		1.25				1.1				0.95		1.48	100.00%
	畜産科		1.3		1.2	100.00%	1.5		1.7	100.00%	1.95		1.7	100.00%
東播工業	機械科		1.95		1.27	100.00%	1.18		1.08	100.00%	1.88		1.24	99.38%
	電気科		0.68				1.08				0.7			
	建築科		1.1		1.45	100.00%	0.85		1.5	100.00%	0.95		1.61	100.00%
	土木科		1.2				0.85				1.5			
西脇工業	機械科		1.08		1.03	100.00%	1.43		1.08	100.00%	1.35		1.13	100.00%
	電気科		1.35		1	100.00%	1.1		1.05	100.00%	1.5		1.1	100.00%
	工業化学科		1.4		0.95	97.50%	1.85		1.15	100.00%	1.2		1.1	100.00%
	情報・繊維科		1.5		1	100.00%	1.4		1	100.00%	1.55		1.1	100.00%
	総合技術科		1.55		1.15	100.00%	1.25		1.05	100.00%	1.15		1	100.00%

学校名	学科	コース又は 特色ある類型 (生徒定員は普通科を含む)	平成25年受検者数				平成26年受検者数				平成27年受検者数				
			推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	
			倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率	
小野工業	機械科		1.2		1.16	100.00%	1.1		1.33	100.00%	1.1		1.18	100.00%	
	金属工業科		0.9				0.7			0.00%	0.6			0.00%	
	電子科		0.75				0.83			0.00%	0.5			0.00%	
	生活創造科		1.15		1.4	100.00%	1.2		1.15	100.00%	1		1.45	100.00%	
錦城	普通科	定時制			0.88	92.50%			0.74	100.00%			0.8	100.00%	
西脇北	普通科1部			1.63	1	100.00%		1	1	100.00%		1.46	1	100.00%	
	普通科2部			1.54	0.75	93.75%		1.04	1	100.00%		1.5	1	100.00%	
	普通科3部			0.39	0.19	46.88%		0.5	0.5	68.75%		0.21	0.23	37.50%	
姫路東	普通科(単位制)		2.09		1.29	100.00%	1.96		1.08	100.00%	1.96		1.14	100.00%	
姫路西	普通科	知の総合			1.1	100.00%			1.08	100.00%		2.53	0.97	97.86%	
姫路南	普通科	音楽・スポーツ		1.2	1.09	100.00%		1.64	1.23	100.00%		2.19	0.9	98.33%	
網干	普通科	国際文化交流		0.89	0.87	100.00%		1	0.94	100.00%		1.77	0.92	99.50%	
姫路別所	普通科	自己探究		1.97	1.02	100.00%		2.37	1.13	100.00%		2.57	0.92	100.00%	
姫路飾西	普通科				1.01	100.00%			0.98	99.64%			1.26	100.00%	
		グローバル・コミュニケーション	1.2			100.00%	1.33				1.58				
		サイエンス・サーベイ	1.63			100.00%	1.58				2				
福崎	普通科	総合科学		0.8		0.94	96.00%		1	0.88	100.00%		1.18	0.94	100.00%
神崎	普通科	健康スポーツ・福祉教養・ユニバーサルスポーツ		1.5	1.21	100.00%		2	1.13	100.00%		1.25	1.12	100.00%	
香寺	総合学科		1.68		1.19	100.00%	1.48		1.16	100.00%	1.45		1.36	100.00%	
夢前	普通科	地域スポーツ・地域メディア		1	1.05	99.17%		1.11	1.17	100.00%		2.89	1.14	99.17%	
家島	普通科	海と科学、海と人間		1.6	1.2	100.00%		1.05	1.05	100.00%		1.1	0.5	80.00%	
龍野	普通科	総合自然科学			1.02	100.00%			1.05	100.00%			1.14	100.00%	
	総合自然科学科		1.48				1.15				1.63			100.00%	
太子	総合学科		1.43		1.07	100.00%	1.57		1.11	100.00%	1.41		1.13	100.00%	
相生	普通科	自然科学		1	1.03	100.00%			0.95	92.50%			1.14	100.00%	
赤穂	普通科	総合科学探究		1.04	0.97	98.21%		1.68	1.01	100.00%		1.07	0.93	100.00%	
		定時制			0.55	70.00%			0.3	50.00%			0.4	67.50%	
上郡	普通科	生命科学探究・健康科学		0.67	1.15	100.00%		1.17	1.12	100.00%		2.22	1.41	100.00%	
	農業科		1.1		1.28	100.00%	1.65		1.3	100.00%	1.2		1.35	100.00%	
	園芸科		1.9				1.75			100.00%	1.25		1.2	100.00%	
佐用	農業土木科		1.35		1.55	100.00%	1.5		1.4	100.00%	1.45		1.55	100.00%	
	普通科				0.96	100.00%			0.99	100.00%			0.94	100.00%	
	農業科学科		1.25		1.15	100.00%	1.2		1.2	100.00%	1.35		1.25	100.00%	
山崎	家政科		1.25		0.9	95.00%	1.7		1	100.00%	1.65		1.05	100.00%	
	普通科	文理科学		0.9	0.86	90.00%		0.57	0.93	97.00%		1.17	0.89	100.00%	
	森林環境科学科		0.75		0.76	85.00%	0.7		0.92	95.00%	0.6		1	100.00%	
伊和	生活創造科		1.45		0.8	90.00%	1.05		0.55	77.50%	1.05		1.05	100.00%	
千種	普通科	人間環境		0.88	0.9	90.00%		0.88	0.75	77.50%		0.5	0.79	81.25%	
姫路工業	普通科		0.8		0.94	97.50%	0.5		0.6	75.00%	0.67		1	100.00%	
	機械科		1.8		1.08	100.00%	1.53		1	100.00%	1.78		1.05	100.00%	
	電気科		1.85		1	100.00%	1.45		0.95	97.50%	1.7		1.2	100.00%	
	工業化学科		2.85		1.15	100.00%	1.7		1.05	100.00%	1.85		1	100.00%	
	デザイン科		1.9		1.1	100.00%	2.05		1.15	100.00%	1.65		1	100.00%	
	溶接科		1.75		1.2	100.00%	2.3		1.05	100.00%	2.1		1.05	100.00%	
飾磨工業	電子機械科		1.33			100.00%	0.88			87.50%	0.93			92.50%	
	機械工学科(単位制)		2.25		1.28	100.00%	1.45		1.02	100.00%	2.05		1.08	100.00%	
	電気工学科(単位制)		1.7				1.75				1.15				
	環境工学科(単位制)		1.25				0.7				1.15				
	IT工学科(単位制)		1.65				1.15			1.55					

学校名	学科	コース又は 特色ある類型 (生徒定員は普通科を含む)	平成25年受検者数				平成26年受検者数				平成27年受検者数					
			推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者		
			倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率	倍率	倍率	倍率	定員充足率		
飾磨工業	健康科学工学科 (単位制)		1.65				1.3				1.4					
	基礎工学1部			2.06	1.88	100.00%		1.85	1.25	100.00%		1.71	1.31	100.00%		
	基礎工学2部			2.54	1.5	100.00%		2.25	1.63	100.00%		1.25	0.63	90.63%		
	基礎工学3部			1.26	1.25	100.00%		1.17	1	100.00%		1.14	0.77	95.83%		
龍野北	電気情報システム科		1.63		1.03	100.00%	1.7		1.08	100.00%	1.38		1.05	100.00%		
	環境建設工学科			2.1	1.1	100.00%	2		1.05	100.00%	1.8		1.3	100.00%		
	総合デザイン科			2.35	1.2	100.00%	2		1.2	100.00%	2.05		1.3	100.00%		
	看護科			2.6		100.00%	1.55			100.00%	1.15			100.00%		
	総合福祉科			1.15		100.00%	1.4			100.00%	1.08			100.00%		
	商業科	定時制				0.93	97.50%			0.5	65.00%			0.6	92.50%	
	看護専攻科													97.50%		
相生産業	機械科		1.8		1.12	100.00%	1.23		1.05	100.00%	1.68		1.25	100.00%		
	電気科			1.45			1.2				1.25					
	商業科			1.53	1.03	100.00%	1.38		1.1	100.00%	1.53		1.28	100.00%		
	機械科	定時制				0.28	77.50%			0.43	57.50%			0.45	87.50%	
姫路商業	商業科		1.37		0.98	99.00%	1.35		1.01	100.00%	1.48		1.03	100.00%		
	情報科学科			0.78		77.50%	0.85			85.00%	1.63			100.00%		
姫路北	普通科(単位制)				1.3	98.33%			1.06	100.00%			1.15	100.00%		
豊岡	普通科				0.99	98.75%			1.01	100.00%			1.01	100.00%		
	理数科			0.98		97.50%	0.98			97.50%	1			100.00%		
	普通科	定時制				0.33	32.50%			0.38	40.00%			0.55	57.50%	
日高	看護科					100.00%	1.55			100.00%	1.25			100.00%		
	福祉科			0.93		92.50%	0.83			82.50%	1.1			100.00%		
	看護専攻科			1.38		80.00%				87.50%				95.00%		
出石	普通科	文理探究			1	100.83%			1	1.02	100.00%		1	0.97	96.67%	
香住	普通科					1	100.00%			0.99	98.75%			0.74	73.75%	
	海洋科学科			1.45		1.35	97.50%	1.55		1.15	97.50%	1.35		1.1	100.00%	
浜坂	普通科				0.83	83.33%			0.87	86.67%			0.91	90.83%		
村岡	普通科	地域創造・地域アウトドアスポーツ			1.17	0.79	82.50%			0.6	0.68	77.50%		0.83	0.57	75.00%
八鹿	普通科	自然科学				1	100.00%			1			1.15		1.03	100.00%
生野	普通科	科学探究				1.05	100.00%			0.98	98.75%			0.88	93.75%	
	普通科				1			1			1					
但馬農業	農業科			0.55		1.03	100.00%	0.4		1	100.00%	0.65		0.89	92.50%	
	畜産科			0.25		1	100.00%	0.4		0.97	97.50%	0.35		0.94	95.00%	
	生活科			0.5		0.93	95.00%	0.15		0.81	82.50%	0.45		0.52	62.50%	
豊岡総合	電機応用工学科			0.9		1	100.00%	0.75		1	100.00%	1		1	100.00%	
	環境建設工学科			0.05		1.05	100.00%	0.45		1.06	100.00%	0.7		1	100.00%	
	総合学科			1		1	100.00%	0.94		1	100.00%	1.23		0.98	99.17%	
和田山	総合学科			0.55		0.87	90.83%	0.52		0.9	90.83%	0.55		0.95	100.00%	
洲本	普通科	総合探究			0.64	1.02	100.00%			0.96	1.03	100.00%		0.92	1.07	100.00%
	普通科	定時制				0.65	77.50%			0.6	67.50%			0.58	80.00%	
津名	普通科					1.03	100.00%			0.99	98.75%			1.01	100.00%	
	普通科	総合科学			1.13			1.2				1.1				
淡路三原	普通科					1	100.00%			1.01	100.00%			0.97	98.33%	
	普通科	サイエンス			1.15			1.03				0.9				
淡路	総合学科			1.1		1.27	100.00%	1.3		1.03	100.00%	0.9		0.98	100.00%	
洲本実業	機械科			0.5		0.98	98.33%	0.65		0.93	95.00%	0.75		1.15	100.00%	
	電気科			0.35				0.4			0.5					
	商業科			1.1		0.9	95.00%	1.55		1.05	100.00%	1.1		1.1	100.00%	
	国際ビジネス科			0.6		0.89	92.50%	0.95		1	100.00%	0.75		1.08	100.00%	
県立大学附属	総合科学科			1.3			99.38%	1.08			100.00%	1.14			100.00%	

4. 教職員数

平成27年5月1日現在の県立高等学校教員数は6,731人で、最も多い地区は神戸地区の1,155人(全体の17.2%)、続いて東播磨地区の1,034人(全体の15.4%)となっている。最も少ないのは丹波地区の214人(全体の3.2%)で、次に少ないのは淡路地区の227人(全体の3.4%)となっている。平成27年度の県全体の教員数は10年前の97.4%となっている。最も減少率の高いのは、丹波地区の81.4%、続いて淡路地区の83.8%となっている。一方、阪神南、阪神北地区では、若干増加している。

平成27年5月1日現在の県立特別支援学校教員数は2,237人で、10年前の約1.4倍となるなど、生徒数と同様に増加している。

平成27年5月1日現在の県教育委員会事務局職員数は516人で、行財政構造改革の取り組みにより、10年前の約8割となっている。

【 教職員数の推移 】

(単位：人)

地区	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度/平成17年度
高等学校 (教員数)	神戸	1,206	1,190	1,166	1,161	1,154	1,162	1,163	1,157	1,171	1,168	1,155	95.8%
	阪神南	893	896	900	896	886	901	869	899	944	967	980	109.7%
	阪神北	838	823	807	799	797	806	816	860	866	870	873	104.2%
	東播磨	1,047	1,039	1,026	1,042	1,027	1,038	1,027	1,045	1,037	1,039	1,034	98.8%
	北播磨	635	628	627	633	628	612	601	598	598	592	596	93.9%
	中播磨	741	730	727	718	700	704	704	698	724	730	724	97.7%
	西播磨	578	568	547	549	540	532	540	546	548	552	558	96.5%
	但馬	441	434	413	404	404	393	385	379	378	379	370	83.9%
	丹波	263	258	253	242	233	233	234	224	219	213	214	81.4%
	淡路	271	272	264	258	240	243	262	233	227	226	227	83.8%
	計	6,913	6,838	6,730	6,702	6,609	6,624	6,601	6,639	6,712	6,736	6,731	97.4%
高等学校 (職員数)	1,619	1,552	1,525	1,491	1,443	1,414	1,397	1,385	1,368	1,366	1,337	82.6%	
小計	8,532	8,390	8,255	8,193	8,052	8,038	7,998	8,024	8,080	8,102	8,068	94.6%	
特別支援学校 (教員数)	1,566	1,605	1,701	1,732	1,835	1,952	2,050	2,078	2,126	2,176	2,237	142.8%	
特別支援学校 (職員数)	490	494	486	482	466	463	452	418	421	417	413	84.3%	
小計	2,056	2,099	2,187	2,214	2,301	2,415	2,502	2,496	2,547	2,593	2,650	128.9%	
教育委員会事務局 (職員数)	625	620	620	593	556	557	564	533	521	518	516	82.6%	
合計	11,213	11,109	11,062	11,000	10,909	11,010	11,064	11,053	11,148	11,213	11,234	100.2%	

(※) 平成27年度は「学校基本調査」(速報値)による。

Ⅲ. 県立学校の施設の状況

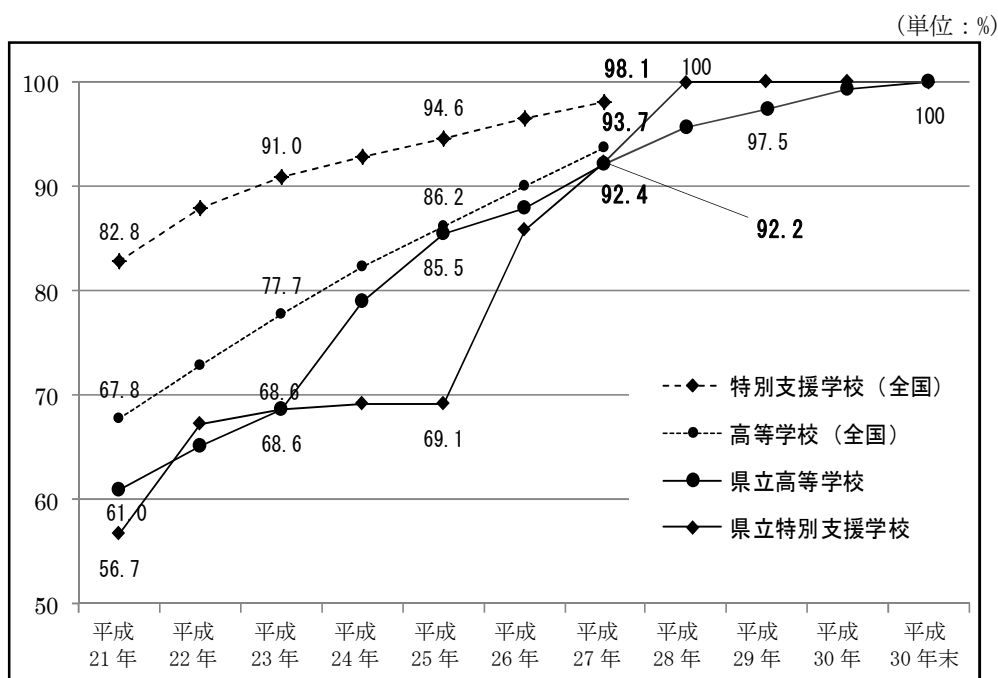
1. 耐震化の状況

(1) 耐震化率

県の県立高等学校の耐震化率は平成 21 年 4 月で 61.0%であったものが平成 27 年 4 月には 92.2%となり、6 年間で約 30 ポイント上昇した。また、特別支援学校の耐震化率は平成 21 年 4 月で 56.7%であったものが平成 27 年 4 月には 92.4%となり、6 年間で約 35 ポイント上昇した。

県立学校については、平成 30 年度末に耐震化完了を目指して計画的に事業を進めている。

【耐震化率の推移（全国比）】



(注 1) 各年度 4 月 1 日現在の耐震化率を表示した。

(注 2) (全国) は Is 値 0.7 以上、県立が Is 値 0.75 以上の耐震化率で表示した。

(2) 県立高等学校の耐震補強工事における県の新たな取り組み（試行）

県では、県立学校の耐震補強工事における新たな取り組みとして、県が作成した耐震補強工法に代わる新たな工法の技術提案を受け入れることができる「**設計・施工一括発注方式**」による発注方式を採用し、落札方式については、経済面だけではなく品質向上の提案など価格以外の要素と価格の両方を総合的に評価する「**総合評価落札方式**」を試行した（55 頁から 58 頁の表を参照）。

工事実績としては、平成 24 年度は、川西明峰高校第 1 期工事、西宮高校第 2 期工事の 2 件、平成 25 年度は、小野高校第 1 期工事、山崎高校第 1 期工事、川西明

峰高校第2期工事3件の合計5件であったが、結果としては、提案工法での落札は5件中2件（在来鉄骨ブレース工法：1件、鉄骨ブレース接着工法：1件）であり、全参加者に対する提案者の割合は約15%（提案者数11者／全入札参加者数73者）であった。

「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の試行結果を検証したところ、①期待したほどの経費削減には至らなかった（落札率が、90%台4件、50%台が1件（平均は約85%））、②工事着手まで通常の入札方式の場合は約2ヶ月であったが、入札手続開始後、約10ヶ月を要した、③技術提案書の作成等に要する入札参加者側の負担が大きく、県が設計した補強工法に代わる新たな工法の提案が少ない（提案者数11者／全入札参加者数73者）、といった課題が残る結果となった。

また、平成26・27年度は、防災対策事業債よりも県負担の少ない緊急防災・減災事業債を財源として活用し、事業を行うため（149頁から150頁の表を参照）、早期に工事着手し竣工する必要があることから、「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送っている。

県立高校の耐震補強工事における新たな取り組み（試行）について

県土整備部住宅建築局営繕課

1 基本的な考え方

近年、学校施設の耐震補強工事は公的防災対策の中心課題として推進され、ゼネコン各社による新たな建築技術性能証明の取得等耐震補強工事の技術開発が進んでいます。また、耐震補強工事の施工経験を有する受注者数の増大等もあり、新たな工法等によるコストダウンや工期短期の可能性が高くなってきています。更に、県下の市においても、耐震改修工事に係る競争入札を、設計・施工一括発注方式で総合評価落札方式により実施するなど、新たな取り組みが行われています。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定）においても、発注関係事務の適切な実施として、競争参加者から技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価することの重要性が記載されています。

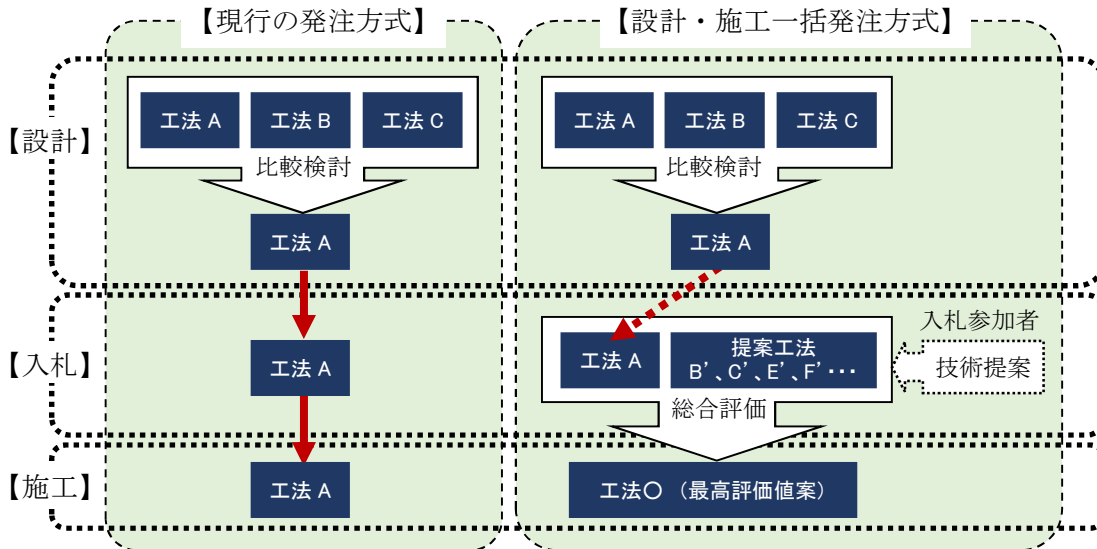
これらのことを踏まえ、**耐震補強工事における新たな取り組みとして、競争参加者からの新たな技術提案を受け入れることが出来る設計・施工一括発注方式による発注方式を採用し、落札方式については、技術面、経済面においてもっとも適切な調達を可能とする総合評価落札方式を導入することとしました。**

なお、今年度は試行として2校実施することとし、その試行の結果を検証し、結果が良好と認められた場合は平成 25 年度から本格導入を予定しています。

2 発注方式等について

①導入予定の設計・施工一括発注方式について

現行の設計と施工を分離する発注方式では、県が補強工法を指定するため、競争参加者のノウハウの活用、新たな補強工法の採用は困難です。そのため、設計・施工一括発注方式を導入し、**入札時に入札参加者から新たな提案をいただくこととしました。**なお、新たな提案を行わず県が示す標準案により入札することも可能とする予定です。



②導入予定の落札方式（総合評価落札方式）について

「総合評価落札方式」は、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、**価格に加えて、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式であり、価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達が可能になります。**

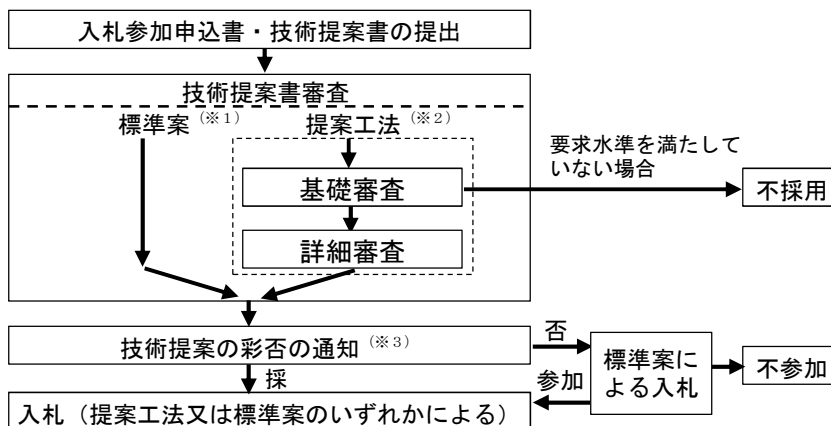
県立高等学校の耐震補強工事においては、学校を運営しながらの工事が基本となるため、下記事項の技術提案をいただき、工事の品質向上や学校関係者の満足度の向上を図ることとし、「工事価格」だけの競争によらず、「工事価格」及び「技術提案＝価格以外の要素」を総合的に評価した総合評価落札方式を適用する予定です。

検討中の評価項目等の概要		
工事中の周辺住民及び学校運営上の環境対策	騒音、振動の低減	撤去・増設壁等数量（例えば、はつり工事による撤去部分や増設する耐震補強部材の数量）
		作業内容の改善（例えば、あと施工アンカーの本数）
耐震補強後の意匠性等	従前機能の確保	室内環境〔開口部面積〕の確保（例えば、外部に面する有効開口部の減少面積量）
		利用形態の維持確保①〔空間構成〕 （例えば、室内に増設する耐震補強部材の数量）
	利用形態の維持確保②〔動線〕（例えば、耐震補強部材による出入り口の変更や通路幅の減少程度）	
	景観への配慮	外観デザイン（例えば、耐震補強部材による外観形状の有無）
維持管理	耐震性能の持続性	耐震補強部材の初期性能の持続性（例えば、耐震補強部材の設置箇所や耐久性）
		耐震機能の維持管理の容易性（例えば、地震による損傷に対する補修等の容易性）

③新たな技術提案の採否について

- a 技術審査会において、耐震補強計画に関する要求水準（最低限守るべき水準）を満足しているかどうかの基礎審査及び評価項目・評価指標に基づく詳細審査を行い、技術提案の採否や得点（標準点100点+加算点）を審議する予定です。なお、提案不採用の場合は、標準案による入札を認める予定です。
- b 要求水準は、標準案による補強工法が建物毎に異なるため、学校毎に設定する予定です。
- c 総合評価における評価項目及び得点化基準、並びに評価点の考え方は各校共通の予定ですが、標準案による補強工法が建物毎に異なるため、標準案の得点は案件により異なる予定です。

【提案の採否について】（予定）



- (※1) 発注者が示す耐震補強計画、一般改修計画及び施工計画（以下「標準案」という。）に基づき施工しようとする場合に提出する技術提案書
- (※2) 標準案以外の工法（以下「提案工法」という。）に基づき施工しようとする場合に提出する技術提案書
- (※3) 提案工法による技術提案書が不採用となる場合は、標準案による入札を認める旨を通知（提案工法による技術提案書が不採用となった場合に標準案による施工を希望することを意思表示した入札参加者に対してのみ適用）
- (※4) 提案工法に基づく技術提案書類のイメージ
 - A 設計説明書類（A 4 各一枚程度をイメージ）
 - ① 設計主旨
 - ② 耐震補強計画（従前の機能確保）
 - ③ 耐震補強計画（意匠性への配慮）
 - ④ 耐震補強計画（耐震補強材料の耐久性、耐震機能の維持管理の容易性）
 - ⑤ 耐震補強計画（騒音、振動の低減）
 - ⑥ 一般改修計画（一般改修部の耐久性）
 - ⑦ 施工計画（仮設計画、安全対策）
 - B 設計概要資料
 - ① 設計概要（耐震補強内容、有効開口面積、あと施工アンカー本数）
 - ② 工程計画書
 - C 設計概要図面（1/600～1/300程度を想定）
 - ① 仮設計画図
 - ② 配置図
 - ③ 平面図
 - ④ 立面図
 - ⑤ 耐震補強構造図
 - ⑥ 設置図

④入札方法について

通常の耐震補強工事を発注する場合との違い

- a 施工業者のノウハウを活用したコストダウンや工期短縮方法等の提案を兵庫県下広く求める必要があることから、兵庫県下全域での公募型一般競争入札の実施や幅広いランクからの応募を求める予定です。
- b 新たな耐震改修工事方法の提案に伴う設計事務を行うことから、1級建築士事務所登録を有する方とする予定です。

3 試行対象工事について

今後新たな発注予定の高等学校のうち、試行対象工事については、多くの競争参加者から設計・施工一括発注方式による提案を求めるために施工規模を考慮し、県立西宮高等学校第2期耐震補強その他工事、県立川西明峰高等学校第1期耐震補強その他工事を予定しています。

4 手続き等の予定について

平成24年8月～9月入札公告

10月～11月技術提案書の提出・審査

11月～12月入札、開札

- 耐震補強設計（新たな提案工法の場合、兵庫県耐震診断改修計画評価委員会等の公的な第三者機関（以下「評価委員会」という。）による評価が必要）
 - 耐震補強等工事
- 平成 26 年 1 月までの工事完成を目指す

(3) 県が採用する主な耐震補強工事の種類

区分	ブレース系		アウトフレーム系	
	在来（H型鉄骨）工法	KTブレース（丸形鋼管）工法	P Cアウトフレーム工法	セスレット工法
工法				
評価	耐震性 (高い。補強箇所が少ない)	◎ (普通)	○ (普通)	△ (やや低い)
	意匠性 (斜め材が目立つ)	△	◎ (すっきりだが、重量感がある)	◎ (すっきりしている)
	通風採光 (比較的有利)	○	◎ (有利)	◎ (有利)
	コスト (普通)	○	△ (やや高価)	× (高価)
	技術面 (普通)	○	△ (施工業者が限られる)	△ (施工業者が限られる)
	その他			・基礎の新設が必要 ・大型重機が必要

2. 長寿命化改修

文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化改修の手引」によれば、**長寿命化改修とは、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引上げるための改修**である。

構造体の劣化が重度にならないうちに、適切なタイミング（概ね築後 45 年程度まで）に補修・改修を行うとともに、設備や仕上げを一新することで、物理的耐用年数を 80 年程度（改修後 30 年以上）にまで延ばすことが可能となる。

※長寿命化改修の工事費用

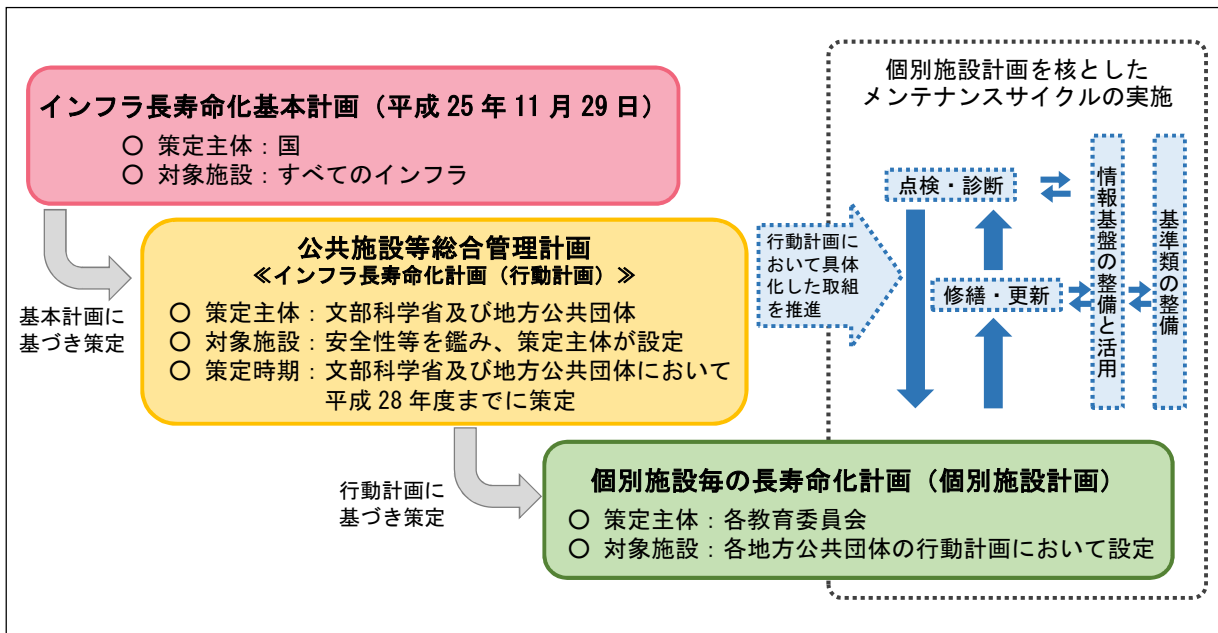
- ・建物の建設費は一般的に、構造、設備、仕上げが各 3 割、その他諸経費が 1 割で構成される。構造躯体を再利用する長寿命化改修では、構造の新築工事がないたため、工事費を 3 割程度下げることが可能となる。
- ・さらに、**改築と比べると、解体量が大幅に削減され工期も短縮されるため、4 割程度のコストダウンが可能となる。**

3. 施設管理計画の策定

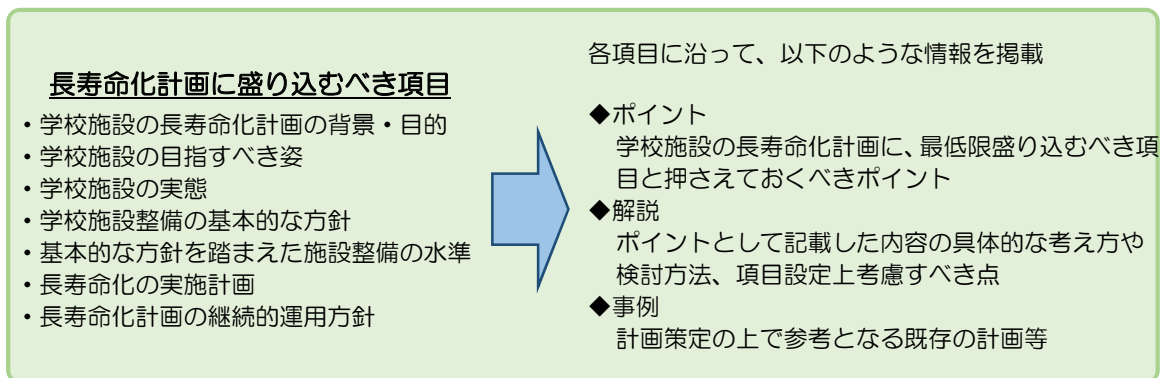
平成 25 年 11 月に策定された国の「**インフラ長寿命化基本計画**」においては、各インフラ管理者が個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として個別施設毎の長寿命化計画を策定することとされた。

県教育委員会においても、文部科学省が策定した「**学校施設の長寿命化計画策定に係る手引**」を参考に、県立学校施設管理計画(仮称)を策定する予定である。

【 国のインフラ長寿命化計画の体系 】



【 手引において長寿命化計画に盛り込むべきとされている項目 】

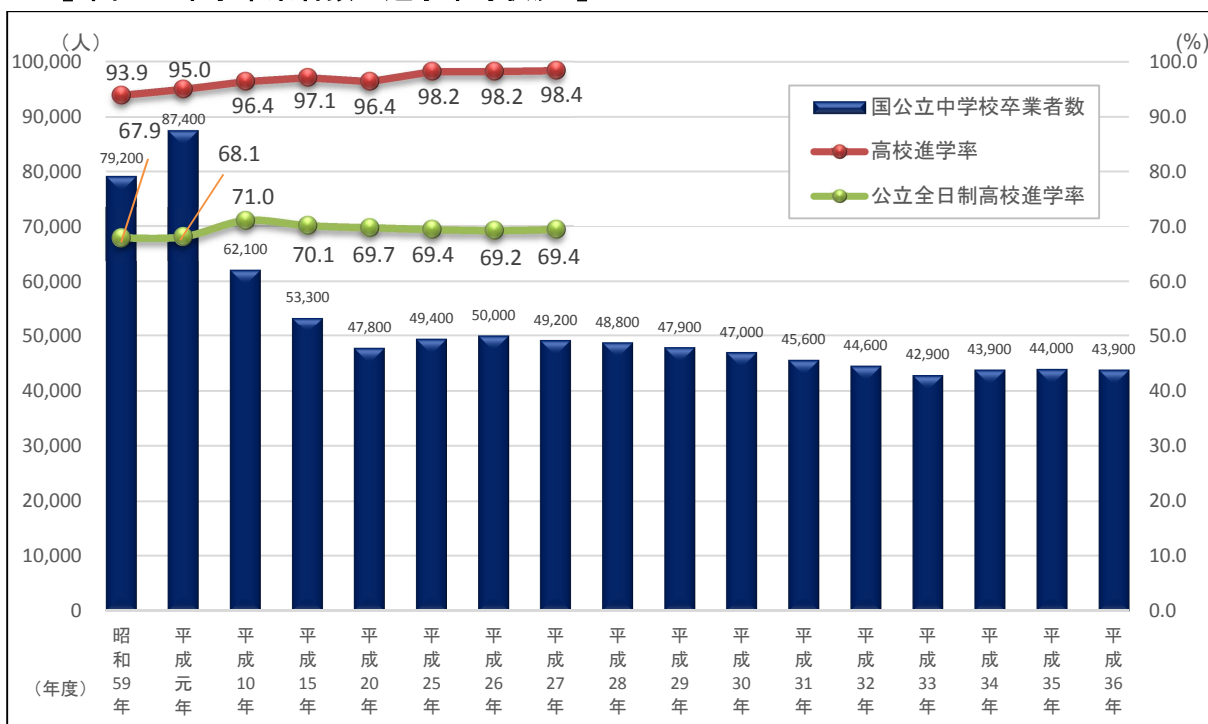


IV. 県立学校の生徒数予測

1. 県立高等学校

県教育委員会の予測によると、平成 27 年の国公立中学校卒業生数は 4 万 9 千人程度
 の予定であり、今後 10 年間はほぼ 4 万人台で推移すると見込んでいる。高等学校
 への進学率は平成 27 年度で 98.4%であり、今後も同様の率を保っていくと予想され
 る。また、中学校卒業生数のうち公立全日制高等学校への進学率は過去 20 年以上 7
 割程度であることから、今後も同様の傾向をたどると推測される。

【 国公立中学卒業生数と進学率等状況 】



2. 県立特別支援学校

特別支援学校の生徒数は平成30年度までは県内各地域で増加が続くと見込んでいる。しかしながら、その後は、児童生徒数の全体の減少に合わせ、減少傾向に転じると見込んでいる。

【 公立知的障害特別支援学校在籍児童生徒数推計 】

(単位：人)

地域	平成24年	～	平成30年	～	平成35年	学校数
神戸	979	+222	1,201	△86	1,115	県立2 市立4
阪神	1,058	+238	1,296	△82	1,214	県立6
東播磨	426	+55	481	△42	439	県立2
北播磨	193	+78	271	△25	246	県立1 市立3
中播磨	383	+19	402	△36	366	県立2
西播磨	345	+56	401	△36	365	県立3
但馬	147	+6	153	△22	131	県立2
丹波	76	+32	108	△9	99	県立1
淡路	90	+29	119	△7	112	県立1
合計	3,697	+735	4,432	△345	4,087	

(※) 学校数には県立姫路しらさぎ特別支援学校(平成26年4月開校)を含む。

第3章 県立学校を所管する兵庫県教育委員会の概要

第3章では、平成26年度における教育委員会制度及び平成27年4月1日より施行された新教育委員会制度についての制度説明を行っている。また、当包括外部監査において、監査の対象とした兵庫県教育委員会の組織、予算及び決算等について概要説明を行っている。

I. 教育委員会制度

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開している。

なお、以下の1から7までについては、監査の対象期間である平成26年度における教育委員会制度について記載している。

1. 意義

(1) 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要であり、教育行政の執行にあたっては、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である。

(2) 継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要である。

(3) 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近に関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。

(注) 文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/>) より引用

2. 特性

(1) 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保している。

(2) 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

(3) 住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現する。

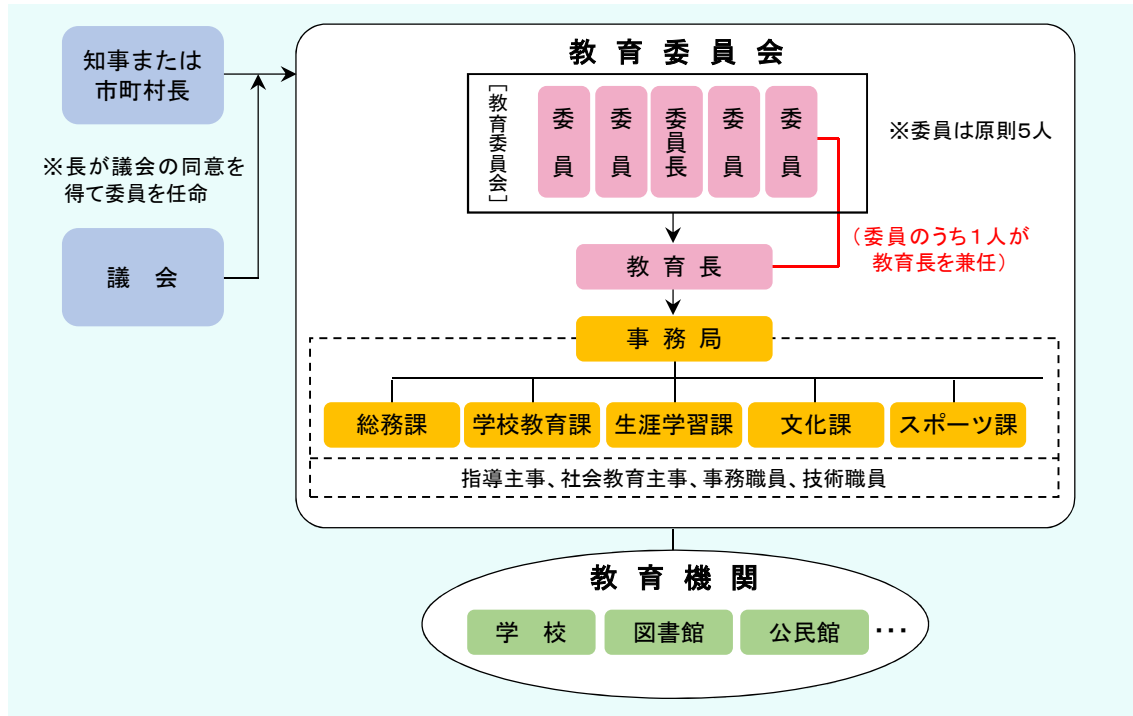
(注) 文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/>) より引用

3. 仕組み

- (1) 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- (2) 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- (3) 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- (4) 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- (5) 教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可。教育委員長は委員の互選で選出。教育委員のうち1人が教育長を兼務。

(注) 文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/>) より引用

4. 組織のイメージ



[出典：平成 25 年度 文部科学白書]

5. 組織体制

(1) 設置の根拠

教育委員会制度は、昭和 31 年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）に基づき運営されている。

地方教育行政法第 2 条において、都道府県、市（特別区を含む）町村及び教育事務を共同処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置くとされている。

(2) 教育委員

教育委員会は、5 人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県教育委員会にあっては 6 人以上の委員をもって組織することができる（地方教育行政法第 3 条）。

教育委員は、当該地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する（地方教育行政法第 4 条）。教育委員の任期は、4 年の非常勤である（地方教育行政法第 5 条、11 条）。

(3) 教育委員長

教育委員会は、教育委員のうちから、教育委員長を選挙する。教育委員長は、教育委員会の会議を主催し、教育委員会を代表する。その任期は1年であり、再選されることができる（地方教育行政法第12条）。

(4) 教育長

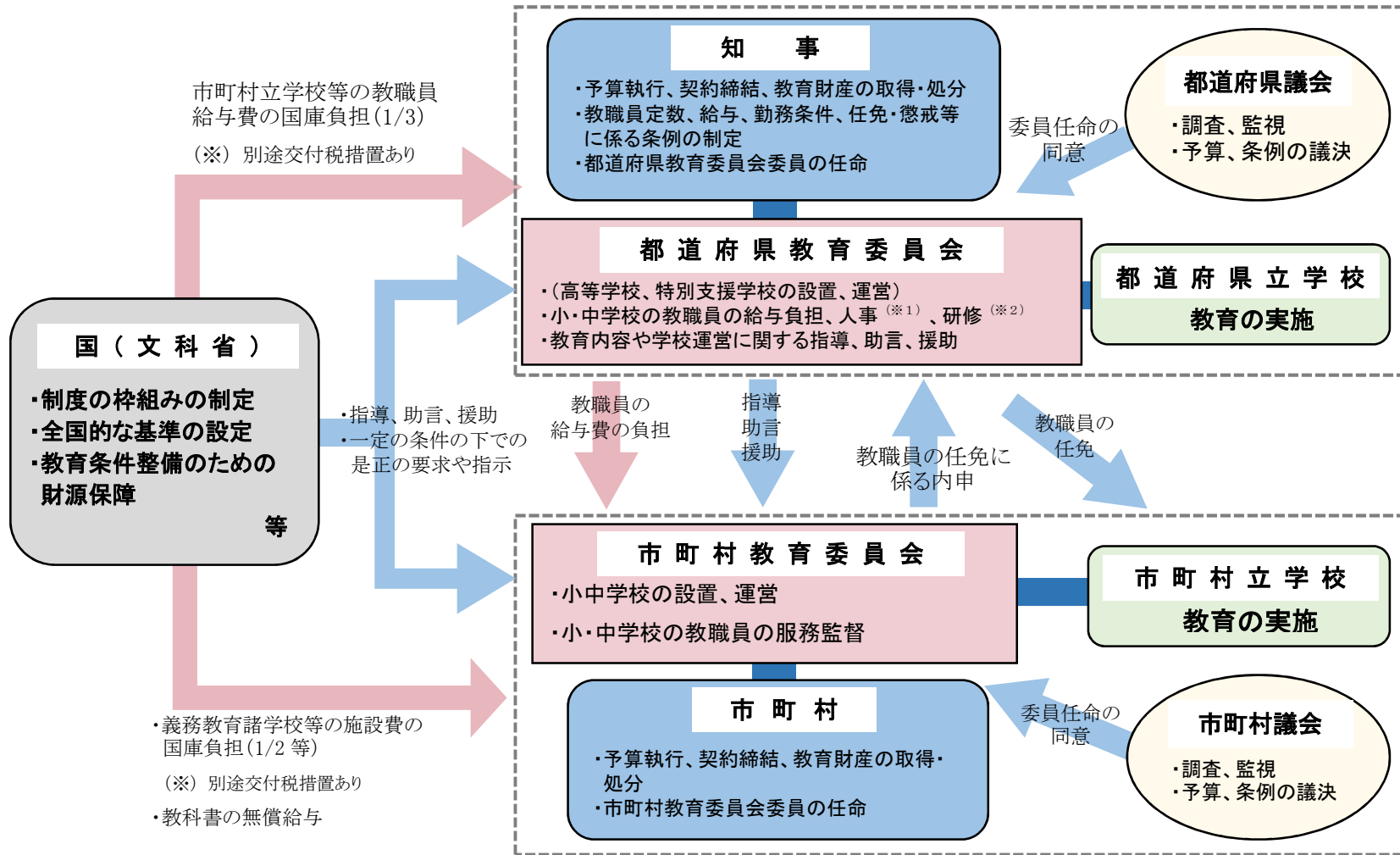
教育長は、教育委員長を除く教育委員である者の中から、教育委員会が任命する（地方教育行政法第16条）。

教育長は、教育委員会の指揮監督の下、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。また、教育委員会の全ての会議に出席し、議事について助言する（地方教育行政法第17条）。また、事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する（地方教育行政法第20条）。

(5) 教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く（地方教育行政法第18条）。

我が国の義務教育制度（国・都道府県・市町村の役割分担）について



(※1) 政令市においては、教職員の人事権あり(但し、給与負担は都道府県)
 (※2) 政令市及び中核市においては、研修を自ら実施

[出典：関西広域連合ホームページ]

6. 我が国の義務教育制度における国、県、市町村の職務分担

	主な役割
国	<p>○学校制度等に関する基本的な枠組みの設定</p> <p>【例】・「学校教育法」等による学校教育制度の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方教育行政法」による地方教育行政制度の設定 ・教科書検定制度（学校教育法第 34 条） ・教職員免許制度（免許状の種類、授与権者、効力等）の設定（教職員免許法第 1 条）
	<p>○全国的な基準の設定</p> <p>【例】・小中学校等の学校の設置基準（編制、施設設備等）の設定（学校教育法第 3 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領等の教育課程の基準の設定（学校教育法第 33 条、学校教育法施行規則第 52 条等） ・学級編制と教職員定数の標準の設定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 1 条）
	<p>○地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援</p> <p>【例】・市町村立小・中学校等の教職員の給与費【国庫負担 1/3】（義務教育費国庫負担法第 2 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎の建設等に要する経費【国庫負担 1/2 等】（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 3 条、第 12 条） ・教科書の無償給与（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 条）
	<p>○指導・助言・援助</p> <p>【例】・教育内容や学校運営に関する指導、助言、援助（地方教育行政法第 48 条）</p>
県	<p>○一定の条件の下での是正の要求や指示</p> <p>【例】・教育委員会に法令違反等がある場合、是正の要求や指示（地方教育行政法第 49 条、第 50 条）</p>
	<p>○広域的な処理を必要とする教育事業の実施</p> <p>【例】・市町村立小・中学校等の教職員の任免、分限、懲戒、異動の発令等（地方教育行政法第 37 条、38 条、40 条）※政令市においては自ら実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長、教員その他の教育関係職員の研修（地方教育行政法第 21 条、地方公務員法第 39 条）※政令市・中核市においては自ら実施 ・教職員の定数、給与、勤務条件、任免・分限・懲戒等の条例制定（地方教育行政法第 41 条、42 条、43 条）
	<p>○市町村における教育条件整備に対する財政的支援</p> <p>【例】・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担（市町村立学校職員給与負担法第 1 条）※内 1/3 は国費負担あり</p>
市町村・学校	<p>○指導・助言・援助</p> <p>【例】・教育内容や学校運営（学校の組織編成、教育課程、学習指導、教科書の採択など）に関する指導、助言、援助（地方教育行政法第 48 条）</p>
	<p>○学校等の設置管理</p> <p>【例】・市町村立の小・中学校の設置管理（学校教育法第 5 条、第 38 条、第 49 条）</p>
	<p>○教育のサービス監督</p> <p>【例】・県費負担教職員のサービス監督（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県委員会の任免その他の処分に係る内申（地方教育行政法第 38 条）
	<p>○教育の実施</p> <p>【例】・教育の実施（学校教育法第 29 条、第 30 条、第 45 条、第 46 条）</p>

7. 教育行政における職務権限

教育委員会、自治体首長、地方議会及び各学校における職務権限は以下のとおりである。

<p>教育委員会 (地方教育行政法第 23 条)</p>	<p>○学校教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の設置、管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学・退学 ・学校の組織編成、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備 <p>○社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座、集会の開設等社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等の設置、管理 <p>○文化財の保護に関すること</p> <p>○学校における体育に関すること</p> <p>以下は、原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務</p> <p>○文化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化事業の実施 ・文化施設の設置管理 <p>○スポーツに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置管理
<p>自治体首長 (地方教育行政法第 24 条)</p>	<p>○大学に関すること</p> <p>○私立学校に関すること</p> <p>○教育財産の取得・処分</p> <p>○契約の締結</p> <p>○予算の執行</p>
<p>地方議会</p>	<p>○教育委員任免に関する同意</p> <p>○教育予算・決算の承認</p>
<p>各学校</p>	<p>○教育の実施</p>

8. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1) 趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

(2) 概要

① 教育行政の責任の明確化

- ・ 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く（13条関係）。
- ・ 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う（4条、7条関係）。
- ・ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（13条関係）。
- ・ 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）（5条関係）。
- ・ 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる（14条関係）。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する（25条関係）。

② 総合教育会議の設置、大綱の策定

- ・ 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される（1条の4関係）。
- ・ 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する（1条の3関係）。
- ・ 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない（1条の4関係）。

③ 国の地方公共団体への関与の見直し

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す（50条関係）。

④ その他

- ・総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない（1条の4⑦、14条⑨関係）。
- ・**現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する（附則2条関係）。**

(※) 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

(3) 施行期日

平成27年4月1日

教育委員会制度、こう変わる

これまでの教育委員会の課題

- ▶ 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- ▶ 教育委員会の審議が形骸化している
- ▶ いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- ▶ 地域住民の民意が十分に反映されていない
- ▶ 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

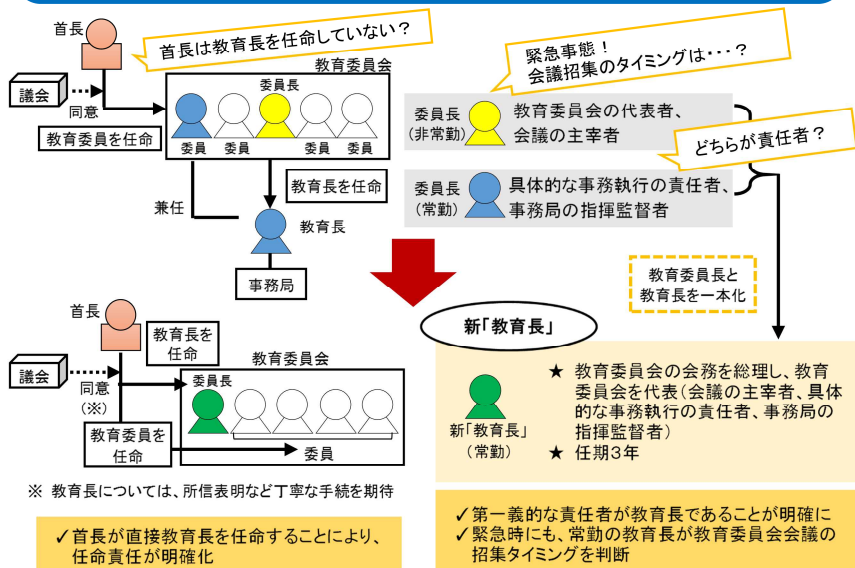
- ▶ 教育行政における責任体制の明確化
- ▶ 教育委員会の審議の活性化
- ▶ 迅速な危機管理体制の構築
- ▶ 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- ▶ いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

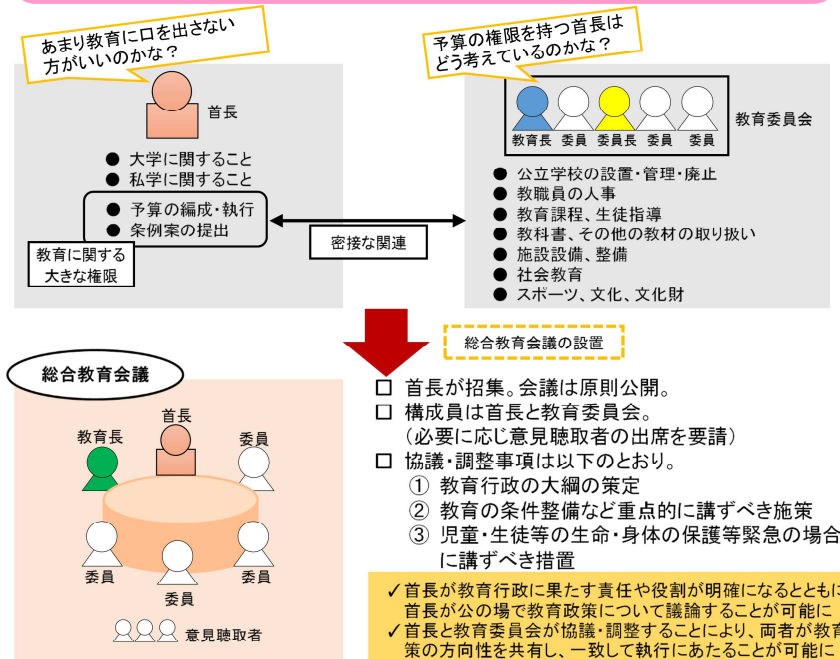
POINT①
教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



POINT③
総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT②
教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数 1/3 以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
 - ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT④
大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
 - ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

[出典：文部科学省ホームページ資料を包括外部監査人が加工して作成]

2. 教育委員の構成

(平成 27 年 3 月末現在)

職 名	氏 名	任 期	現 職	略 歴
委員長	高崎正弘	(1 期目) 平成 19 年 10 月 12 日 ～平成 23 年 10 月 11 日 (2 期目) 平成 23 年 10 月 12 日 ～平成 27 年 10 月 11 日	(株)三井住友銀行 名誉顧問	・(株)さくら銀行(現(株)三井 住友銀行) 代表取締役会長 ・関西経済連合会副会長
委員 (委員長職務代行者) 【保護者委員】	長田典子	(1 期目) 平成 20 年 10 月 11 日 ～平成 24 年 10 月 10 日 (2 期目) 平成 24 年 10 月 11 日 ～平成 28 年 10 月 10 日	関西学院大学 理工学部教授	・三菱電機(株)先端技術総合 研究所研究員 ・日本学術会議連携会員
委員 (委員長職務代行者)	玉岡かおる	平成 24 年 10 月 11 日 ～平成 28 年 10 月 10 日	作家	・大阪芸術大学大学院教授 ・兵庫県芸術文化協会評議員
委員 (委員長職務代行者)	小澤孝好	平成 25 年 10 月 13 日 ～平成 29 年 10 月 12 日	医師	・(一社)兵庫県医師会副会長 ・(公財)日本学校保健会業務 執行理事
委員 (委員長職務代行者)	清水勲夫	平成 26 年 10 月 8 日 ～平成 30 年 10 月 7 日	(一財) 野外活動協会 専務理事	・兵庫県キャンプ協会副会長 ・(公財)兵庫県青少年本部理事 ・(公財)兵庫県生きがい創造 協会理事
委員 (教育長)	高井芳朗	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	—	・兵庫県政策監 ・兵庫県公営企業管理者

(注) 平成 27 年 3 月末からの変更内容

- ・高崎正弘委員長が任期満了に伴い退任
- ・高井芳朗教育長が新制度の教育長(任期:平成 27 年 10 月 12 日～平成 30 年 10 月 11 日)となり、委員長職はなくなった。
- ・牧村実委員が就任(任期:平成 27 年 10 月 12 日～平成 31 年 10 月 11 日)

3. 教育委員会の会議

県教育委員会の会議は、地方教育行政法に定めるもののほか、県教育委員会会議規則に定めるところにより行われている。

会議は、定例会議と臨時会議とし、定例会議は毎月 2 回招集することとされている。平成 26 年度は定例会議が 24 回開催され、臨時会議の開催は無かった。

日程等		No.	内 容
第 1 回	4 月 3 日	1	兵庫県教育委員会活動方針(平成 26 年度)の件
		2	平成 26 年度兵庫県教科用図書選定審議会委員の委嘱(任命)の件
		3	兵庫県銃砲刀剣類登録審査委員の委嘱の件
	報告事項	1	平成 26 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における学力検査等の実施状況について
		2	平成 26 年度県立美術館・博物館年間展覧会等計画について
		3	第 4 回神戸マラソンについて

日程等		No.	内 容		
第2回	4月16日	議案	1 兵庫県いじめ対策審議会委員の委嘱(任命)の件		
		報告事項	1 平成26年3月県立高等学校卒業者の就職内定状況について 2 平成25年度兵庫県児童生徒体力・運動能力調査報告書について		
第3回	5月8日	議案	1 平成27年度使用教科用図書採択に関する件		
		報告事項	1 平成27年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の募集について 2 ひょうご・ロシアハバロフスク青少年交流事業について 3 第68回兵庫県民体育大会の開催及び総合開会式について		
			議案	1 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 2 教職員の人事に関する件 3 兵庫県立図書館協議会委員の委嘱の件	
第4回	5月22日	協議事項	1 知的障害特別支援学校在籍児童の増加対策(神戸市東部・阪神地区)について		
		報告事項	1 「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」の取り組み状況について 2 県立阪神特別支援学校分教室の設置(県立武庫荘高等学校内)について 3 平成26年度兵庫県公立高等学校入学者選抜学力検査に関する調査結果について 4 「関西マスターズスポーツフェスティバル2014」の開催について 5 校内人事の決定方法に係る調査結果について		
			議案	1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則制定の件 2 平成27年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針の件 3 平成27年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考に関する基本方針の件	
				報告事項	1 平成26年度教科書(小・中・高)展示会の開催について 2 個別の教育支援計画等の効果的な引継ぎについて(広報リーフレットの配布)
					議案
第6回	6月19日	報告事項	1 コウノトリ未来・国際かいぎの開催について		
		議案	1 教職員の人事に関する件		
第7回	7月3日	報告事項	1 兵庫県立海洋体育館の概要について 2 阪神地区の教育の概要について 3 平成27年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験応募状況について 4 平成27年度高等学校進学希望者等動向調査の結果について 5 「兵庫県スポーツ推進計画」の進捗状況及び平成26年度の取組について		
			議案	1 教職員の人事に関する件 2 兵庫県立人と自然の博物館協議会委員の任命の件 3 平成26年度兵庫県文化財保護審議会への諮問に関する件 4 兵庫県スポーツ推進審議会委員の委嘱の件	
				報告事項	1 県立総合体育館及び県立海洋体育館の指定管理者の公募について
				議案	1 懲戒免職処分取消請求事件の処理方針決定の件 2 兵庫県指定文化財の指定等に関する件 3 教職員の人事に関する件
					報告事項
議案	1 教育長が臨時に代理した教職員の人事案件について承認を求める件 2 「平成26年度教育委員会の点検・評価(平成25年度実績)」決定の件				
第10回	9月4日	報告事項	1 平成26年度全国学力・学習状況調査(4/22)の結果について 2 県立出石特別支援学校みかた校(仮称)の設置について 3 平成27年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱について 4 平成27年度兵庫県立中等教育学校等入学者選考要綱について 5 平成27年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱について 6 平成27年度使用県立学校教科用図書採択について 7 平成26年8月豪雨災害に対する緊急対策の実施について		

日程等		No.	内 容	
第11回	9月18日	議案	1 平成26年度9月補正教育関係予算案にかかる意見申出の件 2 教職員の人事に関する件	
		報告事項	1 播磨西地区の教育の概要について 2 官兵衛歴史フォーラムについて 3 「ひょうごdeスポーツ推進月間」の展開について	
	第12回	10月2日	議案	1 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定の件 2 兵庫県立特別支援学校の分校の名称及び位置に関する規則制定の件 3 兵庫県立特別支援学校学事通則の一部を改正する規則制定の件
報告事項			1 平成27年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験結果について 2 平成27年度高等学校進学希望者数等調査の結果について 3 第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体2014」(本大会)開催について	
第13回		10月16日	議案	1 平成27年度公立学校教職員異動方針決定の件 2 教職員の人事に関する件
	報告事項		1 平成27年度公立高等学校生徒募集計画について 2 平成25年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について 3 民間人校長の公募について	
	第14回	11月6日	議案	1 教職員の人事に関する件 2 兵庫県立高等学校学事通則の一部を改正する規則制定の件 3 公の施設の指定管理者の指定にかかる意見申し出の件
報告事項			1 淡路地区の教育の概要について 2 平成26年人事委員会の給与勧告等の概要について 3 平成26年度兵庫県高等学校台湾交流(高校野球)事業について 4 第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体2014」の結果について 5 第4回神戸マラソンの開催について	
議案			1 教職員の人事に関する件	
第15回		11月20日	報告事項	1 博物館法第10条の規程による博物館の登録について 2 「日本スポーツマスターズ2017」の兵庫県開催決定について
			議案	1 教育長が臨時に代理した公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に係る意見について承認を求める件 2 教育長が臨時に代理した平成26年度12月補正教育関係予算案に係る意見について承認を求める件 3 教職員の人事に関する件
第16回	12月4日	報告事項	1 「平成26年度学力向上シンポジウム」の開催について 2 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について 3 第4回神戸マラソンの実施結果について 4 平成27年度高等学校進学希望者等動向調査の結果について	
			議案	1 教職員の人事に関する件
			報告事項	1 平成26年教育10大ニュースについて 2 平成26年度県立高等学校卒業予定者の就職内定状況について
		第17回	12月18日	議案
報告事項	1 当初予算要求の概要 2 中国古代鏡「千石コレクション」の寄贈について			
第18回	1月8日	議案	1 教育長が臨時に代理した公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について承認を求める件 2 平成26年度兵庫県文化財保護審議会への諮問に関する件	
		報告事項	1 当初予算要求の概要 2 中国古代鏡「千石コレクション」の寄贈について	
第19回	1月22日	議案	1 教職員の人事に関する件 2 「兵庫県立高等学校の廃止の決定」及び「兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定に係る意見申出」の件 3 兵庫県立高等学校の分校の名称及び位置に関する規則の一部を改正する規則の制定の件 4 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定の件 5 公の施設の指定管理者の指定に係る意見申出の件について	
			報告事項	1 平成26年度兵庫県優秀教職員表彰式の実施について 2 平成26年度第58回兵庫県高等学校総合体育大会学校対抗総合得点上位校の表彰について 3 平成26年度体力アップスクール表彰について

日程等		No.	内 容
第20回	2月5日	議案	1 教育長が臨時に代理した控訴事件にかかる対応方針の決定について承認を求める件
			2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定にかかる意見申出
			3 兵庫県職員定数条例の一部を改正する条例制定に係る意見申し出の件
			4 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例制定に係る意見申し出の件
			5 平成27年度当初教育関係予算案に係る意見申し出の件
			6 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定に係る意見申し出の件
			7 平成26年度兵庫県教育功労者表彰の受賞者決定の件
	協議事項	1 平成27年度「指導の重点」(案)について	
報告事項	1 平成26年度兵庫県スポーツ優秀選手賞表彰式について		
第21回	2月19日	議案	1 教育長が臨時に代理した教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について承認を求める件
			2 教育長が臨時に代理した平成26年度2月補正教育関係予算案にかかる意見について承認を求める件
			3 平成27年度「指導の重点」決定の件
			4 教職員の人事に関する件
			5 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則制定の件
			6 兵庫県指定文化財の指定及び兵庫県登録文化財の登録に関する件
			7 教職員の人事に関する件
	報告事項	1 平成26年度県立高等学校部活動指導者表彰式の実施について	
第22回	3月5日	議案	1 教職員の人事に関する件
			2 免許状更新講習に関する規則の一部を改正する規則制定の件
			3 学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定の件
			4 平成27年度学級編成基準および教職員定員配当方針決定の件
			5 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件
			6 平成28年度県立高等学校における専門学科等の設置の件
協議事項	1 第3次ひょうご子どもの読書活動推進計画(案)について		
報告事項	1 兵庫県公立高等学校における推薦入学等の実施状況等について		
第23回	3月19日	議案	1 教育長が臨時に代理した2月補正教育関係予算案(繰越明許費)に係る意見について承認を求める件
			2 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則制定
			3 教職員の人事に関する件
			4 4月1日付事務局職員等の人事
報告事項	1 平成27年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考の実施状況について		
	2 平成28年度兵庫県公立高等学校入学者選抜日程及び県立芦屋国際中等教育学校入学者選考の日程について		
第24回	3月26日	議案	1 兵庫県教育委員会規則等の公布に関する規則等の一部を改正する規則制定の件
			2 公立学校教職員のへき手当等に関する規則の一部を改正する規則制定の件
			3 平成27年度兵庫県教科用図書選定審議会委員の委嘱(任命)の件
			4 ひょうご子どもの読書活動推進計画(第3次)決定の件
			5 教職員の人事に関する件
報告事項	1 第2期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」平成27年度実施計画について		

4. 教育委員会の権限に属する事務

県教育委員会の権限に属する事務については「兵庫県教育委員会行政組織規則」に規定されている。その内容は下表のとおりである。

【 兵庫県教育委員会行政組織規則（抜粋） 】

課	規則の 条数	所掌事務
総務課	第 9 条	(1)秘書に関すること。 (2)文書及び公印に関すること。 (3)儀式及び表彰（教職員課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (4)法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。 ※地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (5)教育委員会の会議等に関すること。 (6)事務局及び教育機関の組織並びに権限の委任及び配分に関すること。 (7)事務局、県立学校及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。 (8)事務局、県立学校及び教育機関の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。 (9)旅費の格付けに関すること（教職員課の所掌に属するものを除く。）。 (10)事務局、県立学校及び教育機関の職員の研修に関すること。 (11)教育行政の企画及び総合調整に関すること。 (12)教育行政に係る重要事業の進行管理に関すること。 (13)行政事務の能率化に関すること。 (14)行政事務及び行政組織の合理化に関すること。 (15)争訟事務の連絡調整に関すること。 (16)教育委員会規則、規程等重要な文書の審査に関すること。 (17)公文書の公開等の連絡調整に関すること。 (18)個人情報の開示等の連絡調整に関すること。 (19)市町組合教育委員会に関すること。 (20)教育行政に係る公害対策の連絡調整に関すること。 (21)庁用自動車の管理に関すること。 (22)広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (23)教育の調査及び統計に関すること。 (24)前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しないこと。
教育企画課	第 9 条 の 2	(1)教育の企画及び調整に関すること。 (2)教育改革に関する総合企画及び調整に関すること。 (3)教育課題の調査研究に関すること。 (4)教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画の策定に関すること。 (5)法第1条の3に規定する大綱の策定に関すること。 (6)防災教育に関すること。 (7)情報教育に関すること。 (8)前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務
財務課	第 10 条	(1)教育委員会の予算、決算及び会計に関すること。 (2)授業料に関すること。 (3)就学困難な児童及び生徒の教科用図書、修学旅行費及び寄宿舎費等の補助に関すること。 (4)教育財産等の総合調整に関すること。 (5)県立学校の施設等の整備計画に関すること。 (6)県立学校の施設等の補修工事に関すること。 (7)教育機関の用に供する施設等の営繕の技術に関すること。 (8)県立学校公害対策の総合計画の策定及び実施に関すること。
教職員課	第 11 条	(1)教職員（県立学校の教育職員及び県費負担教職員をいう。以下同じ。）の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。 (2)教職員の表彰に関すること。 (3)教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。 (4)教職員の研修に関すること。 (5)職員及び教職員の健康管理に関すること。

課	規則の 条数	所掌事務
教職員課	第 11 条	(6) 職員及び教職員の公務災害補償に関すること。 (7) 教職員の退職手当に関すること。 (8) へき地学校の指定に関すること。 (9) 県立学校における職員等の旅費の格付けに関すること。 (10) 職員団体に関すること。 (11) 教育職員免許法の施行に関すること。
学事課	第 12 条	(1) 公立学校施設等の整備及び災害復旧に関する国庫負担法等の施行に関すること。 (2) 公立学校施設等の実態調査、施設台帳の整備及び耐力度調査に関すること。 (3) 公立学校施設等の技術指導に関すること。 (4) 公立学校施設等の耐震診断及び耐震改修に係る市町からの相談に関すること。 (5) 学級編制（小学校及び中学校の特別支援学級に係る学級編制並びに特別支援学校の学級編制を除く。）及び教職員の定員配当に関すること。 (6) 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒の定員に関すること。 (7) 県立高等学校の生徒の長期募集計画に関すること。 (8) 公立学校の設置及び廃止に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。） (9) 公立高等学校並びに県立の中学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。 (10) 就学及び入学の事務に関すること。 (11) へき地教育振興費補助金に関すること。 (12) 義務教育費国庫負担法に基づく負担金に関すること。 (13) 給与支給事務の集中管理に関すること。 (14) 神戸市立学校の県費負担教職員に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
福利厚生課	第 13 条	(1) 職員及び教職員の福利厚生に関すること。 (2) 児童手当の総括に関すること。 (3) 職員及び教職員の身上相談に関すること。 (4) 恩給等に関すること。 (5) 公立学校共済組合に関すること。 (6) 教職員公舎の建設及び維持管理に関すること。 (7) 一般財団法人兵庫県学校厚生会に関すること。
義務教育課	第 14 条	(1) 小学校及び中学校並びに幼稚園の教育内容に関すること。 (2) 小学校及び中学校並びに幼稚園の幼児、児童及び生徒の教育指導に関すること。 (3) 小学校及び中学校並びに幼稚園の教育に係る人権教育に関すること。 (4) 小学校及び中学校並びに幼稚園の教育に係る環境教育に関すること。 (5) 小学校及び中学校の教職員並びに幼稚園の教育職員の研修に関すること。 (6) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに小学校及び中学校に係る産業教育振興法、理科教育振興法及び学校図書館法の施行に関すること。 (7) 教科用図書選定審議会に関すること。 (8) 小学校及び中学校並びに幼稚園に係る教育研究団体に関すること。 (9) 中学校卒業程度認定事務に関すること。 (10) 県立南但馬自然学校及び県立但馬やまびこの郷に関すること。
特別支援教育課	第 14 条 の 2	(1) 特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級（以下「特別支援学校等」という。）の教育内容に関すること。 (2) 特別支援学校等の幼児、児童及び生徒の教育指導に関すること。 (3) 特別支援学校等の教育に係る人権教育に関すること。 (4) 特別支援学校等の教職員の研修に関すること。 (5) 特別支援学校等に係る義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに理科教育振興法及び学校図書館法の施行に関すること。 (6) 障害児就学指導審議会に関すること。 (7) 特別支援学校等に係る教育研究団体に関すること。 (8) 特別支援教育に関する総合企画及び調整に関すること。 (9) 特別支援学校等の学級編成に関すること。 (10) 県立の特別支援学校の幼児、児童及び生徒の定員に関すること。 (11) 県立の特別支援学校の学校評議員の委嘱に関すること。 (12) 県立の特別支援学校の設置及び廃止に関すること。 (13) 県立特別支援教育センターに関すること。

課	規則の 条数	所掌事務
高校教育課	第 15 条	(1) 高等学校及び中等教育学校の教育に関する総合企画及び調整に関すること。 (2) 高等学校及び中等教育学校の教育内容に関すること。 (3) 高等学校及び中等教育学校の生徒等の教育指導に関すること。 (4) 高等学校及び中等教育学校の教育に係る人権教育に関すること。 (5) 高等学校及び中等教育学校の教育に係る国際理解教育に関すること。 (6) 高等学校及び中等教育学校の教職員の研修に関すること。 (7) 県立の高等学校及び中等教育学校の学校評議員の委嘱に関すること。 (8) 公立高等学校の入学者の選抜及び県立中等教育学校の入学者の選考に関すること。 (9) 産業教育振興法、理科教育振興法、高等学校の定時制教育及び通信制教育振興法及び学校図書館法の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。 (10) 学校教育審議会及びいじめ対策審議会に関すること。 (11) 高等学校奨学資金、勤労生徒奨学資金及び地域改善奨学資金に関すること。 (12) 高校生等奨学給付金に関すること。 (13) 高等学校卒業程度認定試験事務に関すること。 (14) 教育研究団体に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (15) 県立教育研修所に関すること。
社会教育課	第 16 条	(1) 社会教育（知事の補助機関に委任したものを除く。以下この条及び第 26 条において同じ。）に関すること。 (2) 地域教育に関すること。 (3) 社会教育に係る人権教育に関すること。 (4) 図書館法、博物館法及び P T A ・青少年教育団体共済法の施行に関すること。 (5) 社会教育委員に関すること。 (6) 図書館協議会に関すること。 (7) 人と自然の博物館協議会に関すること。 (8) 県立美術館（知事の補助機関に委任したものを除く。）、県立図書館、県立人と自然の博物館、県立コウノトリの郷公園その他の社会教育施設に関すること。
文化財課	第 16 条 の 2	(1) 文化財に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 銃砲刀剣類等の審査に関すること。 (4) 県立歴史博物館及び県立考古博物館に関すること。 (5) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターに関すること（埋蔵文化財に関するものに限る。）。
体育保健課	第 17 条	(1) 学校体育に関すること。 (2) 学校保健に関すること。 (3) 学校給食及び食育に関すること。 (4) 学校安全に関すること。 (5) 公立社会体育施設等の耐震診断及び耐震改修に係る市町からの相談に関すること。 (6) 学校管理者賠償責任保険に関すること。 (7) 学校体育、学校保健、学校給食、学校安全等の関係団体に関すること。 (8) 県立兔和野高原野外教育センター、県立海洋体育館、県立総合体育館、県立武道館その他のスポーツ施設に関すること。 (9) 公益財団法人兵庫県体育協会に関すること。
スポーツ振興課	第 17 条 の 2	(1) スポーツ振興の総合企画及び調整に関すること。 (2) 社会体育に関すること。 (3) スポーツ基本法の施行に関すること。 (4) スポーツ推進審議会に関すること。 (5) 社会体育等の関係団体に関すること。
人権教育課	第 18 条	(1) 人権教育に関する総合企画及び調整に関すること。 (2) 人権教育の指導に関すること。 (3) 人権教育に係る補助事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (4) 人権教育関係団体に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

5. 教育委員会事務局の職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

所属	区分	現員	現員の内訳			その他	備考
			事務職員	技術職員等	指導主事等		
総務課 （教育次長を含む）		22	21	1		40	学校厚生会 4、体育協会 12、高等学校教育振興会 6、まちづくり技術センター15、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 組織委員会 3 を含む
教育企画課		5	2		3		
財務課		24	19	5			
教職員課		30	21		9		
学事課		22	22				
福利厚生課		10	10				
義務教育課		16	5		11		
特別支援教育課		8	4		4		
高校教育課		24	9		15		
社会教育課		11	5		6		
文化財課		8	2	5	1		
体育保健課		18	8	1	9		
スポーツ振興課		18	9		9		
人権教育課		7	2		5		
小 計		223	139	12	72	40	
阪神教育事務所		23	13		10		
播磨東教育事務所		18	10		8		
播磨西教育事務所		19	11		8		
但馬教育事務所		11	5		6		
丹波教育事務所		10	6		4		
淡路教育事務所		11	6		5		
小 計		92	51		41		
県立特別支援教育センター		3			3		
県立南但馬自然学校		8	3	1	4		
県立但馬やまびこの郷		6	2		4		
県立育研修所		38	8	2	28		
県立美術館		29	11	17	1		
県立図書館		24	23		1		
県立歴史博物館		15	5	9	1		
県立人と自然の博物館		42	7	32	3		
県立コウノトリの郷公園		15	3	11	1	2	大学事務 2
県立考古博物館		21	6	15			
小 計		201	68	87	46	2	
合 計		516	258	99	159	42	

Ⅲ. 兵庫県教育委員会の予算、決算

1. 予算の推移（過去10年間）

平成26年度の教育委員会の当初予算は、3,980億円で、10年前の88.8%となっている。そのうち高等学校管理費は行財政構造改革の影響もあり68.1%と大幅に減少しているものの、特別支援学校管理費は児童・生徒の増加等の影響で115.1%と増加している。高等学校整備費は、平成20年度から始まった行財政構造改革の影響で10年前に比べ32.4%と大幅に落ち込む一方、特別支援学校整備費は、新設や耐震化事業の集中実施の影響で295.8%と大幅に増加している。

各年度の最終予算のうち高等学校管理費及び特別支援学校管理費は、当初予算を抑制基調で計上していることから、年度途中の追加需要に対応するため、年度途中に増額補正を行っている。高等学校整備費及び特別支援学校整備費は、年度途中の国の景気対策等に対応するため、年度によっては大幅な増額補正を行うこともある。

【 兵庫県教育委員会の予算推移 】

(単位：百万円)

区分		年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成26年度 /平成17年度
当初予算額	事務局経費 (就学支援金含む)		17,857	21,264	18,030	16,187	16,506	15,933	15,430	14,728	14,602	17,794	99.6%
	高等学校管理費		5,951	5,704	5,491	5,005	5,004	4,863	4,552	4,189	4,100	4,054	68.1%
	特別支援学校管理費		1,212	1,228	1,216	1,163	1,216	1,166	1,223	1,281	1,217	1,395	115.1%
	高等学校整備費 (緊急防災・減災含む)		13,016	12,465	12,055	10,039	9,299	8,067	5,225	6,288	5,531	4,211	32.4%
	特別支援学校整備費 (緊急防災・減災含む)		614	726	1,108	1,795	8,555	1,467	1,141	725	2,910	1,816	295.8%
	人件費		409,441	413,279	415,701	400,463	395,240	389,417	385,428	376,821	369,537	368,742	90.1%
	計		448,094	454,669	453,604	434,655	435,824	420,916	413,001	404,034	397,900	398,015	88.8%
補正予算額	事務局経費 (就学支援金含む)		△ 571	△ 1,662	△ 1,259	△ 570	3,301	△ 291	△ 422	△ 76	△ 37	590	—
	高等学校管理費		29	82	173	450	402	229	140	249	284	229	—
	特別支援学校管理費		△ 5	31	26	5	241	79	41	△ 49	46	51	—
	高等学校整備費 (緊急防災・減災含む)		△ 44	766	△ 474	2,497	9,118	143	770	1,060	5,142	85	—
	特別支援学校整備費 (緊急防災・減災含む)		0	△ 27	△ 100	30	△ 1,765	0	△ 239	667	50	0	—
	人件費		2,453	4,761	6,601	1,792	△ 11,354	△ 5,288	△ 4,909	894	△ 16	2,063	—
	計		1,861	3,951	4,967	4,202	△ 59	△ 5,128	△ 4,619	2,746	5,469	3,016	—
最終予算額	事務局経費 (就学支援金含む)		17,286	19,602	16,771	15,617	19,807	15,642	15,008	14,652	14,565	18,384	106.4%
	高等学校管理費		5,980	5,786	5,664	5,455	5,406	5,092	4,692	4,438	4,384	4,283	71.6%
	特別支援学校管理費		1,207	1,259	1,242	1,168	1,457	1,245	1,264	1,232	1,263	1,446	119.8%
	高等学校整備費 (緊急防災・減災含む)		12,972	13,231	11,581	12,536	18,417	8,210	5,995	7,348	10,673	4,296	33.1%
	特別支援学校整備費 (緊急防災・減災含む)		614	699	1,008	1,825	6,790	1,467	902	1,392	2,960	1,816	295.8%
	人件費		411,894	418,040	422,302	402,255	383,886	384,129	380,519	377,715	369,521	370,805	90.0%
	計		449,955	458,620	458,571	438,857	435,765	415,788	408,382	406,780	403,369	401,031	89.1%

(注) 補正予算額(平成20年度、平成21年度、平成25年度)について

(1) 平成20年度(補正予算額2,497百万円)

国の緊急経済対策にあわせ、地域活性化対策事業として耐震化事業(改築:尼崎工業、尼崎西)の前倒し実施のほか、環境修繕事業の前倒しを実施

(2) 平成21年度(補正予算額9,118百万円)

国の緊急経済対策にあわせ、経済・雇用対策に一層取り組むために、耐震化事業(23校)の前倒しを実施
[耐震化実施校]

(加古川北、須磨東、香住、千種、生野、日高、東灘、神戸甲北、舞子、西宮今津、播磨農業、
福崎、但馬農業、西脇北、和田山、西宮南、北条、明石、豊岡、網干、豊岡総合、姫路南、浜坂)

(3) 平成25年度(補正予算額5,142百万円)

国の緊急経済対策にあわせ、好循環実現のための緊急経済対策により耐震化事業(19校)及び屋内運動場等非構造部材耐震対策事業を実施

[耐震化実施校]

(武庫荘総合、高砂南、香寺、氷上西、西宮南、宝塚西、吉川、香住、網干、芦屋、長田、青雲、
神戸、明石、星陵、伊丹、太子、洲本、姫路工業)

2. 決算の推移（過去 10 年間）

各年度の決算は、高等学校管理費及び特別支援学校管理費においては、最終予算額とほぼ一致しているが、高等学校整備費及び特別支援学校整備費は、年度途中での大型補正があった場合は、年度内に執行することが難しいことから翌年度へ繰越を行い、決算額では最終予算額に比べ平準化傾向にある。

【 兵庫県教育委員会の決算推移 】

(単位：百万円)

区分	年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 26 年度 / 平成 17 年度
事務局経費 (就学支援金含む)		16,082	19,580	16,675	15,529	19,163	15,885	14,741	14,062	14,566	17,410	108.3%
高等学校管理費		5,952	5,759	5,653	5,425	5,381	5,043	4,693	4,426	4,376	4,278	71.9%
特別支援学校管理費		1,198	1,252	1,240	1,161	1,310	1,223	1,264	1,227	1,250	1,442	120.4%
高等学校整備費 (緊急防災・減災含む)		10,834	13,949	12,773	12,903	5,956	10,649	15,028	7,600	5,362	9,066	83.7%
特別支援学校整備費 (緊急防災・減災含む)		839	533	910	786	7,313	1,789	1,299	220	3,565	1,034	123.2%
人件費		411,840	417,134	421,344	401,782	383,455	383,884	379,211	375,526	367,956	369,973	89.8%
計		446,747	458,210	458,598	437,589	422,580	418,475	416,239	403,064	397,077	403,206	90.3%

(注) 特別支援学校整備費決算額（平成 21 年度、平成 25 年度の決算額について）

(1) 平成 21 年度 (7,313 百万円)

新設特別支援学校（芦屋特別、東はりま特別）の整備事業があったことから決算額が多額になっている。

[執行内容の主なもの]

- ① 芦屋特別支援学校整備事業 4,900 百万円（敷地購入費約 2,700 百万円を含む）
- ② 東はりま特別支援学校整備事業 1,200 百万円
- ③ 特別支援学校耐震化事業（5 校） 800 百万円
(視覚、神戸聴覚、豊岡聴覚、播磨特別、出石特別)
- ④ その他 413 百万円

(2) 平成 25 年度 (3,565 百万円)

新設特別支援学校（姫路しらさぎ特別）の整備事業があったことから決算額が多額になっている。

[執行内容の主なもの]

- ① 姫路しらさぎ特別支援学校整備事業 2,200 百万円
- ② 特別支援学校耐震化事業（13 校） 756 百万円
(豊岡聴覚、赤穂特別、和田山特別、いなみ野特別、姫路特別、姫路聴覚、神戸特別、上野ヶ原特別、高等特別、出石特別、こやの里特別、播磨特別、神戸聴覚)
- ③ その他 609 百万円

3. 平成 26 年度の人件費決算額内訳

教職員の確保と適正配置という目的を達成するために最低限確保しなければならない**教職員給与費**については、これまでも**国が一貫して保障**してきた。

しかし、平成 18 年から国の三位一体改革により、**国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更**された。国庫負担金を除く県負担分については交付税で措置されている。

平成 29 年度には、政令指定都市が設置する小・中学校、特別支援学校の職員に係

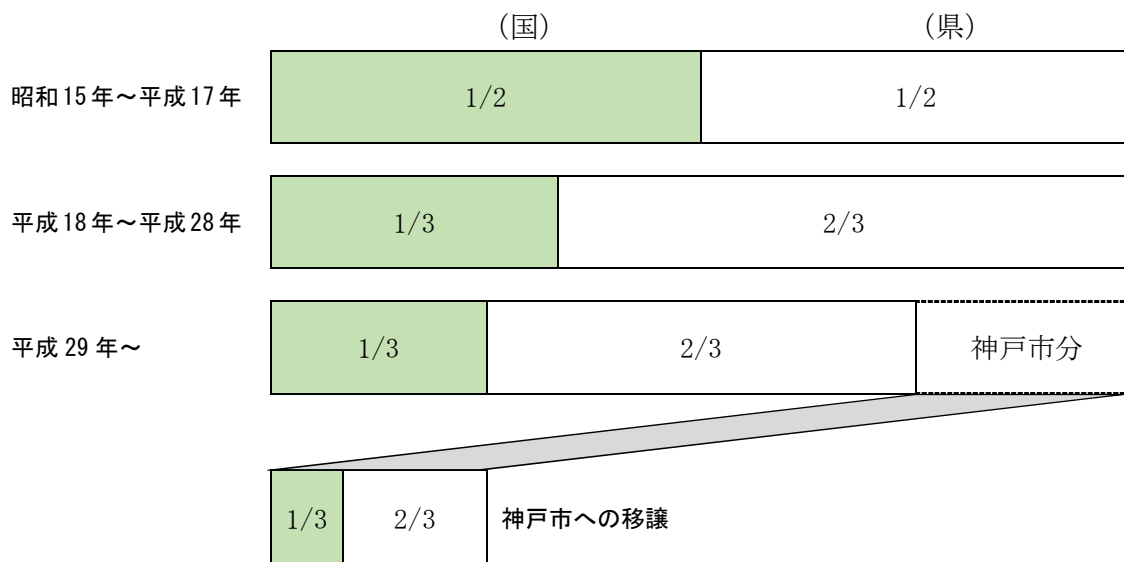
る県費負担教職員制度が変更となり、**現在、県が負担している神戸市分の人件費は、神戸市の負担となる予定である。**

【 平成 26 年度人件費決算額内訳 】

	校種（学部）	設置者	対象根拠法令	負担割合			職員費 （百万円）	
				国	県	市		
職員費	小学校	市	義務教育費国庫負担法 市町村立学校職員給与 負担法	1/3	2/3	—	145,559	
	中学校	県・市					84,548	
	特別 支援学校	県・市					29,106	
	高等学校	小・中学部	県・市	地方公務員法第 24 条	—	10/10	—	65,783
		高等部・幼稚部	県・市					
		全日制、定時制	県					
	尼崎・伊丹市立定 時制	市	市町村立学校職員給与 負担法 （指定都市を除く）	—	10/10	—	65,783	
	市立全日制・ 神戸市定時制	市	地方公務員法第 24 条	—	—	10/10	—	
				合計			324,999	

教職員退職手当 39,801
 事務局職員人件費 3,398
 非常勤講師人件費 1,774
平成 26 年度人件費決算額 369,973
 （前頁表の人件費金額と一致する。）

【 義務教育費国庫負担率 】



【 義務教育費国庫負担制度の概要 】**【 意義 】**

- 憲法の要請に基づく義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を支えるため、国は必要な制度を整備することが必要。
- 「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところ大。
- 教職員の確保と適正配置のためには、必要な財源を安定的に確保することは不可欠。

→ ☆ 県費負担教職員制度（市町村立学校職員給与負担法）

本来、市町村が市町村立学校の教職員の給与費を負担すべきところ、優秀な教職員の安定的な確保と、広域人事による適正な教職員配置のため、都道府県が全額負担。

☆ 義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）

市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3負担。

- 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）（抄）

第1条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第17条第2項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

- 1 義務教育諸学校標準法第6条第1項の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第10条第1項の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第18条各号に掲げる者を含む。）
- 2 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号。以下「高等学校標準法」という。）第15条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第24条各号に掲げる者を含む。）
- 3 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

第2条 市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）

を置くものの校長(定時制の課程のほか同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。)、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭(定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。)並びに定時制の課程の授業を担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師(常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)のうち高等学校標準法第7条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員(高等学校標準法第24条各号に掲げる者を含む。)であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師(高等学校標準法第23条第2項に規定する非常勤の講師に限る。)の報酬等は、都道府県の負担とする。

○ 義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)(抄)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)

第2条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の1/3を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

- 1 市町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費
- 2 都道府県立の中学校、中等教育学校、及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

IV. 兵庫県教育委員会が推進する第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」の概要

<計画の性格> 教育基本法に基づく計画

<計画の期間> 平成26年度～平成30年度の5年間

第1部 教育をめぐる現状と課題

1. 社会情勢の変化

- 子どもたちが夢や目標を持ち、自分の生き方を多様な可能性の中から主体的に選択し、その実現に向けて努力する意欲・態度を育成するなど、キャリア形成への支援が必要
- グローバル化の急速な進展に対応するため、チャレンジ精神や創造性、コミュニケーション能力等を培う教育が必要
- 人口減少社会が到来し、地域社会のつながりや支え合いが希薄化する中、ふるさと兵庫の発展を支える「ふるさと意識」の醸成が必要
- 家庭の教育力の低下に対応するため、生活・学習習慣の確立に向けた家庭の役割を明確化し、子育て施策と一体となった家庭教育への支援が必要

2. 本県教育の成果と課題 [第1期（平成21年度～平成25年度）プランの検証]

第2部 兵庫の教育のめざす姿

1. 基本理念

兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり ～学び、育て、支えるひょうごの教育～

2. 「めざすべき人間像」と「培うべき力」

[めざすべき人間像]

- 知・徳・体の調和がとれ、自立して生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人
- 我が国の伝統と文化を基盤として、創造性やチャレンジ精神をもって国際社会に貢献できる人

[培うべき力]

- 心身ともに健康で、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うこと
- 幅広い知識と教養、柔軟な思考力に基づく判断力や創造力、コミュニケーション能力を培い、勤労を重んずる態度を養い、生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培うこと
- 一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培うこと
- 生命を尊び、自然を大切にし、思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うなど、震災の教訓を踏まえ、地域の人々と手を携えながらふるさと兵庫の発展に貢献する力を培うこと
- 伝統と文化を尊重し、我が国やふるさと兵庫を愛する態度を養うとともに、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する力を培うこと

3. 各主体の責任と役割

- (1) 教育行政は、兵庫の子どもたちの現状と課題を把握し、「学び、育て、支えるひょうごの教育」を実現するため、適切かつ実効性のある施策を遂行する。学校や教職員等に必要な指導・助言を行い、教職員が教育活動に専念できるよう支援する。

なお、教育委員会制度については、法改正等の動向を踏まえ適切に対応する。

(2) 学校は、子どもたちの人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を行う。教員は、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める。

社会教育施設は、県民の学習の機会及び情報の提供など社会教育の振興に努める。

(3) 家庭（保護者）は、子どもたちの教育に第一義的責任を有し、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。

(4) 地域（地域住民）は、学校や家庭との連携・協力を進め、地域の将来の担い手である子どもたちの教育に積極的にかかわる。

4. 基本方針

(1) 自立して未来に挑戦する態度の育成

自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要。その上で学びの原動力や推進力となる夢や目標を持つこと、それを実現しようとする意欲・態度、様々な困難に直面しても状況を主体的かつ的確に判断し行動する力を身に付けることが不可欠。

- 社会的自立に向けたキャリア形成の支援
- 兵庫型「体験教育」の推進
- グローバル化に対応した教育の推進

(2) 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸ばすよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育成するとともに、幼児教育から高等教育までの発達の段階に応じた学びを充実することが必要。

- 「確かな学力」の育成
- 「豊かな心」の育成
- 「健やかな体」の育成
- 幼児期の教育の充実
- 特別支援教育の充実
- 私学教育の振興
- 高等教育の推進

(3) 子どもたちの学びを支える仕組みの確立

学校、家庭、地域は、それぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者として、互いに連携・協力して教育に取り組むことが必要。また、教育行政は、その効果的かつ円滑な実施が図られるよう総合的な施策を推進することが必要。

- 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上
- 安全・安心な学習環境の整備
- 家庭の教育力の向上
- 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

(4) すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

県民一人一人がその生涯を通じて、生きがいを持って、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、社会の一員として必要な学びに取り組み、自らが生きる地域の課題を協働して解決していくことが必要。

- 生涯を通じた学びの機会・場の充実
- 文化財の保存・活用
- 「スポーツ立県ひょうご」の実現

第4章 県立学校に関する財務事務等の概要

第4章では、当包括外部監査の対象とした県立学校に関する請負・委託関係事務、教職員給与関係事務、公有財産・物品関係等事務、学校経理事務について概要説明を行っている。

I. 請負・委託関係事務

1. 執行部署

県立学校に関する請負・委託事務の執行・所管部署及びその指導・検査担当部署は下表のとおりである。工事請負事務については、請負金額の多寡により執行部署が異なり、請負金額 50 百万円以上となると、県教育委員会ではなく、知事部局である県土整備部が分任執行するところが大きな特徴である。

(1) 請負・委託事務に関する執行部署一覧

区分	執行・所管部署
請負事務	<p>執行部署</p> <p><原則> 各学校</p> <p><例外（工事請負）> 請負金額 50 百万円以上 県土整備部 県土企画局契約管理課、住宅建築局営繕課及び設備課 （工事関係分任執行分）</p> <p>所管部署 教育委員会事務局財務課及び関係各課</p>
委託事務	<p><原則> 各学校（出先機関執行分）</p>

(2) 請負・委託事務に関する指導・検査担当部署一覧

区分	指導・検査部署
指導部署	教育委員会事務局財務課 関係各課（関係各課所管の委託事務） 出納局
検査部署	監査委員事務局

2. 一括契約を実施している請負・委託事務一覧

県教育委員会において一括契約を実施している請負・委託事務は下表のとおりである。一括契約の範囲については、特に定めはなく、実際に各都道府県の教育委員会によって、一括契約の範囲は異なる。

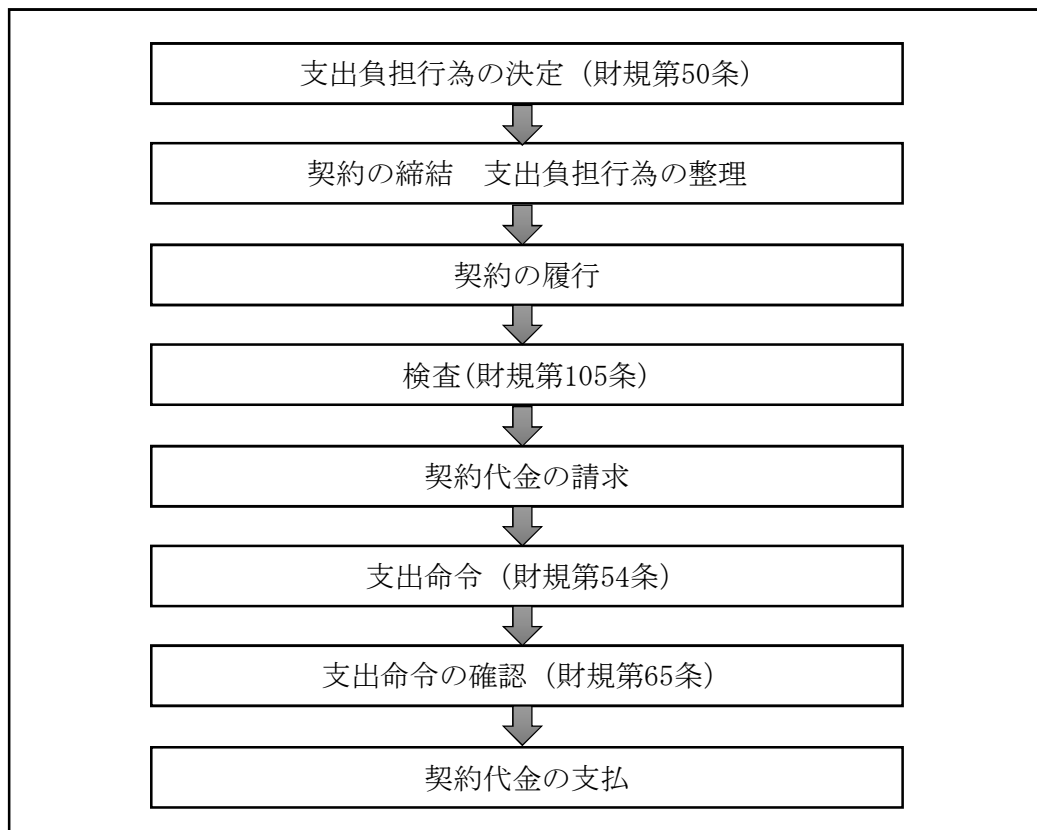
区分	請負・委託事務
工事関係	屋内運動場等非構造部材の耐震対策に係る建築設計・工事監理業務委託契約（財務課） 太陽光発電設備工事に係る設計委託契約（設備課）
経理関係	電気需給契約（各地区の幹事校） 複写サービス契約（出納局管理課） 物品（更紙）調達事務（但馬地域の一部学校）

3. 根拠規定に基づく事務フロー

(1) 根拠規定

請負・委託関係事務については、県の財務規則（昭和39年 3月31日 規則第31号）（以下「財規」という。）が根拠規定となっており、事務フローは下表のとおりとなっている。

【 請負・委託関係事務フロー 】



【 請負・委託関係事務の根拠規定 】

財務規則（昭和39年3月31日 規則第31号）

第50条（支出負担行為の決定）

支出負担行為担当者は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為書（様式第26号又は様式第27号）又は会計年度、会計区分、科目、理由、所要見込額、配当予算の経理状況その他必要な事項を記載した書類によりこれを作成しなければならない。

第54条（支出命令）

支出命令者は、支出をしようとするときは、債権者その他支払を受けるべき者（以下「受取権者」という。）から提出のあった請求書に基づき支出決定書（様式第27号又は様式第28号）により決定し、これにより所管の会計管理者又は出納員に支出命令をするものとする。

（以下、第2項まで省略）

- 3 第1項の決定書には、次に掲げる書類（当該書類のうち別に定めるものにあつては、これらの書類に記載すべき事項を記録した登録電磁的記録を含む。）を添付しなければならない。ただし、これらの書類に記載し、又は記録されるべき事項が同項の決定書又は請求書によって明らかであるときは、この限りでない。
 - （1）支出の内容を示す書類（経費の内容及び金額の算定内訳を明らかにしたもの）
 - （2）債務に履行の確認を証する書類（第107条第1項の工事検査調書又は物件検査調書その他契約担当者、検査員その他の者が債務の履行を確認したことを証するもの）
- 4 支出命令書は、第1項の支出命令をするときには、併せて支出負担行為に必要な主な書類を所管の会計管理者又は出納員に提示しなければならない。

第65条（支出命令の確認等）

会計管理者又は出納員は、支出命令を受けたときは、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- （1）歳出の会計年度所属及び予算科目に誤りがないか。
 - （2）予算の目的に反しないか。
 - （3）予算配当額若しくは予算令達額又は支払計画を超過しないか。
 - （4）金額の算定に誤りがないか。
 - （5）支払方法及び支払時期が適法であるか。
 - （6）契約の締結方法は適法であるか。
 - （7）法令その他に違反しないか。
- 2 出納員は、前項の規定により確認をしたときは、直ちにその旨を会計管理者に通知しなければならない。

第105条（監督及び検査）

契約担当者は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の規定による監督又は検査のため必要があるときは、所属職員のうちから監督員又は検査員を命じなければならない。
- 3 前項の場合においては、監督員と検査員とは兼ねさせてはならない。
- 4 知事は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、監督又は検査の事務を第2項に規定する職員以外の職員に命じて行わせることがある。

4. 事務に関するマニュアル

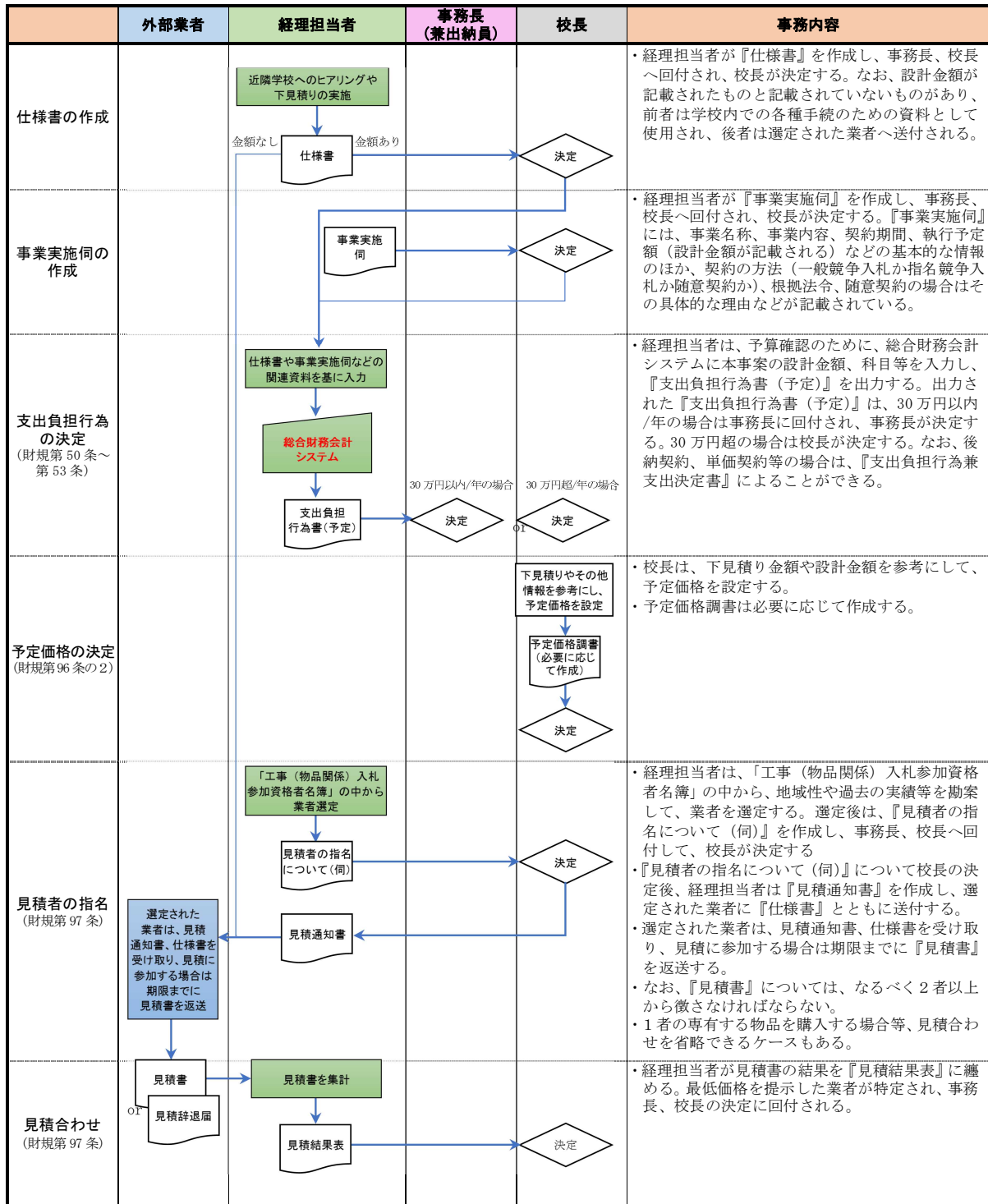
請負・委託関係事務については、「会計事務点検マニュアル（平成27年4月）」（出納局審査・指導課）において、事務における点検ポイントが示されている。

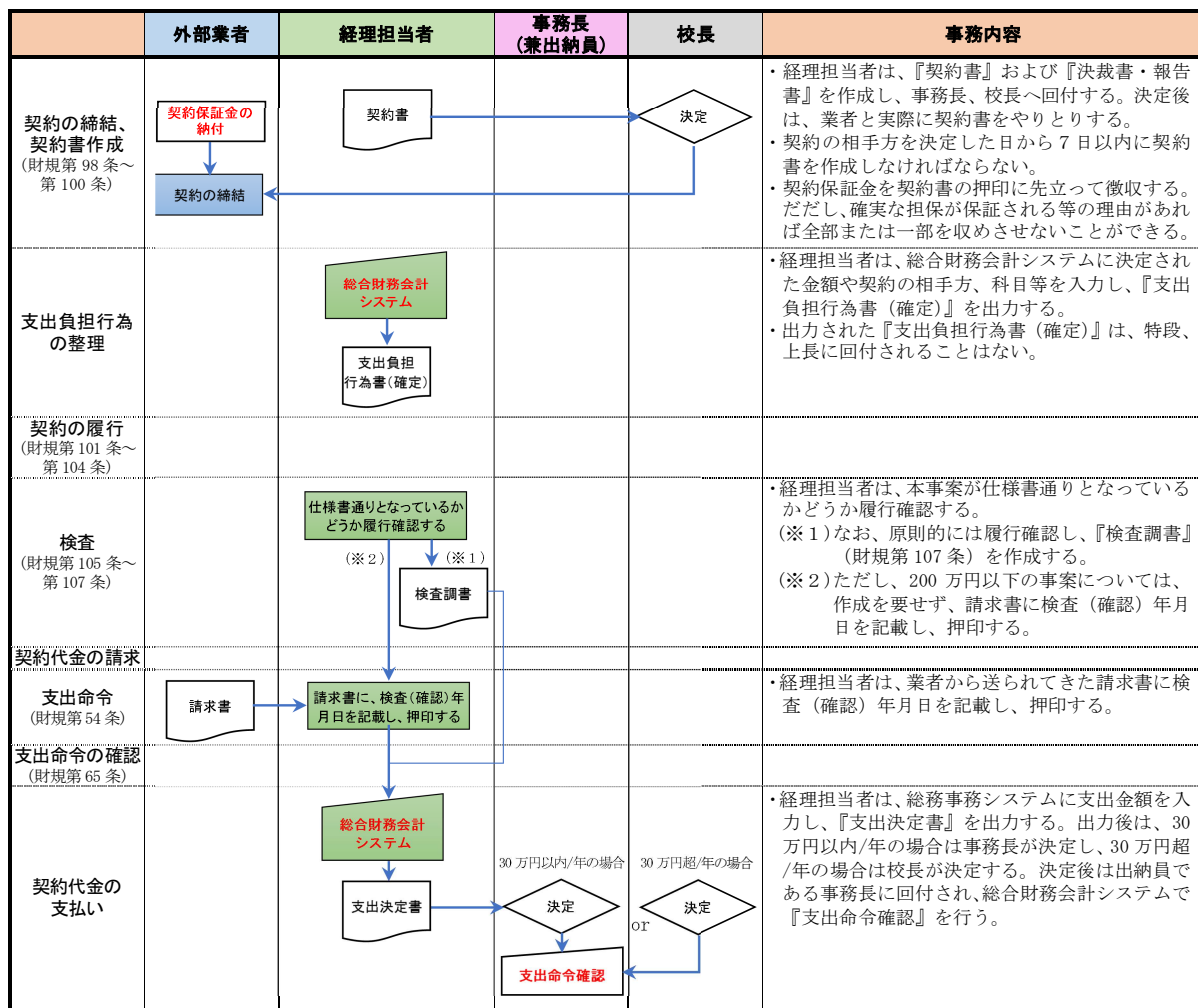
同マニュアルの「8 契約事務における点検ポイント」では、（1）仕様等の確定、（2）契約の方法、（3）契約者の決定、（4）契約の締結、（5）違約金について、また、「6 歳出事務における点検のポイント」では、（1）支出負担行為、（2）支出命令、（3）支出の特例の点検ポイントが示されている。

5. 請負・委託関係事務に係るフロー

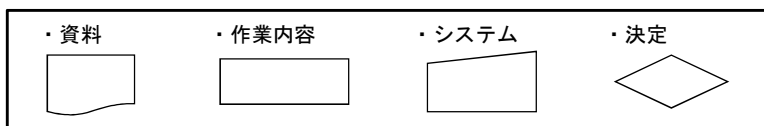
実際の請負・委託関係事務（随意契約）、工事請負関係事務（指名競争入札）等のフローは93頁から97頁の表のとおりである。

(1) 請負・委託関係事務に係るフロー（随意契約の場合）





(凡例)

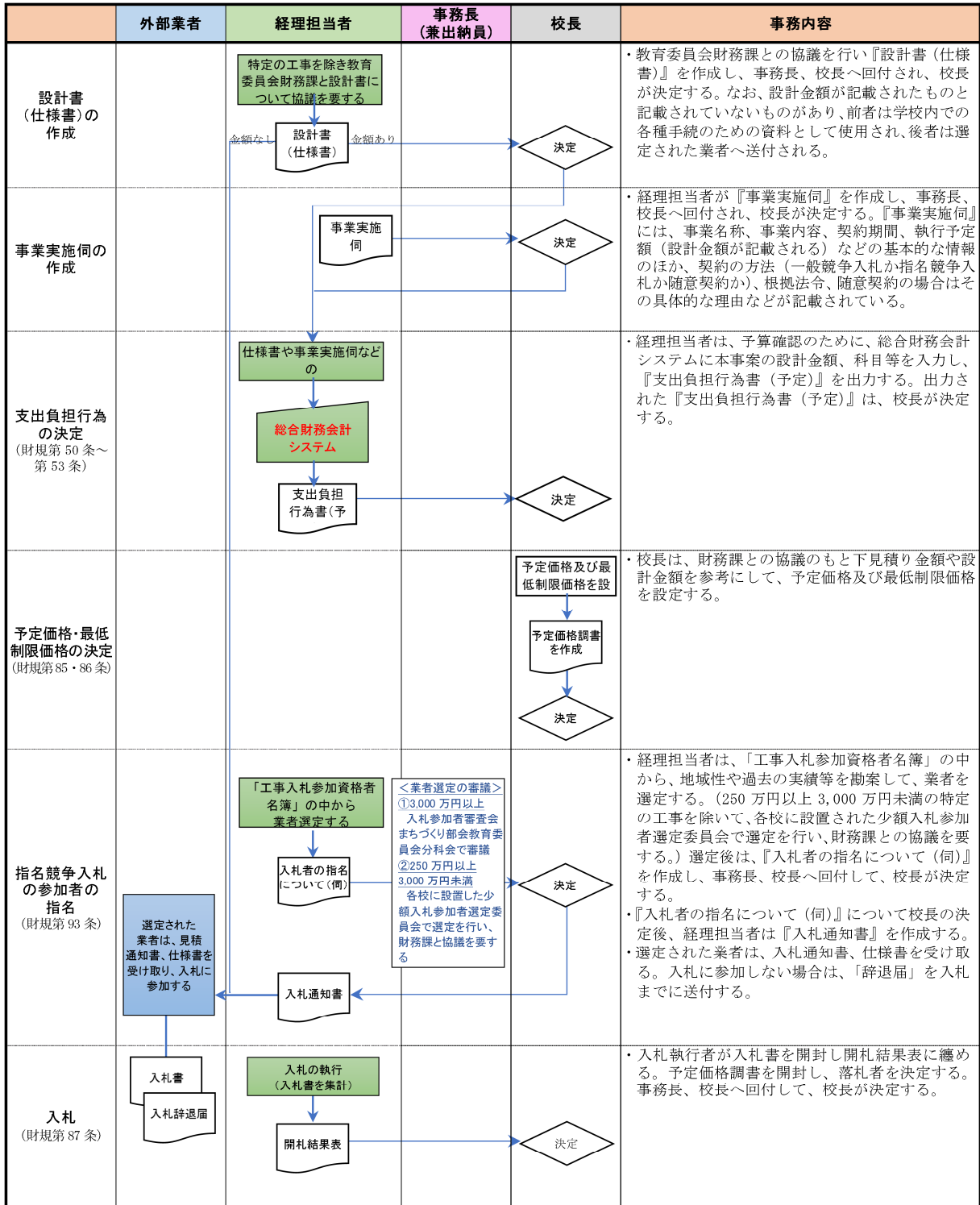


(注) 随意契約(地方自治法第 234 条): 政令第 167 条の 2 第 1 項に規定される契約については随意契約によることができる。

具体的には、予定価格が次の金額を超えない場合(財規第 96 条)や性質又は目的が競争入札に適さないもの等が随意契約となる。一方、次の金額を超える場合は「随意契約審査会」の審査が必要となる場合もある。

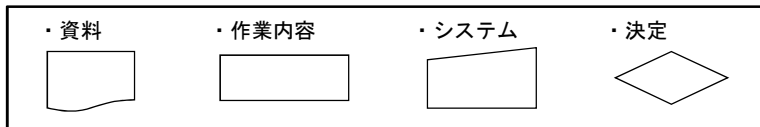
- ・ 工事又は製造の請負 250 万円
- ・ 財産の買入れ 160 万円
- ・ 物件の借入れ 80 万円
- ・ 財産の売払い 50 万円
- ・ 物件の貸付け 30 万円
- ・ その他 100 万円

(2) 工事請負関係事務に係るフロー（指名競争入札の場合：5,000万円未満）

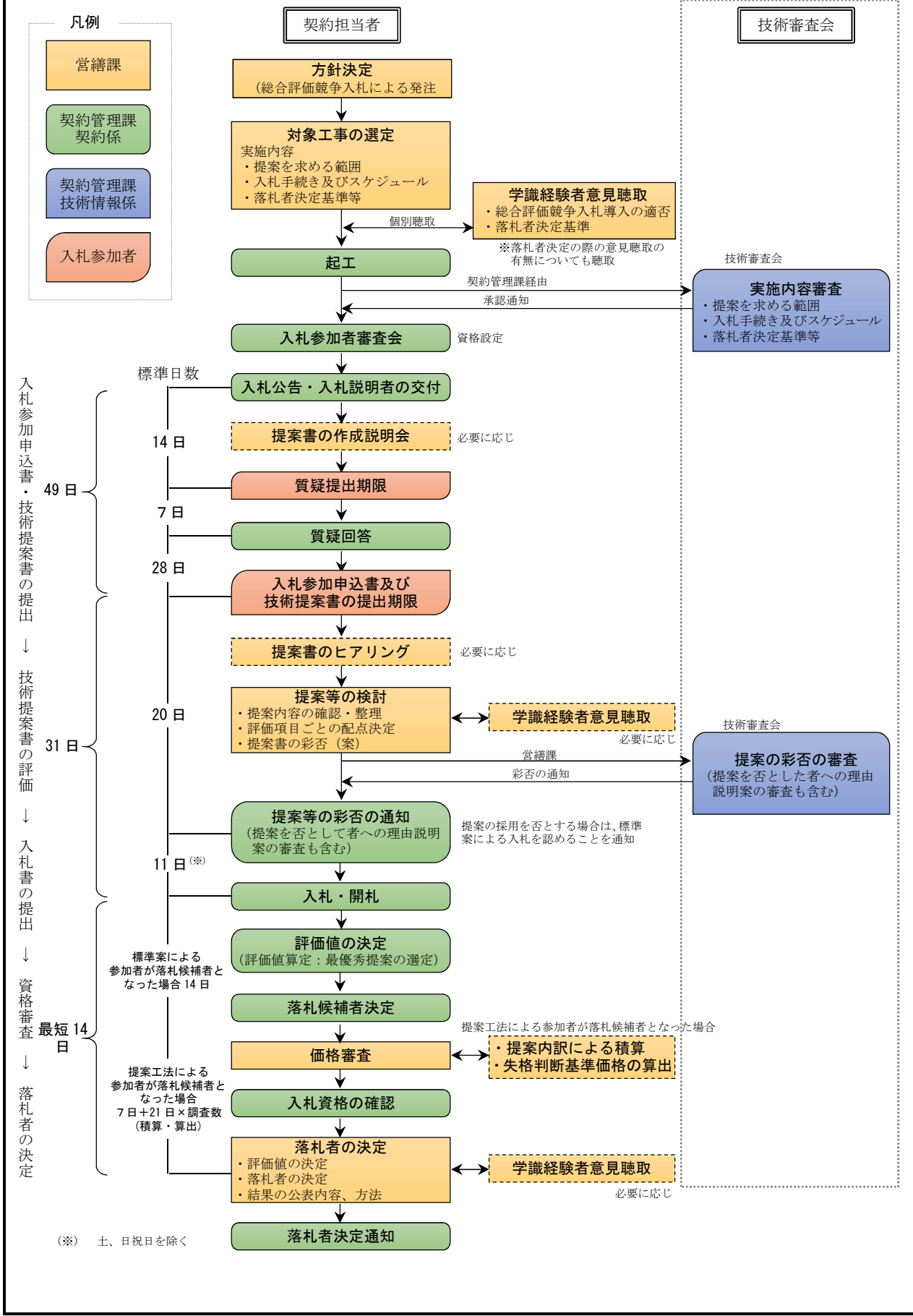


	外部業者	経理担当者	事務長 (兼出納員)	校長	事務内容
契約の締結、 契約書作成 (財規第98条～ 第100条)	 ↓ 				<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者は、『契約書』および『決裁書・報告書』を作成し、事務長、校長へ回付する。決定後は、業者と実際に契約書をやりとりする。 契約の相手方を決定した日から原則7日以内に契約書を作成しなければならない。 契約保証金を契約書の押印に先立って徴収する。ただし、確実な担保が保証される等の理由があれば全部または一部を収めさせないことができる。
支出負担行為 の整理		 ↓ 			<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者は、総合財務会計システムに決定された金額や契約の相手方、科目等を入力し、『支出負担行為書(確定)』を出力する。 出力された『支出負担行為書(確定)』は、特段、上長に回付されることはない。
契約の履行 (財規第101条～ 第104条)					
検査 (財規第105条～ 第107条)		 ↓ 			<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者は、本事案が設計書(仕様書)通りとなっているかどうか履行確認する。 (※)なお、原則的には履行確認し、『検査調書』(財規第107条)を作成する。
支出命令 (財規第54条)					<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者は、業者から送られてきた請求書に検査調書を添付し、支出命令を行う。
支出命令の確認 (財規第65条)					
契約代金の 支払い		 ↓ 		 ↓ 	<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者は、総務事務システムに支出金額を入力し、『支出決定書』を出力する。出力後は、校長が決定する。決定後は出納員である事務長に回付され、総合財務会計システムで『支出命令確認』を行う。

(凡例)



(3)「設計・施工一括発注方式」及び「統合評価落札方式」関係事務に係るフロー



6. 兵庫県発注の建設工事に係る入札・契約制度

(1) 各入札方式の対象工種及び対応契約予定金額

県では、入札方式に応じて、対象工種及び対応契約予定額は、原則として下表のとおりとしている。ただし、高度な技術を要する工事である等、特別の事情がある場合には、下表によらないことがある。

入札方式	対象工種	対応契約予定金額
一般競争入札	全ての工種	20億2千万円以上 (WTO 案件)
公募型一般競争入札	一般土木、アスファルト舗装、造園	2.5億円以上
	橋梁(上部)	1千万円以上
	建築一式	4.5億円以上
	電気、管	2.5億円以上
	その他の工種	5.0億円以上
制限付き一般競争入札	一般土木、アスファルト舗装、造園	1千万円以上 2.5億円未満
	建築一式	5千万円以上 4.5億円未満
	電気、管	1千万円以上 2.5億円未満
指名競争入札	一般土木、アスファルト舗装、造園	1千万円未満
	橋梁(上部)	1千万円未満
	建築一式	5千万円未満
	電気、管	1千万円未満
	その他の工種	5.0億円未満

(参考) その他の工種：しゅんせつ、さく井、ボーリング・グラウト、吹付、鋼塗装、区画線及び道路標示、機械器具製作据付、標識、家屋解体、浄化槽、電気通信、塗装、防水、内装仕上、昇降機設置、下水処理設備、消防施設

(2) 技術・社会貢献評価制度

県では、技術・社会貢献評価制度は、(1) 建設業者の入札参加資格者の格付け、(2) 入札参加要件、(3) 総合評価における加算として活用している。

① 建設業者の入札参加資格者の格付け

・評価項目及び配点

評価項目数 29項目

「総合数値」(格付点数) = 「総合評定値」 + 「技術・社会貢献評価数値」

「総合評定値」とは、建設業法第27条の29の規定に基づき、経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値

② 入札参加要件

技術・社会貢献評価点数の取得を入札参加要件とすることとして、下表のとおり入札区分に応じて、入札参加要件点数を設定している。

入札区分		入札参加要件点数		
		平成 23 年 7 月～	平成 27 年 7 月～	
一般土木	公募型一般競争入札（2.5 億円以上）		90 点以上	180 点以上
	制限付き一般競争入札	7 千万円以上	60 点以上	110 点以上
		2 千万円以上	30 点以上	60 点以上
		1 千万円以上	—	10 点以上
建築一式	公募型一般競争入札（4.5 億円以上）		50 点以上	100 点以上
	制限付き一般競争入札	2 億円以上	30 点以上	40 点以上
		1 億円以上	15 点以上	30 点以上
		5 千万円以上	—	5 点以上
電気・管	公募型一般競争入札（2.5 億円以上）		30 点以上	60 点以上
	制限付き一般競争入札	1 億円以上	25 点以上	50 点以上
		5 千万円以上	10 点以上	15 点以上
		1 千 3 百万円以上	5 点以上	10 点以上

7. 建設工事の入札における最低制限価格等の改定

(1) 概要

県では、ダンピング受注の防止や契約価格の適正化等を図るため、最低制限価格及び調査基準価格に平成 25 年 5 月に改定された中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式を採用するとともに、調査最低制限価格についても改定を行っている。

(2) 現行及び改定

① 最低制限価格（契約予定金額 5 億円未満工事）

	現 行	改 定
算定式	直接工事費 ×0.95 + 共通仮設費 ×0.9 + 現場管理費 ×0.8 + 一般管理費 ×0.3	直接工事費 ×0.95 + 共通仮設費 ×0.9 + 現場管理費 ×0.8 + 一般管理費 ×0.55

(※) 設定範囲 予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲

② 低入札価格調査制度（契約予定金額5億円以上工事）

【調査基準価格】

	現 行	改 定
算定式	直接工事費 ×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費×0.3	直接工事費 ×0.95 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費× 0.55

(※) 設定範囲 予定価格の10分の7から10分の9までの範囲

【調査最低制限価格】

	現 行	改 定
算定式	直接工事費 ×0.9 + 共通仮設費×0.7 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費×0.3	直接工事費 ×0.9 + 共通仮設費×0.7 + 現場管理費×0.8 + 一般管理費× 0.55

(※) 設定範囲 予定価格の10分の7から10分の9までの範囲

(3) 実施時期

平成25年7月1日以降、入札公告・入札通知を行うものから適用。

Ⅱ. 教職員給与関係事務

1. 関係法令

教員を含め地方公務員の給与については、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない、また、給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めるとされている（地方公務員法第 24 条）。一方で、教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、一般の公務員と同様な時間管理を行うことは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当は教員になじまないとの考えの下、公立の義務教育諸学校等^(※)の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、**時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しないとされている。**ただし、これに代わるものとして、**教員（校長、副校長及び教頭を除く）には、給料月額 $\frac{4}{100}$ を教職調整額として支給しなければならないこととされている**（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 3 条）。

なお、地方公務員法では、地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない（第 14 条第 1 項）とされている。これを受けて、人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとされており、また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる（第 26 条）。

(※) 義務教育諸学校等

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校または幼稚園をいう。

【 地方公務員法 】

(情勢適応の原則)

第14条

地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第24条

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

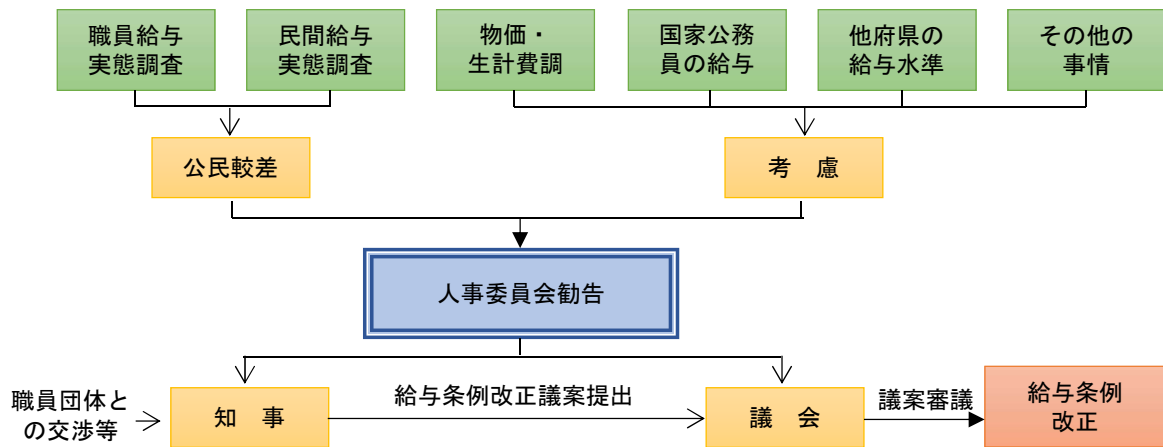
1、2、4、5(略)

(給料表に関する報告及び勧告)

第26条

人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

【 人事委員会との関係 】



【 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 】

(教育職員の教職調整額の支給等)

第3条

教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額
の4/100に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

- 2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。
- 3 (略)

2. 県立学校教職員の給与体系（平成27年4月1日現在）

(1) 給料

区 分	適用される職員
行政職給料表 (10級制)	一般行政事務に従事する職員のほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員
高等学校教育職 給料表(5級制)	高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、 実習助手、寄宿舎指導員

(※) その他、教育委員会関係では中学校・小学校教育職給料表、研究職給料表、技能労務職給料表がある。

(2) 調整額

区 分	内 容
教職調整額	教育職員（管理職を除く）に対して給料月額の4/100の額を支給。 ※ 教育職員には超過勤務手当が支給されない
給料の調整額	特別支援学校の教育職員及び小中学校の特別支援学級を担当する教育職員に対して支給 〔級・号給に応じた定額（例：高校教諭の上限11,100円）〕。

(3) 諸手当

手当名	内 容	支給単価
① 扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者：13,000円/月 ・配偶者以外の扶養親族：6,500円/月 ・職員に配偶者がいない場合は、職員の扶養親族のうち 1人：11,000円/月 ※16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額 ：1人につき5,000円/月

手当名	内 容	支給単価																
② 地域手当	民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・(給料+扶養手当+管理職手当)の月額×支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>級地</th> <th>支給地域</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、明石市及び川西市内の事務所等</td> <td>8.5/100</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>姫路市</td> <td>5.5/100</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>その他の市町</td> <td>3.5/100</td> </tr> </tbody> </table>	級地	支給地域	支給割合	1級地	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、明石市及び川西市内の事務所等	8.5/100	2級地	姫路市	5.5/100	3級地	その他の市町	3.5/100				
級地	支給地域	支給割合																
1級地	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、明石市及び川西市内の事務所等	8.5/100																
2級地	姫路市	5.5/100																
3級地	その他の市町	3.5/100																
③ 住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃を支払っている職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃月額23,000円以下：家賃-12,000円 ・家賃月額23,000円超57,000円以下： (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃月額57,000円超：28,000円(支給限度額) 																
④ 通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用者： 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当(支給限度額：59,000円) ・交通用具使用者：距離に応じて支給 自動車の場合：6km未満 4,200円/月～ 110km以上 55,000円(上限) 																
⑤ 単身赴任手当	公署を異にする異動等を伴い単身で生活することとなった職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・月額 26,000円+加算額 (加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～58,000円/月) 																
⑥ 管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	職務・職責に応じた定額を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の教育職(月額) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">校 長</th> <th colspan="2">教 頭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4種</td> <td>79,600円</td> <td>5種</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>5種</td> <td>68,300円</td> <td>6種</td> <td>54,200円</td> </tr> </tbody> </table> ・高等学校の行政職(月額) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事 務 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7種</td> <td>39,700円～44,300円</td> </tr> </tbody> </table> 	校 長		教 頭		4種	79,600円	5種	65,000円	5種	68,300円	6種	54,200円	事 務 長		7種	39,700円～44,300円
校 長		教 頭																
4種	79,600円	5種	65,000円															
5種	68,300円	6種	54,200円															
事 務 長																		
7種	39,700円～44,300円																	
⑦ 特殊勤務手当	著しく困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる勤務に従事する職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会では以下の9種類 (特殊業務手当、教育業務連絡調整手当、多学年学級担当手当、夜間学級担当手当、昼夜間等兼務手当、舎監手当、農業実習指導手当、夜間定時制勤務手当、特別支援学校業務手当) 																
⑧ へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する学校又はこれに準ずる学校等に勤務する職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・(給料+扶養手当)の月額×(4/100～12/100) ※ 支給割合は級地区分による ※ 地域手当のとの併給調整あり 																
⑨ 寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日(基準日)において、所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定める事務所等に在籍する職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のある世帯主である職員：17,800円/月 ・扶養親族のない世帯主である職員：10,200円/月 ・その他職員：7,360円/月 																

手当名	内 容	支給単価																
⑩ 超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 勤務1時間当たりの給与額×支給割合×超過勤務時間数 〔支給割合〕 正規の勤務時間が割り振られた日 (休日等を除く) : 125/100 それ以外の勤務日 : 135/100 ※ 午後10時から翌日午前5時までの間は25/100を加算等 																
⑪ 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 4,200円～7,200円/1回 (職種、勤務内容により支給額は異なる) 																
⑫ 管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給	<ul style="list-style-type: none"> 職責に応じて定額を支給 休日 : 4,000円～12,000円/1回 (7時間45分超は150/100) 平日深夜 : 2,000円～6,000円/1回 																
⑬ 定時制通信教育手当	高等学校で本務として定時制又は通信教育に従事する教育職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額×10/100 (管理職手当を受ける者は8/100) 																
⑭ 産業教育手当	高等学校で農業、水産又は工業に関する産業教育に従事する教育職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額×10/100 (定時制通信教育手を受ける者は6/100) 																
⑮ 義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員及び高等学校等に勤務する教育職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 8,200円/月の範囲内で職務の級号給に応じた定額 																
⑯ 期末手当	6月1日及び12月1日(基準日)に在職する職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 基準日と支給日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>12月10日</td> </tr> </tbody> </table> 	基準日	支給日	6月1日	6月30日	12月1日	12月10日										
基準日	支給日																	
6月1日	6月30日																	
12月1日	12月10日																	
⑰ 勤勉手当	6月1日及び12月1日(基準日)に在職する職員に勤務成績に応じて支給	<ul style="list-style-type: none"> 支給月数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.225月</td> <td>0.75月</td> <td>1.975月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.375月</td> <td>0.75月</td> <td>2.125月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>2.60月</td> <td>1.50月</td> <td>4.10月</td> </tr> </tbody> </table> 	区分	期末	勤勉	合計	6月	1.225月	0.75月	1.975月	12月	1.375月	0.75月	2.125月	年間	2.60月	1.50月	4.10月
区分	期末	勤勉	合計															
6月	1.225月	0.75月	1.975月															
12月	1.375月	0.75月	2.125月															
年間	2.60月	1.50月	4.10月															
⑱ 退職手当	職員が退職したときに、退職の事由と勤続年数に応じて支給	<ul style="list-style-type: none"> 退職日の給料月額×勤続期間に応じた支給割合+調整額 (支給割合) 例：勤続35年以上の定年退職の場合 平成26年度：52.44 平成27年度：49.59 ※ 段階的引下げを実施 (調整額) 退職前5年間の職責に応じて支給 																

(※) 給与については、上記に加え、第3次行革プランに基づく給与抑制措置を実施している。

3. 県立学校教員の勤怠管理資料

県立学校教員については、1. に記載の通り、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されないことから、当該手当の根拠として勤務時間を管理する必要性はないが、一方で、労働安全衛生法により、「全ての事業所において、事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月あたり100時間を超える場合で、かつ、疲労の蓄積が認められる者については、医師による面接指導を行わなければならないこと」とされていることから、平成18年7月1日付で兵庫県教育長名にて、各県立学校長宛てで、「**長時間の時間外勤務に対する健康管理医による指導等の実施について(通知)**」を発出し、実施要綱を定め、平成18年度からの時間外勤務実績を対象に実施することとし、また、**教員の勤務の実態把握については、「従事時間申告表」(次頁の表を参照)を活用している。**

従事時間申告表

勤務時間	8:15	～	16:45
休憩時間	12:30	～	13:15

4月

名前

日	曜	始業時刻	終業時刻	休憩した時間	休憩時間内の従事時間	従事時間	勤務時間外の従事時間	割振変更で減ずる時間	割振変更先		割振業務		備考
									月日	時間	番号	具体的内容	
1	水												
2	木												
3	金												
4	土												
5	日												
6	月												
7	火												
8	水												
9	木												
10	金												
11	土												
12	日												
13	月												
14	火												
15	水												
16	木												
17	金												
18	土												
19	日												
20	月												
21	火												
22	水												
23	木												
24	金												
25	土												
26	日												
27	月												
28	火												
29	水												
30	木												
合計													

勤務時間外の従事時間計

【割振業務内容】

①	実習に関する業務等
②	修学旅行、登下校指導・校外補導、その他学校行事等
③	職員会議、学年等会議、各種委員会の会合等
④	家庭訪問、非常災害及び児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合
⑤	校内研修・研究会、地域行事、部活動指導、その他

Ⅲ. 公有財産・物品関係等事務

1. 公有財産の管理

県教育委員会が所管している公有財産（教育財産等）については、公有財産規則及び教育財産管理規則等の関係規程に基づき管理を行っている。

【 地方公共団体における財産の範囲 】

財産	公有財産	不動産	土地
			土地の定着物 (建物、立木、塀、石垣等)
		動産	船舶、航空機等
			不動産・動産の従物
		用益物権等	
		無体財産権	
		有価証券	
		出資による権利	
	財産の信託の受益権		
	物品		
債権			
基金			

また、「財産」のうち「公有財産」は、下表のとおり行政財産と普通財産に分類され、さらに行政財産は、その種類として公用財産と公共用財産に分別される。

財産	公有財産	行政財産	公用財産
			公共用財産
		普通財産	

県立学校が廃校となった場合など、教育財産の用途廃止に係る普通財産については、公有財産規則に基づき企画県民部（管財課）へ引き継がれるが、引継ぎが不相当と認める場合は、教育委員会（所管部局）で管理している。

普通財産の引継ぎについて

- 1 公有財産に関する事務処理、引継ぎに係る規定（公有財産規則）
（普通財産の所属）
第6条 普通財産は、企画県民部管理局管財課の所属とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる普通財産は、それぞれの区分に応じ、当該各号に定める課又はかいの所属とする。
（ 略 ）

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が管財課において管理又は処分をすることが技術その他の関係から著しく不適当と認める普通財産 知事が指定する課又はかい

(公有財産に関する事務の処理)

第 8 条 公有財産の取得、管理又は処分に関する事務は、当該公有財産の所管に係る部局長が行うものとする。

(用途廃止に係る普通財産の引継ぎ)

第 46 条 部局長は、行政財産の用途廃止が決定されたときは、速やかに当該用途廃止に係る普通財産を公有財産引継書により企画県民部長に引き継がなければならない。ただし、当該用途廃止に係る普通財産が第 6 条第 2 項各号に規定する普通財産に該当するものであるときは、この限りでない。

(教育財産の用途廃止に係る普通財産の引継ぎ)

第 47 条 前条の規定は、知事が教育委員会から教育財産の用途廃止に係る普通財産の引継ぎを受ける場合について準用する。この場合において、同条中「部局長」とあるのは「教育委員会」と、「企画県民部長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

【引継ぎが不適当と認める場合の事例】

- (1) 境界が確定していない場合
- (2) 随意契約により市町等に処分する場合
- (3) 一般競争入札で売却することについて、地元自治会等の合意が得られていない、あるいは、売却に関して何らかの条件・制限が付されている場合
- (4) 建物付きなど、管理上の問題がある場合

2 一般競争入札を行う普通財産の引継ぎ・売却手続き

一般的な普通財産の引継ぎ

- (1) 引き継ぐ土地上の建物を解体撤去し、土地の境界協定を完了する
- (2) 条件整備が整った時点で所管部局（所属課）より企画県民部（管財課）へ引継ぎ
- (3) 管財課において一般競争入札を実施
- (4) 落札者と売買契約、代金納付後、所有権移転登記及び引渡し

建物付き普通財産の引継ぎ

- (1) 建物付きで売却する場合、建物の解体撤去を除く条件整備が整った時点で企画県民部（管財課）において一般競争入札を実施
- (2) 落札の場合は、その時点から所管部局（所属課）より企画県民部（管財課）へ引継ぎ
※ 不落の場合は、引き続き所管部局で管理
- (3) 管財課において落札者と売買契約、代金納付後、所有権移転登記及び引き渡し

【経緯と考え方】

① 経緯

- ア 従来は、境界確定し、建物を解体してから管財課が引継ぎを受けて売却
- イ 新行革プランを進める中で、平成 20 年度以降、建物付きでも一般競争入札を実施することが可能

② 考え方

- ア 建物付き土地は、維持管理上の問題があり、入札で不落になった場合、管財課に引き継ぐことが困難

- イ 入札及び落札後の売却手続きは、所管部局が個別に実施することもできるが、管財課でまとめて実施するほうが効率的
- ウ 入札手続きは処分そのものではなく、処分の準備行為として、財産の引継ぎを受けずに管財課で実施することは可能
- エ 規則第8条により管財課が部局長として、落札後の売却手続き（処分）を進めるためには、財産を引き継ぐことが必要

2. 物品（備品）の管理

県立学校の物品（事務機器・理科教育設備等）は、備品管理要領に基づき、各備品に備品整理票を貼付し、整理する取り扱いとなっている。

備品管理要領

（目的）

第1条 この要領は、財務規則に定めるもののほか、備品の分類方法と管理上の基本事項を定め、備品の適正、かつ、効率的な管理に資することを目的とする。

（備品の範囲）

第2条 財務規則別表第6の備品の分類に属する物品とは、使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格（以下「取得価格」という。）が、100,000円以上のものをいう。

（分類の区分）

第3条 備品は、この要領の別表に定める備品分類表に基づき、大分類・中分類及び小分類に区分して分類のうえ、品目別に整理するものとする。

（分類方法）

第4条 大分類の分類方法は、次によるものとする。

- （1）事務・事業及び施設並びに特別の管理を必要とする車両船舶航空機類・文化財類に分類すること。
なお、事務・事業に分類する場合にあっては、業務目的を考慮すること。
- （2）一般的な事務に使用するものは、一般備品類に、道路運送車両法に基づく登録車両は、車両船舶航空機類に分類すること。

2 中分類の分類方法は、次によるものとする。

- （1）使用目的・形状等により分類すること。
- （2）前号の規定により分類した中分類が、他の大分類に属する場合は、その中分類を使用すること。
- （3）図書館・図書室等で広く閲覧に供する目的の図書は、閲覧用図書に、その他の図書は、一般図書に分類すること

3 小分類の分類方法は、次によるものとする。

- （1）例示の品目を参考に分類すること。
- （2）適当な小分類がない場合は、別に定めるところにより追加設定をすること。

県における、実際に廃校となった県立学校の校地、校舎の利用及び処分の対応方針は下表のとおりである。

【 実際に廃校となった県立学校の校地、校舎の利用及び処分の対応方針 】

学校名	所在地	面積 (㎡)	台帳価格 (千円)	対応方針
鈴蘭台西高校 (平成20年度廃校)	神戸市北区鳴子3丁目1	63,245	3,080,446	③民間売却等を検討中
龍野実業高校 (平成20年度廃校)	たつの市龍野町北龍野268-1	41,860	1,335,123	②たつの市への譲渡に向けて協議中
新宮高校 (平成20年度廃校)	たつの市新宮町新宮27-1	11,571	455,897	①一部河川改修用地 当面県の仮設庁舎として 暫定利用
淡路高校一宮校 (平成22年度廃校)	淡路市郡家649	9,115	341,812	③民間売却等を検討中
川西高校 (平成26年度廃校)	川西市加茂3丁目15-1	2,831	252,808	②川西市への譲渡に向けて 協議中
篠山産業高校丹南校 (平成27年度廃校予定)	篠山市南矢代荒立ノ坪602	17,342	230,648	②篠山市と活用方策について 協議中

(2) 教職員公舎

教職員住宅については、第3次行革プランにおいて見直しを行い、平成26年度から公舎に統合し、教職員公舎として管理している。

行革プランでは、教職員の福利厚生に配慮しつつ、業務上必要な最小限の住宅を存置するとしており、プラン見直し時に地域性や老朽度合い等を勘案して、存置するもの、廃止するものの選別を行っている。

平成30年度までの年次計画を策定しており、3年の退居猶予期間終了後、順次、公舎の廃止を推進する方針である。

① 現況

▶ 入居状況(平成27年3月末現在)

管理戸数	入居戸数	入居率
676戸(613戸)	530戸	78.4%(86.5%)

(※) () は入居可能戸数：管理戸数から募集停止住宅の空き戸数を除いたもの

▶ 廃止計画（平成 26 年～平成 30 年）

(単位：戸)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度末 管理戸数 470 ←
管 理 戸 数	842	665	609	575	547	
廃 止 戸 数	△177	△56	△34	△28	△77	
廃止戸数累計	△177	△233	△267	△295	△372	

行
革
プ
ラ
ン
の
戸
数

② 廃止公舎の売却・管理

未利用地の早期処分、存置公舎の改修財源確保の観点から、売却に向けた処理を県管財課を通じて進めている。また、不審者の侵入、不慮の事故等を防ぐため、敷地の囲い、階段入り口の閉鎖などを行っている。

(3) 備品等

県では、廃校等により未利用及び今後未利用となる備品等については、管理校に管理換を行うなどにより、引続き利用する方針である。

【 廃校による未利用等備品管理校一覧 】

年度	廃校となった県立学校	管理校となった県立学校
平成 20 年度	鈴蘭台西高等学校閉校 龍野実業高等学校閉校 新宮高等学校閉校	神戸鈴蘭台高等学校 龍野北高等学校 龍野北高等学校
平成 22 年度	淡路高等学校一宮校閉校	淡路高等学校
平成 26 年度	川西高等学校閉校	阪神昆陽高等学校

4. 学校運営費の月別執行状況

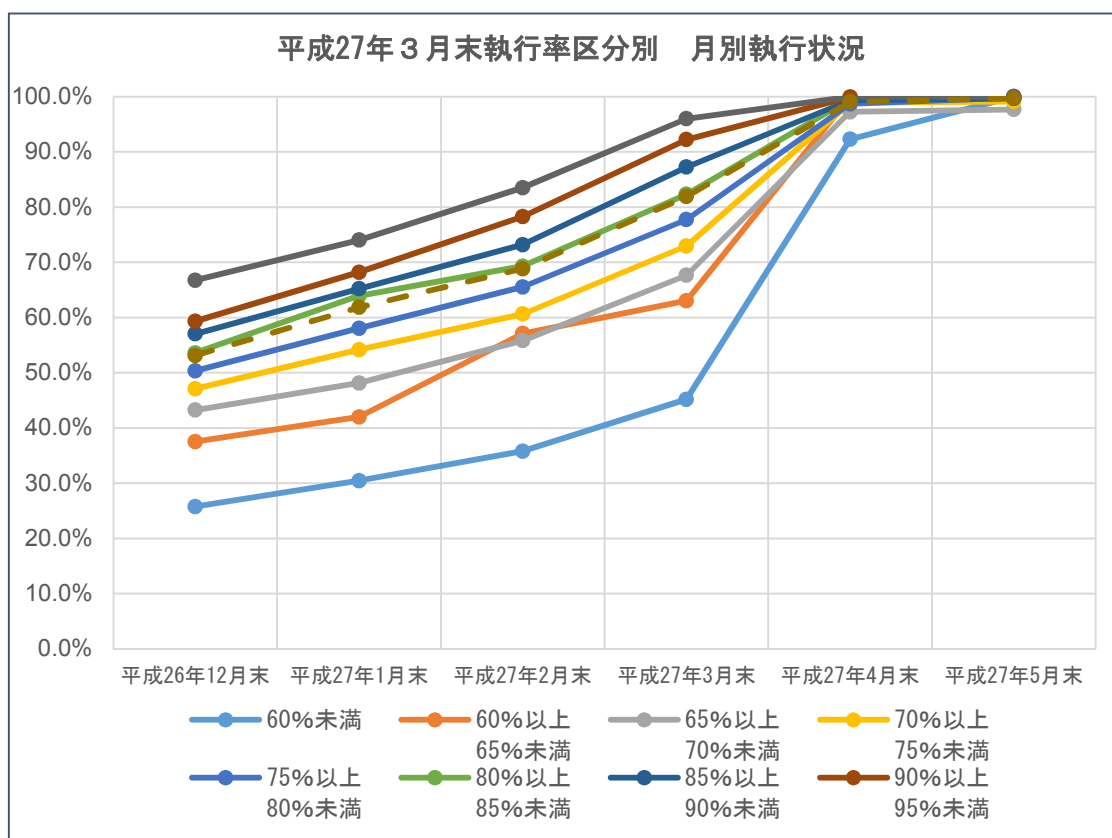
県立学校の平成 26 年度学校運営費のうち需用費、備品購入費の月別執行状況を平成 27 年 3 月末の執行率で区分したものは次頁のとおりである。

県立学校全体の運営費（需用費、備品購入費）の最終予算額合計は 3,055 百万円であるが、その予算執行状況（支出ベース）は 9 か月（年度の 75%）経過した平成 26 年 12 月で 53.1% (1,623 百万円)、12 か月（年度の 100%）経過した平成 27 年 3 月で 81.9% (3,026 百万円) となっている。

学校によっては、12 月末では執行率が低いところもあるが、補正予算成立後に学校間の予算の過不足調整を行ったうえで、出納整理期間を経た 5 月末時点では、概ね予算全額を執行している。

【平成26年度 学校運営費の月別執行状況（平成27年3月末執行率区分別）】

平成27年3月末 執行率	執行率					
	平成26年 12月末	平成27年 1月末	平成27年 2月末	平成27年 3月末	平成27年 4月末	平成27年 5月末
60%未満	25.8%	30.5%	35.8%	45.2%	92.3%	100.0%
60%以上 65%未満	37.5%	42.0%	57.1%	63.0%	100.0%	100.0%
65%以上 70%未満	43.2%	48.1%	55.8%	67.6%	97.2%	97.7%
70%以上 75%未満	47.1%	54.2%	60.6%	72.9%	98.9%	99.1%
75%以上 80%未満	50.3%	58.1%	65.5%	77.7%	98.7%	99.8%
80%以上 85%未満	53.6%	63.9%	69.3%	82.3%	99.5%	99.9%
85%以上 90%未満	57.0%	65.2%	73.2%	87.2%	99.4%	99.7%
90%以上 95%未満	59.3%	68.2%	78.2%	92.2%	99.9%	99.9%
95%以上	66.7%	74.0%	83.5%	96.0%	100.0%	100.0%
合計	53.1%	61.9%	68.8%	81.9%	99.1%	99.7%



5. 生徒等の個人情報保護に関わる情報関連機器等の管理方針

県教育委員会では、「個人情報の適正な管理について」（平成24年1月10日付教教第2720号・教企第1248号）を発出し、生徒等の個人情報保護に関わる情報関連機器等の管理方針を定めている。その内容は、以下のとおりである。

（1）個人情報を取り扱う業務は原則校内で行うことについて

- ① 答案の採点、成績や生徒指導の記録等、個人情報を扱う業務は、原則、校内で行うこと。
- ② ①の業務においてパソコンを使用する場合、学校があらかじめ指定するパソコンで行うこと。このパソコンにはパスワードの設定等により児童生徒や部外者が利用できないよう安全対策を講じること。
- ③ 個人所有のパソコン等には個人情報を記録しないこと。仮に、個人所有のパソコンやUSBメモリ等の外部記憶媒体に過年度や前任校等において扱った個人情報を残している場合は、直ちに消去すること。

（2）やむを得ず校外に個人情報を持ち出す場合のルールの特明確化について

やむを得ず校外に個人情報を持ち出す場合に備え、各学校ではルールを明確化すること。そのルールには、各学校の実情等を踏まえ、以下のもの等を盛り込むよう努めること。

また、このルールについては、執務室への張り出し、校内研修等を通じ、教職員に常に周知し、情報セキュリティに関する意識を高めるよう努めること。

- ① 学校における持ち出し手続に関すること
 - （ア）持ち出す個人情報は必要最小限のものに限るとともに、USBメモリの外部記憶媒体で持ち出す場合は、当該データを暗号化すること。
 - （イ）持ち出しに際しては、持ち出し簿に記録するとともに、校長又は校長の指定する者の許可を得ること。
 - （ウ）業務終了後は、校長又は校長の指定する者に報告し、一時的に業務を行った機器等からは速やかにデータを削除すること。
 - （エ）個人情報を持ち出す際は、途上での買い物、会合への参加等を控え、引き続き業務を行う場（以下「家庭等」という。）へ直行すること。
- ② 家庭等におけるパソコンに関すること
 - （ア）家庭等で業務を行うパソコンには、ファイヤーウォールを有効にし、ウィルス対策ソフトウェアを導入しておくこと。
 - （イ）家庭等で業務を行うパソコンには、ファイル交換ソフトウェア等、個人情報の漏洩を引き起こす可能性があるソフトウェアを導入しないこと。

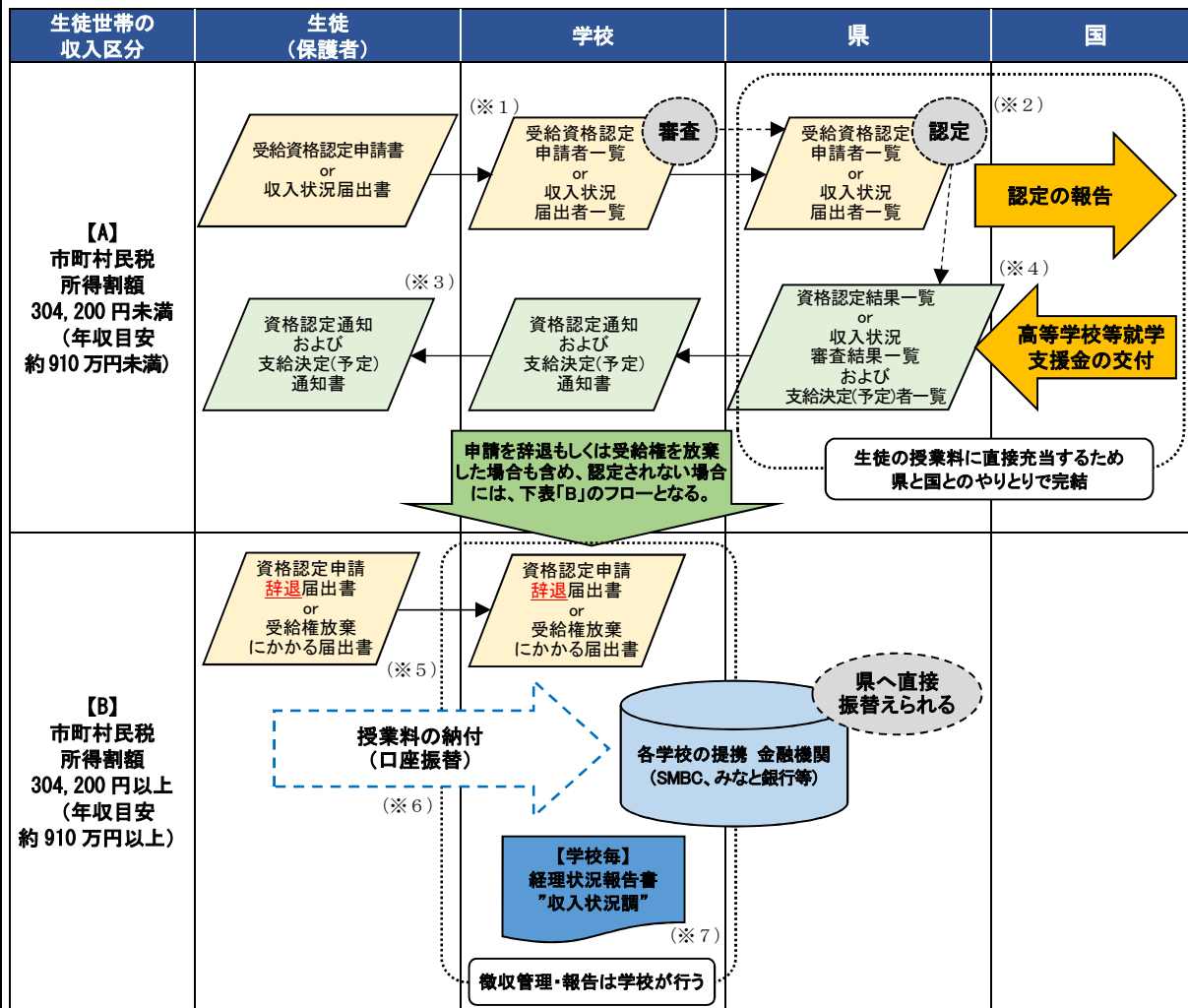
(ウ) 家庭等で個人情報を取り扱う業務を行う際は、その都度、パソコンを外部ネットワークから切り離すこと。

IV. 学校経理事務

1. 授業料

(1) 授業料についての業務フロー

【 授業料（就学支援金 [新制度]）に係る徴収等フロー 】



- (※1) 生徒（保護者）が、新規で申請する場合は「受給資格認定申請書」、受給権を既に持っている場合は「収入状況届出書」を学校へ提出する。この際、市町村民税所得割の金額が分かる書類を添付する。
- (※2) 県により、生徒毎に就学支援金の受給対象者の認定を行う。
- (※3) 県による就学支援金受給の認定を受けた生徒に対して、「資格認定通知」および「支給決定(予定)通知書」を送付する。
- (※4) 就学支援金受給の対象となった生徒に係る授業料は、国が県に対して就学支援金を交付し、授業料に充当するため、生徒及び学校における徴収作業・管理は不要となる。
⇒生徒の授業料に直接充当するため、県と国とのやりとりで完結する。
- (※5) 生徒（保護者）が、受給権を持っていない場合は「受給資格認定申請辞退届出書」、受給権を既に持っている場合は「受給権放棄にかかる届出書」を学校へ提出する。
申請書を提出しない場合（所得情報を知られたくない、もしくは生徒・保護者自身で所得基準を超過していると判断した場合）に提出が必要となる。

(※6) 上記(※5)の場合は、生徒が授業料を納付する必要があるため、金融機関に口座振替の手続きを行い、授業料を徴収する。

(※7) 各学校における「経理状況報告書」の収入状況調(授業料)にて、当該就学支援金制度の対象外生徒からの徴収金額が計上される。

⇒授業料の徴収作業・管理、及び(収入)報告は各学校が行う。

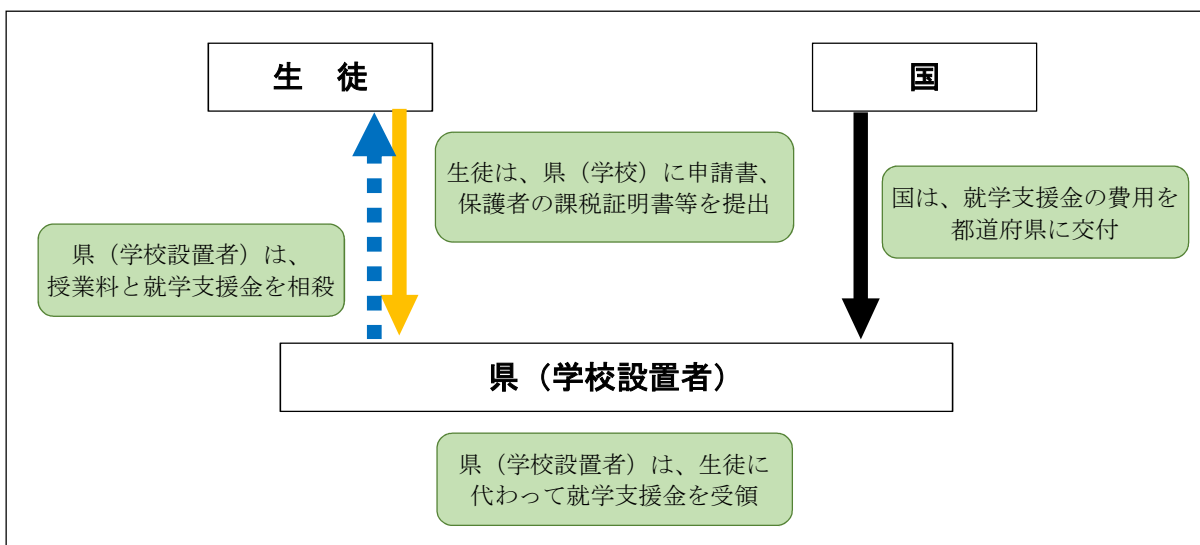
(2) 授業料不徴収制度(授業料無償化)と高等学校等就学支援金制度

① 県立高等学校、県立中等教育学校(後期課程)

(ア) 平成26年4月以降入学者

原則として授業料を払う必要がある。ただし、授業料の負担を軽減するための高等学校等就学支援金制度があり、高等学校等の授業料の支援として市町村民税所得割額が304,200円(世帯年収910万円程度)未満の世帯に、月額9,900円を限度として生徒(保護者)に代わり国が授業料を弁済する。

【就学支援金の流れ(※)】



(※) 県立学校の場合

(イ) 平成26年3月以前より在籍者

授業料不徴収制度(授業料無償化)により、原則として授業料を支払う必要はない。

② 県立特別支援学校(高等部)

従来どおり、授業料を支払う必要はない。

(3) 授業料無償化（平成 21 年度）以前の授業料の滞納状況

平成 21 年度以前の授業料納付率は全日制課程 99%、定時制課程 99%で推移している。平成 22 年度以降は、授業料無償化に伴い滞納金のみ徴収となり、滞納 5 年（督促状が相手に到達した日の翌日から 5 年）で不能欠損処理をしている。

【 授業料の滞納状況（平成 27 年 3 月末現在） 】

（単位：千円）

	年度	平成 17		平成 18		平成 19		平成 20		平成 21		平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
		当年度分	前年度繰越分	当年度分	前年度繰越分	当年度分	前年度繰越分	当年度分	前年度繰越分	当年度分	前年度繰越分	前年度繰越分	前年度繰越分	前年度繰越分	前年度繰越分	前年度繰越分
全日制	調定額 A	9,386,992	272	9,137,529	932	9,018,095	472	8,957,471	434	8,816,601	1,168	2,703	1,409	1,192	1,115	762
	収入額 B	9,386,151	180	9,137,169	810	9,017,784	339	8,956,495	233	8,814,621	444	1,246	178	-	-	19
	不納欠損額 C	-	-	-	9	9	9	-	-	48	38	76	353	494		
	未収額 A-B-C	840	92	360	112	310	124	975	192	1,980	723	1,409	1,192	1,115	762	247
	納付率 B/A	99.9%	66.2%	99.9%	87.0%	99.9%	71.8%	99.9%	53.7%	99.9%	38.0%	46.1%	12.6%	0.0%	0.0%	2.6%
	前年度未収額の計				9	9	9									
定時制	調定額 A	87,141	581	86,420	1,265	92,264	1,514	93,846	1,769	94,560	2,119	2,637	1,696	1,221	702	336
	収入額 B	86,176	280	85,494	678	91,315	693	92,990	506	93,499	457	693	177	118	74	8
	不納欠損額 C	-	-	-	-	-	-	-	-	86	247	297	400	291	309	
	未収額 A-B-C	964	301	926	587	949	820	855	1,263	1,061	1,575	1,696	1,221	702	336	18
	納付率 B/A	98.9%	48.2%	98.9%	53.6%	99.0%	45.8%	99.1%	28.6%	98.9%	21.6%	26.3%	10.5%	9.7%	10.6%	2.4%

（注）%は切り捨て表示している。

2. 奨学資金貸付金の貸付状況・滞納状況

従来、県が直接貸付を行っていた高等学校奨学資金及び勤労生徒奨学資金は、高等学校奨学資金が平成 19 年度貸付開始分から、勤労生徒奨学資金が平成 25 年度貸付開始分から、（公財）兵庫県高等学校教育振興会（以下「振興会」という。）に貸付業務を移管している。

地域改善対策奨学資金は、地域改善対策特別措置法が平成 13 年度末をもって失効したことから、平成 17 年度末をもって貸付を終了している。

(1) 貸付状況

① 高等学校奨学資金

県貸付分は、振興会への貸付業務移管に伴い漸次減少し、平成 25 年度以降の貸付金は発生していない。

振興会貸付分は、平成 23 年度から始まった授業料無償化などの影響もあり、貸付金額は年々減少傾向にある。

② 勤労生徒奨学資金

県貸付分は、振興会への貸付業務移管に伴い漸次減少しており、平成 27 年度で貸付終了予定である。振興会分も含めた総額では、10 百万円程度で推移している。

【 奨学資金貸付金 比較表 】

	高等学校奨学資金		勤労生徒奨学資金
概 要	経済的理由により修学困難な高校生等の教育の機会均等を確保することを目的とする		働きながら定時制又は通信制高校に学ぶ生徒に対して貸与
対 象 者	貸 与 者	高校生（本人）	高校生（本人）
	収 入 基 準	標準的な 4 人世帯の場合 680 万円以下	本人年間所得が 279 万円以下
貸 与 月 額	公立 18,000 円（自宅外 23,000 円） 私立 30,000 円（自宅外 35,000 円）		14,000 円
貸 与 時 期	年 3 回（8 月・10 月・1 月）		年 3 回（9 月・10 月・1 月）
返 還 期 間	12 年以内（平成 19 年～：20 年以内） 貸与期間終了後返還 無利息		4 年以内 貸与期間終了 6 ヶ月後より返還 無利息
返 還 猶 予	高等学校等、短期大学、大学等に在学するとき 災害、病気その他やむを得ない理由による とき		貸与期間終了後、引き続き在学する場合は、 期間中返還を猶予
返 還 免 除	死亡の場合、又は心身の障害により労働能力 を喪失し、返還できなくなったと認められた ときは返還免除		左記に加え、定時制若しくは通信制家庭を卒 業したとき、又は高等学校卒業程度認定試験 に合格したときは返還免除

(2) 返還状況

① 県貸付分

高等学校奨学資金については平成 21 年度から、勤労者生徒奨学資金及び地域改善対策奨学資金については平成 25 年度から債権回収事務を振興会に委託している。

- ・高等学校奨学資金

その年度に返済時期が到来する現年調定額は減少傾向にあるが、前年度末に収入未済となった繰越分も含めた調定額合計は増加している。

収納率は、現年分、繰越分とも年々増加傾向にある。収入未済額については、調定額に連動し、現年分は減少傾向にあるものの、繰越分は年々増加している。

- ・勤労生徒奨学資金

勤労生徒奨学資金は、高校卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格すれば返還を免除されることから、貸付額に比べ調定額は少額となっている。

調定額及び収入済額とも少額であることから、収納率は年度によって増減が激しい。

- ・地域改善対策奨学資金

貸付が平成17年度末をもって終了していることから、調定額は年々減少している。

収納率は、現年分が66～70%程度、繰越分が5～8%程度で推移している。

現年、繰越の合計の収納率は、減少傾向にあったが、平成26年度は増加に転じた。

② 振興会分

- ・高等学校奨学資金

貸付開始年度の平成19年度分が、平成22年度から高校卒業者の本格的な償還がはじまったことから、調定額は現年分、繰越分とも年々増加している。

収納率は、現年分は85%程度で推移しているものの、繰越分は減少傾向にある。

調定額の増加や収納率の低下に伴い、収入未済額は大幅に増加している。

＜貸付状況＞

(単位：千円)

名 称		区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県 貸付分	高等学校奨学資金	件数	29	1	1	—	—
		金額	7,260	216	216	—	—
	勤労生徒奨学資金	件数	62	62	58	24	14
		金額	10,262	9,912	9,590	3,990	2,352
	合計	件数	91	63	59	24	14
		金額	17,522	10,128	9,806	3,990	2,352
振興会 貸付分	高等学校奨学資金	件数	6,804	6,691	6,400	6,067	5,834
		金額	2,029,173	1,988,026	1,907,491	1,820,005	1,773,570
	勤労生徒奨学資金	件数	—	—	—	41	64
		金額	—	—	—	6,846	10,500
	合計	件数	6,804	6,691	6,400	6,108	5,898
		金額	2,029,173	1,988,026	1,907,491	1,826,851	1,784,070
合計	高等学校奨学資金	件数	6,833	6,692	6,401	6,067	5,834
		金額	2,036,433	1,988,242	1,907,707	1,820,005	1,773,570
	勤労生徒奨学資金	件数	62	62	58	65	78
		金額	10,262	9,912	9,590	10,836	12,852
	合計	件数	6,895	6,754	6,459	6,132	5,912
		金額	2,046,695	1,998,154	1,917,297	1,830,841	1,786,422

(※1) 高等学校奨学資金については、平成19年度貸付開始分から振興会に移管

(※2) 勤労生徒奨学資金については、平成25年度貸付開始分から振興会に移管

(※3) 地域改善対策奨学資金については、平成17年度で貸付終了

＜返還状況＞

① 県貸付分

(単位：千円)

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
高等学校奨学資金	現年分	調定額	341,572	347,247	339,508	339,113	315,331
		収入額	269,227	269,801	267,589	274,116	262,311
		収入未済額	72,345	77,446	71,919	64,997	53,020
		収納率	78.8%	77.7%	78.8%	80.8%	83.2%
	繰越分	調定額	151,142	212,508	275,702	319,010	349,082
		収入額	9,553	12,377	27,135	34,366	43,175
		収入未済額	141,589	200,131	248,567	284,644	305,907
		収納率	6.3%	5.8%	9.8%	10.8%	12.4%
	合計	調定額	492,714	559,755	615,210	658,123	664,413
		収入額	278,780	282,178	294,724	308,482	305,486
		収入未済額	213,934	277,577	320,486	349,641	358,927
		収納率	56.6%	50.4%	47.9%	46.9%	46.0%
勤労生徒奨学資金	現年分	調定額	490	266	322	352	84
		収入額	238	210	294	184	0
		収入未済額	252	56	28	168	84
		収納率	48.6%	78.9%	91.3%	52.3%	0.0%
	繰越分	調定額	2,087	2,339	2,349	2,069	2,167
		収入額	0	46	308	56	363
		収入未済額	2,087	2,293	2,041	2,013	1,804
		収納率	0.0%	2.0%	13.1%	2.7%	16.8%
	合計	調定額	2,577	2,605	2,671	2,421	2,251
		収入額	238	256	602	240	363
		収入未済額	2,339	2,349	2,069	2,181	1,888
		収納率	9.2%	9.8%	22.5%	9.9%	16.1%
地域改善対策奨学資金	現年分	調定額	303,156	272,317	245,547	221,287	199,211
		収入額	203,134	181,186	165,625	154,457	140,431
		収入未済額	100,022	91,131	79,922	66,830	58,780
		収納率	67.0%	66.5%	67.5%	69.8%	70.5%
	繰越分	調定額	871,490	908,971	933,298	941,598	947,356
		収入額	47,880	48,084	53,709	45,518	75,896
		不納欠損額	74	74	3,688	0	346
		収入未済額	823,536	860,813	875,901	896,080	871,114
	合計	調定額	1,174,646	1,181,288	1,178,845	1,162,885	1,146,567
		収入額	251,014	229,270	219,334	199,975	216,327
		収入未済額	923,558	951,944	955,823	962,910	929,894
		収納率	21.4%	19.4%	18.6%	17.2%	18.9%

② 振興会貸付分

(単位：千円)

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
高等学校奨学資金	現年分	調 定 額	257,858	425,590	624,891	816,578	997,691
		収 入 額	220,194	365,579	531,512	692,575	841,364
		収入未済額	37,664	60,011	93,379	124,003	156,327
		収 納 率	85.4%	85.9%	85.1%	84.8%	84.3%
	繰越分	調 定 額	21,910	54,733	105,299	183,717	282,814
		収 入 額	3,708	8,976	14,931	24,697	32,929
		収入未済額	18,202	45,757	90,368	159,020	249,885
		収 納 率	16.9%	16.4%	14.2%	13.4%	11.6%
	合 計	調 定 額	279,768	480,323	730,190	1,000,295	1,280,505
		収 入 額	223,902	374,555	546,443	717,272	874,293
		収入未済額	55,866	105,768	183,747	283,023	406,212
		収 納 率	80.0%	78.0%	74.8%	71.7%	68.3%

3. 学校徴収金について

(1) 学校徴収金の事務について

学校徴収金は、教育活動において必要となる経費のうち、受益者負担の考え方にに基づき、保護者等が負担している経費で、その管理と取扱は、教育活動の充実等という目的を達成するために、包括的に学校長に信託されているもので、この負託に応じるために最大限の努力を行う必要がある。

平成 19 年 1 月 17 日教財第 1451 号の教育長通知により、「**学校徴収金事務取扱要綱**」が制定され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されている。その内容は次のとおりである。

なお、**当包括外部監査では、学校徴収金事務取扱要綱 第 3 条第 2 項 (1) の学校教育活動に必要なものについては、各学校が徴収及び会計事務等について責任を負っているため、監査の対象としたが、(2) の学校関係団体に関するものについては、PTA・同窓会が責任を負っており、各学校の責任が及ばないため、監査の対象外とした。**

【 学校徴収金事務取扱要綱 】

(目的)

第 1 条 この要綱は、兵庫県立学校（以下「学校」という。）における徴収金（以下「学校徴収金」という。）の取扱いに係る事務手続を定めることにより、学校における学校徴収金の適正かつ効率的な運営及び会計事故の未然防止を図ることを目的とする。

(学校徴収金の定義)

第 2 条 学校徴収金とは、公費以外の一切の私費を指し、学校が教育活動のため校長の承認のもとに保護者等から徴収する経費をいう。

なお、学校関係団体が会費を徴収し事務を処理するもので、学校が当該団体から事務処理の委任を受けているものについては、学校徴収金に含むものとする。(ただし、会費の徴収事務のみを委任されているものは除く。)

(学校徴収金の指定及び徴収金額の決定)

第3条 校長は、学校徴収金に関する事務を処理するに当たっては、あらかじめ、教育活動計画を踏まえ、毎年度、学校徴収金の種類を指定するとともに、徴収金額を定めなければならない。

2 学校徴収金は、次に掲げるものを原則とする。

(1) 学校教育活動に必要なもの

- ① 学年(学級)費
- ② 生徒会費
- ③ 給食費
- ④ 修学旅行積立金
- ⑤ 卒業アルバム積立金

(2) 学校関係団体に関するもの

- ① PTA会費
- ② 同窓会費

(3) その他校長が必要と認めるもの

- 3 学校関係団体から事務処理の委任を受ける場合は、必ず書面による委任状を徴収すること。
- 4 校長は、学校徴収金の金額を定めるに当たっては、公費との経費負担区分において適正な徴収金額を算定するほか、保護者等の負担軽減のため、最少の経費をもって最大の効果があげられるように、計画的かつ効率的な執行に努めなければならない。

(学校徴収金に関する事務処理)

第4条 校長及び学校徴収金に関する事務を分掌する教職員は、本要綱等により、適正に事務を処理しなければならない。

2 校長は、学校徴収金を取扱うに際しての総括責任者であり、学校徴収金の事務処理に当たり、第3条第2項で定める学校徴収金ごとに、教職員の中から出納責任者及び会計担当者を指定するものとする。

なお、出納責任者と会計担当者は別の者でなければならない。

3 校長は、会計事故を未然に防止するため、会計担当者については、継続して3年を超えて同一教職員に分掌させてはならない。

(予算及び決算の通知並びに情報の公表)

第5条 校長は、学校徴収金の予算及び決算につき、その決定後直ちに保護者等に通知するほか、保護者等の求めに応じ、学校の保有する学校徴収金に関する情報を公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について別に定めがあるときは、この限りでない。

(会計事務の原則)

第6条 学校徴収金に関する会計事務は、公費における取扱いに準じ、次に掲げる原則に基づき、処理しなければならない。

- (1) 一会計年度の支出は、当該年度の収入(前年度繰越金を含む。)をもって充てなければならない。
- (2) 支出に当てる経費は、会計ごとに処理するものとし、会計間において流用してはならない。
- (3) 会計の収入及び支出は、原則として、金融機関を経由して行うものとする。

(総括責任者の責務)

第7条 総括責任者は、学校徴収金の事務処理に当たり、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 学校徴収金の予算及び決算を決定すること。
- (2) 学校徴収金の事務処理に当たり、関係教職員に必要な指示を行うこと。

(出納責任者の職務)

第 8 条 出納責任者は、学校徴収金の事務処理に当たり、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 学校徴収金の収入及び支出を決定すること。
- (2) 出金伝票に押印すること。
- (3) 学校徴収金の収支状況について、出納簿と預金通帳と照合すること。
- (4) 学校徴収金の事務に当たり、会計担当者に必要な指示を行うこと。
- (5) 学校徴収金の予算及び決算を保護者等へ通知すること。
- (6) その他学校徴収金の適正な執行及び管理に関すること。

(会計担当者の職務)

第 9 条 会計担当者は、学校徴収金の事務処理に当たり、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 学校徴収金の予算案及び決算案を作成すること。
- (2) 学校徴収金の収入決定書及び支出決定書を作成すること。
- (3) 学校徴収金の出納に関する事務を行うこと。
- (4) 学校徴収金の予算及び決算について、保護者等への通知文書を作成すること。
- (5) 業者選定委員会に必要な資料の作成等を行うこと。

(現金及び預金の管理)

第 10 条 学校徴収金に係る現金及び預金の適正な管理を図るため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 学校における現金管理は必要最小限の金額とし、原則として、学校徴収金は金融機関に預金し管理すること。
- (2) 金融機関への預金に当たっては、預金額に欠損が生じることのないように、安全性確保を最優先し適正に管理すること。
- (3) 現金、預金通帳等は必ず学校の金庫に保管し、その取扱いは必要最少人数の者で行うこと。
- (4) 学校徴収金（学校関係団体の会費を除く。）の預金名義人は出納責任者とし、金融機関への届出に使用する印鑑は公費会計とは別のものにするとともに、金庫等に適切に保管すること。

(収支書類等の管理)

第 11 条 すべての収支は、収入決定書、支出決定書及びその根拠となる証拠書類（以下「収支書類等」という。）により処理することとし、処理の都度、出納簿に記載すること。

2 保存を要する出納簿、預金通帳、収支書類等の保存期間は、当該年度経過後 5 年とする。

(会計自己点検)

第 12 条 校長は、学校徴収金に関する事務の処理状況、現金及び預金の管理状況等について、公費に係る「経理事務等自己点検表」（平成 17 年 11 月 25 日教財第 1352 号）に準じ、自己点検を行わなければならない。

(契約及び検収)

第 13 条 修学旅行、卒業アルバムの作成等予定価格が総額 10 万以上の契約を行う場合、見積もりに必要な仕様を示して、複数の者から見積書を徴し、契約の相手方を選定しなければならない。ただし、「財務規則の運用について」（昭和 51 年 3 月 1 日会第 459 号の 1）第 5 の 11 の規定に準じ、複数の見積りを徴する必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 第 1 項にかかる契約の相手方を決定したときは、財務規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 31 号）第 98 条の規定に準じて契約書を作成するものとする。
- 3 予定価格が 200 万円以下の契約を行う場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。
- 4 検収は、契約事務を分掌する者のうち校長が指定する者が行い、必要に応じ関係者の立会いを求めるものとする。

(業者選定委員会)

第14条 校長は、次に掲げる契約を行う場合、業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

(1) 修学旅行、卒業アルバムの作成に係る契約

(2) 前号に掲げる契約以外の契約で、予定価格が100万円以上のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める契約

2 委員会は、学校徴収金に係る契約を適正に行うため、次の各号に定める事項を行う。

(1) 契約に当たって、見積書を徴する業者を選定すること。

(2) 業者から提出された見積書を比較し、契約を行う業者を選定すること。

(3) 業者の選定経過について、議事録を作成すること。

(4) その他業者の選定に必要な資料の収集及び委員会の運営に関すること。

3 委員会は、必要の都度、校長が招集し開催する。

4 委員会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 校長又は教頭

(2) 事務長

(3) 校長が指名する3名以内の教職員

5 校長は、必要に応じて意見を聴取するため、委員会に関係教職員を出席させることができる。

(校内監査委員による監査)

第15条 出納責任者及び会計担当者は、毎年一回、学校徴収金に係る出納事務の処理状況について、校内監査委員による監査を受けなければならない。

2 校内監査委員は2名以上とし、学校徴収金に関する事務を分掌する教職員以外の者から校長が選任する。

3 校内監査委員の任期は監査に必要な期間とし、校長が定める。

4 校内監査委員は監査終了後、遅滞なく会計ごとに監査報告書を作成し、監査委員全員が記名押印した上で、校長に提出するものとする。

5 校長は、不適切な会計処理を発見した場合は、速やかに是正しなければならない。

(学校徴収金に係る助言、指導)

第16条 兵庫県教育委員会は、学校徴収金に関する事務処理の適正化を図るため、校長に対し必要な助言又は指導を行うことができる。

2 校長は、兵庫県教育委員会に対し、学校徴収金に関する事務の処理について必要な助言又は指導を求めることができる。

(事務引継ぎ)

第17条 出納責任者、会計担当者に異動があったときは、前任者は、後任者にその事務を引き継がなければならない。

2 前項の引継ぎに当たっては、教頭の立会いの下、出納簿、預金通帳その他収支関係の書類を照合し、現金及び預金残高の合計金額と出納簿の残高とに相違のないことを確認すること。

(補則)

第18条 兵庫県教育委員会は、この要綱を実施するために、必要な事項を定めることができる。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(2) P T A会費等(私費)と公費の支出の使い分けに係る県のガイドライン

県におけるP T A会費等(同窓会費を含む)と公費の支出の使い分けについては、平成27年5月7日教財第1068号により、兵庫県教育長名にて、各県立学校長宛てで、「県費で負担すべき経費をP T A等に転嫁することの禁止等について」を發出し、適切に対応することが求められている。

(公印省略)
教財第1068号
平成27年5月7日

各 県 立 学 校 長 様

兵 庫 県 教 育 長

県費で負担すべき経費をP T A等に転嫁することの禁止等について

このことについては、昭和45年3月20日付教総第453号「県費で負担すべき経費を育友会に転嫁することの禁止について」及び昭和59年2月16日付教財第1670号「寄附予定物件(財産及び物品)の選定等の取扱いについて」に基づき取り扱ってきたところです。

しかしながら、教育を取り巻く環境が変化している中で、各学校においては、教育内容の充実、特色ある学校づくりに積極的に取り組まれている一方で、厳しい財政環境のもとにあつて、さらに充実した教育環境を速やかに実現していくことは、県費のみでは限界が有り、善意に基づく各学校への県民等の寄附金は非常に有効な手段となります。

つきましては、寄附金の受納等において留意事項を下記のとおりまとめましたので、法律の遵守はもとより、県民から不信の念を抱かれることがないように、適切な対応をお願いします。

記**1 総括的事項**

学校経費をP T A等に負担転嫁することについては、学校教育法及び地方財政法により規定されているところであるが、特に次の点に留意すること。

(1) 学校の管理及び経費の負担

学校教育法では、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、その学校の経費を負担することとされているが、これは当然の原則を確認的に規定したものであり、経費負担のあり方については、地方財政法等の関係法令に則して会計処理の適正化を図ること。

(2) 割当的寄附金等の禁止

地方財政法第4条の5により、地方公共団体は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む)するようなことをしてはならないとされているところであり、寄附金等の取扱いについては十分留意すること。ただし、この条項は真に自発的な寄附を禁止するものではないこと。

① 「寄附金に相当する物品等」とは、動産のみならず、土地・家屋のような不動産も含まれること。

② 「割り当て」とは、2者以上はもちろんのこと1者の相手でも成立すること。

③ 寄附金等の徴収は、直接的な徴収はもとより、後援会等を設けて間接的に徴収する方法も含まれること。

④ 「強制的に徴収」しなければ、寄附を求めてもよいと解してはならないこと。寄附の依頼は、発言時の状況や内容によって相手方に強制的なものとなえらる可能性があることから、厳に慎むこと。

(3) 施設の建設事業費の負担転嫁の禁止

地方財政法第 27 条の 3 により、都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならないこととされているところであり、施設の建設にあたっては十分留意をすること。ただし、転嫁の禁止とは経費負担の禁止とは異なり、真に自発的な寄附を禁止するものではないこと。

- ① 「施設の建設事業」とは、建物の建設のみならず、建物の敷地の取得、演習農場等の建設又は取得も含まれること。
- ② 「住民」とは、自然人はもとより、法人も含まれること。
- ③ 住民に直接負担を転嫁することはもとより、P T A、自治会又は後援会等を通じて間接的に負担を転嫁することも許されないこと。

(4) 寄附者の制限

県民から不信の念を抱かれる可能性があることから、真に自発的な寄附であっても、原則として次の者からの寄附受納は禁止とすること。ただし、寄附の内容等によっては特段の問題がないと認められる場合もあることから、疑義がある場合は事前に財務課に相談すること。

<原則寄附を禁止とするもの>

- ア 在学する児童生徒の保護者個人及びこれらの者が代表を務める企業等
- イ 学校及び県から受注がある企業等
- ウ 現職の教職員及びその関係者
- エ 政治家個人及びこれらの者が代表を務める団体等

- ① P T A等は、在学する児童生徒の保護者等が関係する団体であることから、あらかじめ総会等で必要な意思決定がなされたことを確認するなど、特に留意すること。
- ② 現職の教職員等であっても、例えば同窓生として母校に寄附を行う場合等、社会通念上一般的な寄附行為と捉えられるものについては、禁止するものではないこと。ただし、金額が多額であるなど疑念を抱くようなものについては、寄附の理由、経緯等を十分確認すること。

(5) 条件付きの寄附金

寄附に付された条件に基づき、地方公共団体が義務を負い、その義務不履行の場合にはその寄附の効果に影響を与えるようなものは、受納に際して議会の議決が必要とされているところであり、寄附者から申し出があった場合は、速やかに財務課に相談すること。

- ① 寄附申出において、例えば「特別支援教育の充実のため」「県立〇〇高校の部活動振興のため」など一般的な要望が付されている場合は、法的義務が発生するとはみなされないことから、議会の議決を経ることなく寄附の受納は可能であること。

2 個別事項

県立学校の経費については、原則として県費で負担することとされているが、自発的な寄附を受納することまで禁止されているものではないこと。

しかしながら、次に掲げる経費については、本来県費で負担することが求められていることから、真に自発的な寄附であっても、P T A等の負担を禁止すること。

(1) 人的経費

① 報酬

次に掲げる学校本来の教育活動として行われる補習等に従事したときの教職員の報酬。

- ア 教育課程の一部として実施している補習
 - イ 自校の生徒が必ず参加しなければならない補習
 - ウ 教職員の勤務時間と連続するなどの形で行われ、勤務時間中のサービスの区別が明確でない補習 等
- ※ P T A等が主催する週休日における資格取得等のための希望者の講習等、学校本来の教育活動以外で、兼職承認や営利企業等の従事許可等の手続きが適正に行われ、社会通念上妥当なものであると適切に判断されるものについては、P T A等が負担して差し支えない。

② 旅費

公務のために旅行命令に基づき支給される旅費。

※ P T A等の研修旅行や生徒の国際交流活動に伴い教職員の引率を要する旅行等、P T A等が依頼するものについては、P T A等が負担して差し支えない。

③ 謝金、賃金等

講師謝金、公費等を扱う事務補助員等の人的経費。

※ 創立記念日の講演会講師派遣費、学習会における予備校の講師派遣費、部活動振興のための外部指導者派遣費等、P T A等が依頼する人的経費については、P T A等が負担して差し支えない。

(2) 維持管理等経費

施設の修繕費や教員が利用する教育用備品の購入費等、学校本来の教育活動に要する経費。

※ 進学や就職のための図書や予備校等のシステムと連携して情報収集するためのシステム利用料、部活動振興のための消耗品費等、標準的な教育活動を上回るもので、かつ生徒の個々の学力や利便性のさらなる向上に資するものについては、P T A等が負担して差し支えない。

(3) 財産

教室や図書室等の学校教育法第 3 条等で学校の設置基準に規定されている設置者が整備すべきものや、既存施設等の単なる保守や修繕とみなされるもの。

なお、上記以外であっても、既存施設等との調和が図れないものや将来の整備計画に支障を来すもの、光熱水費等維持管理費が高額になる恐れのあるものは、原則、P T A等からの寄附の受納は行わないこと。

(4) その他経費

入学式や卒業式などの学校行事等において、式典用備品等、本来学校が準備すべき経費。

※ 卒業式に要する証書の筒や体育祭で生徒に配付される飲料水等、P T A等が記念品等として生徒に配付するものについては、P T A等が負担して差し支えない。

3 P T A等からの現金寄附手続きについては、平成 25 年 11 月 11 日付け事務連絡「現金寄附の受納手続等について」に基づき、適正に取り扱うこと。

4 P T A等が負担して差し支えない経費の事務処理については、「学校徴収金事務取扱要綱」及び、服務に関する通知等に基づき、適正に取り扱うこと。

4. 学校事務一元化・集約化のためのシステム導入

県立学校において、学校事務一元化・集約化のために導入しているシステム及び導入予定システムは以下のとおりである。

(1) 導入済みシステム

- 総務事務システム
 - ├ 賃金等支給システム
 - ├ 旅費システム
 - └ 給与関連申請システム
- 総合財務会計システム
 - ├ 公有財産管理システム
 - └ 物品管理システム
- 人事給与システム
- 高等学校等授業料減免システム
- 特別支援学校就学奨励費システム
- 高等学校等就学支援金事務処理支援システム

(2) 導入予定システム

- 教務支援システム（統一化）
- 特別支援学校就学奨励費システム（マイナンバー関連システムの活用）
- 高等学校等就学支援金事務処理支援システム（マイナンバー関連システムの活用）

【 各種システム一覧 】

＜導入済システム＞

システム名	対象ユーザー	導入時期	導入コスト (千円) <small>(※)</small>	導入メリット
総務事務システム	知事部局、県関係機関（議会事務局、各行政委員会事務局、企業庁、病院局、教育委員会事務局）、県立学校、市町立学校（県費職員）、県警（旅費のみ）	平成 23 年 10 月	181, 109	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源入力と他システム連携による事務作業の効率化 ・帳票の電子化による紙帳票配布作業の削減
賃金等支給システム	知事部局、県関係機関（議会事務局、各行政委員会事務局、企業庁、病院局、教育委員会事務局）、県立学校、市町立学校（県費職員）	平成 25 年 1 月		<ul style="list-style-type: none"> ・源泉所得税や社会保険料などの自動計算による事務の効率化 ・年末調整の自動化による事務の効率化 ・財務会計システムとの連携による支出事務の効率化
旅費システム	知事部局、県関係機関（議会事務局、各行政委員会事務局、企業庁、病院局、教育委員会事務局）、県立学校、市町立学校（県費職員）、県警	平成 23 年 10 月		<ul style="list-style-type: none"> ・交通費計算ソフトとの連携による旅費計算の効率化 ・財務会計システムとの連携による支出事務の効率化
給与関連申請システム	知事部局、県関係機関（議会事務局、各行政委員会事務局、企業庁、病院局、教育委員会事務局）、県立学校、市町立学校（県費職員）	平成 25 年 1 月		<ul style="list-style-type: none"> ・申請入力内容の自動チェックによる確認作業の効率化 ・人事給与システムとの連携による事務の効率化
総合財務会計システム	知事部局、県関係機関（議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会事務局）、県立学校、県警	平成 25 年 10 月	470, 106	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事務運用の効率化、手作業や重複作業の削減。 ・発生源入力、リアルタイム処理の実現。 ・EUC 機能による帳票の削減や PDF 等帳票の電子化によるペーパーレス化。 ・帳票の仕分け、配布作業の手間の削減、及び事務の効率化。 ・制度改正等に伴う迅速、かつ柔軟なシステム構築。 ・CSV 一括登録等、大量データ一括登録機能による入力作業の負担軽減。
公有財産管理システム	知事部局、県関係機関（議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会事務局）、県立学校、県警	平成 25 年 10 月		<ul style="list-style-type: none"> ・全庁における情報の共有を実現。 ・異動情報をリアルタイムに台帳に反映。 ・EUC 機能による帳票の削減や PDF 等帳票の電子化によるペーパーレス化。
物品管理システム	知事部局、県関係機関（議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会事務局）、県立学校、県警	平成 25 年 10 月		<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入等要求書をシステムで作成可能。 ・備品整理票・備品出納簿・重要物品整理カード等の管理帳票をシステムにて自動的に作成。 ・美術品等の認定申請事務をシステム内で行うなど、事務負担を軽減。
人事給与システム	知事部局、県関係機関（議会事務局、各行政委員会事務局、企業庁、病院局、教育委員会事務局）、県立学校、市町立学校（県費職員）	平成 25 年 10 月	571, 560	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用機オープン化による運用経費削減（関連するシステムの統合含む） ・EUC 機能による帳票削減、PDF 帳票導入によるペーパーレス化 ・PDF 帳票化による帳票仕分け、配布作業手間の削減 ・CSV 一括登録等、大量データ一括登録機能による入力作業の効率化 ・人事情報等の連携による重複入力作業の削減 ・給与試算機能追加による事務改善
高等学校等授業料減免システム	県教育委員会事務局、県立高校、県立中等教育学校	平成 25 年 7 月	4, 361	<ul style="list-style-type: none"> ・手作業による登録および判定処理にかかる事務作業負担軽減および処理間違い防止。 ・個人別判定結果通知書作成による事務作業負担の軽減。
特別支援学校就学奨励費システム	県教育委員会事務局、県立特別支援学校	平成 25 年 7 月		<ul style="list-style-type: none"> ・手作業による登録および判定処理にかかる事務作業負担軽減および処理間違い防止。 ・個人別判定結果通知書作成による事務作業負担の軽減。
高等学校等就学支援金事務処理支援システム	県教育委員会事務局、県立高校、県立中等教育学校、市教育委員会事務局、市立高校、市立高等専門学校	平成 26 年 4 月	国負担	<ul style="list-style-type: none"> ・手作業による登録および判定処理にかかる事務作業負担軽減および処理間違い防止。 ・個人別判定結果通知書作成による事務作業負担の軽減。

(※) アプリケーション開発費用のみ

＜導入予定システム＞

システム名	対象ユーザー	導入時期	導入コスト (千円) ^(※)	導入メリット
教務支援システム (統一化)	単位制、通信制等の県立高校 (29校)	平成 28 年 4 月	未定 ※現行リース料 58,548	現在、各校独自に導入運用している生徒の出席管理、成績処理等を行う教務支援システムを統一仕様による一括発注を行うことにより、経費削減、事務処理の効率化を図る。
特別支援学校 就学奨励費 システム (マイナンバー 関連シス テムの活用)	県教育委員会事務局、県立特別 支援学校	平成 29 年 7 月	3,532	<ul style="list-style-type: none"> 申請の際、各人が取得して添付しなければならない、所得証明書等を個人番号（マイナンバー）を利用することにより添付を省略 支弁段階を自動的に判定できることによる事務の効率化
高等学校等 就学支援金 事務処理支援 システム (マイナンバー 関連シス テムの活用)	県教育委員会事務局、県立高 校、県立中等教育学校、市教育 委員会事務局、市立高校、市立 高等専門学校	平成 29 年 7 月	国負担	<ul style="list-style-type: none"> 申請の際、各人が取得して添付しなければならない、所得証明書等を個人番号（マイナンバー）を利用することにより添付を省略 支給の可否を自動的に判定できることによる事務の効率化

第5章 包括外部監査の指摘事項及び意見

包括外部監査の結果、①**兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理**、②（県教育委員会が所管する）**県立学校の財務事務の執行及び運営の管理**に関して、**合規性、透明性、公平性、合理性等の観点に照らし問題があると判断されるものを「指摘事項」**として記載している。

また、監査の結果として指摘するまでには至らないが、**県教育委員会及び県立学校の財務事務の執行及び運営管理を効果的・効率的に実施するための改善提案を「意見」**として記載している。

本章の構成としては、次頁表のとおり、136頁以下の**I. に総評を記載した上で**、139頁以下の**II. <指摘事項及び意見>**には、冒頭**1. において、兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理**の問題を取り上げ、次に、179頁以下の**2. において**（県教育委員会が所管する）**県立学校の財務事務の執行及び運営の管理**の問題を取り上げ、**指摘事項及び意見**を記載している。

なお、包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、県教育委員会及び県立学校の収支予算書及び収支決算書のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

【 第5章の構成 】

I. 総評	136 頁
1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理	136 頁
2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理	138 頁
II. 指摘事項及び意見	139 頁
1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理	139 頁
(1) 高額物品の調達契約について	139 頁
【指摘事項-1】～【指摘事項-3】 【意見-1】～【意見-2】	
(2) 耐震補強工事について	145 頁
【指摘事項-4】 【意見-3】～【意見-4】	
(3) 県立学校施設の老朽化対策費用について	153 頁
【指摘事項-5】 【意見-5】	
(4) 緊急修繕・環境整備工事の執行状況について	158 頁
【意見-6】	
(5) その他計画整備事業について	160 頁
【意見-7】～【意見-8】	
(6) 一括契約を実施している請負・委託契約について	162 頁
【意見-9】	
(7) 学校徴収金の管理について	164 頁
【指摘事項-6】～【指摘事項-9】 【意見-10】～【意見-12】	
(8) 教職員の勤務時間の適正化について	171 頁
【意見-13】	
(9) 備品の管理について	174 頁
【指摘事項-10】	
(10) 望ましい規模と配置の在り方について	175 頁
【意見-14】	
2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理	179 頁
【指摘事項-11】～【指摘事項-27】 【意見-15】～【意見-19】	

I. 総評

包括外部監査の対象は、**1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理、2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理**である。

それぞれを監査した結果としての総評は以下のとおりである。

1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理

県教育委員会が管理・執行する事務は、77頁から79頁にかけて記載されている。監査対象とした県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理については、主に県教育委員会事務局財務課が所管しており、財務課が当包括外部監査の窓口となった。また、県教育委員会予算の学校整備費（平成26年度は約100億円）のうち、県立学校施設の耐震化事業（平成26年度は約60億円）は平成30年度完了を目標に進められているが、1件あたりの請負契約額は2～4億円であるため、89頁に記載のとおり知事部局である県土整備部に工事請負事務は分任執行しており、耐震化事業関係については、県土整備部契約管理課が当包括外部監査の窓口となった。

県教育委員会事務局は、各県立学校の校長・事務長等の管理職、耐震化事業関係では県土整備部契約管理課とのコミュニケーションは頻繁にとっているが、各学校への指導が形式的になりがちであり、**透明性、公正性、公平性の観点からのもう一步踏み込んだ指導が行われていない事案が散見された。**

結果として、**県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理については、以下の課題が見受けられた。**

一つ目は、高額物品の調達契約についての課題である。

139頁から144頁にかけて記載されている事案について、**特定の業者1者のみから下見積りを徴収し、その下見積り金額を基に設計価格、予定価格を算定していること、多くの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったことは、透明性、公正性、公平性の観点から重大な問題があり、県教育委員会の指導が不十分であったと言わざるを得ない。稀にしか実施しない高額物品の調達契約については、各県立学校だけで実施するのではなく、各県立学校の入札事務等を指導する県教育委員会が積極的に関与し、適正に指導すべきであったと考えられる。**

二つ目は、耐震補強工事についての課題である。

県では、県立学校の耐震補強工事における新たな取り組みとして、県が作成した耐震補強工法に代わる新たな工法の技術提案を受け入れることができる「**設計・施工一括発注方式**」による発注方式を採用し、落札方式については、経済面だけではなく品質向上の提案など価格以外の要素と価格の両方を総合的に評価する「**総合評価落札方**

式」を試行した。工事实績として、平成 24 年度は 2 件、平成 25 年度は 3 件の合計 5 件であったが、期待したほどの経費削減には至らなかったこと、工事着手までに時間がかかること、入札参加者側の負担が大きいこと、また、平成 26・27 年度は、防災対策事業債よりも県負担の少ない緊急防災・減災事業債を財源として活用し、事業を行うため、早期に工事着手し竣工する必要があることを理由に、平成 26 年度以降は「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送っている。耐震補強工事は技術開発が進み、工事価格だけでなく学校運営中の工事であるため、安全対策や騒音対策等の施工に関するノウハウを活用することができる「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入に適した工事であったと考えられる。上記のとおり、当該方式の導入を見送った経緯等についての総括を踏まえ、技術的な工夫の余地等があり、当該方式に適した工事については、今後、発注方式として検討すべきである。

また、耐震補強工事に係る仮設校舎の賃貸借契約については、各県立学校において過去に入札参加辞退を繰り返した業者を把握できるよう過去の契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を県教育委員会が作成し、業者指名の参考資料として入札を実施する県立学校に送付するとともに、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。

三つ目は、県立学校の施設設備に関する施策の展開や将来の物品調達の方法についての課題である。

具体的には、県立学校施設の老朽化対策（【指摘事項－5】等）、他の都道府県教育委員会が採用している請負・委託契約についての一括契約の採用（【意見－9】）、将来の生徒数減少を見越した県立学校の望ましい規模と配置の在り方（【意見－14】）についての検討を挙げている。

いずれの検討課題も、県の財政に重要な影響を与えるものである。老朽化対策については、長寿命化改修を実施することで、トータルコストは削減することが可能であるが、当初数年は長寿命化の時期が経過した建物の改築時期と長寿命化対策時期が錯綜することから、一時的にコストが増大するという難しい課題が存在する。請負・委託契約についての一括契約の採用については、県内中小企業への受注機会の確保との兼ね合いをどうするかという課題が存在する。さらに、県立学校の望ましい規模と配置の在り方については、平成 27 年度より新通学区域における公立高等学校入学者選抜を実施された中で、生徒・保護者の混乱が生じないよう当面安定的な学校運営が行われるべきであると理解するものの、少子化に伴い、10 年後には県内の中学校卒業生数は約 6,000 人減少し、今後更に定員を充足しない高校や望ましい規模に満たない高校の増加が予想されることから、生徒一人あたりの経費及び財源、地域の実情についても考慮しながら、継続的な検討課題として、更に有識者の意見を踏まえて、計画的、具体的な長期ビジョンを示すべきである。

2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理

監査対象とした県立学校9校については、それぞれに特長のある校訓や教育方針をもち、しっかりと実践されているという印象であった。また、校訓や教育方針を実践する教職員は、高い意識を持って教育や学校事務にあたられており、頭が下がる思いがしたが、その一方で、【意見-13】に記載のとおり、**教員は部活動や会議書類の作成等により超過勤務が常態化している例が少なからずあり**、教育現場の大変さを垣間見ると同時に、**校長等による実態把握と体調等のフォローが欠かせない職場であるという印象**であった。

教職員の過度の超過勤務を是正し、かつ生徒の教育にできる限り専念できるような環境づくりの為に、「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」に掲載されている「調査・照会・提出書類の簡素化」「校務・業務の効率化・IT化」「学校事務の改善」「会議・研修・出張・研究指定等の見直し」「学校行事・事業の見直し」は是非実現されるべきである。

また、**学校徴収金管理の指摘（【指摘事項-6】等）については**、各県立学校や教員に問題があったというよりも、**県教育委員会の指導が「学校徴収金事務取扱要綱」を制定し、配布するのみにとどまっております**、**実務者への研修や現場での指導まで行き届いていなかったことが要因となっていると考えるが、事務の効率化についても指導が十分に行われておらず、1年間の出納簿を手書きで記載している県立学校も散見されている**。169頁には学校徴収金の帳簿体系図を示しているが、当包括外部監査では、これらを表計算ソフトにより簡単に作成できるようサンプルを県教育委員会に提示したので、ぜひ有効活用していただきたい。

II. 指摘事項及び意見

1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理

(1) 高額物品の調達契約について

① 兵庫県教育委員会の不十分な指導について

【指摘事項－1】 姫路工業高校の高額物品の調達契約については、県教育委員会の十分な指導がなかったことにより、その入札過程において透明性、公正性、公平性の観点から大いに反省すべき点が多い。

【意見－1】 稀にしか実施しない高額物品の調達契約については、各県立学校だけで実施するのではなく、入札事務等を指導する県教育委員会が積極的に関与し、適正に指導すべきであったと考えられる。県教育委員会は、金額的重要性に応じて物品の入札事務等の関与のあり方を明確にし、それぞれの事務フローを検討すべきである。

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件」（平成26年1月24日総務省告示第11号）において、2,700万円以上の物品等の調達契約については、入札は一般競争入札によって行うこととされている。

監査対象とした県立学校9校の物品等の調達契約事務に係る関係書類を閲覧したところ、平成26年度における上記告示に規定されている2,700万円以上の物品等の調達契約は、**兵庫県立姫路工業高等学校**（以下「姫路工業高校」という。）の**約1億3千万円の高額物品の調達契約**1件のみであった。

上記**姫路工業高校の高額物品調達契約**については、上記告示に基づき、一般競争入札による入札手続が行われており、現行規則に沿って形式上は整っていることを確認した。しかし、県教育委員会では、89頁に記載の請負・委託関係事務とは異なり、金額的重要性に応じた物品の入札手続等の事務フローを明確にしておらず、本件では高額物品であるにもかかわらず、低廉物品と同様に姫路工業高校のみで入札手続を実施していた。結果として、**県教育委員会の十分な指導がなかったことにより、以下の指摘事項に記載するように、入札過程において透明性、公正性、公平性の観点から大いに反省すべき点が多い。**

本件のような稀にしか実施しない高額物品の調達契約については、各県立学校だけで実施するのではなく、入札事務等を指導する県教育委員会が積極的に関与し、適正に指導すべきであったと考えられる。県教育委員会は、金額的重要性に応じて物品の入札事務等の関与のあり方を明確にし、それぞれの事務フローを検討すべきである。

② 特定の業者1者のみから下見積りを徴収することについて

【指摘事項－2】 特定の業者1者のみから下見積りを徴収し、その下見積り金額を基に設計価格、予定価格を算定していること、5つの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったことは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らし適切ではない。

【意見－2】 競争入札にあたり、設計金額を決定する際には、過去の類似入札案件、それが無ければ、他府県の先行事例を参考にして決定すべきであり、下見積りを徴収せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴収すべきである。

【総論】

姫路工業高校における高額物品購入に係る一般競争入札では、次頁表のとおり5つの物品をまとめて一括で入札に付していた。この5つの物品は、設計金額ベースで、最も少額のもので約1千万円、最も多額のもので約5千万円であり、5つの物品合計で約1億3千万円にもなる。当該入札は、結果的に1者（K社）しか応札せず、同社が落札した。

本件では、姫路工業高校はK社からしか下見積りを徴収せず、当該下見積りの金額を参考にして設計金額を決定し、入札が実施された。141頁から143頁にかけての個別論点に記載のとおり、特定の業者1者のみから下見積りを徴収し、その下見積り金額を基に設計価格、予定価格を算定していること、5つの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったことは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らし適切ではないと判断される。

【姫路工業高校が購入した物品】

購入物品名	下見積り金額 (税抜)	設計価格 (税抜)	予定価格 (税抜)	購入金額 (税抜)
5軸立型マシニングセンター等一式 (DMG 森精機セールスアンド サービス製)	26,850,000 円	24,733,290 円	132,762,037 円	24,501,800 円
3次元 CAD/CAM システム等一式 (Ai ソリューションズ製)	11,494,500 円	10,360,000 円		10,822,500 円
レーザー加工機 (2.0KW) 等一式 (アマダ製)	32,588,000 円	29,617,000 円		30,568,050 円
6尺旋盤等一式 (アマダマシニングツール製)	64,360,000 円	55,955,349 円		53,649,000 円
MPS ステーション等一式 (フェスト製)	13,920,000 円	12,362,840 円		13,158,650 円
合計金額	149,212,500 円	133,028,479 円	132,762,037 円	132,700,000 円

県の財務規則第 85 条第 4 項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行時期の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。」とされている。従って、**競争入札にあたり、設計金額を決定する際には、過去の類似入札案件、それが無ければ、他府県の先行事例を参考にして決定すべき**である。しかし入札案件によっては、過去の類似入札案件等がない場合や現地確認をしなければわからないような特別な条件等が存在するケースもある。そのような状況で下見積りを特定の業者 1 者から徴収した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り書の金額に基づき、入札予定価格を予測することが可能となり、他の入札参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となる。したがって、**下見積りを徴収せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴収すべき**である。

【個別論点①：複数の業者から下見積りを徴収することが可能ではなかったか】

なぜK社を下見積り業者を選択して下見積り書を徴収したか、という点について県教育委員会に問い合わせた結果、『物品関係入札参加資格（登録）者名簿登録業者のうち、工作機器を第 1 希望としている登録業者を抽出し（25 社）、その中で取扱品目に「旋盤」又は「マシニングセンター」がある業者を抽出したところ、4 者になった。その 4 者の中で、県立工業高校への納入実績等を勘案した。』とのことであった。しかし、**K社以外の業者にも下見積りを依頼することが可能であったと考えられる。**

【 名簿上、取扱品目に「旋盤」又は「マシニングセンター」がある業者 】

業者名	所在地	資本金	売上高	県立工業高校納入実績(平成 21～25 年度)
K社	加古川市	4,000 万円	125 億円	あり
N社	相生市	—	—	なし
M社	尼崎市	1,000 万円	—	なし
T社	豊岡市	2,000 万円	—	なし

【個別論点②：5つの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず、入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったのではないか】

入札公告には、「この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。」と記載されており、**仕様確認の受付期限が、実質的には入札に参加できるか否かの期限**となっている。本件の仕様確認の受付期限は**入札公告の日から 10 日後**になっている。

県の財務規則 83 条では、入札公告について、「契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日…（中略）…の前日から起算して少なくとも 10 日前までに県公報、新聞、掲示その他の方法により、次に掲げる事項を公告しなければならない。」と規定されているものの、申込書・入札説明書の交付期限及び仕様確認の受付締切日の設定に関しては、特に定めがなく、自由に設定できる。本件の場合、**稀にしか実施しない高額物品の調達契約**であり、また、入札対象となる物品を取り扱っている業者が 4 者しかなく、その内の 1 社である K 社に**下見積りを依頼**したということ、**5つの物品をまとめて一括入札に付していることから、5つの物品をすべて取り扱う業者がそれほど多くないであろう**ということは容易に想像できていた点を勘案すると、他の業者に本入札案件を広く知らしめて、**透明性、公正性、公平性を確保する必要があった**と考えられる。特に、本件の場合は入札日が平成 26 年 6 月 2 日であるのに対し、納入期限は平成 26 年 10 月 24 日と約 5 か月後という日程になっているため、**申込書・入札説明書の交付期限及び仕様確認の受付締切日をもう少し後の日付に設定することも可能ではなかったか**と考えられる。

【本件の入札スケジュール】

下見積り入手日	第 1 回仕様策定委員会	第 2 回仕様策定委員会
平成 26 年 4 月 2 日、平成 26 年 4 月 10 日、 平成 26 年 4 月 18 日	平成 26 年 4 月 10 日	平成 26 年 4 月 23 日

入札公告期間 <small>(注1)</small>	仕様確認期間 <small>(注2)</small>	入札日	契約日 <small>(注3)</small>	納入期限
平成 26 年 5 月 13 日 ～平成 26 年 5 月 22 日	平成 26 年 5 月 15 日～ 平成 26 年 5 月 22 日	平成 26 年 6 月 2 日	平成 26 年 6 月 9 日	平成 26 年 10 月 24 日

(注 1) 入札期日前日から 40 日前まで (緊急の場合は 10 日)

(注 2) 申込書の提出期間、入札説明書の交付期間も同期間である。

(注 3) 契約の相手方決定後 7 日以内

(参考) 特定の業者 1 者から下見積りを入手することについての識者等の見解例

平成 11 年度 兵庫県包括外部監査結果報告書	「平成 10 年度の土木工事に係る契約事務について」の中で、「…外部業者から見積書を取り寄せ、さらにその業者が入札に参加しているケースがある。このように、業者自らが入札に参加しうる状況において提示された見積価格は… (中略) …恣意的に操作される危険性が高くなるおそれがある。」
平成 21 年 11 月 契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査 (総務省)	「各府省における予定価格の設定方法をみると、… (中略) …複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず一者からしか徴取していない例など、予定価格の設定が適切に行われていない例がある。」

③ 他の県立高校との購入金額の差異について

【指摘事項－ 3】 2つの県立工業高校において、ほぼ同時期に同じ業者から同じ物品を購入したにもかかわらず、購入額に約5百万円の差異があった。もし、各県立学校の入札事務等を指導する立場にある県教育委員会が積極的に関与していれば、購入額がさらに減少した可能性がある。

姫路工業高校と兵庫県立H工業高校 (以下「H工業高校」という。) では、平成 26 年度に「5 軸マシニングセンター」、「3次元 CAD/CAM システム」、「レーザー加工機」の 3品をK社より購入している。141 頁に記載の姫路工業高校で一括入札された 5品のうちの 3品は、ほぼ同時期にH工業高校でも一般競争入札に付されていたこととなる。落札日はH工業高校が平成 26 年 4 月 30 日、姫路工業高校が平成 26 年 6 月 2 日であり、1ヶ月ほどの違いしかないが、下見積り金額は 3品合計で姫路工業高校の方が約 3百万円安く、また、**落札金額は 3品合計で姫路工業高校の購入金額の方が約 5百万円安かった。**

両校の仕様策定委員会には、県教育委員会の担当者が立会っているが、**もし、各県立学校の入札事務等を指導する立場にある県教育委員会が積極的に関与していれば、購入額がさらに減少した可能性がある。**

【H工業高校と姫路工業高校との金額比較】

学校名	購入物品名	下見積り金額 (税抜)	購入金額 (税抜)	落札日	落札業者
H工業	5軸立型マシニングセンター等一式 (DMG 森精機セールスアンド サービス製)	28,209,000 円	27,254,100 円	平成26年4月30日	K社
姫路工業		26,850,000 円	24,501,800 円	平成26年6月2日	K社
差 異		1,359,000 円	2,752,300 円		
H工業	3次元CAD/CAMシステム等一式 (Aiソリューションズ製)	12,915,000 円	11,933,500 円	平成26年4月30日	K社
姫路工業		11,494,500 円	10,822,500 円	平成26年6月2日	K社
差 異		1,420,500 円	1,111,000 円		
H工業	レーザー加工機 (2.0KW) 等一式 (アマダ製)	32,700,000 円	31,719,700 円	平成26年4月30日	K社
姫路工業		32,588,000 円	30,568,050 円	平成26年6月2日	K社
差 異		112,000 円	1,151,650 円		
差異合計		2,891,500 円	5,014,950 円		

(2) 耐震補強工事について**① 設計関係書類の保存期間**

【指摘事項－4】 県土整備部県土企画局契約管理課では、耐震補強工事に係る設計関係書類について、法令に保存期間の定めがあるものを除き、「文書管理規則」第8条別表のうち3年保存を適用し、設計会社から納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から3年経過した日をもって廃棄する取扱いとしていた。結果的には、平成26年度に実施された耐震補強工事に係る設計関係書類の全ては現物確認ができたが、文書管理規則に基づき、書類の重要度を考慮して、工事が完了した日の属する会計年度の翌会計年度を起算とすべきである。

耐震補強工事では、県教育委員会から分任を受け、入札等の契約事務を県土整備部県土企画局契約管理課で執行している。

「文書管理規則」第8条第1項において、**完結文書の保存期間は、別表に定める基準に基づき、課長等又は所長等が決定**するとされており、また、同条第3項において、課長等又は所長等は、事務の遂行上の必要があるときは、第1項の保存期間を延長することができる」とされている。

しかしながら、契約管理課では、**耐震補強工事に係る設計関係書類について、法令に保存期間の定めがあるものを除き、「文書管理規則」第8条別表のうち保存期間3年の「契約に関する文書等」に該当するとして、設計会社から納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から3年経過した日をもって廃棄する取扱いとしていた。**

当包括外部監査においては、平成26年度に実施された耐震補強工事に係る設計関係書類のうち、既に設計の納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から3年経過したものについても、結果的には全て現物を確認することはできたが、**設計関係書類の保存期間は、文書管理規則に基づき書類の重要度を考慮して、工事が完了した日の属する会計年度の翌会計年度を起算とすべき**ある。

【 文書管理規則（抜粋） 】

- 第 8 条 完結文書の保存期間は、別表に定める基準に基づき、課長等又は所長等が決定するものとする。
- 2 前項の保存期間の起算日は、当該文書等に係る事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の初日とする。ただし、これにより難しいものの起算日については別に定める。
- 3 課長等又は所長等は、事務の遂行上の必要があるときは、第 1 項の保存期間を延長することができる。
- 4 法令に保存期間の定めのある完結文書については、前 3 項の規定にかかわらず、当該法令の定めるところによる。

別表（抜粋）

保存期間の区分	左欄の区分に属する文書等
30 年	契約に関する文書等で特に重要なもの
10 年	契約に関する文書等で重要なもの
3 年	契約に関する文書等

② 発注及び落札方式

【意 見—**3**】 試行的に採用した「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送った経緯等についての総括を踏まえ、当該方式に適した工事については、今後、発注方式として検討すべきである。

県では、県立学校の耐震補強工事における新たな取り組みとして、県が作成した耐震補強工法に代わる新たな工法の技術提案を受け入れることができる「設計・施工一括発注方式」による発注方式を採用し、落札方式については、経済面だけではなく品質向上の提案など価格以外の要素と価格の両方を総合的に評価する「総合評価落札方式」を試行した。

工事実績としては、平成 24 年度は、川西明峰高校第 1 期工事、西宮高校第 2 期工事の 2 件、平成 25 年度は、小野高校第 1 期工事、山崎高校第 1 期工事、川西明峰高校第 2 期工事 3 件の合計 5 件であったが、結果としては、提案工法での落札は 5 件中 2 件（在来鉄骨ブレース工法：1 件、鉄骨ブレース接着工法：1 件）であり、全入札参加者に対する提案者の割合は約 15%（提案者数 11 者／全入札参加者数 73 者）であった。

「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の試行結果を検証したところ、①期待したほどの経費削減には至らなかった（落札率が、90%台 4 件、50%台が 1 件（平均は約 85%））、②工事着手まで通常の入札方式の場合は約 2 ヶ月で

あったが、入札手続開始後、約 10 ヶ月を要した、③技術提案書の作成等に要する入札参加者側の負担が大きく、県が設計した補強工法に代わる新たな工法の提案が少ない（提案者数 11 者／全入札参加者数 73 者）、といった課題が残る結果となった。

また、平成 26・27 年度は、防災対策事業債よりも県負担の少ない緊急防災・減災事業債を財源として活用し、事業を行うため（149 頁から 150 頁の表を参照）、早期に工事着手し竣工する必要があることから、「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送っている。

耐震補強工事は技術開発が進み、工事価格だけでなく学校運営中の工事であるため、安全対策や騒音対策等の施工に関するノウハウを活用することができる「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入に適した工事であったと考えられる。上記のとおり、当該方式の導入を見送った経緯等についての総括を踏まえ、技術的な工夫の余地等があり、当該方式に適した工事については、今後、発注方式として検討すべきである。

【(参考) 現在一般土木工事等に適用されている総合評価落札方式(平成26年3月公告分より適用)の概要】

○適用工事

契約予定金額7千万円以上のすべての一般土木工事等^(※)に適用

(※) 一般土木工事(港湾土木を含む)、アスファルト舗装工事、橋梁上部工工事、造園工事

○総合評価落札方式の型式

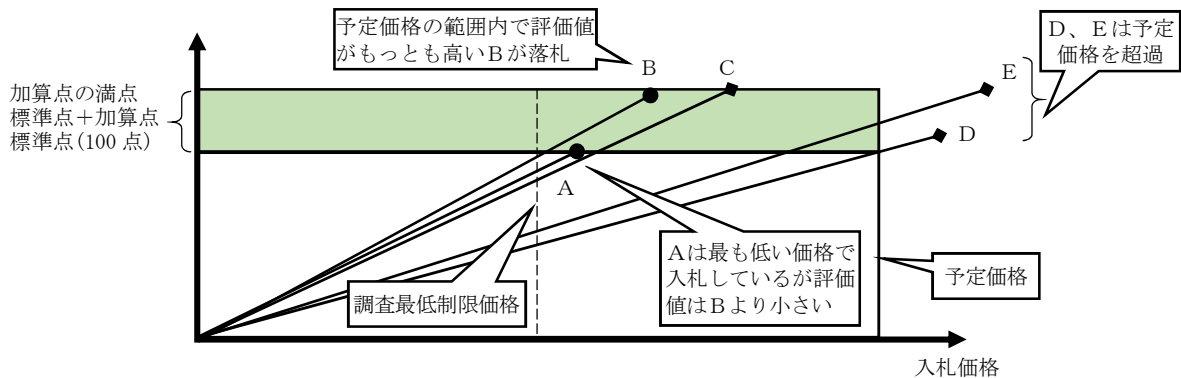
型式	高度技術提案型	技術提案型	施工計画評価型	施工能力評価型
対象工事	技術的な工夫の余地が大きい工事 (民間の技術力による品質向上が目的)		技術的な工夫の余地が小さい工事 (仕様に基づいたより適切・確実な施工が目的)	
			2億5千万円以上の土木工事のうち、重要構造物に関する工事、又は施工上特に配慮が必要な工事	7千万円以上のすべての一般土木工事のうち、先に該当しない工事
技術的能力を評価するために求める提案内容	高度な技術提案	技術提案	施工計画	—
評価項目	○技術提案 ・総合的なコスト(維持管理費の低減、補償費の抑制等) ・工事目的物の性能、機能(強度、耐久性の向上、美観等) ・社会的要請(騒音・振動対策、粉塵抑制、安全対策、環境の維持、工期短縮等) (工事ごとに評価項目を設定し、技術提案を求める。)		○施工計画 ○企業の施工能力(施工実績、工事成績、社会貢献点数、地域固有の社会貢献活動) ○配置予定技術者の技術力(施工実績、工事成績、継続学習) ○地域企業の支援(本店所在地、県内下請企業の活用状況)	○企業の施工能力(施工実績、工事成績、社会貢献点数、地域固有の社会貢献活動) ○配置予定技術者の技術力(施工実績、工事成績、継続学習) ○地域企業の支援(本店所在地、県内下請企業の活用状況、新技術・新工法の活用、県内産資材の調達、若手技術者の育成)
加算点	30点	10~30点	最大15点	最大10点

1. 総合評価方式の方法と落札者の決定方法

1. 総合評価方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高いものを落札者とする。
2. 技術評価点は、標準点(100点)に加算点を加えたものとする。
3. 加算点は技術提案、施工計画、企業の施工能力等を評価して決定する。

[除算方式]

$$\text{評価値の算出方法} \quad \text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$



【 緊急防災・減災事業債について 】

1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業等

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備 など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成 26 年度から平成 28 年度まで

（平成 29 年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討）

【 地方債の発行について 】

普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第 230 条)

1 機能

- (1) 財政上の収入と支出との年度間調整
- (2) 住民負担の世代間の公平を確保するための調整
- (3) 一般財源の補完
- (4) 国の経済政策との調整

2 地方債の制限 (地方財政法第 5 条)

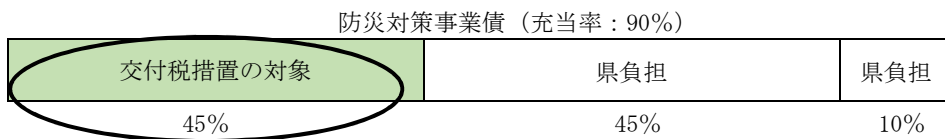
地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- 1 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業 (以下「公営企業」という。) に要する経費の財源とする場合
- 2 出資金及び貸付金の財源とする場合 (出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 3 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 4 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 5 **学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費** (公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。) 及び**公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費** (当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。) の財源とする場合

3 財源措置の例

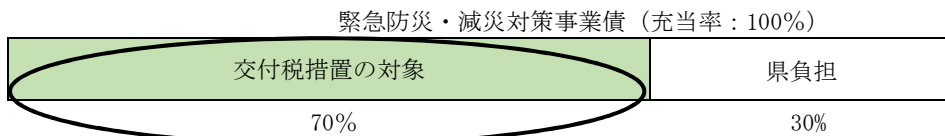
(1) 防災対策事業債 (Is 値 0.3 以上) を活用する場合

- ① 充当率 90% (公共施設等耐震化事業)
- ② 元利償還金に対する交付税措置 50%



(2) 緊急防災・減災事業債 (平成 28 年度までの時限措置) を活用する場合

- ① 充当率 100%
- ② 元利償還金に対する交付税措置 70%



③ 耐震補強工事に係る仮設校舎賃貸借契約

【意見一④】 県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎の賃貸借契約については、各県立学校において過去に入札参加辞退を繰り返した業者を把握できるよう過去の契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を県教育委員会が作成し、業者指名の参考資料として入札を実施する県立学校に送付するとともに、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。

県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎は、工事請負ではなく賃貸借による契約が行われている。これは、①仮設校舎の使用期間（概ね1年未満）から判断すると、工事請負契約に比較して安価となること、②工事請負契約とした場合、建設後に財産上の管理が必要となり、本体工事完了後の部材の輸送、保管に多大な経費を必要とするためとのことである。

県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎は、10者による指名競争入札により業者選定が行われており、入札事務は、契約後の工事立ち合い等を考慮し、各県立学校が実施している。各県立学校では、「兵庫県物品関係入札参加資格登録システム」の「物品関係入札参加資格者名簿」より入札参加資格者を把握し、業者指名を行っているが、県教育委員会は入札を実施する県立学校に、業者指名の参考として送付する資料に過去の契約実績は示しているものの、適切な助言は行っていない。

包括外部監査人が、県教育委員会に作成を依頼した「耐震工事に係る仮設校舎賃貸借契約一覧（平成24年度契約以降）」（次頁参照）によると、契約総数33件の契約業者（落札業者）は6者に限られており、また、特筆すべき点として、指名されたものの入札参加を辞退した業者が極めて多く、中には全ての入札参加を辞退している業者も存在する。県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎の賃貸借契約については、各県立学校において過去に入札参加辞退を繰り返した業者を把握できるよう過去の契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を県教育委員会が作成し、業者指名の参考資料として入札を実施する県立学校に送付するとともに、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。

(3) 県立学校施設の老朽化対策費用について

【指摘事項－5】 平成30年度までの完了を目指す耐震化事業を優先する中、老朽化対策までには十分な予算配分がなされていない。県立学校施設の経済的耐用年数は60年程度とされており、耐震化事業完了後、速やかに実施できるよう、今のうちから具体的な老朽化対策を打ち出すべきである。

【意見－5】 具体的な老朽化対策として、物理的耐用年数を80年程度（改修後30年以上）にまで延ばすことが可能となるよう、早急に長寿命化改修の導入を検討すべきである。なお、文部科学省が策定した手引や公有財産台帳による県立学校施設の建築年度ごとの延床面積等により試算した結果によれば、長寿命化改修を選択すると、改築を選択した場合と比較して、30年間で約1,000億円のコスト削減、年平均で33億円のコスト削減の効果が見込まれるとのことである。

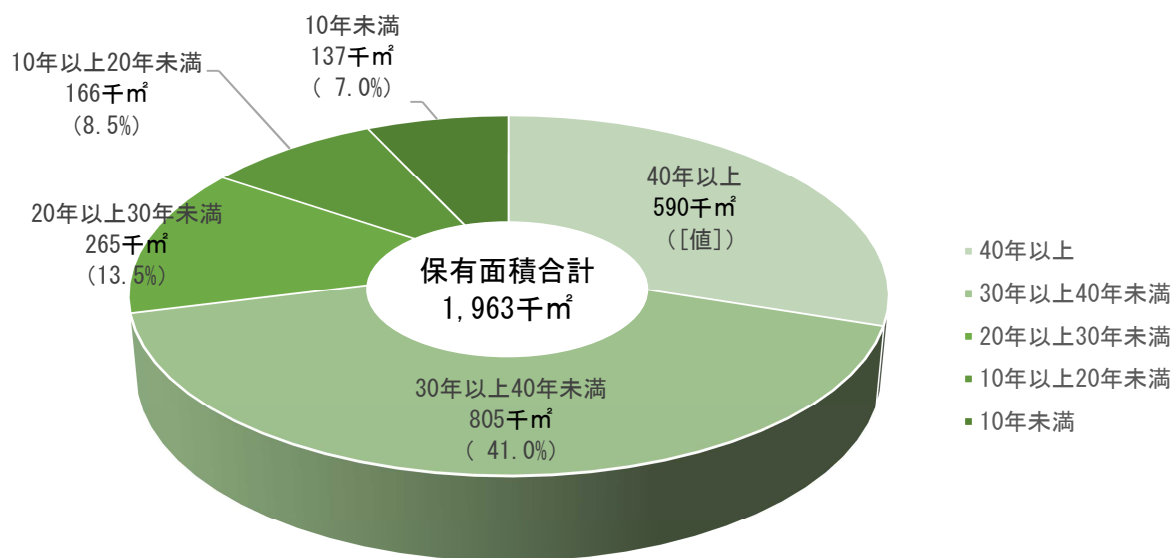
- ① 平成26年5月末現在の県立学校施設の築後経過年数は、次頁表のとおり、延床面積比で30年以上経過したものが71%、そのうち40年以上経過が30%であり、老朽化が着実に進んでいる。しかし、平成30年度までの完了を目指す耐震化事業を優先する中、老朽化対策までには十分な予算配分がなされていない。

次々頁表のとおり、過去5年の施設整備費（実績）を分析すると、耐震化事業比率は64%～85%であるが、老朽化対策比率は3～10%である。

県立学校施設の経済的耐用年数は60年程度とされており、耐震化事業完了後、速やかに実施できるよう、今のうちから具体的な老朽化対策を打ち出すべきである。

【 経年別保有面積（県立学校校舎・体育館） 】

(平成 26 年 5 月 1 日現在)



(単位:千㎡)

経年 (建築年度)	40年以上 (~昭和49)	35~39年 (50~54)	30~34年 (55~59)	25~29年 (60~平成1)	20~24年 (2~6)	15~19年 (7~11)	10~14年 (12~16)	5~9年 (17~21)	5年未満 (22~)	計
高等学校	544	450	275	166	92	97	50	81	24	1,779
特別支援学校	46	53	27	5	2	4	15	13	19	184
計	590	503	302	171	94	101	65	94	43	1,963
構成比率	30.1%	25.6%	15.4%	8.7%	4.8%	5.1%	3.3%	4.8%	2.2%	100.0%
	30.1%	41.0%		13.5%		8.5%		7.0%		100.0%

(注) 高等学校には中等教育学校(1校)を含む。

【 過去 10 年の施設整備費のうちの耐震化事業費、老朽化対策費 】

(単位：千円)

区分	年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
最終 決算 額	高等学校整備費 (緊急防災・減災含む)	10,834,027	13,949,763	12,773,950	12,903,305	5,956,534	10,649,245	15,028,813	7,600,839	4,687,653	9,066,690	92,616,792
	特別支援学校 整備費 (緊急防災・減災含む)	839,526	533,593	910,193	786,521	7,313,127	1,789,252	1,299,106	220,919	3,240,247	1,034,382	17,127,340
	計 (①)	11,673,553	14,483,356	13,684,143	13,689,826	13,269,661	12,438,497	16,327,919	7,821,758	7,927,900	10,101,072	109,744,132
	うち学校新增築 等決算額	1,121,023	1,176,319	635,976	6,949,952	6,085,136	1,405,014	863,352	84,184	1,637,416	1,823,059	20,660,408
	うち耐震化事業 決算額 (②)	7,288,821	8,562,628	9,904,364	3,530,039	4,496,937	8,555,512	13,541,322	6,718,541	5,179,675	6,473,199	66,962,217
	耐震化事業比率 (②÷①×100%)	62.4%	59.1%	72.4%	25.8%	33.9%	68.8%	82.9%	85.9%	65.3%	64.1%	61.0%
	うち緊急整備・ 環境整備 (老朽化対策) 決算額 (③)	2,713,596	3,972,534	2,521,943	2,649,639	1,925,368	1,327,774	641,952	422,001	622,101	591,924	14,675,236
	老朽化対策比率 (③÷①×100%)	23.2%	27.4%	18.4%	19.4%	14.5%	10.7%	3.9%	5.4%	7.8%	5.9%	13.4%
	うちその他経費 (EV・空調・非構造 対策等)	550,113	771,875	621,860	560,196	762,220	1,150,197	1,281,293	597,032	488,708	1,212,890	7,446,271

② 具体的な老朽化対策として、早急に長寿命化改修の導入を検討すべきである。文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化改修の手引」によれば、長寿命化改修とは、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるための改修である。構造体の劣化が重度にならないうちに、適切なタイミング(概ね築後 45 年程度まで)に補修・改修を行うとともに、設備や仕上げを一新することにより、物理的耐用年数を 80 年程度(改修後 30 年以上)にまで延ばすことが可能となる。

③ 文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化改修の手引」や公有財産台帳による県立学校施設の建築年度ごとの延床面積等により、現在の学校数をそのまま継続することとして試算した結果によれば、長寿命化改修を行う場合と、経済的耐用年数である 60 年周期で建物を取り壊して改築を行う場合を比較したところ、長寿命化改修を選択すると、改築を選択した場合と比較して、30 年間で約 1,000 億円のコスト削減、年平均で 33 億円のコスト削減の効果が見込まれるとのことである。

上記試算では、平成 35 年頃までは、長寿命化改修を選択すると、改築を選択した場合と比較して単年度コストが増大するため、長寿命化改修を選択することについては、躊躇する向きがあるかもしれないが、それ以降のコスト削減効果は、上述のとおり極めて大きいことを考えると、長寿命化改修の選択を真剣に検討する必要があると考える。

【 県立学校施設の老朽化対策に係る費用の試算 】

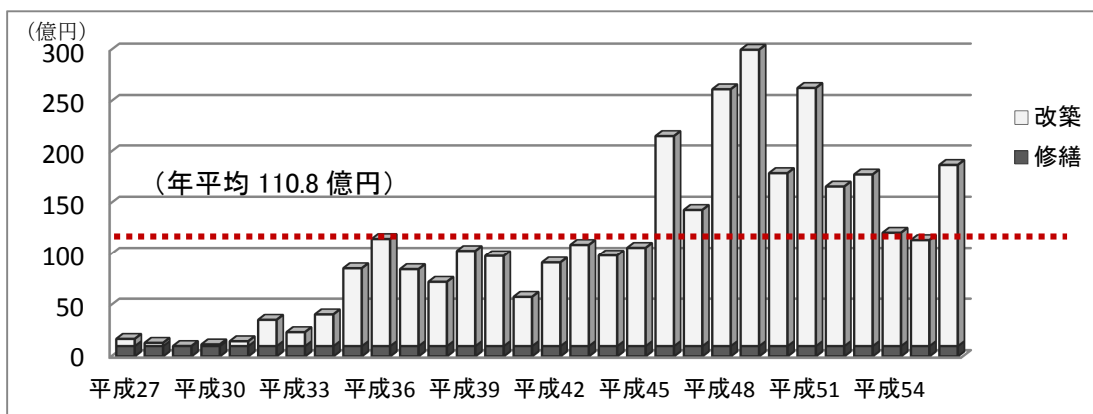
改築と長寿命化改修の費用比較

① 改築 (60年周期)	: 30年間で 3,323 億円 (年平均 110.8 億円)
② 長寿命化改修	: 30年間で 2,321 億円 (年平均 77.4 億円)
※改築中心と比べ 30% (約 1,000 億円) のコストダウン	

① 改築中心

<前提条件>

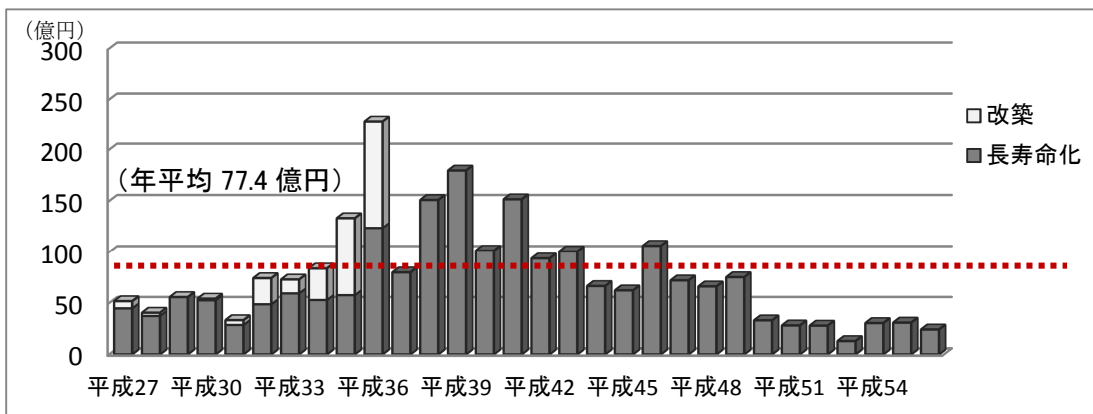
- ・ 築年数が 60 年を経過した時点で改築
- ・ 改築費用は 1㎡あたり 20 万円
- ・ 撤去費用は 1㎡あたり 2.5 万円 (計 22.5 万円)
- ・ 年間 10 億円の修繕費用を見込



② 長寿命化改修中心

<前提条件>

- ・ 築年数 50 年以内のものは長寿命化改修を選択 (50 年経過時点で改修)
- ・ すでに築年数 50 年を超えているものは改築を選択 (60 年経過時点で改築)
- ・ 長寿命化改修費用は、改築費用合計の 6 割 (13.5 万円) と推計
- ・ 長寿命化改修後の物理的耐用年数 (≒目標使用年数) は 80 年



【 県立学校施設の老朽化対策費用（長寿命化試算） 】

<前提条件>

① 改築中心

- ・ 築年数が 60 年を経過した時点で改築
- ・ 改築費用は 1 m²あたり 20 万円、撤去費用は 1 m²あたり 2.5 万円の合計 22.5 万円と推計
- ・ 年間 10 億円の修繕費用を見込

② 長寿命化改修中心

- ・ 築年数 50 年以内のものは長寿命化改修を選択（50 年経過時点で改修）
- ・ すでに築年数 50 年を超えているものは改築を選択（60 年経過時点で改築）
- ・ 長寿命化改修費用は、改築費用合計の 6 割（13.5 万円）と推計
- ・ 長寿命化改修後の物理的耐用年数（≒目標使用年数）は 80 年

（単位：億円）

年度	①改築中心 (A=C+D)			②長寿命化中心 (B=E+F)		長寿命化 (F) ※改築費×0.6		
	改築 (C)	修繕 (D)	改築 (E=C) ※H36 まで、H57 から	長寿命化 (F) ※改築費×0.6				
平成 27	16.9	6.9	10.0	51.7	6.9	44.8	平成 37 改築分	
平成 28	13.1	3.1	10.0	40.5	3.1	37.4	平成 38 改築分	
平成 29	10.0	0.0	10.0	55.8	0.0	55.8	平成 39 改築分	
平成 30	11.6	1.6	10.0	54.2	1.6	52.6	平成 40 改築分	
平成 31	14.6	4.6	10.0	33.3	4.6	28.6	平成 41 改築分	
平成 32	35.4	25.4	10.0	74.2	25.4	48.7	平成 42 改築分	
平成 33	23.5	13.5	10.0	72.9	13.5	59.4	平成 43 改築分	
平成 34	40.7	30.7	10.0	83.7	30.7	53.0	平成 44 改築分	
平成 35	85.5	75.5	10.0	133.1	75.5	57.6	平成 45 改築分	
平成 36	114.8	104.8	10.0	228.4	104.8	123.6	平成 46 改築分	
平成 37	84.7	74.7	10.0	79.9	-	79.9	平成 47 改築分	
平成 38	72.3	62.3	10.0	150.9	-	150.9	平成 48 改築分	
平成 39	102.9	92.9	10.0	179.6	-	179.6	平成 49 改築分	
平成 40	97.7	87.7	10.0	101.4	-	101.4	平成 50 改築分	
平成 41	57.7	47.7	10.0	151.7	-	151.7	平成 51 改築分	
平成 42	91.2	81.2	10.0	93.5	-	93.5	平成 52 改築分	
平成 43	108.9	98.9	10.0	100.6	-	100.6	平成 53 改築分	
平成 44	98.3	88.3	10.0	66.5	-	66.5	平成 54 改築分	
平成 45	106.1	96.1	10.0	62.3	-	62.3	平成 55 改築分	
平成 46	216.0	206.0	10.0	106.1	-	106.1	平成 56 改築分	
平成 47	143.1	133.1	10.0	72.0	-	72.0	平成 57 改築分	
平成 48	261.5	251.5	10.0	66.1	-	66.1	平成 58 改築分	
平成 49	309.4	299.4	10.0	75.2	-	75.2	平成 59 改築分	
平成 50	179.0	169.0	10.0	33.1	-	33.1	平成 60 改築分	
平成 51	262.8	252.8	10.0	28.1	-	28.1	平成 61 改築分	
平成 52	165.9	155.9	10.0	27.9	-	27.9	平成 62 改築分	
平成 53	177.6	167.6	10.0	12.9	-	12.9	平成 63 改築分	
平成 54	120.9	110.9	10.0	30.5	-	30.5	平成 64 改築分	
平成 55	113.8	103.8	10.0	30.9	-	30.9	平成 65 改築分	
平成 56	186.9	176.9	10.0	24.2	-	24.2	平成 66 改築分	
30 年間の 合計コスト	3,323.0	-	-	2,321.2	-	-	-	
平成 57	▲ 130.0	120.0	10.0	▲ 103.1	74.7	平成 27 長寿命化分	28.4	平成 67 改築分
平成 58	▲ 120.2	110.2	10.0	▲ 80.2	62.3	平成 28 長寿命化分	17.9	平成 68 改築分
平成 59	▲ 135.3	125.3	10.0	▲ 161.0	92.9	平成 29 長寿命化分	68.1	平成 69 改築分
平成 60	▲ 65.2	55.2	10.0	▲ 110.9	87.7	平成 30 長寿命化分	23.2	平成 70 改築分
平成 61	▲ 56.9	46.9	10.0	▲ 56.2	47.7	平成 31 長寿命化分	8.5	平成 71 改築分

長寿命化改修の方が約 1,000 億円のコスト削減

(4) 緊急修繕・環境整備工事の執行状況について

【意見一6】 平成26年度の緊急修繕・環境整備工事の各学校からの要望に対する執行率は、件数で35.2%、金額で23.8%と低い。執行されなかったことによる影響について、県教育委員会で各県立学校の意見を確認した上で、翌年度以降の予算確保に向けて、慎重に検討すべきである。

県教育委員会の調べによると、平成26年度の緊急修繕・環境整備工事の各学校からの要望に対する執行率は、件数で35.2%、金額で23.8%と低い。厳格な査定が行われた結果であり、コスト削減の努力の表れであるという一面がある。一方で、各県立学校から緊急修繕・環境整備工事として県教育委員会に予算要求があったものの、執行されなかったことによる影響について、県教育委員会で各県立学校の意見を確認した上で、翌年度以降の予算確保に向けて、慎重に検討すべきである

【兵庫県教育委員会による緊急修繕・環境整備工事の把握、執行・非執行の判断】

<p>1. 要望の把握方法</p>	<p>下記2つの方法により各県立学校からの要望を把握。</p> <p>(1) 年間の整備計画資料 学校施設整備事業を計画的かつ効率的に推進するため、各学校の修繕計画の内容を予め把握することを目的とし、各県立学校に整備計画資料の提出を求めている。(平成26年2月28日付教財第1498号 平成26年4月16日〆切)</p> <p>(2) 随時要求(予算要求) 各県立学校において、上記(1)の資料提出後、緊急的な修繕工事がある場合、参考見積書などの関係資料を添えて、随時修繕要求がある。</p>
<p>2. 緊急・修繕区分の判断について</p>	<p>上記1(1)における資料の提出において、要求の事業区分の具体的工事の例を以下のとおりとして、要求を区分した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令点検等で不十分(指摘・推奨)とされたもの 法令点検等で報告された指摘事項や交換推奨等などされたもの、またその見込みのあるもの 2. 老朽化等によるもの 現に故障しているもの、今後故障の可能性が高いもの、耐用年数に近いもの 3. 近隣住民、地域に影響(苦情)があるもの 近隣住民からの要望や境界付近で悪影響を及ぼしかねないもの 4. 躯体の状況に著しく影響をおよぼすもの 現に雨漏りをしているもの、耐用年数に近いもの、経年により変色など発生しているもの 5. 授業等において不都合が生じているもの 教室、体育館、運動場の整備や改修・修繕 6. 小規模災害復旧修繕等 <p>1～5に該当しない小規模の修繕工事、新設工事 等</p>

3. 執行・非執行の判断基準	各県立学校から修繕要求の中で、下記に該当する項目で緊急的に執行すべきものについて、執行（予算措置）判断基準とし対応を行っている。 （1）法令により指摘・指導されたもの（推奨は除く。） （2）雨漏り・漏水が現に発生しているもの （3）（1）（2）のほか緊急性・危険性が特に高いもの
-----------------------	--

（注）県教育委員会の回答書を包括外部監査人が要約

【 緊急修繕・環境整備執行額（平成 26 年度） 】

（単位：千円）

区 分	改修具体例	要望件数	要望額	執行件数	執行額	執行率 (件)	執行率 (金額)	
		A	B	C	D	C/A	D/B	
1	法令点検等で不十分(指摘・推奨)とされたもの	消防設備改修 電気設備改修	70	93,119	51	53,364	72.9%	57.3%
2	老朽化等によるもの	漏水修繕 設備機器等修繕	421	849,194	183	224,636	43.5%	26.5%
3	近隣住民、地域に影響 (苦情)があるもの	防球フェンス 囲障改修	81	238,868	22	66,767	27.2%	28.0%
4	躯体の状況に著しく影響を およぼすもの	屋上防水 外壁改修	165	491,425	54	64,829	32.7%	13.2%
5	授業等において不都合が 生じているもの	教壇改修 模様替え	220	456,821	55	120,656	25.0%	26.4%
6	小規模災害復旧修繕等	小規模災害 復旧費	187	352,711	38	61,672	20.3%	17.5%
合 計			1,144	2,482,138	403	591,924	35.2%	23.8%

(5) その他計画整備事業について

【意見 7】 県教育委員会において予算総額を考慮し、要求すべき事業を実現可能性があるものに絞り込むなど、明確な基準を示したうえで、各県立学校に、少なくとも業者見積りを徴収する等して、金額の記載を行うように指導すべきである。

【意見 8】 県教育委員会では、工事の優先順位とその判断基準を明確にして、工事内容をランク分けできるようにし、各県立学校が工事実施要求を行う際には、工事毎にランク分けして関係資料を提出するよう指導すべきである。

各県立学校からは、(4)の緊急修繕・環境整備工事以外にも、その他計画整備事業についての工事実施要求がある。この工事実施要求(次頁 計画整備事業(学校要望))を確認したところ、予算要求金額合計は6,053百万円となっている。

緊急性を要する修繕・改修工事の執行を優先すべきであり、予算執行率が低いことについては、仕方のない面があると考えが、当該事業の管理については、以下の点において改善すべきものとする。

- ① 次頁の表は、平成26年度の各県立学校からの「その他計画整備事業」の要求内容を県教育委員会事務局が、一覧表にまとめたものを包括外部監査人が要約したものである。

一覧表によると、各県立学校からの工事実施要求の内容については、金額の記載がなく、予算規模を把握できないものが205件(25.9%)ある。このように予算規模がわからないかたちでの工事実施の要求については、多くの工事実施の要求がある中においては、採用される可能性が極めて低いことを考えると、現状では各県立学校、県教育委員会双方にとってあまり意味がないように思われる。

県教育委員会において予算総額を考慮し、要求すべき事業を実現可能性があるものに絞り込むなど、明確な基準を示したうえで、各県立学校に、少なくとも業者見積りを徴収する等して、金額の記載を行うように指導すべきである。

- ② 平成26年度の各県立学校からの「その他計画整備事業」の要求内容は、136校の県立学校からの合計791件の工事实施要求であった。このように、各県立学校から膨大な数の工事实施要求がある中で、どの工事を優先して実施すべきかを判断することは、判断基準が明確でないと大変難しいと考えられる。実際には、(4)の緊急修繕・環境整備工事には該当しないものの、何年も放置すれば、安全対策上問題の生じるもの、当面工事を行わなくても学校運営において大きな支障はないもの等が混在しているものと思われる。

県教育委員会では、工事の優先順位とその判断基準を明確にして、工事内容をランク分けできるようにし、各県立学校が工事实施要求を行う際には、工事毎にランク分けして関係資料を提出するよう指導すべきである。

【 計画整備事業（学校要望） 】

区 分	要望件数	要望額		要望額 (百万円)
		記 入	未記入	
法令点検の点検項目等に関連するもの 消防設備や高圧受電設備等の改修 等	34	24	10	174
施設設備等の老朽化に対応するもの 校舎床全面張替、給排水設備やトイレ改修 等	237	173	64	1,572
近隣住民、地域に影響を改善するもの 防球ネットの嵩上げや新設、樹木選定 等	53	44	9	495
躯体に悪影響を及ぼすもの 大規模な外壁塗装や屋上防水 等	166	127	39	1,785
授業等の改善を図るもの 運動場改修、プール改修、実習設備更新 等	127	91	36	1,144
新設や環境を改善するもの 自転車置場新設、照明器具のLED化 等	140	99	41	734
その他 法面改修、舗装工事 等	34	28	6	150
合 計	791	(74.1%) 586	(25.9%) 205	6,053

(注) 合計欄 () 内は要望件数に占める比率

(6) 一括契約を実施している請負・委託契約について

【意見-9】 各都道府県教育委員会の一括契約の状況を踏まえて、コストダウン効果が期待できる一括契約を増加させることを検討すべきである。

一括契約とは、県立学校の調達事務や委託契約等において、本庁又は地区（エリア）等で一括して業者の選定や契約を統括し、スケールメリットを図る取組のことをいう。

包括外部監査人が県教育委員会に依頼し、兵庫県を除く下表の11の都道府県教育委員会にアンケートを実施した結果、3以上の都道府県教育委員会で実施していることが判明した一括契約の内容は下表のとおりである。兵庫県以外の各都道府県教育委員会では、兵庫県教育委員会が実施していない一括契約を数多く行っており、その中でも、**兵庫県教育委員会が、一括契約ではなく各学校別に契約を行っている自家用電気保安管理委託や機械警備委託については、多くの都道府県教育委員会において、一括契約を行っている。**

一括契約については、164校^(注2)もの県立学校に関する業務をまとめて契約するため、発注量が増加し、各学校別に契約を行う場合と比較し、コストダウン効果を期待できる。一方で、県立学校の請負・委託契約については、県内業者と長年の取引があり、これら業者の経営に重要な影響を与えている場合があり、県内中小企業への受注機会の確保という観点も必要となる。

各都道府県教育委員会の一括契約の状況を踏まえて、県教育委員会はコストダウン効果が期待できる一括契約を増加させることを検討すべきである。

【 アンケートの結果、3以上の都道府県教育委員会で実施していることが判明した一括契約の内容 】

内容	都道府県名及び校数												県数
	兵庫 164	北海道 259	東京 268	千葉 156	埼玉 174	神奈川 172	静岡 128	愛知 174	京都 58	大阪 172	広島 97	鳥取 32	
電気受給契約	●		△		○	○			○	◎		◎	7
複写機サービス契約(リース)	○	△	△	◎		○				◎	◎	◎	8
用紙単価契約	△	△	◎△	◎	○	◎		◎	○	◎	◎	◎	11
物品単価契約	◎	△	△	◎		◎		◎	○	◎	◎	◎	10
工事設計委託	◎		△					◎	◎		◎	◎	6
自家用電気保安管理委託		△	△		◎	◎	△	◎	◎	◎	△	◎	10
機械警備委託		△	△		◎		△		◎	◎	◎	◎	8
消防設備点検委託		△	△		◎		△		◎		△	◎	7
環境衛生管理委託		△	△		◎								3
電話設備保守委託			△							◎		◎	3
浄化槽保守委託		△	△				△			◎	△		5

内容	都道府県名及び校数												県数
	兵庫 164	北海道 259	東京 268	千葉 156	埼玉 174	神奈川 172	静岡 128	愛知 174	京都 58	大阪 172	広島 97	鳥取 32	
冷暖房・空調保守委託			△		◎						△	◎	4
エレベーター保守委託		△	△		◎					◎	△	◎	6
プール保守委託			△				△			◎			3
一般廃棄物処理委託		△	△				△		◎		△		5
不燃物処理委託		△	△						◎			◎	4
電算機保守委託		△	◎					◎			◎	◎	5
複写機保守委託		△	△									◎	3
簡易水道法定検査		△	△							◎			3
ピアノ調律業務		△								◎	△		3

(注1) 包括外部監査人が県教育委員会に依頼し、各都道府県にアンケートを行った結果である。

なお、以下のとおり業者選定及び契約実施機関を分類分けする。

◎ 本庁で業者選定及び契約

○ 本庁で業者選定、出先機関（学校経営支援センター等）、入札事務実施校、各学校で契約

● 入札事務実施校で業者選定、本庁で契約

△ 出先機関又は入札事務実施校で業者選定及び契約

(注2) 兵庫県の学校数は平成27年3月31日現在である。（県立高等学校138校 県立特別支援学校25校 中等教育学校1校）

(7) 学校徴収金の管理について**① 帳簿の整備****a) 往査した県立学校における問題点**

【指摘事項－6】 学校徴収金事務取扱要綱において求められている出納簿や決算報告書等の作成が行われていないケースが数多く散見された。また、一部の県立学校においては、平成26年度の証拠書類等が既に廃棄されているケースも見受けられた。県教育委員会は、学校徴収金について再度要綱の遵守を徹底するとともに、積極的に指導を行うべきである。

【指摘事項－7】 学校徴収金に係る業者支払いについて、頻繁に現金で支払いをしているケースが見受けられたが、盗難等のリスク等を勘案すると原則銀行振込とすべきである。やむを得ず、現金で支払う場合でも、預金口座からの出金後から支払いまでの間は、県立学校の金庫に保管しておくべきである。県教育委員会は現金の取扱ルールについて、各県立学校を指導すべきである。

【指摘事項－8】 学校徴収金において、やむを得ず教員が業者への立替払いを行っているケースが見受けられた。立替払いは、一時的なものではあったが、20万円を超えるものがあるなど、教員一個人が立替えるには高額であり、好ましくない。教員による立替払いについては、原則として禁止とし、やむを得ない場合の対応方法等についてルールを定め、周知徹底を図るべきである。

学校徴収金は、教育活動において必要となる経費のうち、受益者負担の考え方に基づき、保護者等が負担している経費である。県教育委員会では、学校徴収金の適正かつ効率的な運営及び会計事故の未然防止を図るために、平成19年1月17日教

財 1451 号の教育長通知により、「学校徴収金事務取扱要綱」が制定され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されている。

今回の包括外部監査の結果、往査した県立学校において**学校徴収金事務取扱要綱の遵守及び内部統制の整備という観点から以下の問題点が見受けられた。**

一つ目は出納簿等の作成、保存についての問題点である。

学校徴収金事務取扱要綱第 9 条では、「会計担当者は、学校徴収金の事務処理にあたり、予算案及び決算案を作成すること、収入決定書及び支出決定書を作成すること、予算及び決算について、保護者等への通知文書を作成すること」が、第 11 条では「すべての収支は、出納簿に記載すること」が義務づけられている。

しかしながら、今回の包括外部監査の結果、**学校徴収金事務取扱要綱において求められている出納簿や決算報告書等の作成が行われていないケースが数多く散見された。**また、第 11 条第 2 項では「保存を要する出納簿、預金通帳、収支書類等の保存期間は、当該年度経過後 5 年」とされているにもかかわらず、**一部の県立学校においては、平成 26 年度の証拠書類等が既に廃棄されているケースも見受けられた。**

県教育委員会は、学校徴収金について再度要綱の遵守を徹底するとともに、積極的に指導を行うべきである。

二つ目は、業者への現金支払いについての問題点である。

学校徴収金に係る業者支払いについて、頻繁に現金で支払いをしているケースが見受けられたが、盗難等のリスク等を勘案すると原則銀行振込とすべきである。やむを得ず、現金で支払う場合でも、預金口座からの出金後から支払いまでの間は、県立学校の金庫に保管しておくべきである。

また、県教育委員会は現金の取扱ルールについて、各県立学校を指導すべきである。

三つ目は、教員による業者への立替払いについての問題点である。

学校徴収金において、やむを得ず教員が業者への立替払いを行っているケースが見受けられた。立替払いは、一時的なものではあったが、20 万円を超えるものがあるなど、教員一個人が立替えるには高額であり、好ましくない。

教員による立替払いについては、原則として禁止とし、やむを得ない場合の対応方法等についてルールを定め、周知徹底を図るべきである。

【 学校徴収金事務取扱要綱 】**第9条（会計担当者の職務）**

会計担当者は、学校徴収金の事務処理に当たり、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 学校徴収金の**予算案及び決算案を作成**すること。
- (2) 学校徴収金の**収入決定書及び支出決定書を作成**すること。
- (3) 学校徴収金の出納に関する事務を行うこと。
- (4) 学校徴収金の**予算及び決算について、保護者等への通知文書を作成**すること。
- (5) 業者選定委員会に必要な資料の作成等を行うこと。

第11条（収支書類等の管理）

すべての収支は、収入決定書、支出決定書及びその根拠となる証拠書類（以下「収支書類等」という。）により処理することとし、処理の都度、出納簿に記載すること。

2 保存を要する出納簿、預金通帳、収支書類等の保存期間は、当該年度経過後5年とする。

b) 県教育委員会において対応すべき事項

【指摘事項－9】 学校徴収金事務取扱要綱第 15 条では、校内監査委員による監査を行うことになっており、監査を受ける前提として、単に出納簿を作成するだけでなく、証拠書類と出納簿、勘定明細、決算報告書の関係性を説明できるよう帳簿を整備し、決算書を作成する側が説明責任を果たせるように県教育委員会は各県立学校に対する指導を徹底すべきである。

【意見－10】 県教育委員会では、表計算ソフトを利用した標準的な帳簿体系を準備し、これを県立学校に配布することで、学校徴収金の決算を担当する教員が効率的かつ適切に学校徴収金の管理が行えるよう、各県立学校の指導を徹底すべきである。

【意見－11】 教員は、学校徴収金及び会計についての知識が十分でない場合も多いことから、学校徴収金の管理についての研修会の実施、会計事務に精通した者が適切な指導を行う等の対応をすべきである。

学校徴収金事務取扱要綱第 15 条では、校内監査委員による監査を行うことになっており、監査を受ける前提として、単に出納簿を作成するだけでなく、証拠書類と出納簿、勘定明細、決算報告書の関係性を説明できるよう帳簿を整備し、決算書を作成する側が説明責任を果たせるように県教育委員会は各県立学校に対する指導を徹底すべきである。

当包括外部監査では、県教育委員会に 169 頁の帳簿体系図を提示し、表計算ソフトを利用して帳簿を整備する方法について意見交換を行った。県教育委員会では、表計算ソフトを利用した標準的な帳簿体系を準備し、これを県立学校に配布することで、学校徴収金の決算を担当する教員が効率的かつ適切に学校徴収金の管理が行えるよう、各県立学校の指導を徹底すべきである。

なお、教員は、学校徴収金及び会計についての知識が十分でない場合も多いことから、学校徴収金の管理についての研修会の実施、会計事務に精通した者が適切な指導を行う等の対応をすべきである。

【 学校徴収金事務取扱要綱 】

第15条（校内監査委員による監査）

出納責任者及び会計担当者は、毎年一回、学校徴収金に係る出納事務の処理状況について、校内監査委員による監査を受けなければならない。

- 2 校内監査委員は2名以上とし、学校徴収金に関する事務を分掌する教職員以外の者から校長が選任する。
- 3 校内監査委員の任期は監査に必要な期間として、校長が定める。
- 4 校内監査委員は監査終了後、遅滞なく会計ごとに監査報告書を作成し、監査委員全員が記名押印した上で、校長に提出するものとする。
- 5 校長は、不適正な会計処理を発見した場合は、速やかに是正しなければならない。

【 学校徴収金の帳簿体系図（案） 】

[科目コード]

科目コード			
CD			
1001	10	生徒会運営費	事務費
1002	10	生徒会運営費	通信費
1003	10	生徒会運営費	生徒会備品費
1004	10	生徒会運営費	慶弔費
1005	10	生徒会運営費	生徒会研修費
1006	10	生徒会運営費	委員会運営費

3001	30	運動部活動費	カヌー部
3002	30	運動部活動費	剣道部
3003	30	運動部活動費	硬式テニス部
3004	30	運動部活動費	サッカー部
3005	30	運動部活動費	野球部
3006	30	運動部活動費	バレー部
3007	30	運動部活動費	バドミントン部

9901	96	収入	生徒会費収入
9902	97	収入	寄付金
9903	98	収入	雑収入

[基礎情報]

基礎情報

会計名 〇〇〇〇高校 生徒会

会計年度 期 初 平成 27 年4月1日から

会計年度 期 末 平成 28 年3月31日まで

会計担当者

1年3組	〇〇 〇〇
2年1組	△△ △△
3年2組	□□ □□

監査担当者

事務長	〇〇 〇〇
教員代表	△△ △△
教員代表	□□ □□
生徒代表	△△ △△
生徒代表	□□ □□

前年度からの繰越金 7,654,321円

[収支計算書]

〇〇〇〇高校 生徒会 収支計算書

平成 27年4月1日から平成 28年3月31日まで

(単位: 円)

収入の部				
科目	摘要	予算額	決算額	比較増減
前年度繰越金		7,654,321	7,654,321	0
96 生徒会費収入		2,500,000	2,500,000	0
		10,154,321	10,154,321	0

支出の部				
科目	摘要	予算額	決算額	比較増減
10 生徒会運営費		60,000	6,320	53,680
1001	事務費	15,000	1,080	13,920
1002	通信費	30,000	2,000	28,000
1003	生徒会備品費	15,000	3,240	11,760
		1,300,000	700,418	599,582
30 運動部活動費				
3002	剣道部	300,000	918	299,082
3004	サッカー部	300,000	159,500	140,500
3005	野球部	400,000	324,000	76,000
3006	バレー部	300,000	216,000	84,000
		1,430,000	706,738	723,262
次年度繰越金		8,724,321	9,447,583	
合 計		10,154,321	10,154,321	

(残高)			
収入	支出	前年度残高	今年度残高
10,154,321	706,738	7,654,321	9,447,583

年 月 日

会計担当

1年3組	〇〇 〇〇	事務長	〇〇 〇〇
2年1組	△△ △△	教員代表	△△ △△
3年2組	□□ □□	教員代表	□□ □□
		生徒代表	△△ △△
		生徒代表	□□ □□

[出納簿]

〇〇〇〇高校 生徒会出納簿

平成 27年4月1日から平成 28年3月31日まで

前年度からの繰越金 ¥7,654,321

No.	日付	部署	目的	出入金先	内容	CD	科目	補助科目	収入金額	支出金額	差引金額
1	4月5日	生徒会本部	生徒会費収入	保護者	@5,000×500名	9901	96 収入	生徒会費収入	2,500,000		10,154,321
2	4月21日	生徒会本部	研修	〇〇	のり・はさみ代	1001	10 生徒会運営費	事務費		1,080	10,153,241
3	4月22日	バレー部	物品購入	〇〇〇〇	ボール	3006	30 運動部活動費	バレー部		216,000	9,937,241
4	4月23日	サッカー部	登録費	〇〇〇	選手登録料	3004	30 運動部活動費	サッカー部		150,000	9,787,241
5	4月23日	生徒会本部	資料配布	〇〇	切手代	1002	10 生徒会運営費	通信費		2,000	9,785,241
6	4月25日	生徒会本部	資料作成	〇〇〇	本代	1003	10 生徒会運営費	生徒会備品費		3,240	9,782,001
7	5月8日	サッカー部	県大会	〇〇〇〇	交通費	3004	30 運動部活動費	サッカー部		10,000	9,772,001
8	5月10日	サッカー部	県大会	〇〇	交通費戻り	3004	30 運動部活動費	サッカー部		△ 500	9,772,501
9	6月1日	野球部	物品購入	〇〇〇	バット・ボール	3005	30 運動部活動費	野球部		324,000	9,448,501
10	3月31日	剣道部	物品購入	〇〇〇〇	雑巾	3002	30 運動部活動費	剣道部		918	9,447,583
11											
12											
13											
14											

(注) をクリックすると出納簿の科目金額が集計される (科目集計表が自動的に作成される。)

② 学校徴収金の未納

【意見—12】 学校徴収金の未納は、県立学校全体に関する問題であり、県教育委員会は学校徴収金の未納割合を下げるための施策について、各県立学校で意見交換を行う機会等を設けるべきである。

学校徴収金の未納割合を引き下げるため、各県立学校では様々な取り組みを行っているが、未納割合が高い学校もある。県教育委員会は、授業料については県の歳入（公費）であるため、その滞納については各県立学校に対しシビアな対応を求めている。しかし、学校徴収金については、公費以外の私費であり、また、各県立学校が教育活動のため校長の承認のもとに保護者から徴収するものであるため、その滞納については、各県立学校に対応を任せており、積極的には関与していない。

学校徴収金の未納は、県立学校全体に関する問題であり、県教育委員会は学校徴収金の未納割合を下げるための施策について、各県立学校で意見交換を行う機会等を設けるべきである。

(8) 教職員の勤務時間の適正化について

【意見—13】 職場としての学校が教職員の心身の健全化を図ることによって生徒に明るい表情が宿るのではと考えられるので、過度の超過勤務は全ての局面で是正されるべきであり、「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」に掲揚されている「調査・照会・提出書類の簡素化」「校務・業務の効率化・IT化」「学校事務の改善」「会議・研修・出張・研究指定等の見直し」「学校行事・事業の見直し」は是非実現されるべきである。

106 頁に記載のとおり、平成 18 年 7 月 1 日付で兵庫県教育長名にて、各県立学校長宛てで、「長時間の時間外勤務に対する健康管理医による指導等の実施について（通知）」が発出され、「従事時間申告表」の活用による教員の勤務時間等の管理が行われている。各県立学校の教員の勤務時間等の管理は、主として教頭が中心となって実施していることから、今回の包括外部監査の対象となった県立学校について、学校往査時に教頭へのヒアリングを実施した。その結果、現在の状況について、例えば以下のような様々な意見を聴くことができた。

意見①	教員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されないことから、従事時間申告表を正確に記入するインセンティブが働かず、また、1ヶ月の超過勤務時間が100時間を超えた場合には医師の面接指導を受けるよう指導されることとなる。そのため、正確に記入するよう各教員に指導しているが、実際の勤務時間よりも明らかに短い時間を記入していると思われる教員も存在する。
意見②	勤務時間の善し悪しを一概に判断することは難しい。部活動に熱心な教員や国家試験や資格試験対策のために放課後も生徒に様々な指導を行っている教員等については勤務時間が長くなる傾向にある。しかし、当該教員に対して、勤務時間を減らすよう指導することが教員並びに生徒にとって望ましいと言えるかどうかは判断が分かれると考えられる。
意見③	現在は出勤簿と従事時間申告表を使用して勤務時間等の管理を行っているが、タイムカードなどを導入すればより効率的に管理を行うことが出来ると考えられる。
意見④	従事時間申告表に教員自らが時間を入力することで、無駄な時間がなかったかなど自らの業務を振り返ることができるため、業務効率改善のために有効に使うべきものと考えられる。

上記のとおり、各教頭が教員の勤務時間等の管理について様々な意見を有していることが分かったが、その一方、多くの教頭が共通して述べられていたことは、「**学校の教員は非常に多忙である**」ということであった。

そもそも、公立学校の管理職以外の教員には、労働基準法第 37 条の時間外労働における割増賃金の規定が適用除外となっており、公立学校の義務教育諸学校等の教員職員の給与等に関する特別措置法第 3 条に基づき、時間外勤務の多寡に関わらず、全員一律に給料月額額の 100 分の 4 に相当する額の教職調整額が支給されている。また、**公立学校の教員に時間外勤務を命じることができる場合は**、「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成 15 年政令第 484 号）」により、「**校外実習その他生徒の実習に関する業務**」、「**修学旅行その他学校の行事に関する業務**」、「**職員会議に関する業務**」、「**非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務**」の 4 項目に限定されている。

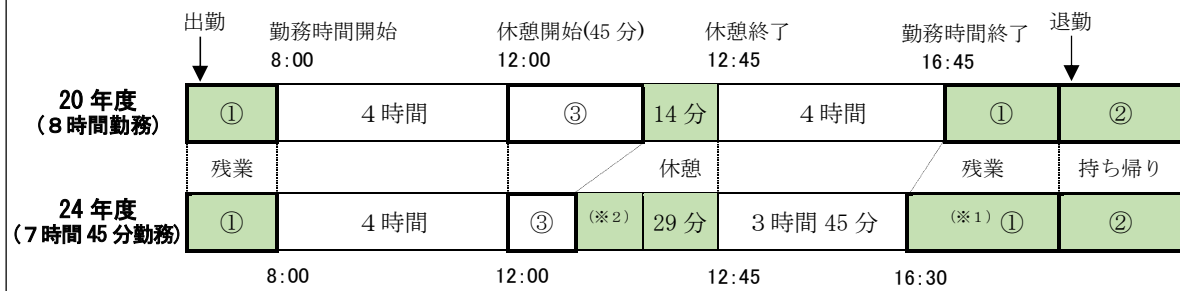
しかし、平成 25 年 2 月に兵庫県教職員の勤務時間適正化取組評価検討会が「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」（以下「新対策プラン」という。）を公表し、その中で**平日の実質的な超過勤務時間は平均約 3 時間、休日の労働**（職場での労働時間、持ち帰り労働時間）**は平均 46 分**とされていることから、**上記 4 項目に該当しない項目についても教員が多くの時間を割いていることが推察**される。

【 労働時間の比較 】

単位（時間：分）

	平日			合計	休日	
	①残業時間 (勤務時間開始前 +勤務時間終了後)	②持ち帰り 労働時間	③休憩時間内の 労働時間	実質的な超過 勤務時間 ①+②+③	④職場での 労働時間	⑤持ち帰り 労働時間
20 年度	1 : 59	0 : 27	0 : 31	2 : 57	1 : 02	1 : 00
24 年度	2 : 14	0 : 26	0 : 16	2 : 56	0 : 32	0 : 14
差 (24年度-20年度)	(※1) +0 : 15	▲0 : 01	(※2) ▲0 : 15	▲0 : 01	▲0 : 30	▲0 : 46

※平日の労働時間の変化（勤務時間及び休憩時間の開始・終了時刻は一例）



学校を取り巻く環境は、時代や社会の状況を反映して複雑化しており、学校に求められる役割や機能はより高度化、多様化している。各教職員が担う業務量が増大する中、社会のニーズに出来る限り応えようとした結果、上記のような「多忙化」の状況が常態化しているとも言えるが、その一方で、精神疾患により病気休暇等を取得した教職員が少なくない割合で存在することも事実である。

職場としての学校が教職員の心身の健全化を図ることによって生徒に明るい表情が宿るのではと考えられるので、過度の超過勤務は全ての局面で是正されるべきであり、新対策プランに掲揚されている（ア）～（オ）の項目は是非実現されるべきである。

【 新対策プランの概要 】

項目	取組の方向
(ア) 調査・照会・提出書類の簡素化	① 調査・照会を厳選し、他の類似した調査結果を活用するなど、最小限にとどめる。また、調査を実施する場合は、調査内容を精選し簡素化を図ることで、報告・回答に要する時間を縮減する。
(イ) 校務・業務の効率化・IT化	① 学校に提出を求める報告書類は、様式の電子媒体での提供、電子メールでの提出等により、作成や送付の作業の負担軽減を図る。
(ウ) 学校事務の改善	① 事務処理に伴う報告書類や添付書類の簡素化を図るとともに、データ処理の効率化にむけた電子化を進める。
(エ) 会議・研修・出張・研究指定等の見直し	① 会議・研修等の目的や内容を見直し、協議・研修内容を精選することで、回数や時間の縮減を図る。また、支障がない場合は、できるだけ長期休業中に実施する。 ② 各学校においては、校務分掌を検討し、学校内の各種委員会を再構築し、構成員を精選する等により出席回数の縮減を図るとともに、資料の事前配布等により効率的に進行する。
(オ) 学校行事・事業の見直し	① 既存事業の成果を検証し、事業の見直しや廃止を行うとともに、新たな課題に対応するための内容の再構成等を行う。 ② 県内すべての学校が同じ条件で実施する悉皆事業について、事業内容ごとに検証を行い、各市町や学校の実態を鑑み、事業によっては選択・希望を可能とするなど、実施方法を検討する。
(カ) 部活動のあり方	① 教職員の負担を軽減するため、部活動を行わない「ノー部活デー」の取組を徹底するとともに、学校教育における部活動の意義も踏まえ、部活動のあり方について見直しを図る。 ② スポーツ障害や燃え尽き症候群の防止、学業や地域活動との両立、家族とのふれあいの観点からも、適切な部活動の運営に努め、生徒及び教職員のゆとりを確保する。 ③ 上記の趣旨について、市町組合教育委員会や各学校を通じて、保護者等に周知を行い理解を得る。

項目	取組の方向
(キ) 外部人材等の活用	① 学校現場の負担となっている職務について、外部人材等の活用により軽減を図る。
(ク) 勤務環境の整備	① 「記録簿」(市町立学校)及び「正規の勤務時間以外の従事時間申告表」(県立学校)への記入指導と週休日の振替や勤務時間の割振変更等を適切に実施するよう、市町組合教育委員会と連携し、各学校長へ周知徹底を図る。 ② 「ノー残業デー」の完全実施などの取組の徹底を図ることで、決められた時間で仕事を完了するなど、教職員の職務や勤務時間に対する意識を改革する。

(9) 備品の管理について

【指摘事項-10】 県教育委員会は各県立学校に対して備品の管理を適切に行うよう指導すべきである。

【指摘事項-12】等に記載のとおり、各県立学校における備品の管理状況を確認した結果、備品整理票が各備品に貼付されていない等、**備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。**また、殆どの県立学校で**備品の定期的な棚卸(備品出納簿と現物の照合)は実施されていなかった。**更には、**現在、各備品が学内のどこで使用・保管されているかについての情報が備品出納簿等に登録されておらず、現物確認を実施した際に多大な時間を要した県立学校もあった。**

各県立学校には様々な種類の備品が多数保管されており、備品の棚卸を一時期に集中して実施することは困難であると考えられるが、実施場所を分けローテーションで棚卸を実施する循環棚卸を実施する、また、各備品の保管・使用場所を備品出納簿等に登録するなど、**県教育委員会は各県立学校に対して備品の管理を適切に行うよう指導すべきである。**

(10) 望ましい規模と配置の在り方について

【意見—14】 望ましい規模と配置の在り方については、継続的な検討課題として、更に有識者の意見を踏まえて、計画的、具体的な長期ビジョンを示すべきである。

① 県立高等学校長期構想検討委員会報告

平成 26 年 1 月に学識経験者、各界代表、行政、学校関係者を委員とする県立高等学校長期構想検討委員会より、報告書が提出されている。

この報告書のⅡ. 今後の県立高等学校教育改革の方向性の 4. において、「望ましい規模と配置の在り方」についての提言が行われている。

【 県立高等学校長期構想検討委員会報告のⅡ. 4. 】

4. 望ましい規模と配置の在り方

- 今後も中学卒業者の動向を見極めながら、高等学校教育の活力を低減させないため、高等学校の一定規模の維持・確保、望ましい配置を考えていく必要がある。
- 「第二次実施計画」では、普通科で 6～8 学級、総合学科で 4 学級以上、職業教育を主とする学科の単独校で 3 学級以上が望ましい規模としているが、少子化に伴い、10 年後には、兵庫県内の中学校卒業生数は約 6,000 人減少し、望ましい規模に満たない学校の増加が見込まれる。そうした学校については、地域の実情を十分踏まえ、多様で活力ある教育活動を維持できるよう支援する必要がある。
- 発展的統合を検討する対象となる小規模校については、地域の要望で生まれた学校もあり、地域の活力の増進や、生徒のふるさと意識の醸成という観点から、存続を含めたあり方を検討する必要がある。

(今後必要となる取組等)

- ・ 学科については、新通学区域における普通科、総合学科、専門学科の定員の比率等を考慮し、受検機会の不均衡がある場合は、配置状況を検討すること。
- ・ 少子化による学級減は避けられない状況が生まれるが、全校一律に 1 クラスずつ減らすといった単純な対応ではなく、高校の配置状況など地域の実情等を考慮すること。
- ・ これまでは、普通科を中心にクラス数の増減を行っていたが、総合学科や職業学科についても、配置の比率等を考慮しながら検討すること。
- ・ 職業学科については、1 学科 1 クラスの場合、学級数によって 1 クラス減ることで少学科がなくなってしまうことも起こりうる。例えば、現在の少学科を系列として残し、大学科での募集にする等、工夫すること。
- ・ 2 学級以下の小規模校で、地域から理解と支援が得られる高等学校については、連携型中高一貫教育校への再編に加え、地域性を生かした特色ある類型を設置し、他府県からの入学も認める等、従来の発想にとらわれない新たな取組も研究すること。
- ・ 高等学校の新設や移転等がある場合は、市街地にこだわらず、進学方法を検討した上で、郊外での新設や移転を促進する等、設置場所についても考慮すること。

② 生徒一人あたりの経費を勘案した上での県教育委員会の考え方

当包括外部監査では、県教育委員会に対して、平成 26 年度の決算数値を基礎に、学科別（普通科については更にクラス数別）の生徒一人あたりの経費及び財源についての資料を徴求し、生徒一人あたりの経費を勘案した上での、望ましい規模と配置の在り方に関する県教育委員会の考え方についての回答を求めた。

県教育委員会の回答は以下のとおりであった。

【 生徒一人あたりの経費を勘案した上での、望ましい規模と配置の在り方に関する県教育委員会の考え方 】

全日制普通科の学校は一人当たりの経費は、1 学年 3 クラス以下になると、大幅に増加するが、4 クラス以上では 65 万円～78 万円となっている。

1 学年 3 クラス以下の普通科の学校は下表のとおり、東播磨 1 校、北播磨 2 校、中播磨 3 校、西播磨 3 校、但馬 5 校、丹有 1 校と人口の少ない地域に存在している。

県立高等学校教育改革第二次実施計画において、「すべての学年が 1 学級となった学校は、地域と連携してその活性化方策を研究するとともに、地域の過疎化や中学校の進路指導への影響にも配慮し、連携型中高一貫教育校などの特色ある学校として存続するか、近隣校と統合するか検討する。また、入学者が生徒定員の 2 分の 1 に満たない状態が 3 年間続き、その後も生徒数の増加が見込めないときには原則として募集を停止する」こととしている。

本県では、すべての学年が 1 学級となった学校について、地域からの存続の強い要望があり、地元住民等関係者からなる協議会から具体的な支援方策等が示された学校は存続することとし、地域と連携した魅力・特色づくりを推進している。

また、これまで、入学者が生徒定員の 2 分の 1 に満たない状態が 3 年間続いた分校を廃止した学校はあるが、現在、入学者が生徒定員の 2 分の 1 に満たない状態の学校はない。

さらに、これらの地域では、通学区域も広く、これ以上学校数を減らせば、自宅から遠方となり通学出来ない生徒も出てくることから、経済効率性だけをもって統廃合の検討をすることは極めて困難である。

【 全日制普通科高校 地区別・学級数別学校数 （平成 27 年度） 】

地区 学級数	神戸地区	阪神地区	東播地区	北播地区	中播地区	西播地区	但馬地区	丹有地区	淡路地区	計
1					1	1		1		3
2					1	1	3			5
3			1	2	1	1	2			7
4				2		2	1	1		6
5	1	2		1	3		1		1	9
6	2	3	1	1	1	1		1	2	12
7	3	5	3	2	2	2		2		19
8	7	8	7							22
9	1									1
合 計	14	18	12	8	9	8	7	5	3	84

【 生徒一人あたりの経費及び財源（平成 26 年度） 】

(単位：千円)

学科	クラス数	学校数	生徒数平均	歳出								財源			
				人件費	旅費	需用費	使用料・委託料等	原材料費	工事請負費等	備品購入費	計	授業料等	手数料	財産収入等	一般財源
普通科		79	735	663	7	22	9	0	1	1	702	109	3	2	589
1	3	107	1,407	30	53	41	0	0	1	1,532	109	3	5	1,416	
2	4	202	1,148	20	47	30	0	0	4	1,250	110	3	3	1,134	
3	5	344	896	13	31	13	0	5	2	959	109	3	3	845	
4	1	465	731	5	26	16	0	0	0	778	109	3	2	664	
5	8	579	733	9	26	12	0	0	1	782	108	3	2	669	
6	13	731	686	7	23	10	0	1	1	727	107	3	2	616	
7	17	814	638	5	21	9	0	0	0	674	109	3	2	560	
8	22	927	614	5	21	8	0	0	1	650	109	3	2	536	
9	6	1,067	619	5	19	7	0	0	1	651	109	3	1	537	
普通科(単位制)		7	886	726	6	23	11	0	0	1	768	110	3	1	654
農業科		8	545	1,042	10	88	20	1	1	6	1,168	105	3	57	1,004
工業科		11	739	1,018	9	33	23	0	1	1	1,084	101	3	3	977
商業科		2	787	748	7	27	28	0	0	1	811	109	3	1	697
水産科		1	352	1,631	49	129	35	2	0	18	1,866	110	3	10	1,743
看護科		2	584	1,165	13	34	30	0	0	2	1,244	101	3	4	1,137
国際科		2	417	1,053	16	25	16	0	0	1	1,110	78	3	5	1,025
総合学科		13	687	836	8	27	16	0	0	1	889	108	3	3	775
全通併置校		1	2,185	301	2	8	7	0	1	0	320	36	1	1	282
全日制		126	729	733	7	27	12	0	1	1	781	105	3	5	669
定時・多部制		10	320	1,278	8	37	16	0	1	1	1,340	28	1	4	1,307
通信制		1	895	447	3	10	7	0	0	0	467	10	1	0	457
特別支援学校		25	151	7,609	32	121	185	0	2	7	7,957	0	0	5	7,952
合計(平均)		162	615	1,015	8	31	19	0	1	1	1,076	99	3	5	970

(※) 芦屋国際中等教育学校を含む。分校は含まない。

学科：農業科～看護科と普通科の併置校は職業学科に分類した。その他の職業学科と普通科の併置校は普通科に分類した。

定時・多部制：全定併置校は全日制に分類した。

クラス数：平成 26 年度の 1 年生のクラス数で分類した。

歳出は節ごとに集計し、主なものは下記のとおりである。

区分	経費区分	主なもの
歳出	人件費	教職員、時間講師、臨時講師等の人件費
	旅費	出張旅費、通勤旅費
	需用費	光熱水費、消耗品購入費、修繕費 等
	使用料、委託料等	コンピューターリース料、機械警備委託費、消防設備点検費、各種保守委託費、電話代 等
	原材料費	実習材料費
	工事請負費等	改修工事、下水道工事負担金 等
	備品購入費	施設管理用備品購入費
	財源	授業料等
手数料		入学審査料、入学料、各種証明書発行手数料
財産収入等		目的外使用許可収入、教職員住宅賃貸料、農産物等売払収入

③ 包括外部監査人からの提言

県教育委員会の考え方は、平成 27 年度より新通学区域における公立高等学校入学選抜を実施された中で、生徒・保護者の混乱が生じないよう当面安定的な学校運営が行われるべきであり、包括外部監査人としても一定の理解ができるものである。

しかしながら、過去 3 年間に於いて 2 年以上定員充足率が 90%未満の高校は、下表のとおりである。また、県立高等学校長期構想検討委員会報告にも記載されているように、少子化に伴い、10 年後には県内の中学校卒業生数は約 6,000 人減少し、今後更に定員を充足しない高校や望ましい規模に満たない高校の増加が予想されることから、**望ましい規模と配置の在り方については、生徒一人あたりの経費及び財源(平成 26 年度)、地域の実情についても考慮しながら、継続的な検討課題として、更に有識者の意見を踏まえて、計画的、具体的な長期ビジョンを示すべきである。**

【 全日制高校の志願倍率、定員充足率の落ち込み 】

地区	学校名	学科	コース 又は特色 ある類型	学校所在地	平成 25 年受検者数				平成 26 年受検者数				平成 27 年受検者数				
					推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	
					倍率	倍率	倍率	定員 充足率	倍率	倍率	倍率	定員 充足率	倍率	倍率	倍率	定員 充足率	
全 日 制	神戸	神戸商業	情報科	神戸市	0.88			87.50%	1.25			100.00%	0.88			87.50%	
	中播磨	姫路商業	情報 科学科	姫路市	0.78			77.50%	0.85			85.00%	1.63			100.00%	
	西播磨	伊和	普通科	人間環境	宍粟市		0.88	0.90	90.00%		0.88	0.75	77.50%		0.50	0.79	81.25%
	但馬	日高	看護 専攻科		豊岡市	1.38			80.00%				87.50%				95.00%
		浜坂	普通科		美方郡 新温泉町			0.83	83.33%			0.87	86.67%			0.91	90.83%
		村岡	普通科	地域創造 地域7つの スポーツ	美方郡 新温泉町		1.17	0.79	82.50%		0.60	0.68	77.50%		0.83	0.57	75.00%
		但馬農業	生活科		養父市	0.50		0.93	95.00%	0.15		0.81	82.50%	0.45		0.52	62.50%

(※) 生徒定員は普通科を含む

【 定時制高校の定員充足率の落ち込み 】

地区	学校名	学科	課程	学校所在地	平成 25 年受検者数				平成 26 年受検者数				平成 27 年受検者数				
					推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	推薦	選抜	一般	入学者	
					倍率	倍率	倍率	定員 充足率	倍率	倍率	倍率	定員 充足率	倍率	倍率	倍率	定員 充足率	
定 時 制	神戸	湊川	普通科	定時制	神戸市			0.33	43.75%			0.40	52.50%			0.64	78.75%
		神戸工業	電気科	定時制	神戸市			0.25	35.00%			0.50	60.00%			0.40	52.50%
		神戸工業	建築科	定時制	神戸市			0.53	67.50%			0.30	40.00%			0.48	67.50%
		神戸工業	情報 技術科	定時制	神戸市			0.50	65.00%			0.53	55.00%			0.30	40.00%
		長田商業	商業科	定時制	神戸市			0.85	92.50%			0.40	47.50%			0.30	37.50%
	阪神南	西宮香風	普通科 3部	多部制	西宮市		0.77	0.77	89.58%		0.98	1.35	100.00%		0.67	0.68	86.46%
北播磨	西脇北	普通科 3部	多部制	西脇市		0.39	0.19	46.88%		0.50	0.50	68.75%		0.21	0.23	37.50%	
西 播 磨	相生産業	機械科	定時制	相生市			0.28	77.50%			0.43	57.50%			0.45	87.50%	
	赤穂	普通科	定時制	赤穂市			0.55	70.00%			0.30	50.00%			0.40	67.50%	
	但馬	豊岡	普通科	定時制	豊岡市			0.33	32.50%			0.38	40.00%			0.55	57.50%
	淡路	洲本	普通科	定時制	洲本市			0.65	77.50%			0.60	67.50%			0.58	80.00%

2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理

〔1〕 兵庫県立神戸高等学校

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立神戸高等学校
学 校 所 在 地	兵庫県神戸市灘区域の下通1丁目5番1号
創 立 年 度	明治29年(1896年)
教 育 方 針	<p>【教育方針】</p> <p>四綱領 「質素」・「剛健」・「自重」・「自治」</p> <p>【学校経営の重点】</p> <p>① 伝統を生かした教育による神高精神の涵養</p> <p>② 有為な社会人を育成する教育の推進</p> <p>③ 社会の変化に対応する能力・態度の育成</p> <p>④ 共生の精神に基づく在り方・生き方教育の推進</p>
耐震補強工事	平成26年度実施済

(2) 施設

① 土地

所在地	公有財産台帳面積(m ²)	取得年月日	使用状況
神戸市灘区域の下通1丁目753番の1	6,261.00	昭和10年7月4日	本館敷地
神戸市灘区域の下通1丁目429番の3	5,233.00	昭和10年7月4日	第一運動場
神戸市灘区域の下通1丁目458番の1	7,424.00	昭和10年7月4日	第一運動場
その他	23,388.68		
合 計	42,306.68		

② 建物

所在地	名称	公有財産台帳面積(m ²)		取得年月日
		建面積	延面積	
神戸市灘区域の下通1丁目753番の1	本 館	2,010.28	7,164.14	平成14年3月14日
	講 堂 棟	1,007.39	2,435.06	平成12年3月15日
	屋内体育館	1,482.76	1,784.36	平成6年3月9日
	そ の 他	2,925.39	7,250.06	
神戸市灘区域の下通1丁目23番の1	公 舎	67.95	67.95	昭和42年3月25日
合 計		7,493.77	18,701.57	

(3) 設置課程と学科

課 程	学科・コース	募集定員 (学級数)
全日制	普通科	320 (8)
	総合理学科	40 (1)

(4) 在籍生徒数

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

学 科	学 年	生 徒 定 員		生 徒 現 員			
		学級数	人 員	男	女	計	定員充足率
普通科	第 1 学 年	8	320	127	193	320	100.0%
	第 2 学 年	8	320	139	182	321	100.3%
	第 3 学 年	8	320	129	188	317	99.0%
	計	24	960	395	563	958	99.7%
総 合 理 学 科	第 1 学 年	1	40	25	15	40	100.0%
	第 2 学 年	1	40	26	14	40	100.0%
	第 3 学 年	1	40	24	16	40	100.0%
	計	3	120	75	45	120	100.0%
合 計	第 1 学 年	9	360	152	208	360	100.0%
	第 2 学 年	9	360	165	196	361	100.2%
	第 3 学 年	9	360	153	204	357	99.1%
	計	27	1,080	470	608	1,078	99.8%

(5) 入学状況

① 一般入学

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成 25 年度 (平成 25 年 2 ~ 3 月実施)				平成 26 年度 (平成 26 年 2 ~ 3 月実施)				平成 27 年度 (平成 27 年 2 ~ 3 月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
普通科	320	372	370	320	320 (100%)	414	411	320	320 (100%)	365	365	320	320 (100%)
合計	320	372	370	320	320 (100%)	414	411	320	320 (100%)	365	365	320	320 (100%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

② 推薦入学

学 科	定 員	通 学 区 域 変 更 前								通 学 区 域 変 更 後			
		平成 25 年度 (平成 25 年 2～3 月実施)				平成 26 年度 (平成 26 年 2～3 月実施)				平成 27 年度 (平成 27 年 2～3 月実施)			
		志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者	志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者	志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者
総 合 理 学 科	40	97	97	40	40 (100%)	115	114	40	40 (100%)	104	101	40	40 (100%)
合 計	40	97	97	40	40 (100%)	115	114	40	40 (100%)	104	101	40	40 (100%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

(6) 教職員数

区 分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 初 任 研 代 替	同 兵 教 大 派 遣 代 替	同 海 外 派 遣 代 替	養 護 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	事 務 員 (校 務 員)	技 術 員	内 訳			再 任 用 職 員	内 訳				合 計		
											実 習 員	調 理 員	給 食 員		教 諭	実 習 助 手					
																					38 時間 45 分
本 務 職 員	定 員	1	77	1	1	1	2	3	5	3				4	3		1				98
	現 員	1	(1) 《20》 74	1	1	1	2		4	2				4	3		1				(1) 《20》 90
	平成 26 年度 末 現 員	1	(2) 《20》 73	1	1		2		4	2				4	2	1	1				(2) 《20》 88
区 分	時 間 講 師	内 訳 教 科 担 当	時 (初 任 研 代 替 師)	時 (休 職 代 替 師)	時 (事 務 局 派 遣 代 替 師)	生 花	茶 作 法	学 校 医 等	内 科 医	眼 科 医	耳 鼻 科 医	歯 科 医	薬 劑 師	計	特 別 非 常 勤 講 師	非 常 勤 嘱 託 員	代 替 以 外 の 臨 時 的 任 用 職 員	外 国 語 指 導 助 手	合 計		
非 常 勤 職 員 等	定 員	週 80 時間	週 11 時間	週 12 時間				6	2	1	1	1	1	週 103 時間 6 人	年 28 時間	1			週 103 時間 年 28 時間 7 人		
	現 員	週 63 時間 ①人	週 6 時間 ②人	週 12 時間 ①人	1	1	6	2	1	1	1	1	1	週 81 時間 8 人④人					週 81 時間 19 人④人		
	平成 26 年度 末 現 員	週 60 時間 ⑦人	週 6 時間 ⑦人	週 22 時間 ③人	週 17 時間 ②人	1	1	6	2	1	1	1	1	週 99 時間 8 人⑩人	年 28 時間 ②人	1	6	2	週 99 時間 年 28 時間 17 人④人		

- (注) 1 休職 (有給) 及び兵庫教育大学大学院派遣者を () 内書きで記載している。
 2 本校に在籍し、本庁で勤務している者及び研修のため本庁で勤務している者を《 》内書きで記載している。
 3 時間講師及び特別非常勤講師の現員については、○内に外書きで記載している。

【学校写真】

<おおとり門>



<校舎>



<耐震補強工事（部室棟）>



2. 指摘事項及び意見

(1) 学校徴収金の管理

【指摘事項－11】 神戸高校では、修学旅行については業者選定を教員のみのもので、その議事録や見積比較資料、業者の提案資料は保存されておらず、また、卒業アルバムについては業者選定委員会を設置せず、従来から契約している業者と一者随意契約を行っていた。

学校徴収金事務取扱要綱第13条では、「修学旅行、卒業アルバムの作成等予定価格が総額10万円以上の契約を行う場合、見積りに必要な仕様を示して、複数の者から見積書を徴し、契約の相手方を選定しなければならない。」とされ、また、同要綱第14条では、「校長は、修学旅行、卒業アルバムの作成に係る契約を行う場合、業者選定委員会を設置しなければならない。業者選定委員会は、契約にあたって、見積書を徴収する業者を選定し、また、業者から提出された見積書を比較し、契約を行う業者を選定し、さらに、業者の選定経過について、議事録を作成すること。」とされている。

しかし、兵庫県立神戸高等学校では、修学旅行については業者選定を教員のみのもので、その議事録や見積比較資料、業者の提案資料は保存されておらず、また、卒業アルバムについては業者選定委員会を設置せず、従来から契約している業者と一者随意契約を行っていた。

【学校徴収金事務取扱要綱】

第13条（契約及び検収）

修学旅行、卒業アルバムの作成等予定価格が総額10万円以上の契約を行う場合、見積りに必要な仕様を示して、複数の者から見積書を徴し、契約の相手方を選定しなければならない。ただし、「財務規則の運用について」（昭和51年3月1日会第459号の1）第5の11の規定に準じ、複数の見積りを徴する必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 第1項にかかる契約の相手方を決定したときは、財務規則（昭和39年3月31日規則第31号）第98条の規定に準じて契約書を作成するものとする。
- 3 予定価格が200万円以下の契約を行う場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。
- 4 検収は、契約事務を分掌する者のうちから校長が指定する者が行い、必要に応じ関係者の立会いを求めるものとする。

第14条（業者選定委員会）

校長は、次に掲げる契約を行う場合、業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

(1) 修学旅行、卒業アルバムの作成に係る契約

(2) 前号に掲げる契約以外の契約で、予定価格が100万円以上のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める契約

2 委員会は、学校徴収金に係る契約を適正に行うため、次の各号に定める事項を行う。

(1) 契約に当たっては、見積書を徴収する業者を選定すること。

(2) 業者から提出された見積書を比較し、契約を行う業者を選定すること。

(3) 業者の選定経過について、議事録を作成すること。

(4) その他業者の選定に必要な資料の収集及び委員会の運営に関すること。

3 委員会は、必要の都度、校長が招集し開催する。

4 委員会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 校長又は教頭

(2) 事務長

(3) 校長が指名する3名以内の教職員

5 校長は、必要に応じて意見を聴取するため、委員会に関係教職員を出席させることができる。

〔2〕 **兵庫県立神戸商業高等学校**

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立神戸商業高等学校
学校所在地	兵庫県神戸市垂水区星陵台4-3-1
創立年度	明治11年(1878年)
教育方針	<p>【校訓】</p> <p>自主・創造・感謝</p> <p>【教育目標】</p> <p>教育基本法の精神に基づき、学校教育法の趣旨に則り、次に掲げる教育目標を達成し、国及び社会に有為な産業人を育成するとともに、文化の創造と発展に貢献する資質を養い、こころ豊かで自立した人づくりに努める。</p> <p>① 自主性の涵養</p> <p>② 創造性の育成</p> <p>③ 専門性の追求</p> <p>④ 生命の尊厳を基盤とした人間性の陶冶</p>
耐震補強工事	平成19年度実施済

(2) 施設

① 土地

所在地	公有財産台帳面積(m ²)	取得年月日	使用状況
神戸市垂水区星陵台4丁目1064番391	36,320.00	昭和37年4月1日	校舎敷地・運動場・その他
神戸市垂水区星陵台4丁目2252番402	387.00	平成2年10月2日	校舎敷地
合 計	36,707.00		

② 建物

所在地	名称	公有財産台帳面積(m ²)		取得年月日
		建面積	延面積	
神戸市垂水区星陵台4丁目1064番391	本 館	1,008.85	3,880.29	昭和38年3月31日
	普通教室棟	962.16	3,802.37	平成9年1月23日
	体 育 館	1,440.00	1,748.06	平成6年2月5日
	家庭科棟	635.99	1,265.98	昭和39年3月31日
	そ の 他	1,758.74	3,705.52	
合 計		5,805.74	14,402.22	

(3) 設置課程と学科

課程	学科・コース	募集定員（学級数）
全日制	商業科	200（5）
	情報科	40（1）
	会計科	40（1）

(4) 在籍生徒数

（平成27年5月1日現在）

学科	学年	生徒定員		生徒現員			
		学級数	人員	男	女	計	定員充足率
商業科	第1学年	5	200	58	142	200	100.0%
	第2学年	5	200	53	142	195	97.5%
	第3学年	5	200	45	149	194	97.0%
	計	15	600	156	433	589	98.1%
情報科	第1学年	1	40	18	17	35	87.5%
	第2学年	1	40	16	23	39	97.5%
	第3学年	1	40	15	16	31	77.5%
	計	3	120	49	56	105	87.5%
会計科	第1学年	1	40	9	31	40	100.0%
	第2学年	1	40	10	30	40	100.0%
	第3学年	1	40	11	28	39	97.5%
	計	3	120	30	89	119	99.1%
合計	第1学年	7	280	85	190	275	98.2%
	第2学年	7	280	79	195	274	97.8%
	第3学年	7	280	71	193	264	94.2%
	計	21	840	235	578	813	96.7%

(5) 入学状況

① 一般入学

学科	定員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成25年度 （平成25年2～3月実施）				平成26年度 （平成26年2～3月実施）				平成27年度 （平成27年2～3月実施）			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
商業科	100	127	127	100	100	125	100	100 (100%)	100	131	100	100 (100%)	
合計	100	127	127	100	100	125	100	100 (100%)	100	131	100	100 (100%)	

（注）（ ）内は定員充足率（入学者／定員）

② 推薦入学

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成 25 年度 (平成 25 年 2～3 月実施)				平成 26 年度 (平成 26 年 2～3 月実施)				平成 27 年度 (平成 27 年 2～3 月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
商業科	100	124	124	100	100 (100%)	132	132	100	100 (100%)	127	127	100	100 (100%)
情報科	40	35	35	35	35 (87.5%)	50	50	40	40 (100%)	35	35	35	35 (87.5%)
会計科	40	49	49	40	40 (100%)	42	42	40	40 (100%)	45	45	40	40 (100%)
合計	180	208	208	175	175 (97.2%)	224	224	180	180 (100%)	207	207	175	175 (97.2%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

(6) 教職員数

区 分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 兵 庫 教 育 大 学 派 遣 代 替	同 育 休 代 替	同 産 休 代 替	同 初 任 者 研 修 代 替	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	同 育 休 代 替	事 務 員 (校 務 員)	技 術 員	技 術 員	内 訳			再 任 用 職 員	内 訳		合 計
															実 習 員	調 理 員	給 食 員		31 時 間	38 時 間 45 分	
															計	特別 非常 勤 講 師	非常 勤 嘱 託 員				
本 定 員	1	51					2		4	4		2						2	1	1	66
現 員 (H27.5.1)	1	(2) [1] 50			1	2	1		2	[1] 3	1	1						2	1	1	(2) [2] 64
平成 26 年度 末 現 員	1	(1) [2] 49	1	2			1		2	[1] 3	1	1						1	1		(1) [3] 62
区 分	時 間 講 師	内 訳 教 科 担 当	時 間 講 師 (初 任 者 研 修 代 替)	生 花	茶 作 法	学 校 医 等	内 科 医	眼 科 医	耳 鼻 科 医	歯 科 医	薬 劑 師	計	特別 非常 勤 講 師	非常 勤 嘱 託 員	代 替 以 外 の 臨 時的 任 用 職 員	外 国 語 指 導 助 手	合 計				
非 常 勤 職 員 等	週 69 時間	週 69 時間	週 11 時間			5	1	1	1	1	1	週 80 時間 5 人	年 119 時間				週 80 時間 年 119 時間 5 人				
現 員	週 69 時間 ⑧人	週 69 時間 ⑧人	週 11 時間 ③人	1	1	5	1	1	1	1	1	週 80 時間 7 人⑩人	②人		4	1	週 80 時間 12 人⑬人				
平成 26 年度 末 現 員	週 59 時間 ⑩人	週 59 時間 ⑩人	週 11 時間 ②人	1	1	5	1	1	1	1	1	週 70 時間 7 人⑫人	年 119 時間 ②人		5	1	週 70 時間 年 119 時間 13 人⑭人				

(注) 1 () 内は産休者、兵庫教育大学派遣者及び1か月以上の病気休暇取得者である。
 2 [] 外は育児休業者である。
 3 ○内に外書きは時間講師及び特別非常勤講師である。

【学校写真】

<正門>



<校舎>



<耐震補強工事>



<校庭（明石海峡大橋を臨む）>



2. 指摘事項及び意見

(1) 備品等の管理

【指摘事項－12】 備品の管理が不十分である。

県では「使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が、100,000円以上のもの」については、備品管理要領に基づき管理することとしている。備品管理要領第5条において「物品管理者は、備品整理票（様式第1号）を各備品に貼付し、整理するものとする。」とされており、また、第6条において「出納員は財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。」と規定されている。備品出納簿の査閲、備品の現物実査等を実施した結果、①備品整理票が各備品に貼付されていない、②備品出納簿の番号と備品整理票に記入されている番号が一致していない、③備品に貼付されている備品整理票には手書で管理していた旧備品出納簿の番号等が記載されており、現行の物品管理システム導入後の備品整理票の貼り替えが行われていない等、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。

【 備品整理票が未貼付 】

大分類	中分類	小分類	整理番号	品 名	価格（円）
19	194	900	0000001-00	防水砂場シート ^(注)	108,324
11	900	900	0000002-00	ウェットバキュームクリーナ W-35・大一産業	116,640
11	105	900	0000024-00	マークカードリーダー	402,840

(注) 雨などにより備品整理票が剥がれる可能性があるため、貼り付けていないとの説明を受けた。

【 備品出納簿の番号と備品整理票に記入されている番号が不一致 】

品 名	備品出納簿				備品整理票			
	大分類	中分類	小分類	整理番号	大分類	中分類	小分類	整理番号
小型カッターグリーン シュレッダー（校務員室）	17	171	900	0000001-00	11	107	900	1

【指摘事項－13】 図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。

兵庫県立神戸商業高等学校（以下「神戸商業高校」という。）では、図書の除籍に関して独自の除籍基準を定めず、「**学校図書館図書廃棄基準**」（1993年1月15日全国学校図書館協議会制定）に基づき除籍の判断を行っている。「学校図書館図書廃棄基準」では「一般規準」と「種別規準」が定められ、規準に定める項目に該当した場合には廃棄の対象とするとされているが、**神戸商業高校では過去数年間にわたり図書の除籍は行われていない。**

国公立大学や私立大学が設置する図書館とは異なり、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者（生徒及び教職員）の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するためには、**蔵書を定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を廃棄することも必要であると考えられる。**

特に、神戸商業高校は創立137年を経た我が国最古の歴史をもつ商業高校であり、日商簿記検定、全経簿記能力検定、税理士試験等の資格取得を目指す生徒を数多く抱える学校である。税法等の法律や会計基準などは毎年改正されるものであり、常に最新の情報を提供することが重要である。

従って、定期的な蔵書点検を通じて不要な図書を洗い出し、**蔵書を精査することで、学校図書館の利用価値を高めるべきである。**

〔3〕 **兵庫県立阪神昆陽高等学校**

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立阪神昆陽高等学校
学校所在地	兵庫県伊丹市池尻7丁目108番地
創立年度	平成24年(2012年)
教育方針	<p>【校訓】</p> <p>日常実践</p> <p>【教育方針】</p> <p>「第2期ひょうご教育創造プラン」は、「兵庫が育む ところ豊かで自立した人づくり」を基本理念とし、今後本県が目指すべき3つの人間像を示している。</p> <p>① 知・徳・体の調和がとれ、自立して生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人</p> <p>② ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人</p> <p>③ 我が国の伝統と文化を基盤として、創造性やチャレンジ精神をもって国際世界に貢献できる人</p> <p>阪神昆陽高等学校と阪神昆陽特別支援学校の教職員は、この「めざすべき人間像」を理解し、校長のリーダーシップのもと、学校経営の重点等を共有し、両校一体となった組織的な教育活動に取り組む</p>
耐震補強工事	平成23年度実施済

(2) 施設

① 土地

所在地	公有財産台帳面積(m ²)	取得年月日	使用状況
伊丹市池尻7丁目109番地	12,769.00	昭和51年10月12日	校舎・運動場敷地
伊丹市池尻7丁目108番地	11,858.00	昭和51年10月12日	校舎敷地
伊丹市池尻7丁目110番地	5,122.00	昭和51年10月12日	校舎・運動場敷地
その他	435.00		校舎・運動場敷地
合 計	30,184.00		

② 建物

所在地	名称	公有財産台帳面積(m ²)		取得年月日
		建面積	延面積	
伊丹市池尻7丁目108番地	本館	1,387.08	6,128.18	昭和52年4月10日
	体育館	1,262.50	2,520.00	昭和52年9月12日
	特別教室棟	1,020.54	5,102.32	昭和52年4月10日
	その他	608.74	707.61	
合計		4,278.86	14,458.11	

(3) 設置課程と学科

課程	学科・コース	募集定員(学級数)
多部制	普通科	280(7)

(4) 在籍生徒数

(平成27年5月1日現在)

学科	学年	生徒定員		生徒現員			
		学級数	人員	男	女	計	定員充足率
普通科	第1年次	7	280	117	116	233	83.2%
	第2年次	7	280	128	106	234	83.5%
	第3年次	7	280	116	78	194	69.2%
	第4年次	7	280	61	31	92	32.8%
	計	28	1,120	422	331	753	67.2%
合計	第1年次	7	280	117	116	233	83.2%
	第2年次	7	280	128	106	234	83.5%
	第3年次	7	280	116	78	194	69.2%
	第4年次	7	280	61	31	92	32.8%
	計	28	1,120	422	331	753	67.2%

(5) 入学状況

①一般入学

(I期試験)

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成25年度 (平成25年2～3月実施)				平成26年度 (平成26年2～3月実施)				平成27年度 (平成27年2～3月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
普通科 1部	48	109	106	48	48 (100%)	115	115	48	48 (100%)	106	106	48	48 (100%)
普通科 2部	48	98	95	48	47 (97.9%)	80	79	48	48 (100%)	102	100	48	48 (100%)
普通科 3部	84	76	75	75	75 (89.2%)	69	68	68	66 (78.5%)	68	67	67	64 (76.1%)
合計	180	283	276	171	170 (94.4%)	264	262	164	162 (90%)	276	273	163	160 (88.8%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

(II期試験A)

学 科	通学区域変更前										通学区域変更後				
	平成25年度 (平成25年2～3月実施)					平成26年度 (平成26年2～3月実施)					平成27年度 (平成27年2～3月実施)				
	定 員	志願者	受検者	合格者	入学者	定 員	志願者	受検者	合格者	入学者	定 員	志願者	受検者	合格者	入学者
普通科 1部	16	20	19	16	16 (100%)	16	28	25	16	16 (100%)	16	30	26	16	16 (100%)
普通科 2部	16	33	32	16	16 (100%)	16	31	26	16	16 (100%)	16	38	36	16	16 (100%)
普通科 3部	21	24	22	21	21 (100%)	28	18	16	16	16 (57.1%)	30	30	28	28	27 (90%)
合計	53	77	73	53	53 (100%)	60	77	67	48	48 (80%)	62	98	90	60	59 (95.1%)

(注) 内は定員充足率 (入学者/定員)

(II期試験B)

学 科	通学区域変更前										通学区域変更後				
	平成25年度 (平成25年2～3月実施)					平成26年度 (平成26年2～3月実施)					平成27年度 (平成27年2～3月実施)				
	定 員	志願者	受検者	合格者	入学者	定 員	志願者	受検者	合格者	入学者	定 員	志願者	受検者	合格者	入学者
普通科 1部	12	4	4	4	4 (33.3%)	12	3	3	3	3 (25%)	12	6	5	5	5 (41.6%)
普通科 2部	12	4	4	4	4 (33.3%)	12	2	2	2	2 (16.6%)	12	3	3	3	3 (25%)
普通科 3部	18	3	3	3	3 (16.6%)	18	2	2	2	2 (11.1%)	18	6	6	6	6 (33.3%)
合計	42	11	11	11	11 (26.1%)	42	7	7	7	7 (16.6%)	42	15	14	14	14 (33.3%)

(注) 内は定員充足率 (入学者/定員)

(Ⅲ期試験B)

学 科	通学区域変更前									
	平成25年度 (平成25年8月実施)					平成26年度 (平成26年8月実施)				
	定員	志願者	受検者	合格者	入学者	定員	志願者	受検者	合格者	入学者
普通科1部	12	11	9	9	8 (66.6%)	13	7	7	7	7 (53.8%)
普通科2部	13	5	5	5	5 (38.4%)	14	7	7	7	7 (50%)
普通科3部	21	8	8	8	8 (38%)	36	12	9	9	8 (22.2%)
合計	46	24	22	22	21 (45.6%)	63	26	23	23	22 (34.9%)

(注) 内は定員充足率 (入学者/定員)

(6) 教職員数

区 分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 初 任 者 研 修 代 替	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	事 務 員 (校 務 員)	技 術 職 員	技 術 員	内 訳			再 任 用 職 員	内 訳			合 計
											実 習 員	調 理 員	給 食 員		教 諭	38 時 間 45 分		
本 務 職 員	定 員	1	59	1	2	3	6	2						3	3			77
	現 員	1	7	1	1		5							3	3			58
	平成26年度末現員	1	40	1	2		4											48
区 分	時 間 講 師	内 訳	間 (初任者研修代替) 講 師 時	生 花	茶 作 法	学 校 医 等	内 科 医	眼 科 医	耳 鼻 科 医	歯 科 医	薬 劑 師	計	特 別 非 常 勤 講 師	非 常 勤 嘱 託 員	代 替 以 外 の 臨 時的 任 用 職 員	外 国 語 指 導 助 手	合 計	
非 常 勤 職 員 等	定 員	週66時間		週11時間		5	1	1	1	1	1	週77時間 年180時間 5人					週77時間 年180時間 5人	
	現 員	週66時間	週66時間	週11時間		5	1	1	1	1	1	週77時間 5人⑩人	①人	1	18	<1> 1	週77時間 25人⑩人<1>	
	平成26年度末現員	週55時間	週55時間	週22時間		5	1	1	1	1	1	週77時間 5人⑩人	年147時間 1	1	13	<1> 1	週77時間 年147時間 20人⑩人<1>	

- (注) 1 校長は、阪神昆陽特別支援学校と兼務している。教頭3人は、阪神昆陽特別支援学校と兼務している。教諭のうち3人は、阪神昆陽特別支援学校と兼務している。
- 2 時間講師および特別非常勤講師の現員については、○内に外書きで記載している。
- 3 外国語指導助手については、武庫荘総合高等学校から訪問している者を < > 外書きで記載している。

【学校写真】

<校舎>



<耐震補強工事①>



<耐震補強工事②>



2. 指摘事項及び意見

(1) 備品等の管理

【指摘事項－14】 川西高校の閉校に伴い、管理換手続が行われた備品について、早急に現物との照合作業を実施し、管理換受領登録手続を完了させるべきである。

【指摘事項－15】 川西高校から受け入れた図書を早急に整理し、図書原簿への登録を行うべきである。

兵庫県立川西高等学校（以下「川西高校」という。）が平成27年3月に閉校となったことに伴い、川西高校で使用されていた備品等の管理換が行われ、兵庫県立阪神昆陽高等学校（以下「阪神昆陽高校」という。）が管理校となっている。管理換対象物品については、平成27年3月31日付で物品管理換決定書が発出され、川西高校側での管理換登録処理は終了している。しかし、**阪神昆陽高校では、物品管理換決定書に記載された物品に関して、現物との照合作業が終了しておらず、管理換受領登録手続が行われていない。**そのため、既に阪神昆陽高校に現物が存在し、実際に使用されている物品であっても、いまだに備品出納簿上、川西高校に属する備品として取り扱われている。閉校した川西高校の視察を実施したが、阪神昆陽高校に管理換が行われている備品であるにも関わらず、いまだに川西高校に保管されている備品も存在した。従って、**管理換手続が行われた備品について、早急に現物との照合作業を実施し、管理換受領登録手続を完了させるべきである。**

また、備品と同様、川西高校の図書館で保管されていた図書についても、阪神昆陽高校で受け入れている。しかし、受け入れた図書の整理が終了していないことから、**図書原簿への登録が行われていなかった。**従って、**川西高校から受け入れた図書を早急に整理し、図書原簿への登録を行うべきである。**

〔 4 〕 **兵庫県立阪神昆陽特別支援学校**

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立阪神昆陽特別支援学校
学校所在地	兵庫県伊丹市池尻7丁目108番地
創立年度	平成24年(2012年)
教育方針	<p>【校訓】</p> <p>日常実践</p> <p>【教育方針】</p> <p>「第2期ひょうご教育創造プラン」は、「兵庫が育む ところ豊かで自立した人づくり」を基本理念とし、今後本県が目指すべき3つの人間像を示している。</p> <p>① 知・徳・体の調和がとれ、自立して生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人</p> <p>② ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人</p> <p>③ 我が国の伝統と文化を基盤として、創造性やチャレンジ精神をもって国際世界に貢献できる人</p> <p>阪神昆陽高等学校と阪神昆陽特別支援学校の教職員は、この「めざすべき人間像」を理解し、校長のリーダーシップのもと、学校経営の重点等を共有し、両校一体となった組織的な教育活動に取り組む</p>
耐震補強工事	新耐震基準後の建物のため耐震補強工事不要

(2) 施設

① 建物

所在地	名称	公有財産台帳面積(m ²)		取得年月日
		建面積	延面積	
伊丹市池尻7丁目108番地	校舎	1,127.91	2,989.85	平成24年3月8日
合 計		1,127.91	2,989.85	

(3) 設置課程と学科

課程	学科・コース	募集定員(学級数)
高等部	職業科	48(6)

(4) 在籍生徒数

(平成27年5月1日現在)

学 科	学 年	生 徒 定 員		生 徒 現 員			
		学級数	人 員	男	女	計	定員充足率
職 業 科	第 1 学 年	6	48	37	11	48	100.0%
	第 2 学 年	6	48	35	13	48	100.0%
	第 3 学 年	6	48	30	17	47	97.9%
	計	18	144	102	41	143	99.3%
合 計	第 1 学 年	6	48	37	11	48	100.0%
	第 2 学 年	6	48	35	13	48	100.0%
	第 3 学 年	6	48	30	17	47	97.9%
	計	18	144	102	41	143	99.3%

(5) 入学状況

① 一般入学

学 科	定 員	通 学 区 域 変 更 前								通 学 区 域 変 更 後			
		平成25年度 (平成25年2～3月実施)				平成26年度 (平成26年2～3月実施)				平成27年度 (平成27年2～3月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
職 業 科	48	55	55	48	48	65	48	48	48	48	56	48	48
合 計	48	55	55	48	48	65	48	48	48	48	56	48	48

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

(6) 教職員数

区 分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 初 任 研 代 替	同 育 休 代 替	同 病 休 代 替	同 産 休 代 替	同 海 外 派 遣 代 替	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	事 務 員 (校 務 員)	技 術 職 員	技 術 職 員	内 訳									合 計	
															実 習 員	調 理 員	給 食 員								
本 務 職 員	定 員	1	46	1			1	2		2	3	1													57
	現 員	1	[3] (2) 33	1	3	1	1	2			3														[3] (2) 45
	平成26年度 末 現 員	1	[3] (1) 29	1	3		1	1			3														[3] (1) 39
区 分	時 間 講 師	内 訳	教 科 担 当			生 産 花	茶 作 法	学 校 医 等	内 訳						計	対 応 非 常 勤 職 員 の 多 様 化 等	充 実 非 常 勤 職 員 セ ン ター 的 機 能	非 常 勤 嘱 託 員 (初 任 研 担 当)	代 替 以 外 の 臨 時 的 任 用 職 員	合 計					
									内 科 医	精 神 科 医	眼 科 医	耳 鼻 科 医	歯 科 医	薬 劑 師											
非 常 勤 職 員 等	定 員	週 時 間	/	/	/	/	/	6	1	1	1	1	1	1	週 時 間	年 時 間	年 時 間	/	/	年 時 間					
	現 員	週 時 間 人						6	1	1	1	1	1	1	週 時 間 6 人	人	人	2	12	週 時 間 6 人					
	平成26年度 末 現 員	週 時 間 人						6	1	1	1	1	1	1	週 時 間 6 人	人	人	2	18	週 時 間 6 人					

(注) 1 育児休業者を〔 〕外書きで記載している。
 2 産休者、海外派遣者並びに1か月以上の病気休暇取得者を()内書きで記載している。

【学校写真】

<校舎①>



<校舎②>



<校舎③>



2. 指摘事項及び意見

(1) 生産物収入の管理

【指摘事項－16】 阪神昆陽特別支援学校では、PTAとの間で「生産品の委託販売契約書」を締結し、パンの販売をPTAに委託しているが、実際には阪神昆陽特別支援学校の教職員が販売や代金収納事務を行っており、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。

【意見－15】 農業高校における生産物収入管理の見直しを受けて、阪神昆陽特別支援学校においても同様の見直しが行われるべきである。

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校（以下「阪神昆陽特別支援学校」という。）では、生徒が実習等で生産したパンを生徒や教職員等に販売しているが、パンの売払を外部に委託し、売払収入は「委託による物品の売却代金」として県に収入している。これは、物品の売払に関しては、委託販売のほか購入者に対して口頭により代金の納入を伝え、直接収納することが出来るが（財務規則第34条第2項及び第38条第1項）、その都度会計管理者又は出納員が即納書を作成する必要があるため、学校における生産物の売払に適用することは困難であることが理由とされている。

そして、パンの販売に関しては、「県立学校農水産実習生産品等経理要領 事務取扱の手引」に従い、PTAと平成26年4月1日付で「生産品の委託販売契約書」を締結し、PTAに対して販売委託を行っている。そのため、本来であれば契約書第1条から第3条までの規定^(注1)に従い、PTAがパンの販売や代金収納事務を行うべきであるが、実際はPTAの兼職承認を受けた阪神昆陽特別支援学校の教職員が上記業務を行っている。また、パンの日々の売払代金については、阪神昆陽特別支援学校の教職員がPTAの専用口座に一旦預け入れ、当該口座から県へ納入されている。しかし、パンの販売収支については、PTAの決算書には全く計上されておらず、また、PTA総会等での報告も行われていない。従って、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。

当該生産物収入の管理は、兵庫県立農業高等学校（以下「農業高校」という。）の農産物販売収入の管理を手本としてきたとの説明であるが、農業高校においても現在、当包括外部監査における指摘を踏まえ、管理方法の見直しを図っているところである。

農業高校における生産物収入管理の見直しを受けて、阪神昆陽特別支援学校においても同様の見直しが行われるべきである。

(注1)「生産物の委託販売契約書」

第1条 甲（兵庫県立阪神昆陽特別支援学校長）は、乙（兵庫県立阪神昆陽特別支援学校PTA会長）に対し、生産物の売払を委託することができる。

第2条 乙は甲の指値によりこれを販売するものとする。

第3条 乙は、生産物の売払代金を、上期分については当月20日、下期分については翌月5日までに甲の発行する納入通知書により納付するものとする。但し、前項に定める納期限が、休日（土曜日、日曜日及び祝日等）の場合は、当該翌金融機関営業日を納期限とする。

〔 5 〕 兵庫県立西宮高等学校

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立西宮高等学校
学校所在地	兵庫県西宮市上甲東園2丁目4番32号
創立年度	大正8年(1919年)
教育方針	<p>【校訓】</p> <p>質実剛健</p> <p>【教育方針】</p> <p>① 高い知性、豊かな情操、強い意志と寛容の精神をそなえ、平和を愛する国民の養成</p> <p>② 社会的使命を自覚して一般的教養と専門的技能をもつ有為なる社会人の養成</p> <p>③ 社会に対し広く深い理解と正しい批判力の養われた個性の確立</p> <p>④ 真理と正義に立脚して敬愛協力する態度の養成</p> <p>⑤ 勤労と責任を重んじた質素健全なる校風の確立</p> <p>⑥ 広い世界的視野、豊かな国際的感覚の養成と国際協力の実践力の養成</p>
耐震補強工事	平成26年度実施済

(2) 施設

① 土地

所在地	公有財産台帳面積(m ²)	取得年月日	使用状況
西宮市上甲東園2丁目65番	47,777.00	昭和25年4月1日	校舎敷地・運動場
合 計	47,777.00		

② 建物

所在地	名称	公有財産台帳面積(m ²)		取得年月日
		建面積	延面積	
西宮市上甲東園2丁目4番32号	管理棟(A棟)	1,404.41	4,417.22	昭和54年7月22日
	屋内体育館	1,097.28	2,537.28	平成3年10月7日
	講 堂	867.23	904.81	昭和30年7月22日
	音楽科棟	743.07	1,500.81	昭和59年1月23日
	そ の 他	3,039.23	9,267.31	
合 計		7,151.22	18,627.43	

(3) 設置課程と学科

課 程	学科・コース	募集定員(学級数)
全日制 (単位制)	普通科	320(8)
	音楽科	40(1)

(4) 在籍生徒数

(平成27年5月1日現在)

学 科	学 年	生 徒 定 員		生 徒 現 員			
		学級数	人 員	男	女	計	定員充足率
普通科	第1学年	8	320	144	176	320	100.0%
	第2学年	8	320	144	176	320	100.0%
	第3学年	8	320	132	185	317	99.0%
	計	24	960	420	537	957	99.6%
音楽科	第1学年	1	40	7	33	40	100.0%
	第2学年	1	40	4	32	36	90.0%
	第3学年	1	40	10	30	40	100.0%
	計	3	120	21	95	116	96.6%
合 計	第1学年	9	360	151	209	360	100.0%
	第2学年	9	360	148	208	356	98.8%
	第3学年	9	360	142	215	357	99.1%
	計	27	1,080	441	632	1,073	99.3%

(5) 入学状況

① 一般入学

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成25年度 (平成25年2～3月実施)				平成26年度 (平成26年2～3月実施)				平成27年度 (平成27年2～3月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
普通科	160	187	186	160	160 (100%)	210	206	160	160 (100%)	254	254	160	160 (100%)
合計	160	187	186	160	160 (100%)	210	206	160	160 (100%)	254	254	160	160 (100%)

(注) () 内は定員充足率(入学者/定員)

② 推薦入学

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成 25 年度 (平成 25 年 2～3 月実施)				平成 26 年度 (平成 26 年 2～3 月実施)				平成 27 年度 (平成 27 年 2～3 月実施)			
		志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者	志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者	志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者
普通科	160	298	298	160	160 (100%)	325	325	160	160 (100%)	334	334	160	160 (100%)
音楽科	40	59	59	40	40 (100%)	37	36	36	36 (90.0%)	48	48	40	40 (100%)
合計	200	357	357	200	200 (100%)	362	361	196	196 (98%)	382	382	200	200 (100%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

(6) 教職員数

区 分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 育 休 代 替	同 派 遣 代 替	同 研 修 代 替	同 初 任 研 代 替	養 護 教 諭	同 病 休 代 替	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	事 務 員 (校 務 員)	技 術 職 員	技 術 職 員	内 訳				再 任 用 職 員	内 訳					合 計			
															実 習 員	調 理 員	給 食 員	教 諭		教 諭	養 護 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	38 時 間 45 分		23 時 間 15 分	時 間	時 間
本 定 員	1	71					2			2	5	3						2	2						86			
現 員	1	[1] 70	1			1	2			1	4	1						2	2						[1] 83			
平成26年度 末 現 員	1	[1] (1) 67	1	1	1	1	(1)	1		1	4	1						3	2	1					[1] (2) (1) 83			
区 分	時 間 講 師	内 訳				時 (初 任 研 代 替 講 師)	生 花	茶 作	学 校 医 等	内 訳					計	特 別 非 常 勤 講 師	代 替 以 外 の 臨 時的 任 用 職 員	外 国 語 指 導 助 手	合 計									
		教 科 担 当	特 別 柔 道	特 別 剣 道	活 動 珠 算					内 科	眼 科	耳 鼻 科 医	歯 科 医 師	薬 劑 師														
非 常 勤 員	週 263 時 間					週 11 時 間			6	2	1	1	1	1	週 274 時 間 6 人	年 35 時 間			週 309 時 間 6 人									
現 員	週 263 時 間 69 人	263 69				週 11 時 間 3 人	1	1	6	2	1	1	1	週 274 時 間 8 人(7) 人		2 人	4	1	週 274 時 間 13 人(7) 人									
平成26年度 末 現 員	週 268 時 間 72 人	268 72				週 11 時 間 3 人	1	1	6	2	1	1	1	週 279 時 間 8 人(7) 人	年 26 時 間 5 人		7	1	週 279 時 間 年 26 時 間 16 人(8) 人									

- (注) 1 育休休業者を〔 〕外書きし、海外派遣者及び1ヶ月以上の病気休暇取得者を()内書きで記載している。
 2 本校に在籍し、研修のため本庁で勤務している者を《 》内書きで記載している。
 3 時間講師及び特別非常勤講師の現員については、○内に外書きで記載している。

【学校写真】

<校舎①>



<校舎②>



<耐震補強工事>



2. 指摘事項及び意見

(1) 備品等の管理

【指摘事項－17】 備品の管理が不十分である。

県では「使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が、100,000円以上のもの」については、備品管理要領に基づき管理することとしている。備品管理要領第5条において「物品管理者は、備品整理票（様式第1号）を各備品に貼付し、整理するものとする。」とされており、また、第6条において「出納員は財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。」と規定されている。備品出納簿の査閲、備品の現物実査等を実施した結果、以下のとおり、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が見受けられた。

【 備品整理票が未貼付 】

大分類	中分類	小分類	整理番号	品名	価格(円)
11	109	107	000071-00	集会用テント	164,160
11	109	107	000072-00	集会用テント	164,160

【指摘事項－18】 図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。

兵庫県立西宮高等学校（以下「西宮高校」という。）では、「**学校図書館図書廃棄基準**」（1993年1月15日 全国学校図書館協議会制定）に準じて、以下の場合に図書の除籍を行うこととしている。

〔西宮高校における図書の除籍基準〕

- ① 図書館資料が紛失した場合
 - ・天災、火災などの不慮の災害により滅失したもの
 - ・貸出者の不注意により紛失し、同一の資料の弁償が不可能のもの
 - ・貸出者の転校、卒業などにより督促ができず、回収が不可能なもの
 - ・**蔵書点検の結果、所在が不明なもの**
- ② 物理的に劣化が激しい場合（汚損、破損など）
- ③ 内容が資料的価値を失っている場合
 - ・一般図書については刊行後、20年前後経過している
 - ・記述に変更せざるを得ない事実がある
 - ・現代の社会情勢を反映していない
 - ・高校生の興味、関心からあまりにもかけ離れている
- ④ 利用頻度の低いもの
 - ・複本は状態の良い一冊を残す
- ⑤ 各教科の準備室に移動したもの

平成27年2月20日付の決裁書・報告書において、汚損・破損により利用しにくい図書、出版後20年以上経過し資料的価値を失っている図書、蔵書点検により所在不明の図書を除籍することに関して決裁を得ているが、実際には**蔵書点検の結果に基づき除籍処理が行われた図書はない**とのことであった。

国公立大学や私立大学が設置する図書館とは異なり、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者（生徒及び教職員）の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するためには、**蔵書を定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を廃棄することも必要である**と考えられる。

西宮高校では、年に一度蔵書点検が行われていることから、蔵書点検を通じて不要な図書や所在不明の図書を洗い出し、**蔵書を精査することで学校図書館の利用価値を高めるべきである**。

【指摘事項－19】 P T Aから図書を寄贈された場合は、寄贈にかかる決裁手続を実施すべきである。

西宮高校の学校図書館には、県費で購入された図書の他、西宮高校P T Aから寄贈を受けた図書が保管されている。予算上の制約もあり、県費で購入可能な図書には限りがあることから、生徒からのリクエストや教科学習(リサーチ、課題研究等)に役立つ資料等について、過去から継続してP T Aから寄贈を受けている。その際、**学校図書として相応しい図書か否かをP T Aが選定することは実質的に困難であることから、便宜上、学校側が購入する図書の選定、購入を行ったうえで、P T A会計担当者が代金を支払っていた。**

仮にP T Aからの依頼により学校側が購入手続を行う場合でも、P T Aからの寄贈である以上、購入する図書を最終的に決定すべきはP T Aであり、購入リストをP T A側に提示し、P T Aの確認後、図書を購入するなどの手続を実施すべきである。

また、P T Aから寄贈を受ける際に受納手続が行われていないことから、**寄贈に関する決裁手続を実施すべきである。**

〔6〕 **兵庫県立農業高等学校**

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立農業高等学校
学校所在地	兵庫県加古川市平岡町新在家902番の4
創立年度	明治30年(1897年)
教育方針	<p>【校訓】</p> <p>ゆたかな情操 たゆまぬ研鑽</p> <p>【教育方針】</p> <p>校訓「ゆたかな情操 たゆまぬ研鑽」の精神を基調に、21世紀の日本の担い手としての自覚と、豊かな創造性及び人間愛の精神を持ち、自らが主体的に判断し、行動できるこころ豊かな人材育成をめざす。</p>
耐震補強工事	平成22年度実施済

(2) 施設

① 土地

所在地	公有財産台帳面積(m ²)	取得年月日	使用状況
加古川市平岡町新在家字風呂之下902番4	79,018.00	大正10年7月12日	校舎敷地・運動場・実習地
加古川市平岡町新在家字風呂之下902番3	25,608.70	昭和28年12月25日	実習地・職員公舎敷地
加古川市平岡町字鶴池ノ内2596番2	21,858.00	大正10年8月6日	実習地
その他	17,936.00		
合 計	144,420.70		

② 建物

所在地	名 称	公有財産台帳面積(m ²)		取得年月日
		建 面 積	延 面 積	
加古川市平岡町新在家字風呂之下902番4	第一本館	1,818.17	4,645.56	昭和34年3月31日
加古川市平岡町新在家字風呂之下902番4	屋内体育館	1,724.68	2,986.84	平成11年2月10日
加古川市平岡町新在家字風呂之下902番4	第二本館	1,062.24	3,211.09	昭和38年3月30日
加古川市平岡町新在家字風呂之下902番4	食品科学科実習棟	633.65	1,965.63	昭和63年3月31日
その他		9,921.38	14,400.84	
合 計		15,160.12	27,209.96	

(3) 設置課程と学科

課程	学科・コース	募集定員(学級数)	課程	学科・コース	募集定員(学級数)
全日制	農業科	40(1)	全日制	農業環境工学科	40(1)
	園芸科	40(1)		造園科	40(1)
	動物科学科	40(1)		生物工学科	40(1)
	食品科学科	40(1)	定時制	普通科	80(2)

(4) 在籍生徒数

① 全日制

(平成27年5月1日現在)

学科	学年	生徒定員		生徒現員			定員充足率
		学級数	人員	男	女	計	
農業科	第1学年	1	40	25	15	40	100%
	第2学年	1	40	19	22	41	102.5%
	第3学年	1	40	16	23	39	97.5%
	計	3	120	60	60	120	100%
園芸科	第1学年	1	40	10	30	40	100%
	第2学年	1	40	13	27	40	100%
	第3学年	1	40	8	31	39	97.5%
	計	3	120	31	88	119	99.1%
動物科学科	第1学年	1	40	9	31	40	100%
	第2学年	1	40	8	32	40	100%
	第3学年	1	40	14	26	40	100%
	計	3	120	31	89	120	100%
食品科学科	第1学年	1	40	12	28	40	100%
	第2学年	1	40	8	32	40	100%
	第3学年	1	40	6	34	40	100%
	計	3	120	26	94	120	100%
農業環境工学科	第1学年	1	40	27	13	40	100%
	第2学年	1	40	34	5	39	97.5%
	第3学年	1	40	32	6	38	95%
	計	3	120	93	24	117	97.5%
造園科	第1学年	1	40	20	20	40	100%
	第2学年	1	40	21	20	41	102.5%
	第3学年	1	40	20	17	37	92.5%
	計	3	120	61	57	118	98.3%
生物工学科	第1学年	1	40	27	13	40	100%
	第2学年	1	40	23	17	40	100%
	第3学年	1	40	27	10	37	92.5%
	計	3	120	77	40	117	97.5%
計	第1学年	7	280	130	150	280	100%
	第2学年	7	280	126	155	281	100.3%
	第3学年	7	280	123	147	270	96.4%
	計	21	840	379	452	831	98.9%

(注) 農業・園芸科は2学年から農業科、園芸科に分かれて履修

② 定時制

学 科	学 年	生 徒 定 員		生 徒 現 員			
		学級数	人 員	男	女	計	定員充足率
普通科	第 1 学 年	2	80	50	33	83	103.7%
	第 2 学 年	2	80	48	21	69	86.2%
	第 3 学 年	2	80	31	18	49	61.2%
	第 4 学 年	2	80	13	3	16	20%
	計	8	320	142	75	217	67.8%
計	第 1 学 年	2	80	50	33	83	103.7%
	第 2 学 年	2	80	48	21	69	86.2%
	第 3 学 年	2	80	31	18	49	61.2%
	第 4 学 年	2	80	13	3	16	20%
	計	8	320	142	75	217	67.8%

(5) 入学状況

① 全日制

(ア) 一般入学

学 科	通 学 区 域 変 更 前										通 学 区 域 変 更 後				
	平成 25 年度 (平成 25 年 2～3 月実施)					平成 26 年度 (平成 26 年 2～3 月実施)					平成 27 年度 (平成 27 年 2～3 月実施)				
	定 員	志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者	定 員	志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者	定 員	志 願 者	受 検 者	合 格 者	入 学 者
農業・園芸科	40	64	64	40	40 (100%)	40	62	62	40	40 (100%)					
農業科											20	31	31	20	20 (100%)
園芸科											20	29	29	20	20 (100%)
動物科学科	20	29	29	20	20 (100%)	20	35	35	20	20 (100%)	20	33	33	20	20 (100%)
食品科学科	20	30	30	20	20 (100%)	20	28	28	20	20 (100%)	20	26	26	20	20 (100%)
農業環境工学科	20	35	35	20	20 (100%)	20	33	33	20	20 (100%)	20	28	28	20	20 (100%)
造園科	20	34	34	20	20 (100%)	22	46	46	22	22 (100%)	20	31	31	20	20 (100%)
生物工学科	20	26	25	20	20 (100%)	20	28	28	20	20 (100%)	20	23	23	20	20 (100%)
合計	140	218	217	140	140 (100%)	142	232	232	142	142 (100%)	140	201	201	140	140 (100%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

平成 25 年度・平成 26 年度は農業科、園芸科は一括募集。2 学年から農業科、園芸科に分かれて履修
平成 27 年度より農業科、園芸科はそれぞれに募集

(イ) 推薦入学

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成25年度 (平成25年2～3月実施)				平成26年度 (平成26年2～3月実施)				平成27年度 (平成27年2～3月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
農業科	20	23	23	20	20 (100%)	31	31	20	20 (100%)	49	49	20	20 (100%)
園芸科	20	41	41	20	20 (100%)	32	31	20	20 (100%)	29	29	20	20 (100%)
動物 科学科	20	45	45	20	20 (100%)	52	52	20	20 (100%)	54	54	20	20 (100%)
食品 科学科	20	48	48	20	20 (100%)	40	40	20	20 (100%)	46	46	20	20 (100%)
農業環境 工学科	20	24	24	20	20 (100%)	26	26	20	20 (100%)	27	27	20	20 (100%)
造園科	20	26	26	20	20 (100%)	18	18	18	18 (90%)	32	32	20	20 (100%)
生物 工学科	20	23	23	20	20 (100%)	41	40	20	20 (100%)	27	27	20	20 (100%)
合計	140	230	230	140	140 (100%)	240	238	138	138 (98.5%)	264	264	140	140 (100%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

② 定時制

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成25年度 (平成25年2～3月実施)				平成26年度 (平成26年2～3月実施)				平成27年度 (平成27年2～3月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
普通科	80	97	94	80	79 (98.7%)	85	83	80	79 (98.7%)	102	102	80	80 (100%)
合計	80	97	94	80	79 (98.7%)	85	83	80	79 (98.7%)	102	102	80	80 (100%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

(6) 教職員数

① 全日制

区 分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 育 休 代 替	同 初 任 研 代 替	同 派 遣 代 替	養 護 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	事 務 員 (校 務 員)	技 術 員	内 訳			再 任 用 職 員	内 訳					合 計	
											実 習 員	調 理 員	給 食 員		教 諭	実 習 助 手		技 術 員			
																38 時 間 45 分	38 時 間 45 分	31 時 間	38 時 間 45 分		31 時 間
本 務 職 員	定 員	1	53		1		2	19	5	2	6			6	4	1			1		95
	現 員	1	[1] (1) 48	1	1	1	7	4	2	6	6			6	4	1			1		[1] (1) 78
	平 成 26 年 度 末 現 員	1	[2] 45	3	1		7	4	2	6	6			6	3		2	1			[2] 76
区 分	時 間 講 師	内 訳		時 (初 任 研 代 替) 間 講 師	生 花	茶 作 法	学 校 医 等	内 訳					計	特 別 非 常 勤 講 師	非 常 勤 嘱 託 員	代 替 以 外 の 臨 時的 的 任 用 職 員	外 国 語 指 導 助 手	合 計			
		教 科 担 当	時 間 講 師					内 科 医	眼 科 医	耳 鼻 科 医	歯 科 医	薬 劑 師									
非 常 勤 職 員 等	定 員	週 18 時 間	/	週 11 時 間	/	/	5	1	1	1	1	1	1	週 29 時 間	年 157 時 間	/	/	/	週 29 時 間	年 157 時 間	5 人
	現 員	週 18 時 間	週 18 時 間	週 11 時 間	1	1	5	1	1	1	1	1	1	週 29 時 間			18	1	週 29 時 間		5 人
			④ 人	④ 人	② 人										7 人 ⑥ 人	④ 人					27 人 ⑩ 人
	平 成 26 年 度 末 現 員	週 21 時 間	週 21 時 間	週 11 時 間	1	1	5	1	1	1	1	1	1	週 32 時 間	年 151 時 間		20	1	週 32 時 間	年 151 時 間	7 人 ⑤ 人
			③ 人	③ 人	② 人									7 人 ⑤ 人	⑥ 人						29 人 ⑳ 人

- (注) 1 内地留学者を () 内書きで記載している。
 2 育児休業者を [] 外書きで記載している。
 3 時間講師及び特別非常勤講師の現員については、○内に外書きで記載している。

② 定時制

区 分		校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 初 任 研 代 替	養 護 教 諭	事 務 職 員	事 務 員 (校 務 員)												合 計
本 務 職 員	定 員		17	1	1	1	1												21
	現 員		12	1	1	1	1												16
	平成26年度 末 現 員		12	1	1	1	1												16
区 分		時 間 講 師	内 訳		時 間 講 師 (初 任 研 代 替)	生 花	茶 法	学 校 医 等	内 訳					計	特 別 非 常 勤 講 師	非 常 勤 嘱 託 員	代 替 以 外 の 確 時 的 任 用 職 員	合 計	
非 常 勤 職 員 等	定 員	週50時間	/	/	週11時間	/	/	5	1	1	1	1	1	週61時間	年16時間		/	週61時間 年16時間	
	現 員	週50時間	週50時間	週11時間	1	1	5	1	1	1	1	1	週61時間			5	週61時間		
		⑤人	⑤人	②人									7人⑦人				12人⑦人		
平成26年度 末 現 員	週41時間	週41時間		1	1	5	1	1	1	1	1	週41時間	年時間		5	週41時間 年時間			
	⑨人	⑨人										7人⑨人	人			12人⑨人			

(注) 時間講師及び特別非常勤講師の現員については、○内に外書きで記載している。

【学校写真】

<校舎>



<耐震補強工事>



<乳牛舎>



<園芸科施設>



2. 指摘事項及び意見

(1) 生産物収入の管理

【指摘事項－20】 農業高校では、PTAとの間で「生產品の委託販売契約書」を締結し、農産物等の販売をPTAに委託しているが、実際には農業高校の教職員が販売や代金収納事務を行っており、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。

【意見－16】 「県立学校農水産実習生產品等経理要領」を見直し、例えば、校内に「生產品販売管理委員会」を設置し、当該委員会に販売を委託するなど、実態に即した委託販売を行うことを可能にすべきである。

農業高校では、生徒が実習等で生産した農産物等を外部業者や教職員等に販売しているが、一部の農産物（牛、馬、豚等）を除き、物品の売払を外部に委託し、売払収入は「委託による物品の売却代金」として県に収入している。これは、物品の売払に関しては、委託販売のほか購入者に対して口頭により代金の納入を伝え、直接収納することが出来るが（財務規則第34条第2項及び第38条第1項）、その都度会計管理者又は出納員が即納書を作成する必要があるが、学校における生産物の売払に適用することは困難であることが理由とされている。

そして、学校行事等での農産物の販売に関しては、「県立学校農水産実習生產品等経理要領 事務取扱の手引」に従い、PTAと平成26年4月1日付で「生產品の委託販売契約書」を締結し、PTAに対して販売委託を行っている。そのため、本来であれば契約書第1条から第4条までの規定^(注1)に従い、PTAが農産物等の販売や代金収納事務を行うべきであるが、実際はPTAの兼職承認を受けた農業高校の教職員が上記業務を行っている。また、農産物等の日々の売払代金については、農業高校の事務職員がPTAの専用口座に一旦預け入れ、15日ごとに調定の上、県へ納入されている。しかし、農産物等の販売収支については、PTAの決算書には全く計上されておらず、また、PTA総会等での報告も行われていない。従って、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。

農産物の販売等は農業高校の教育活動の一環として行われているものであることなどを鑑みれば、「県立学校農水産実習生產品等経理要領」を見直し、例えば、

校内に「生産品販売管理委員会」（構成員：教頭、事務長、科長、担当教諭等）を設置し、当該委員会に販売を委託するなど、実態に即した委託販売を行うことを可能にすべきである。

（注1）「生産品の委託販売契約書」

第1条 甲（兵庫県立農業高校長）は、乙（兵庫県立農業高等学校PTA会長）にいつでも生産品の売払いを委託（掛け売りによる場合を除く）することができる。

第2条 乙は甲の指値によりこれを販売する。

第3条 乙は、生産品の売払い後、すみやかに別紙委託販売報告書により甲に報告しなければならない。

第4条 乙は、生産品の売払い代金を上期分については当月20日までに、下期分については、翌月5日までに、甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

【指摘事項－21】 農業高校における農産物等の生産、売払管理業務について、「県立学校農水産実習生産品等管理要領」を見直し、早急に改善を図るべきである。

農業高校では、農産物等の生産、売払等の事務については、主として以下の手順で業務が行われている。

- ① 生徒が実習等で生産した農産物等は、担当教員が生産数量やPTA等への委託販売数量等を記載した日報（個票）を作成、事務室職員に提出する。
- ② 事務室担当者は、日報（個票）に基づき「県立農業学校水産実習生産品等管理要領」で作成が義務づけられている「生産品日報兼生産品処分表」を作成し、校長、事務長、農場長の承認を得る。
- ③ 販売業務を受託したPTA側では、農産物の販売があった場合には、兼職承認を受けた農業高校の教職員が数量や販売金額を記載した日報（個票）の写しと代金を兼職承認を受けた事務室担当者へ提出する。
- ④ 兼職承認を受けた事務室担当者は受け取った販売代金をPTA口座に預け入れる。受け取った当日に預け入れることができない場合には、学校内の金庫に保管し、翌日以降に預け入れる。
- ⑤ 兼職承認を受けた事務室担当者は月の上期と下期に、PTA口座から販売代金を引き出し、県に納付する。

しかし、農業高校における農産物等の生産、売払管理業務については、以下のよう
な問題点があるため、「県立農業学校水産実習生産品等経理要領」を見直し、早
急に改善を図るべきである。

- ① 実際に使用されている日報(個票)を確認した結果、日報(個票)には「担当者
印」のほか、「照合者」、「整理者」の欄が設けられ、**日報に記載された内容を複数人で確認する様式となっているが、実際には「照合者」、「整理者」欄は使用されていない。**
- ② 野菜類や果樹類等の場合、生産(収穫)数量が全て販売されているとの前提の
もと、**日報には廃棄等の処分数量や残数量に関する情報は全く記載されてい
ないことから、生産量が全て販売されているかを確認することができない。**
- ③ ジャムやカップケーキ等の**加工品**については、一定期間にわたって販売を行
っていることから、その間は在庫として保管することとなる。本来であれば、
定期的(例えば毎月末)に実地棚卸を実施し、「生産品日報兼生産品処分票」
に記載されている残数量と実在庫数量が一致しているか否かを確認すべき
であるが、**実地棚卸は行われていない。**
- ④ P T A 側の販売代金を翌日以降に銀行口座に入金する場合は、一時的に学校
内の金庫に保管することとなり、その場合、**現金出納簿等により管理を行う
べきであるが、現状ではそのような管理は行われていない。**

なお、県では、上記の事項に対応するため、生産品日報兼生産品処分票等を以下
の様式へ見直し、運用する予定としている。

【 生 産 品 日 報 兼 生 産 品 処 分 票 】

生 産 品 日 報 兼 生 産 品 処 分 票 (年 月 上 期 分)

下 記 の と お り 決 定 す る。

校長	事務長			担当

日	品目 合計額 区分	()				()				()									
		数 量			残	売 払 額		数 量			残	売 払 額		数 量			残	売 払 額	
		生産	委託販売	その他		単価	金額	生産	委託販売	その他		単価	金額	生産	委託販売	その他		単価	金額
前 回 まで の 累 計																			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
校 内 小 計																			
校 外 小 計																			
合 計																			
累 計																			
納 入 義 務 者 氏 名																			

生 産 品 日 報 兼 生 産 品 処 分 票 (年 月 下 期 分)

下 記 の と お り 決 定 す る。

校長	事務長			担当

日	品目 合計額 区分	()				()				()									
		数 量			残	売 払 額		数 量			残	売 払 額		数 量			残	売 払 額	
		生産	委託販売	その他		単価	金額	生産	委託販売	その他		単価	金額	生産	委託販売	その他		単価	金額
前 回 まで の 累 計																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
31																			
校 内 小 計																			
校 外 小 計																			
合 計																			
累 計																			
納 入 義 務 者 氏 名																			

【 生（製） 産品日報（個票） 】

生（製）産品日報（個票）

平成27年10月1日

		担当

農 場

【 食品加工 科】

No.	生（製）産品番号	品 名	数量 単位	生（製）産数量		処 分 数 量							翌日 繰越 a+b-c			
				前日繰越 a	当日分 b	後納	委託 販売	試験 研究用	加工 材料用	減耗	廃棄	用途 変更		その他 ()	計 c	
1	△△△	ジャム	個	30	50		70	5				5			80	0
2	☆☆☆	味噌	kg	5.5	20		15								15	10.5
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

平成27年10月1日の日報
【ジャム】
・9月30日農場の残は30個、当日50個製産
・5個を試験に使用し、5個を破損により廃棄
・残りは販売委員会へ販売委託
【味噌】
・9月30日農場の残は5.5kg、当日20kg製産
・15kgを販売委員会へ販売し、残りは翌日へ

生産品販売管理委員会

No.	生（製）産品番号	品 名	数量 単位	販売品		単価	売 払						翌日繰越 d+e-f		
				前日繰越 d	農場から 受入 e		単 価 A		単 価 B		単 価 C			計 f	
							数量	売払額	数量	売払額	数量	売払額		数量 f	売払額
1	△△△	ジャム	個	0	70	A B C	100	70	7.000				70	7.000	0
2	☆☆☆	味噌	kg	0	15	A B C	200	15	3.000				15	3.000	0
3						A B									
4															
5															
6															
7						C A B C									
8						A B C									
9						A B C									
10						A B C									
11						A B C									
12						A B C									

平成27年10月1日の日報
【ジャム】
・前日からの繰越しは無し、農場から受入れ
・単価100円で完売し、売上げは翌日口座へ入金
【味噌】
・前日からの繰越しは無し、農場から受入れ
・単価200円で完売し、売上げは翌日口座へ入金

販売方法	現金にて売払い	
金融機関収納日	<input type="checkbox"/> 販売日と同じ	<input checked="" type="checkbox"/> 日入金* (10 月 2 日)
備考		

		担当

*入金後に、() 内に日付けを記入すること

(2) 備品等の管理

【指摘事項－22】 図書の除籍に関する基準を定めるべきである。

【指摘事項－23】 図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。

【意見－17】 図書を除籍するには、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。

農業高校では、学校図書館に約 18,000 冊の図書を保管し、生徒及び教職員に対して図書の貸出を行っている。学校図書館の利用に関する「図書館使用規定」を定めているが、**図書の除籍に関する基準を定めておらず、また、図書の除籍も定期的に行われていない。**

国公立大学や私立大学が設置する図書館とは異なり、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者（生徒及び教職員）の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するためには、**蔵書を定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を廃棄することも必要であると考えられる。**

特に、農業高校は農業科、園芸科、動物科学科等の特色ある専門学科を設置し、農業、園芸、畜産等でのスペシャリストを目指す生徒を数多く抱える学校である。農業高校の学校図書館を視察したが、農業や畜産等に関する専門書も数多く保管されていた。実習等の対応のために、生徒に常に最新の情報を提供することが重要である。従って、**図書の除籍に関する基準を定め、定期的な蔵書点検を通じて不要な図書を洗い出し、蔵書を精査することで、学校図書館の利用価値を高めるべきである。**

一方、専門書を除籍するにあたっては、専門書の内容が資料的価値を失っているか否かを判断する必要があるが、図書の担当教員が必要な専門知識を有していない場合も考えられる。従って、**図書を除籍するには、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。**

〔7〕 **兵庫県立姫路工業高等学校**

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立姫路工業高等学校
学校所在地	兵庫県姫路市伊伝居 600 番地 1
創立年度	昭和 11 年 (1936 年)
教育方針	<p>【校訓】</p> <p>自律・創造・敬愛</p> <p>【教育方針】</p> <p>① 校訓「自律、創造、敬愛」の校訓を根幹にすえた「人づくり」を通して、社会の一員としての自覚を養うとともに他者を思いやることのできる心を育てる。また、「創造的ものづくり」と技術革新の進展に対応し、地域とともに成長する魅力ある工業高校づくりを進める。</p> <p>② 79 年間の伝統に培われた本校教育の精神を基に、基礎・基本の確実な定着と活用する力の育成を図り、生徒一人一人の個性や能力を伸ばし、自ら学ぶ意欲と正しい勤労観・職業観を身につけ、希望する進路の実現と社会の変化に対応できる能力を養う。</p>
耐震補強工事	平成 26 年度実施済

(2) 施設

① 土地

所在地	公有財産台帳面積 (㎡)	取得年月日	使用状況
姫路市伊伝居字清水田 600 番 1	50,612.00	明治 33 年 7 月 28 日	校舎敷地・運動場
姫路市大寿台 2 丁目 510 番 15	1,090.52	平成 4 年 9 月 10 日	公舎敷地
姫路市伊伝居字清水田 614 番 3	614.85	平成 25 年 10 月 1 日	
その他	467.76		
合 計	52,785.13		

② 建物

所在地	名称	公有財産台帳面積 (㎡)		取得年月日
		建面積	延面積	
姫路市伊伝居字清水田 600 番地 1	体育館兼講堂	1,313.99	1,575.51	昭和 43 年 11 月 16 日
	機械科第 1 実習棟	1,149.00	1,149.00	昭和 46 年 3 月 31 日
	工業化学科実習棟	959.41	1,893.67	昭和 56 年 3 月 31 日
	機械科第 3 実習棟	947.13	1,907.13	昭和 49 年 3 月 31 日
	そ の 他	6,933.73	17,573.56	
合 計		11,303.26	24,098.87	

(3) 設置課程と学科

課 程	学科・コース	募集定員 (学級数)	課 程	学科・コース	募集定員 (学級数)
全日制	機 械 科	80 (2)	全日制	デザイン科	40 (1)
	電 気 科	40 (1)		溶 接 科	40 (1)
	工業化学科	40 (1)		電子機械科	40 (1)

(4) 在籍生徒数

(平成27年5月1日現在)

学 科	学 年	生 徒 定 員		生 徒 現 員			
		学級数	人 員	男	女	計	定員充足率
機 械 科	第 1 学 年	2	80	79	1	80	100.0%
	第 2 学 年	2	80	77	1	78	97.5%
	第 3 学 年	2	80	74	3	77	96.2%
	計	6	240	230	5	235	97.9%
電 気 科	第 1 学 年	1	40	40	0	40	100.0%
	第 2 学 年	1	40	39	0	39	97.5%
	第 3 学 年	1	40	38	1	39	97.5%
	計	3	120	117	1	118	98.3%
工 業 化 学 科	第 1 学 年	1	40	34	6	40	100.0%
	第 2 学 年	1	40	33	5	38	95%
	第 3 学 年	1	40	33	4	37	92.5%
	計	3	120	100	15	115	95.8%
デ ザ イ ン 科	第 1 学 年	1	40	6	34	40	100.0%
	第 2 学 年	1	40	6	34	40	100.0%
	第 3 学 年	1	40	5	32	37	92.5%
	計	3	120	17	100	117	97.5%
溶 接 科	第 1 学 年	1	40	38	2	40	100.0%
	第 2 学 年	1	40	39	0	39	97.5%
	第 3 学 年	1	40	36	1	37	92.5%
	計	3	120	113	3	116	96.6%
電 子 機 械 科	第 1 学 年	1	40	38	0	38	95.0%
	第 2 学 年	1	40	32	1	33	82.5%
	第 3 学 年	1	40	39	1	40	100.0%
	計	3	120	109	2	111	92.5%
計	第 1 学 年	7	280	235	43	278	99.2%
	第 2 学 年	7	280	226	41	267	95.3%
	第 3 学 年	7	280	225	42	267	95.3%
	計	21	840	686	126	812	96.6%

(5) 入学状況

① 一般入学

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成25年度 (平成25年2～3月実施)				平成26年度 (平成26年2～3月実施)				平成27年度 (平成27年2～3月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
機械科	40	44	43	40	40 (100%)	40	40	40	40 (100%)	42	42	40	40 (100%)
電気科	20	22	20	20	20 (100%)	19	19	19	19 (95%)	24	24	20	20 (100%)
工業 化学科	20	23	23	20	20 (100%)	21	21	20	20 (100%)	20	20	20	20 (100%)
デザ イン科	20	22	22	20	20 (100%)	23	23	20	20 (100%)	20	20	20	20 (100%)
溶接科	20	24	24	20	20 (100%)	21	21	20	20 (100%)	21	21	20	20 (100%)
合計	120	135	132	120	120 (100%)	124	124	119	119 (99.1%)	127	127	120	120 (100%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

② 推薦入学

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成25年度 (平成25年2～3月実施)				平成26年度 (平成26年2～3月実施)				平成27年度 (平成27年2～3月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
機械科	40	72	72	40	40 (100%)	61	61	40	40 (100%)	71	71	40	40 (100%)
電気科	20	37	37	20	20 (100%)	29	29	20	20 (100%)	34	34	20	20 (100%)
工業 化学科	20	57	57	20	20 (100%)	34	34	20	20 (100%)	37	37	20	20 (100%)
デザ イン科	20	38	38	20	20 (100%)	41	41	20	20 (100%)	33	33	20	20 (100%)
溶接科	20	35	35	20	20 (100%)	46	46	20	20 (100%)	42	42	20	20 (100%)
電子 機械科	40	53	53	40	40 (100%)	35	35	35	35 (87.5%)	37	37	37	37 (92.5%)
合計	160	292	292	160	160 (100%)	246	246	155	155 (96.8%)	254	254	157	157 (98.1%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

(6) 教職員数

区 分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	養 護 教 諭	同 産 休 代 替	同 初 任 研 代 替	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	事 務 員 (校 務 員)	技 術 員	技 術 員	内 訳			再 任 用 職 員	内 訳						合 計		
												実 習 員	調 理 員	給 食 員		教 諭	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 員	技 術 員			
																							38 時間 45 分	19 時間 22 分 30 秒
本 務 職 員	定 員	1	55	2	1		14	5	2		1				5	3	1			1			86	
	現 員	1	52	(1) 2	1	1	8	5	1		1	1			5	3	1			1			(1) 77	
	平成 26 年度 末 現 員	1	52	(1) 2	1	1	8	5	1		1	1			6	2	2			1		1	(1) 78	
区 分	時 間 講 師	内 訳			時 (初 任 研 代 替)	時 (教 育 課 程 研 究 指 定)	時 (病 休 代 替)	生 花	茶 作 法	学 校 医 等	内 訳					計	特 別 非 常 勤 講 師	代 替 以 外 の 臨 時 的 任 用 職 員	外 国 語 指 導 助 手	合 計				
		教 科 担 当	時 間 講 師	時 間 講 師	時 間 講 師	時 間 講 師			内 科	眼 科	耳 鼻 科	歯 科	薬 剤 師											
非 常 勤 職 員 等	定 員	週 108 時間		週 11 時間	週 9 時間	週 2 時間			5	1	1	1	1	1	週 130 時間	年 142 時間				週 130 時間	年 142 時間		週 130 時間	年 142 時間
	現 員	週 108 時間	週 108 時間	週 11 時間	週 9 時間	週 2 時間	1	1	5	1	1	1	1	1	5 人					10	1		5 人	週 130 時間
	平成 26 年度 末 現 員	⑫人	⑫人	④人	②人	①人			7 人	⑨人	①人			7 人	⑨人	①人			10	1		18 人	⑩人	週 128 時間
		⑭人	⑭人	②人			1	1	5	1	1	1	1	7 人	⑯人	④人			10	1		18 人	⑩人	週 162 時間

(注) 1 産休者を () 内書きで記載している。
 2 時間講師及び特別非常勤講師の現員については、○内に外書きで記載している。

【学校写真】

<本館>



<耐震補強工事（1号館）>



<旋盤>



<マシニングセンター>



2. 指摘事項及び意見

(1) 備品の管理

【指摘事項－24】 備品の管理が不十分である。

県では「使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が、100,000円以上のもの」については、備品管理要領に基づき管理することとしている。備品管理要領第5条において「物品管理者は、備品整理票（様式第1号）を各備品に貼付し、整理するものとする。」とされており、また、第6条において「出納員は財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。」と規定されている。備品出納簿の査閲、備品の現物実査等を実施した結果、①国庫補助金により平成22年3月に購入したテレビ22台（3,984,750円）が備品出納簿に掲載されていない、②平成26年度に10台購入した6尺旋盤について、それぞれ別々の整理番号が貼られるべきところ、2台の6尺旋盤に同じ整理番号の備品整理票が貼られていた、③備品に貼付されている備品整理票には手書で管理していた旧備品出納簿の番号等が記載されており、現行の備品出納簿導入後の備品整理票の貼り替えが行われていない等、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。

〔8〕 **兵庫県立日高高等学校**

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立日高高等学校
学校所在地	兵庫県豊岡市日高町岩中1番地
創立年度	昭和44年(1969年)
教育方針	<p>【校訓】 自主創造・清純明朗・敬愛奉仕</p> <p>【教育理念】 校訓「自主創造・清純明朗・敬愛奉仕」を、看護の心、福祉の心として具現化させ、わが国の社会および国際社会に貢献する心豊かで専門性の高い人間の育成をめざす。</p> <p>看護科・福祉科の特性を生かし、「生」と「死」を看つめ、護り、共に生きる社会をめざし、人権を大切に作る人間を育てる。</p>
耐震補強工事	平成24年度実施済

(2) 施設

① 土地

所在地	公有財産台帳面積(m ²)	取得年月日	使用状況
豊岡市日高町岩中宇焼辻1番	19,542.00	昭和44年3月8日	校舎敷地・運動場用地
豊岡市日高町国分寺字大門879番1	5,812.00	昭和44年3月8日	寄宿舎敷地・運動場用地
豊岡市日高町祢布字ガケガ森951番2	4,609.00	昭和44年3月8日	寄宿舎敷地・運動場用地
その他	5,187.20		寄宿舎敷地等
合 計	35,150.20		

② 建物

所在地	名称	公有財産台帳面積(m ²)		取得年月日
		建面積	延面積	
豊岡市日高町岩中宇焼辻1番	管理・普通教室棟	1,102.24	3,620.30	昭和53年3月31日
	体育館兼講堂	1,099.19	1,332.92	昭和48年3月31日
	その他	4,879.07	9,669.30	
豊岡市日高町鶴岡字大塚414番3	教職員住宅B-1	51.36	101.40	平成12年3月10日
	教職員住宅B-2	102.73	202.82	平成12年3月10日
合 計		7,234.59	14,926.74	

(3) 設置課程と学科

課程	学科・コース	募集定員(学級数)
全日制	福祉科	40(1)
全日制	看護科	40(1)
専攻科	看護専攻科	看護科から5年一貫

(4) 在籍生徒数

(平成27年5月1日現在)

学科	学年	生徒定員		生徒現員			
		学級数	人員	男	女	計	定員充足率
福祉科	第1学年	1	40	3	37	40	100.0%
	第2学年	1	40	2	29	31	77.5%
	第3学年	1	40	2	32	34	85.0%
	計	3	120	7	98	105	87.5%
看護科	第1学年	1	40	0	40	40	100.0%
	第2学年	1	40	0	40	40	100.0%
	第3学年	1	40	0	38	38	95.0%
	計	3	120	0	118	118	98.3%
計	第1学年	2	80	3	77	80	100.0%
	第2学年	2	80	2	69	71	88.7%
	第3学年	2	80	2	70	72	90.0%
	計	6	240	7	216	223	92.9%
看護専攻科	第1学年	1	40	0	38	38	95.0%
	第2学年	1	40	0	33	33	82.5%
	計	2	80	0	71	71	88.7%

(5) 入学状況

① 推薦入学

学科	定員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成25年度 (平成25年2~3月実施)				平成26年度 (平成26年2~3月実施)				平成27年度 (平成27年2~3月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
福祉科	40	37	37	37	37	33	33	33	33	44	44	40	40
					(92.5%)				(82.5%)			(100%)	(100%)
看護科	40	55	55	40	40	62	62	40	40	51	50	40	40
				(100%)	(100%)			(100%)	(100%)			(100%)	(100%)
合計	80	92	92	77	77	95	95	73	73	95	94	80	80
				(96.2%)	(96.2%)			(91.2%)	(91.2%)			(100%)	(100%)

(注) () 内は定員充足率(入学者/定員)

(6) 教職員数

区分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 初 任 研 代 替	同 病 休 代 替	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	同 育 休 代 替	事 務 員 (校 務 員)	技 術 職 員	技 術 員	内 訳			再 任 用 職 員	内 訳		合 計	
													実 習 員	調 理 員	給 食 員		教 諭	38 時 間 45 分		
本 務 職 員	定 員	1	32			1		6	4		2		1	1						47
	現 員	1	22			1			4		1		1			1				30
	平成26年度 末現員	1	(1) 25						[1] 3		1		1			1		1		(1) [1] 37
区分	時 間 講 師	内 訳 教 科 担 当	時 間 講 師 (初 任 者 研 修 代 替)	生 花	茶 作 法	学 校 医 等	内 訳					計	舎 監	特 別 非 常 勤 講 師	代 替 以 外 の 臨 時 的 任 用 職 員	外 国 語 指 導 助 手	合 計			
非 常 勤 職 員 等	定 員	週42時間		週11時間			5	1	1	1	1	1	1	週53時間 5人		年58時間			週53時間 年58時間 5人	
	現 員	週33時間 年284時間	週33時間 年284時間	週11時間	1	1	5	1	1	1	1	1	1	週44時間 年284時間 7人⑩人	〔兼38〕		17	<1>	週44時間 年284時間 24<1>人⑩人 〔兼38人〕	
	平成26年度 末現員	週26時間 年523時間	週26時間 年523時間	年385時間	1	1	5	1	1	1	1	1	1	週26時間 年908時間 7人⑦人	〔兼38〕	年58時間 ⑨人	12	<1>	週26時間 年966時間 19<1>人⑥人 〔兼38人〕	

- (注) 1 育休者並びに1か月以上の病気休暇取得者を () 内書きで記載している。
 2 育児休業者を [] 外書きで記載している。
 3 時間講師及び特別非常勤講師の現員について、○内に外書きしている。
 4 舎監欄の〔兼〕は教諭、実習助手及び臨時講師である。
 5 外国語指導助手については八鹿高等学校から訪問している者を < > 外書きしている。

【学校写真】

<校舎>



<第二体育館（夢ドーム）>



<寄宿舍（進美寮）>



2. 指摘事項及び意見

(1) 備品等の管理

【指摘事項－25】 備品の管理が不十分である。

県では「使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格が、100,000円以上のもの」については、備品管理要領に基づき管理することとしている。備品管理要領第5条において「物品管理者は、備品整理票（様式第1号）を各備品に貼付し、整理するものとする。」とされており、また、第6条において「出納員は財務規則様式第86号により備品の出納状況を現物と照合のうえ整理し、適正な管理を図るものとする。」と規定されている。備品出納簿の査閲、備品の現物実査等を実施した結果、①備品整理票が各備品に貼付されていない、②備品に貼付されている備品整理票には手書で管理していた旧備品出納簿の番号等が記載されており、現行の備品出納簿導入後の備品整理票の貼り替えが行われていない等、備品管理要領に基づく備品の管理が適切に行われていない事例が散見された。

【 備品整理票が未貼付 】

大分類	中分類	小分類	整理番号	品 名	価格（円）
15	151	106	0000001-00	低ベッド	330,750
19	194	900	0000001-00	ランニングマット3連 ^(注)	163,620

(注) グラウンドの整備に使用する備品であり、用途等を勘案すると備品整理票が容易に剥がれる可能性がある。

【指摘事項－26】 図書の除籍に関する基準を定めるべきである。

【指摘事項－27】 図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。

【意見－18】 図書を除籍するには、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。

兵庫県立日高高等学校（以下「日高高校」という。）では、学校図書館に約10,000冊の図書を保管し、生徒及び教職員に対して図書の貸出を行っている。学校図書館の利用に関する「図書閲覧規定」を定めているが、**図書の除籍に関する基準を定めていない。また、平成26年度中に図書の除籍を実施しているとの説明を受けたが、除籍に関する学校内での決裁手続を行っていなかった。**

国公立大学や私立大学が設置する図書館とは異なり、高等学校の図書館はスペースが限定的であり、その中で利用者（生徒及び教職員）の利用に役立つ適切な図書及び関連する資料を十分に整備するためには、**蔵書を定期的に点検評価し、利用価値の失われた図書等を廃棄することも必要であると考えられる。**

特に、日高高校は看護科・福祉科を設置し、看護師や介護福祉士の資格取得を目指す生徒を数多く抱える学校である。日高高校の学校図書館を視察したが、看護や介護等に関する専門書も数多く保管されていた。資格取得や実習等の対応のために、生徒に常に最新の情報を提供することが重要である。従って、**図書の除籍に関する基準を定め、定期的な蔵書点検を通じて不要な図書を洗い出し、蔵書を精査することで、学校図書館の利用価値を高めるべきである。**

一方、専門書を除籍するにあたっては、専門書の内容が資料的価値を失っているか否かを判断する必要があるが、図書の担当教員が必要な専門知識を有していない場合も考えられる。従って、**図書を除籍するには、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。**

(2) 教員の確保

【意見—19】 日高高校では今後も看護教員の確保に苦勞することが見込まれることから、県教育委員会と協力し、看護教員の確保に向けた具体的な対策を検討すべきである。

日高高校は、県下に2校しかない看護科を設置する学校であるが、**看護教員の確保に大変苦勞している。**

日高高校の看護教諭8名のうち5名が特別免許状の教諭であり、また臨時免許状の臨時講師が6名の配置となっている。

特別免許状の教諭、臨時免許状の臨時講師の多くは、病院等で看護実務の豊富な経験を有しており、実際には生徒の実習先の病院に依頼して、病院側がそれに応じて看護師不足の中で、学校教育のために人材協力している実態がある。また、教員としての処遇は、看護師としてのキャリアを多少考慮するものの、看護師として病院勤務する場合と比較した場合には下がることが多い。

病院側の看護師不足は深刻であり、**日高高校では今後も看護教員の確保に苦勞することが見込まれる。**地方都市における慢性的な看護師不足を解消するために日高高校は大変重要な役割を果たしていることを考えると、**県教育委員会と協力し、看護教員の確保に向けた具体的な対策を検討すべきである。**

【 教員免許状の種類 】

教育免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与される。授与を受けるためには、①所要資格（学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施）の合格）を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体面）を経る必要がある。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

免許状の種類	有効期間	有効地域の範囲	概要
普通免許状 { 専修免許状 一種免許状 二種免許状	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状である。所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与される。専修、一種、二種（高等学校は専修、一種）の区分がある。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができる。
特別免許状	10年	授与を受けた都道府県内の学校	教諭の免許状である。社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与される。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められる。幼稚園免許状はない。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されるが、特別活動など教科外活動を担任することも可能。
臨時免許状	3年	授与を受けた都道府県内の学校	助教諭、養護助教諭の免許状である。普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与される。 （当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができる（教育職員免許法附則第6項）。

（注）文部科学省 「教員免許制度の概要」を包括外部監査人が加工して作成した。

〔9〕 **兵庫県立芦屋国際中等教育学校**

1. 学校の概況

(1) 概要

名 称	兵庫県立芦屋国際中等教育学校
学校所在地	兵庫県芦屋市新浜町1-2
創立年度	平成15年(2003年)
教育方針	<p>【校訓】 RESPECT (尊敬)・INTEGRATION (融和)・CONTRIBUTION (貢献)</p> <p>【教育方針】</p> <p>① 言語環境や文化的背景の異なる子どもたちの相互啓発により、共に生きる心をはぐくみ、多文化社会に生きる人間形成を図る</p> <p>② 個に応じた指導の充実により、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に自ら学び、考え、判断し、行動する力を培う</p> <p>③ コミュニケーション能力や異なる文化を理解・尊重する態度など豊かな国際感覚を備え、国際社会に貢献できる力を育てる</p>
耐震補強工事	新耐震基準後の建物のため耐震補強工事不要

(2) 施設

① 建物

所在地	名称	公有財産台帳面積(m ²)		取得年月日
		建面積	延面積	
芦屋市新浜町1番2号	管理教室棟	811.00	2,464.97	平成18年3月30日
	渡り廊下(中等~2号棟)	73.36	207.32	平成18年3月30日
合 計		884.36	2,672.29	

(3) 設置課程と学科

課 程	学科・コース	募集定員(学級数)
[前期課程]		80 ^(※) (2)
[後期課程] 全日制課程	普通科単位制	

(※)募集定員の内訳は以下のとおりである。

- ① 日本語や日本文化への理解が不十分な外国人児童(30名)
- ② 海外から帰国した児童(30名)
- ③ 学校の教育目標を理解し、留学や海外での生活等を目指して特に入学を希望する児童(20名)

(4) 在籍生徒数

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

学 科	学 年	生 徒 定 員		生 徒 現 員			
		学級数	人 員	男	女	計	定員充足率
前 期 課 程	第 1 学 年	2	80	26	54	80	100.0%
	第 2 学 年	2	80	26	54	80	100.0%
	第 3 学 年	2	80	19	61	80	100.0%
	計	6	240	71	169	240	100.0%
後 期 課 程	第 4 年 次	2	80	24	52	76	95.0%
	第 5 年 次	2	80	25	55	80	100.0%
	第 6 年 次	2	80	16	62	78	97.5%
	計	6	240	65	169	234	97.5%
計		12	480	136	338	474	98.7%

(5) 入学状況

① 一般入学

学 科	定 員	通学区域変更前								通学区域変更後			
		平成 25 年度 (平成 25 年 2～3 月実施)				平成 26 年度 (平成 26 年 2～3 月実施)				平成 27 年度 (平成 27 年 2～3 月実施)			
		志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者	志願者	受検者	合格者	入学者
—	80	368	335	80	80 (100%)	359	325	80	79 (98.7%)	336	329	80	80 (100%)

(注) () 内は定員充足率 (入学者/定員)

(6) 教職員数

区 分	校 長	教 頭 及 び 教 諭	同 育 休 代 替	同 派 遣 代 替	同 配 偶 者 同 行 代 替	養 護 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	事 務 員 (校 務 員)	技 術 職 員	技 術 員	内 訳			再 任 用 職 員	内 訳					合 計	
												実 習 員	調 理 員	給 食 員		教 諭	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員		
																						38 時 間 45 分
本 務 職 員	定 員	1	34			1		4							2	1	1					42
	現 員	1	(1) [2] 30	1	1	1		3							2	1	1					(1) [2] 40
	平成 26 年 度 末 現 員	1	(1) [1] 31	1	1	1		3							1	1						(1) [1] 39
区 分	時 間 講 師	内 訳 教 科 担 当	時 間 講 師 (初 任 者 研 修 代 替)	生 花	茶 作 法	学 校 医 等	内 訳					計	特 別 非 常 勤 講 師	非 常 勤 嘱 託 員	代 替 以 外 の 臨 時 的 任 用 職 員	外 国 語 講 師	外 国 語 指 導 助 手	合 計				
区 分	時 間 講 師	内 訳 教 科 担 当	時 間 講 師 (初 任 者 研 修 代 替)	生 花	茶 作 法	内 科 医	眼 科 医	耳 鼻 科 医	歯 科 医	薬 劑 師												
非 常 勤 職 員 等	定 員	週 68 時 間				5	1	1	1	1	1	週 68 時 間	年 156 時 間	9		8		週 68 時 間 年 156 時 間 22 人				
	現 員	週 68 時 間 ⑩ 人	週 68 時 間 ⑩ 人			5	1	1	1	1	1	週 68 時 間		9	3	8	< 1 > 2	週 68 時 間 < 1 > 27 人 ⑩ 人				
	平成 26 年 度 末 現 員	週 61 時 間 ⑩ 人	週 61 時 間 ⑩ 人	週 33 時 間 ⑥ 人		5	1	1	1	1	1	週 94 時 間	年 138 時 間	11	3	8	< 1 > 2	週 94 時 間 年 138 時 間 29 人 < 1 > ⑩ 人				

- (注) 1 海外派遣者を () 内書き、育児休業者及び配偶者同行休業者を [] 外書きで記載している。
 2 理科 7 時間は国際高等学校教諭 1 人が兼務している。
 3 時間講師及び特別非常勤講師の現員については、○内に外書きで記載している。
 4 外国語指導助手については神戸商業高等学校から訪問している者を < > 外書きしている。

【学校写真】

<校舎①>



<校舎②>



<応接室内に保管されている各国国旗>



2. 指摘事項及び意見

特になし。

別 添 指摘事項及び意見のまとめ

I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理		
(1) 高額物品の調達契約について	3	2
(2) 耐震補強工事について	1	2
(3) 県立学校施設の老朽化対策費用について	1	1
(4) 緊急修繕・環境整備工事の執行状況について	0	1
(5) その他計画整備事業について	0	2
(6) 一括契約を実施している請負・委託契約について	0	1
(7) 学校徴収金の管理について	4	3
(8) 教職員の勤務時間の適正化について	0	1
(9) 備品の管理について	1	0
(10) 望ましい規模と配置の在り方について	0	1
計	10	14
2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理		
〔1〕 兵庫県立神戸高等学校	1	0
〔2〕 兵庫県立神戸商業高等学校	2	0
〔3〕 兵庫県立阪神昆陽高等学校	2	0
〔4〕 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校	1	1
〔5〕 兵庫県立西宮高等学校	3	0
〔6〕 兵庫県立農業高等学校	4	2
〔7〕 兵庫県立姫路工業高等学校	1	0
〔8〕 兵庫県立日高高等学校	3	2
〔9〕 兵庫県立芦屋国際中等教育学校	0	0
計	17	5
合 計	27	19

Ⅱ. 指摘事項及び意見

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

1. 兵庫県教育委員会の財務事務の執行及び運営の管理

(1) 高額物品の調達契約について

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－1〕	姫路工業高校の高額物品の調達契約については、県教育委員会の十分な指導がなかったことにより、その入札過程において透明性、公正性、公平性の観点から大いに反省すべき点が多い。	◎	139
〔指摘事項－2〕	特定の業者1者のみから下見積りを徴収し、その下見積り金額を基に設計価格、予定価格を算定していること、5つの物品をまとめて一括入札に付しているにもかかわらず入札公告期間及び仕様確認期間が十分確保されていなかったことは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らし適切ではない。	◎	140
〔指摘事項－3〕	2つの県立工業高校において、ほぼ同時期に同じ業者から同じ物品を購入したにもかかわらず、購入額に約5百万円の差異があった。もし、各県立学校の入札事務等を指導する立場にある県教育委員会が積極的に関与していれば、購入額がさらに減少した可能性がある。	◎	143

意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－1〕	稀にしか実施しない高額物品の調達契約については、各県立学校だけで実施するのではなく、入札事務等を指導する県教育委員会が積極的に関与し、適正に指導すべきであったと考えられる。県教育委員会は、金額の重要性に応じて物品の入札事務等の関与のあり方を明確にし、それぞれの事務フローを検討すべきである。	◎	139
〔意見－2〕	競争入札にあたり、設計金額を決定する際には、過去の類似入札案件、それが無ければ、他府県の先事例を参考にして決定すべきであり、下見積りを徴収せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴収すべきである。	◎	140

(2) 耐震補強工事について

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－4〕	県土整備部県土企画局契約管理課では、耐震補強工事に係る設計関係書類について、法令に保存期間の定めがあるものを除き、「文書管理規則」第8条別表のうち3年保存を適用し、設計会社から納品を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から3年経過した日をもって廃棄する取扱いとしていた。結果的には、平成26年度に実施された耐震補強工事に係る設計関係書類の全ては現物確認ができたが、文書管理規則に基づき、書類の重要度を考慮して、工事が完了した日の属する会計年度の翌会計年度を起算とすべきである。	◎	145

意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－3〕	試行的に採用した「設計・施工一括発注方式」及び「総合評価落札方式」の導入を見送った経緯等についての総括を踏まえ、当該方式に適した工事については、今後、発注方式として検討すべきである。		146
〔意見－4〕	県立学校の耐震補強工事に係る仮設校舎の賃貸借契約については、各県立学校において過去に入札参加辞退を繰り返した業者を把握できるよう過去の契約実績における指名業者名、落札業者名及び辞退業者名をまとめた一覧表を県教育委員会が作成し、業者指名の参考資料として入札を実施する県立学校に送付するとともに、適切な助言を行うことで十分な競争原理が担保されるよう努めるべきである。	○	151

(3) 県立学校施設の老朽化対策費用について

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－5〕	平成30年度までの完了を目指す耐震化事業を優先する中、老朽化対策までには十分な予算配分がなされていない。県立学校施設の経済的耐用年数は60年程度とされており、耐震化事業完了後、速やかに実施できるよう、今のうちから具体的な老朽化対策を打ち出すべきである。	◎	153

意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-5]	具体的な老朽化対策として、物理的耐用年数を 80 年程度（改修後 30 年以上）にまで延ばすことが可能となるよう、早急に長寿命化改修の導入を検討すべきである。なお、文部科学省が策定した手引や公有財産台帳による県立学校施設の建築年度ごとの延床面積等により試算した結果によれば、長寿命化改修を選択すると、改築を選択した場合と比較して、30 年間で約 1,000 億円のコスト削減、年平均で 33 億円のコスト削減の効果が見込まれるとのことである。	◎	153

(4) 緊急修繕・環境整備工事の執行状況について

指摘事項

特になし。

意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-6]	平成 26 年度の緊急修繕・環境整備工事の各学校からの要望に対する執行率は、件数で 35.2%、金額で 23.8%と低い。執行されなかったことによる影響について、県教育委員会で各県立学校の意見を確認した上で、翌年度以降の予算確保に向けて、慎重に検討すべきである。		158

(5) その他計画整備事業について

指摘事項

特になし。

意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-7]	県教育委員会において予算総額を考慮し、要求すべき事業を実現可能性があるものに絞り込むなど、明確な基準を示したうえで、各県立学校に、少なくとも業者見積りを徴収する等して、金額の記載を行うように指導すべきである。		160
[意見-8]	県教育委員会では、工事の優先順位とその判断基準を明確にして、工事内容をランク分けできるようにし、各県立学校が工事実施要求を行う際には、工事毎にランク分けして関係資料を提出するよう指導すべきである。		160

(6) 一括契約を実施している請負・委託契約について

指摘事項

特になし。

意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－9〕	各都道府県教育委員会の一括契約の状況を踏まえて、コストダウン効果が期待できる一括契約を増加させることを検討すべきである。	◎	162

(7) 学校徴収金の管理について

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－6〕	学校徴収金事務取扱要綱において求められている出納簿や決算報告書等の作成が行われていないケースが数多く散見された。また、一部の県立学校においては、平成26年度の証拠書類等が既に廃棄されているケースも見受けられた。県教育委員会は、学校徴収金について再度要綱の遵守を徹底するとともに、積極的に指導を行うべきである。	◎	164
〔指摘事項－7〕	学校徴収金に係る業者支払いについて、頻繁に現金で支払いをしているケースが見受けられたが、盗難等のリスク等を勘案すると原則銀行振込とすべきである。やむを得ず、現金で支払う場合でも、預金口座からの出金後から支払いまでの間は、県立学校の金庫に保管しておくべきである。県教育委員会は現金の取扱ルールについて、各県立学校を指導すべきである。	◎	164
〔指摘事項－8〕	学校徴収金において、やむを得ず教員が業者への立替払いを行っているケースが見受けられた。立替払いは、一時的なものではあったが、20万円を超えるものがあるなど、教員一人が立替えるには高額であり、好ましくない。教員による立替払いについては、原則として禁止とし、やむを得ない場合の対応方法等についてルールを定め、周知徹底を図るべきである。	◎	164
〔指摘事項－9〕	学校徴収金事務取扱要綱第15条では、校内監査委員による監査を行うことになっており、監査を受ける前提として、単に出納簿を作成するだけでなく、証拠書類と出納簿、勘定明細、決算報告書の関係性を説明できるよう帳簿を整備し、決算書を作成する側が説明責任を果たせるように県教育委員会は各県立学校に対する指導を徹底すべきである。	◎	167

意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見一10〕	県教育委員会では、表計算ソフトを利用した標準的な帳簿体系を準備し、これを県立学校に配布することで、学校徴収金の決算を担当する教員が効率的かつ適切に学校徴収金の管理が行えるよう、各県立学校の指導を徹底すべきである。	◎	167
〔意見一11〕	教員は、学校徴収金及び会計についての知識が十分でない場合も多いことから、学校徴収金の管理についての研修会の実施、会計事務に精通した者が適切な指導を行う等の対応をすべきである。	◎	167
〔意見一12〕	学校徴収金の未納は、県立学校全体に関する問題であり、県教育委員会は学校徴収金の未納割合を下げるための施策について、各県立学校で意見交換を行う機会等を設けるべきである。	○	170

(8) 教職員の勤務時間の適正化について

指摘事項

特になし。

意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見一13〕	職場としての学校が教職員の心身の健全化を図ることによって生徒に明るい表情が宿るのではと考えられるので、過度の超過勤務は全ての局面で是正されるべきであり、「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」に掲揚されている「調査・照会・提出書類の簡素化」「校務・業務の効率化・IT化」「学校事務の改善」「会議・研修・出張・研究指定等の見直し」「学校行事・事業の見直し」は是非実現されるべきである。		171

(9) 備品の管理について

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項一10〕	県教育委員会は各県立学校に対して備品の管理を適切に行うよう指導すべきである。	○	174

意見

特になし。

(10) 望ましい規模と配置の在り方について

指摘事項

特になし。

意見

意見No.	要約	重要度	報告書頁
〔意見－14〕	望ましい規模と配置の在り方については、継続的な検討課題として、更に有識者の意見を踏まえて、計画的、具体的な長期ビジョンを示すべきである。	○	175

2. 県立学校の財務事務の執行及び運営の管理

〔1〕兵庫県立神戸高等学校

指摘事項

指摘事項No.	要約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－11〕	神戸高校では、修学旅行については業者選定を教員のための当該学年会議にて行っているものの、その議事録や見積比較資料、業者の提案資料は保存されておらず、また、卒業アルバムについては業者選定委員会を設置せず、従来から契約している業者と一者随意契約を行っていた。	○	183

意見

特になし。

〔2〕兵庫県立神戸商業高等学校

指摘事項

指摘事項No.	要約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－12〕	備品の管理が不十分である。		190
〔指摘事項－13〕	図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。		191

意見

特になし。

〔3〕 兵庫県立阪神昆陽高等学校

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－14〕	川西高校の閉校に伴い、管理換手続が行われた備品について、早急に現物との照合作業を実施し、管理換受領登録手続を完了させるべきである。	○	197
〔指摘事項－15〕	川西高校から受け入れた図書を早急に整理し、図書原簿への登録を行うべきである。		197

意 見

特になし。

〔4〕 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－16〕	阪神昆陽特別支援学校では、PTAとの間で「生産品の委託販売契約書」を締結し、パンの販売をPTAに委託しているが、実際には阪神昆陽特別支援学校の教職員が販売や代金収納事務を行っており、実質的にはPTAに対して販売を委託しているとは言い難い。	○	202

意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－15〕	農業高校における生産物収入管理の見直しを受けて、阪神昆陽特別支援学校においても同様の見直しが行われるべきである。	○	202

〔5〕 兵庫県立西宮高等学校

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－17〕	備品の管理が不十分である。		208
〔指摘事項－18〕	図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。		209

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－19〕	P T Aから図書を寄贈された場合は、寄贈にかかる決裁手続を実施すべきである。		210

意 見

特になし。

〔6〕 兵庫県立農業高等学校

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－20〕	農業高校では、P T Aとの間で「生産品の委託販売契約書」を締結し、農産物等の販売をP T Aに委託しているが、実際には農業高校の教職員が販売や代金収納事務を行っており、実質的にはP T Aに対して販売を委託しているとは言い難い。	◎	219
〔指摘事項－21〕	農業高校における農産物等の生産、売払管理業務について、「県立学校農水産実習生産品等管理要領」を見直し、早急に改善を図るべきである。	◎	220
〔指摘事項－22〕	図書の除籍に関する基準を定めるべきである。		224
〔指摘事項－23〕	図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。		224

意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－16〕	「県立学校農水産実習生産品等管理要領」を見直し、例えば、校内に「生産品販売管理委員会」を設置し、当該委員会に販売を委託するなど、実態に即した委託販売を行うことを可能にすべきである。	◎	219
〔意見－17〕	図書を除籍する際には、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。		224

〔7〕 兵庫県立姫路工業高等学校

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項-24〕	備品の管理が不十分である。		231

意 見

特になし。

〔8〕 兵庫県立日高高等学校

指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項-25〕	備品の管理が不十分である。		236
〔指摘事項-26〕	図書を除籍に関する基準を定めるべきである。		237
〔指摘事項-27〕	図書の定期的な点検評価を実施し、学校図書館の利用価値を高めるべきである。		237

意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-18〕	図書を除籍する際には、専門知識を有する教員と協議した上で除籍対象の図書を慎重に選定し、県立学校内の決裁手続を経た上で実施すべきである。		237
〔意見-19〕	日高高校では今後も看護教員の確保に苦勞することが見込まれることから、県教育委員会と協力し、看護教員の確保に向けた具体的な対策を検討すべきである。		238

〔9〕 兵庫県立芦屋国際中等教育学校

指摘事項

特になし。

意 見

特になし。